

野村資産設計ファンド

2015／2020／2025／2030／2035／2040／2045／2050／2060

愛称：未来時計

追加型投信

内外

資産複合

インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年3月20日）

この目論見書により行なう野村資産設計ファンド2015／2020／2025／2030／2035／2040／2045／2050／2060の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月19日に関東財務局長に提出しており、2024年9月20日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	：	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	：	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	：	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	30
4【手数料等及び税金】	41
5【運用状況】	45
第2【管理及び運営】	103
1【申込（販売）手続等】	103
2【換金（解約）手続等】	104
3【資産管理等の概要】	105
4【受益者の権利等】	110
第3【ファンドの経理状況】	112
1【財務諸表】	112
2【ファンドの現況】	443
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	448
第三部【委託会社等の情報】	449
第1【委託会社等の概況】	449
1【委託会社等の概況】	449
2【事業の内容及び営業の概況】	451
3【委託会社等の経理状況】	452
4【利害関係人との取引制限】	502
5【その他】	502
約款	503

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村資産設計ファンド 2015

野村資産設計ファンド 2020

野村資産設計ファンド 2025

野村資産設計ファンド 2030

野村資産設計ファンド 2035

野村資産設計ファンド 2040

野村資産設計ファンド 2045

野村資産設計ファンド 2050

野村資産設計ファンド 2060

(以上を総称して「野村資産設計ファンド」または「各ファンド」という場合、愛称として「未来時計」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合、愛称として「未来時計 2015」、「未来時計 2020」、「未来時計 2025」、「未来時計 2030」、「未来時計 2035」、「未来時計 2040」、「未来時計 2045」、「未来時計 2050」、「未来時計 2060」という場合があります。また、各々、「野村資産設計ファンド 2015」を「2015」、「野村資産設計ファンド 2020」を「2020」、「野村資産設計ファンド 2025」を「2025」、「野村資産設計ファンド 2030」を「2030」、「野村資産設計ファンド 2035」を「2035」、「野村資産設計ファンド 2040」を「2040」、「野村資産設計ファンド 2045」を「2045」、「野村資産設計ファンド 2050」を「2050」、「野村資産設計ファンド 2060」を「2060」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき4兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当

りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に1.65%(税抜1.5%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位(当初元本1口=1円)

(7) 【申込期間】

2024年9月20日から2025年9月22日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、販売会社の定める期日までに申込代金をお支払いください。(詳しくは販売会社にお問い合わせください。)各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆野村資産設計ファンドは、安定運用開始時期（ターゲットイヤー）の異なるスイッチング可能なファンドで構成されています。
- ◆国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象^{※1}とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象資産等の追加が行なわれる場合があります。
- ◆各ファンドには、それぞれ安定運用開始時期（ターゲットイヤー）が定められており、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減（ぜんげん）と公社債の実質組入れの漸増（ぜんぞう）を行ない、リスクの漸減（ぜんげん）を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

※1 各ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

各ファンドの受益権の信託金限度額は各々2兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村資産設計ファンド 2015) (野村資産設計ファンド 2020) (野村資産設計ファンド 2025)
(野村資産設計ファンド 2030) (野村資産設計ファンド 2035) (野村資産設計ファンド 2040)
(野村資産設計ファンド 2045) (野村資産設計ファンド 2050) (野村資産設計ファンド 2060)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型	国内	不動産投信	特殊型
	海外	その他資産 ()	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を含む)			
	年 2 回				
	年 4 回	日本			日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()	
	年 12 回 (毎月)	欧州			T O P I X
		アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信		中南米		なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分 変更型))	その他 (安定運用 開始前 年 2 回、 安定運用 開始以降 年 12 回(毎月))	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ		その他 (合成指数)
資産複合 ()		中近東 (中東)			
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種

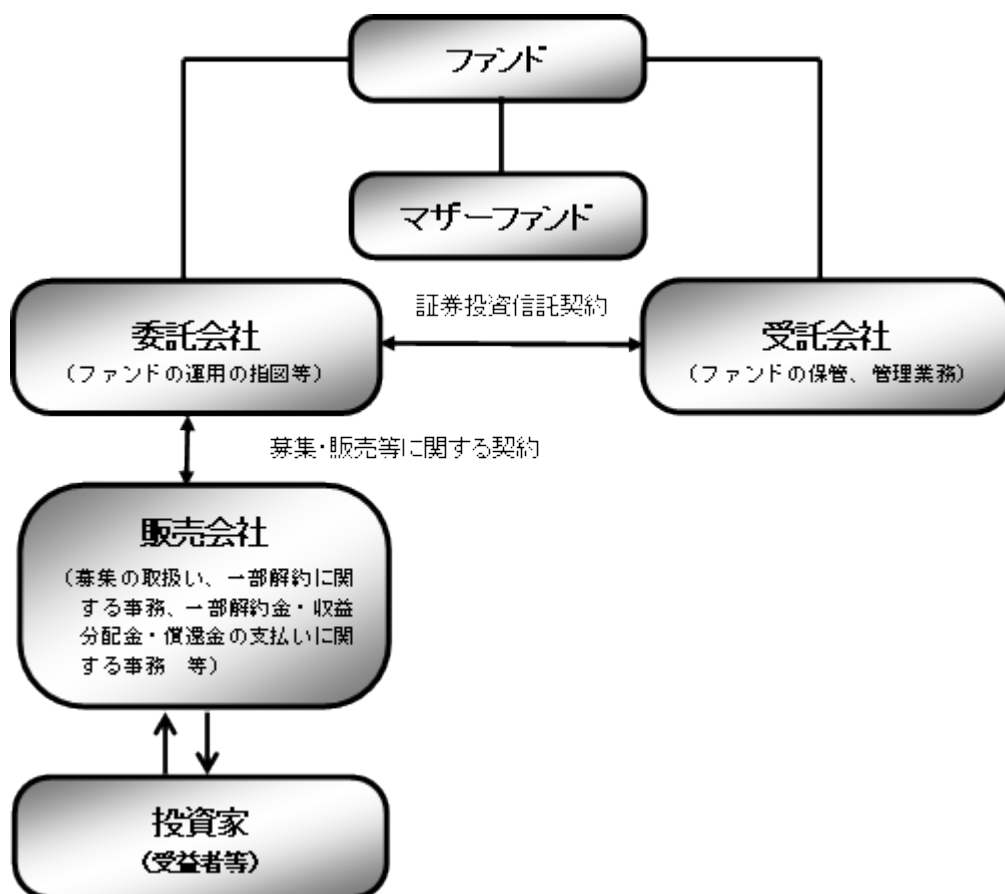
指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

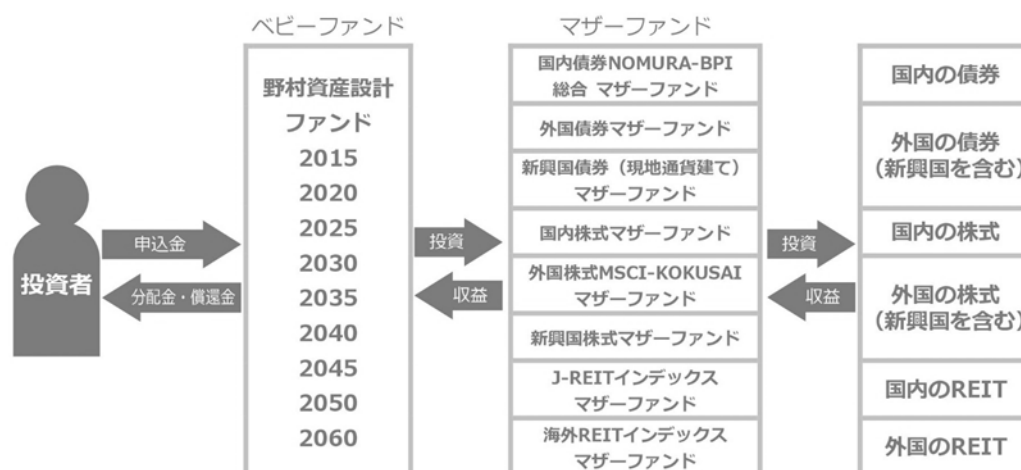
2007 年 6 月 11 日	野村資産設計ファンド 2015/2020/2025/2030/2035/2040 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2010 年 9 月 10 日	野村資産設計ファンド 2045 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015 年 9 月 17 日	野村資産設計ファンド 2050 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2019 年 9 月 13 日	野村資産設計ファンド 2060 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村資産設計ファンド 2015 野村資産設計ファンド 2020 野村資産設計ファンド 2025 野村資産設計ファンド 2030 野村資産設計ファンド 2035 野村資産設計ファンド 2040 野村資産設計ファンド 2045 野村資産設計ファンド 2050 野村資産設計ファンド 2060
マザーファンド (親投資信託)	国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド 国内株式マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 新興国株式マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●各ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況（2025 年 1 月末現在）■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997 年 10 月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

2000 年 11 月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

[1] 国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

◆運用にあたっては、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

◆将来の市場構造変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

[2] 各ファンドには、それぞれ安定運用開始時期（ターゲットイヤー）が定められており、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的※に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減（ぜんげん）と公社債の実質組入れの漸増（ぜんぞう）を行ない、リスクの漸減（ぜんげん）を図ることを基本とします。

※定期的な基本投資割合の変更は、当面、原則年 1 回行なうことを基本とします。

◆各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

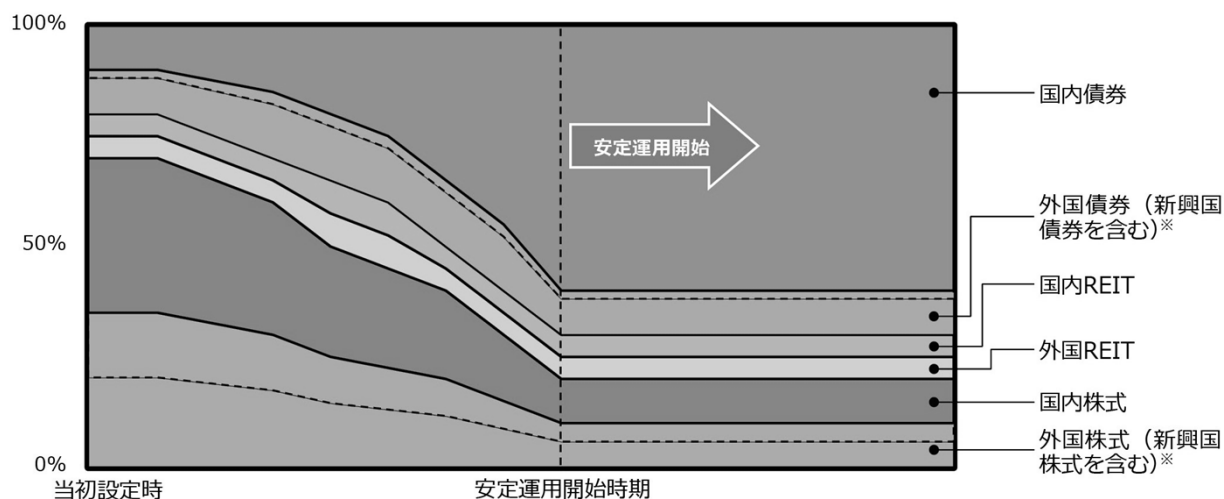
◆各ファンドの安定運用開始時期（ターゲットイヤー）は以下の通りです。

野村資産設計ファンド 2015	2015 年 6 月の決算日の翌日（第 16 計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2020	2020 年 6 月の決算日の翌日（第 26 計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2025	2025 年 6 月の決算日の翌日（第 36 計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2030	2030 年 6 月の決算日の翌日（第 46 計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2035	2035 年 6 月の決算日の翌日（第 56 計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2040	2040 年 6 月の決算日の翌日（第 66 計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2045	2045 年 6 月の決算日の翌日（第 71 計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2050	2050 年 6 月の決算日の翌日（第 71 計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2060	2060 年 6 月の決算日の翌日（第 83 計算期間開始日）

※「野村資産設計ファンド 2015」は 2015 年 6 月 23 日から、「野村資産設計ファンド 2020」は 2020 年 6 月 23 日から、安定運用を開始しました。

■基本投資割合のイメージ図■

『野村資産設計ファンド 2060』の例



※新興国債券、新興国株式の割合は、各々外国債券、外国株式内に点線で示しています。

※上記の図表は現時点で決定している基本投資割合をもとにしたイメージ図であり、また、実際に上記のような運用を行なうことを保証するものではありません。

[3] 各ファンドにおける各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下の通りとします。

■ 2025年3月現在の基本投資割合 ■

	野村資産設計ファンド							各ファンド 共通 (注1)
	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	57%	43%	33%	24%	19%	14.5%	10%	60%
外国債券マザーファンド	8.2%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	10.8%	7.4%	10% (注2)
新興国債券（現地通貨建て） マザーファンド	2.8%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.7%	2.6%	10% (注2)
国内株式マザーファンド	11%	16%	20.5%	23.0%	26%	30.5%	35%	5%
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	6.5%	9.5%	12.1%	13.6%	15.4%	18.1%	20.7%	5%
新興国株式マザーファンド	4.5%	6.5%	8.4%	9.4%	10.6%	12.4%	14.3%	5%
J-REITインデックス マザーファンド	5%	5%	5.5%	7.5%	7%	5%	5%	5%
海外REITインデックス マザーファンド	5%	5%	5.5%	7.5%	7%	5%	5%	5%

(注1) 「野村資産設計ファンド2015」は2015年6月23日から、「野村資産設計ファンド2020」は2020年6月23日から、安定運用を開始しました。

(注2) 各々、2本のマザーファンドの合計の投資割合とします。

※家計や市場の構造変化等を考慮し、上記の基本投資割合が変更となる場合があります。

〈ご参考：当初設定時の基本投資割合〉

	野村資産設計ファンド					
	2015	2020	2025	2030	2035	2040
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	39%	29%	22%	17%	13.5%	11%
外国債券マザーファンド	15%	15%	15%	15%	13.5%	11%
国内株式マザーファンド	18%	21.5%	24%	28%	31.5%	34%
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	18%	21.5%	24%	28%	31.5%	34%
J-REIT インデックス マザーファンド	5%	6.5%	7.5%	6%	5%	5%
海外 REIT インデックス マザーファンド	5%	6.5%	7.5%	6%	5%	5%

	野村資産設計ファンド		
	2045	2050	2060
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	10%	10%	10%
外国債券マザーファンド	8.4%	8.1%	8.2%
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1.6%	1.9%	1.8%
国内株式マザーファンド	35%	35%	35%
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	24.3%	21.2%	20.3%
新興国株式マザーファンド	10.7%	13.8%	14.7%
J-REIT インデックス マザーファンド	5%	5%	5%
海外 REIT インデックス マザーファンド	5%	5%	5%

[4] 各ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動をめざす対象指数の月次リターンに、委託会社が定める各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとし、原則として毎月、リバランスを行ない、その指数への連動をめざします。

■各マザーファンドの投資方針等について■

〔国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド〕

（対象指数：NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合））

- ・主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

「NOMURA-BPI 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

〔外国債券マザーファンド〕

（対象指数：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））

- ・主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

〔新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド〕

（対象指数：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース））

- ・現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動き

を概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

※公社債等の発注業務（発注に伴う裁量権は付与しないものとします。）の一部をノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッドに代行させます。

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）」は、JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (US\$ベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成される時価総額加重平均指数であり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

〔国内株式マザーファンド〕

（対象指数：東証株価指数 (TOPIX) （配当込み））

- ・主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数 (TOPIX) （配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」は、株式会社 J P X 総研が発表している株価指標で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の 1 つです。
東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

〔外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド〕

（対象指数：MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)）

- ・主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)*の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

※配当再投資・GROSS(税込)の指数とします。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

〔新興国株式マザーファンド〕

（対象指数：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース））

- ・新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）」は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

〔J-REIT インデックス マザーファンド〕

（対象指数：東証 REIT 指数（配当込み））

- ・ J-REIT を主要投資対象とし、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・ J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

「東証 REIT 指数（配当込み）」は、東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄に投資した場合の投資成果（市場における価格の変動と配当金の受け取りをあわせた投資成果）を表す指数です。

東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄を対象とした時価総額加重平均を、2003 年 3 月 31 日を 1,000 として指数化したものです。

東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

〔海外 REIT インデックス マザーファンド〕

（対象指数：S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース））

- ・ 日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ・ REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）」は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

S&P 先進国 REIT 指数は、S&P の持つグローバル・インデックスである S&P グローバル株価指数から、REIT 及び REIT と同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託（REIT）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

〔5〕為替ヘッジは行ないません。

- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産

投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象とします。

- ◆各ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」への投資を通じて、実質的に国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）に投資を行ないます。
- ◆将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

■各マザーファンドの主要投資対象■

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とします。
外国債券マザーファンド	外国の公社債を主要投資対象とします。
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。
国内株式マザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とします。
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式を主要投資対象とします。
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証券）※ ¹ を含みます。）を主要投資対象とします。
J-REIT インデックス マザーファンド	J-REIT※ ² を主要投資対象とします。
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT※ ³ を主要投資対象とします。

※¹ Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※² わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※³ 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

<各ファンド共通>

①投資の対象とする資産の種類（約款第 15 条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等（約款第 16 条第 1 項）

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲等（約款第 16 条第 2 項）

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）各マザーファンドの概要

「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

①主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

①株式への投資は行ないません。

- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内株式マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)（配当込み）の動きに連動す

る投資成果を目指します。

②非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%

以内とします。

- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債*への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

- ⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「新興国株式マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。

- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- ⑤外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

- ⑥同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

- ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑨投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「J-REIT インデックス マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。
ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ-REITがある場合には、当該J-REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「海外 REIT インデックス マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券*(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

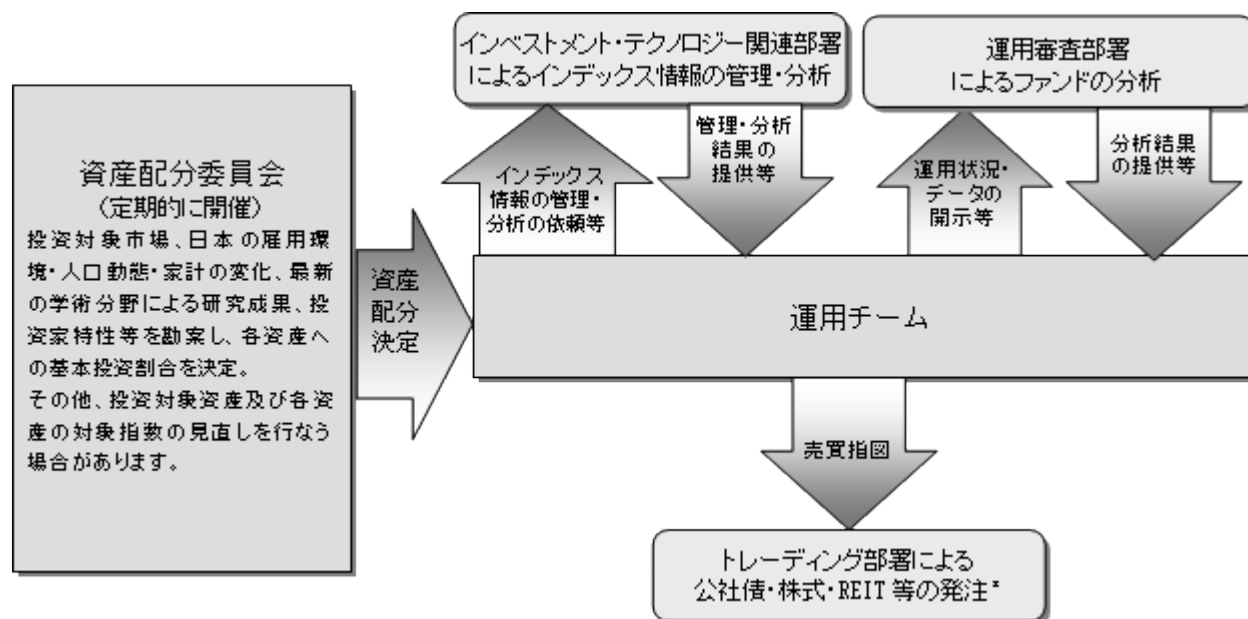
ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

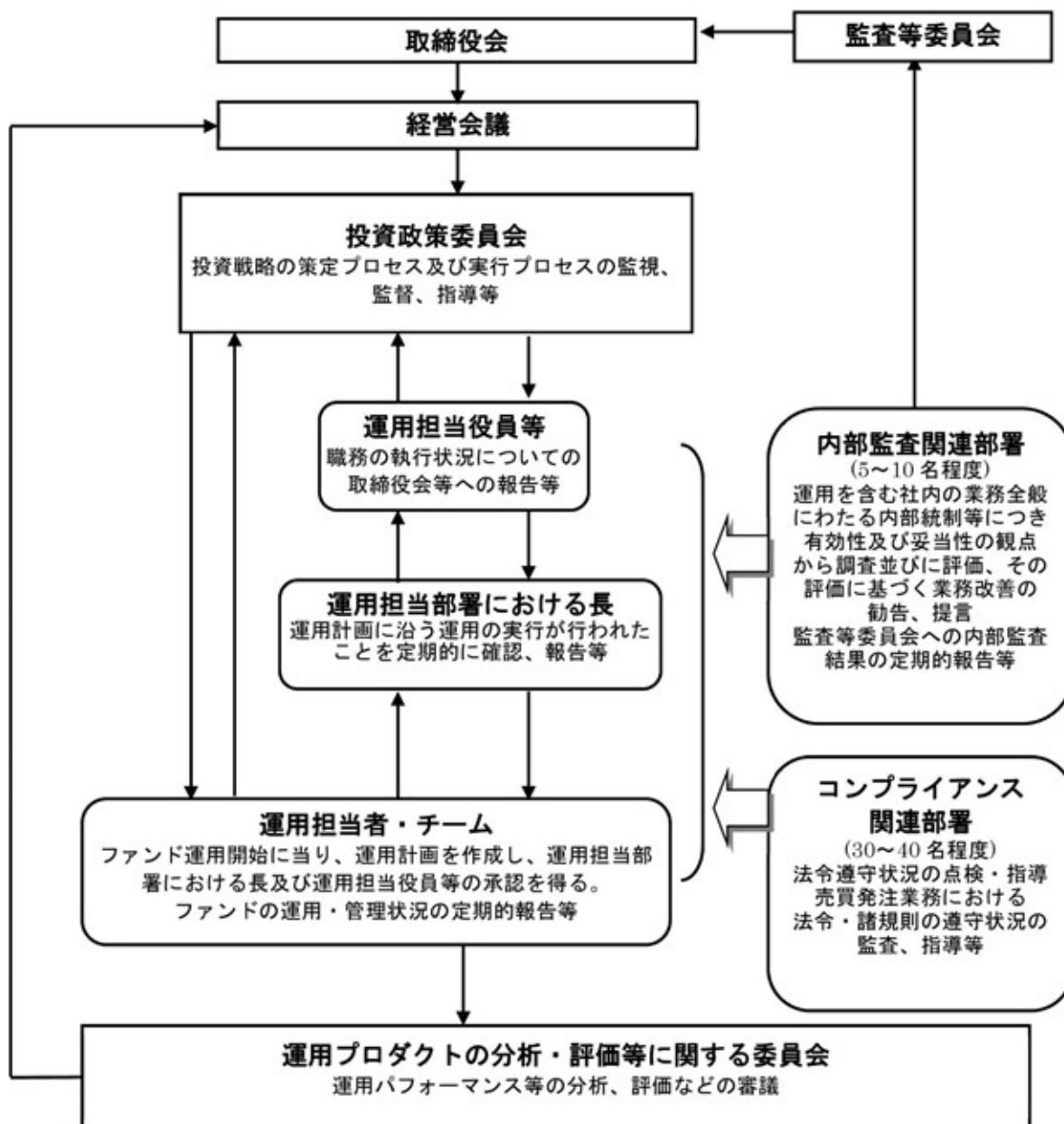


*新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドにおける公社債等の発注業務（発注に伴う裁量権は付与しないものとします。）の一部をノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッドに代行させます。

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（安定運用開始時期前は年２回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則とし

て以下の方針（分配方針）に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

<安定運用開始時期前>

原則として毎年6月、12月の各22日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

<安定運用開始時期以降>

原則として毎月22日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。※¹

[分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。※²

※¹ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

※² 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

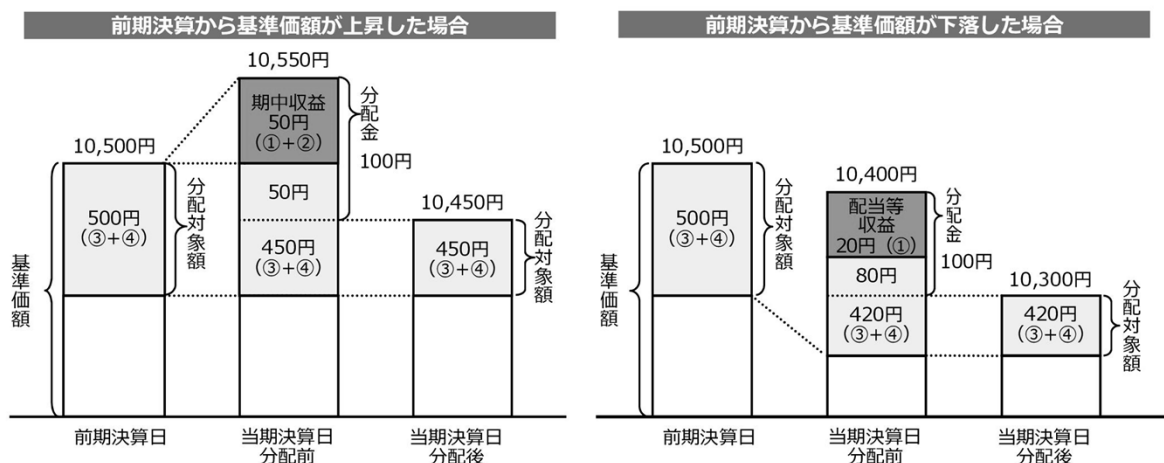


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

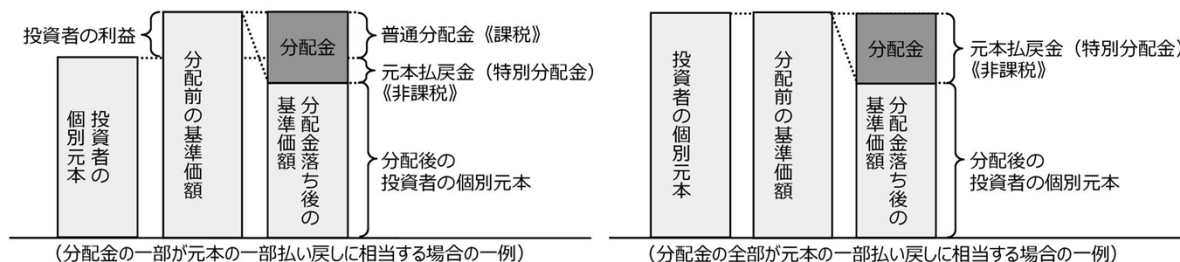
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

各ファンドに共通

①株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの利用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

④公社債の借入れ(約款第 19 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ

野村資産設計ファンド 2015/2020/2025/2030/2035/2040(約款第 26 条)

野村資産設計ファンド 2045/2050/2060(約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔株価変動リスク〕

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

〔REITの価格変動リスク〕

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

〔債券価格変動リスク〕

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

〔為替変動リスク〕

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆各マザーファンドが対象とする指数等の著作権等について

■国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドについて■

「NOMURA-BPI 総合」

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■外国債券マザーファンドについて■

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

■新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドについて■

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）」

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称で

す。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。

当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

■国内株式マザーファンドについて■

「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」

- ①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび新興国株式マザーファンドについて■

「MSCI」

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

■J-REIT インデックス マザーファンドについて■

「東証 REIT 指数（配当込み）」

- ①東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■海外 REIT インデックス マザーファンドについて■

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社(以下、S&P)により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォー

マンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害(逸失利益を含む)につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

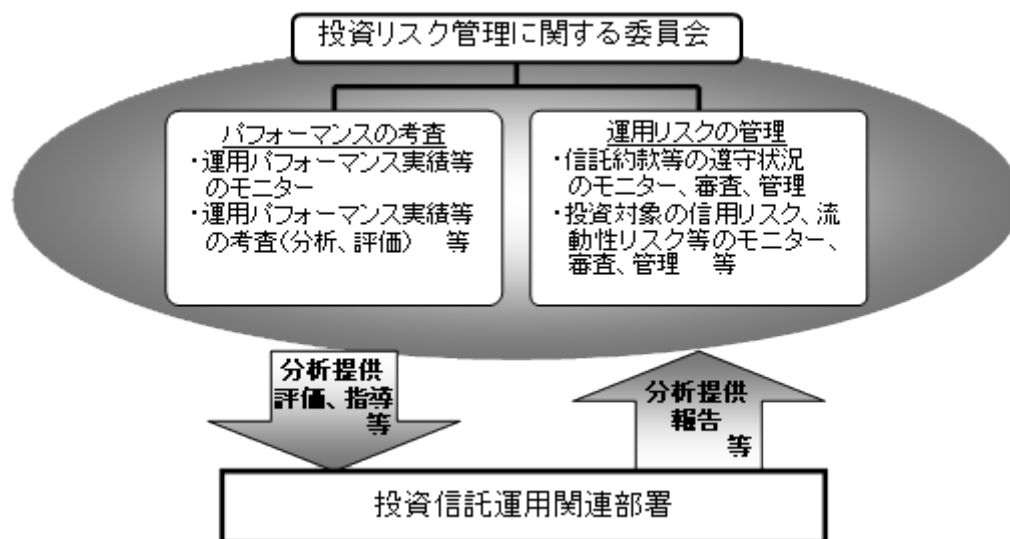
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

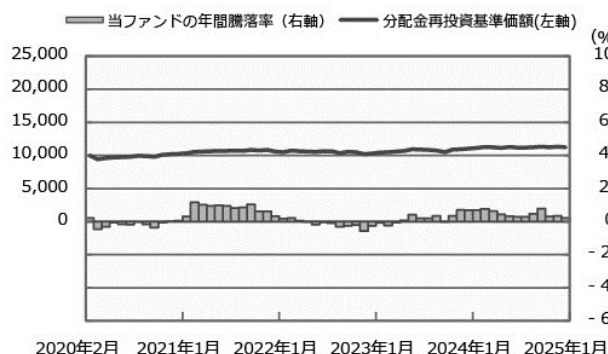


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

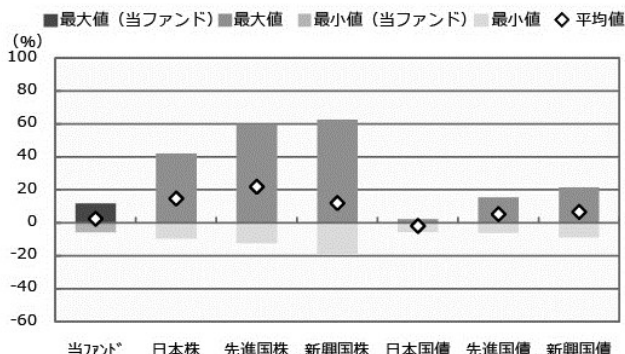
リスクの定量的比較 (2020年2月末～2025年1月末：月次)

野村資産設計ファンド2015

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



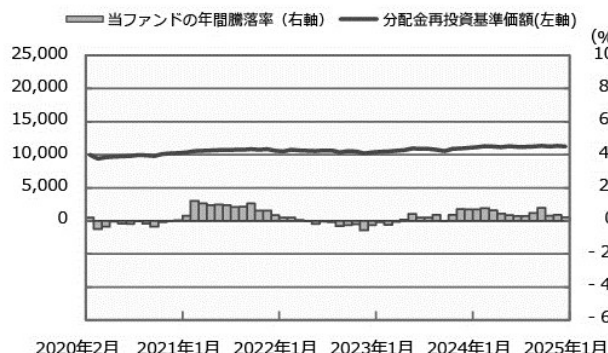
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	11.7	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.7	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.5	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

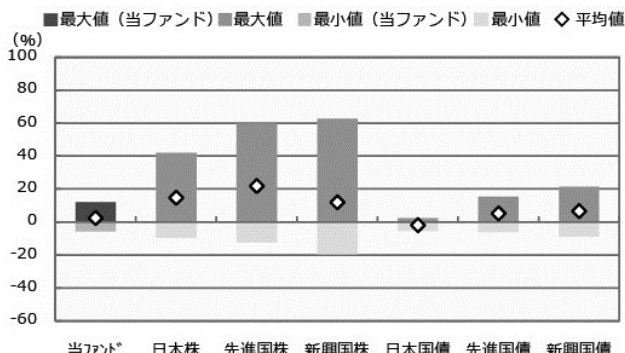
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2020

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



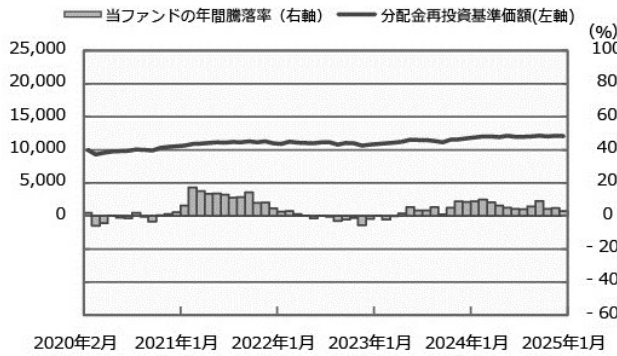
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	12.0	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.7	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.4	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

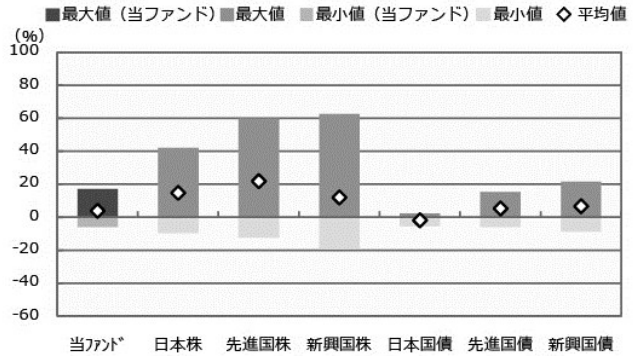
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2025

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	17.2	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値(%)	△ 6.0	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	3.8	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。

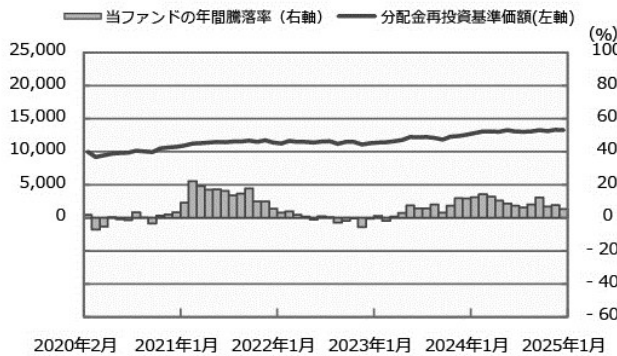
* 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

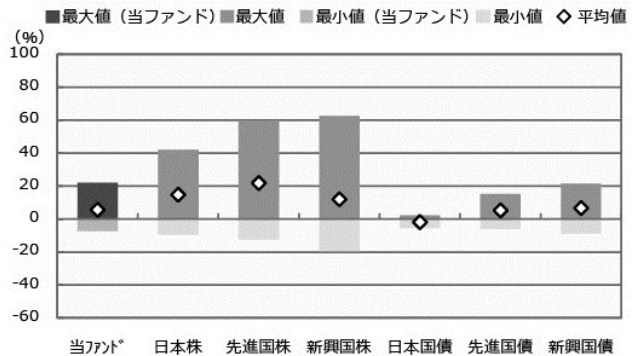
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2030

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	22.1	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値(%)	△ 7.2	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	5.7	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。

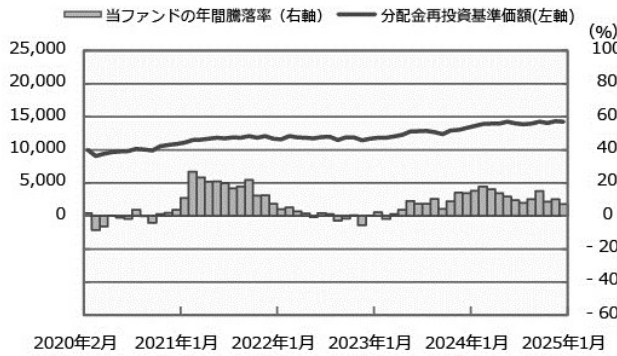
* 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

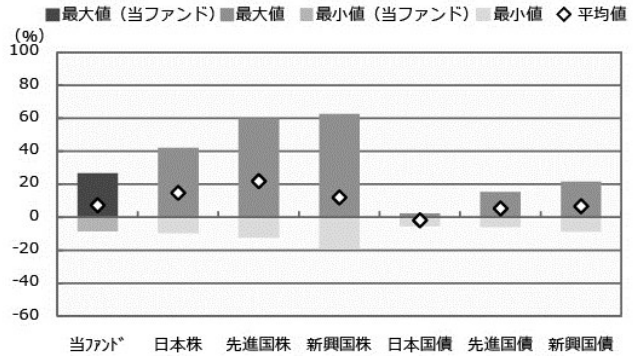
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2035

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



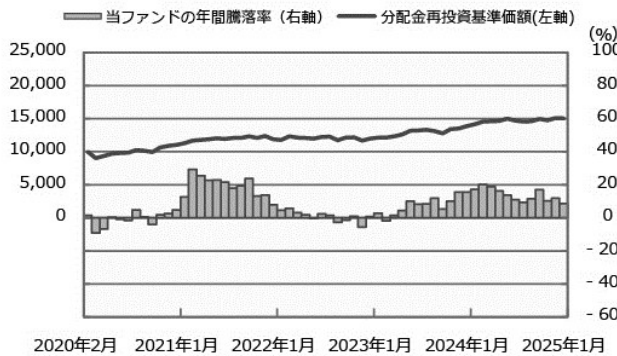
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.6	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 8.6	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	7.2	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

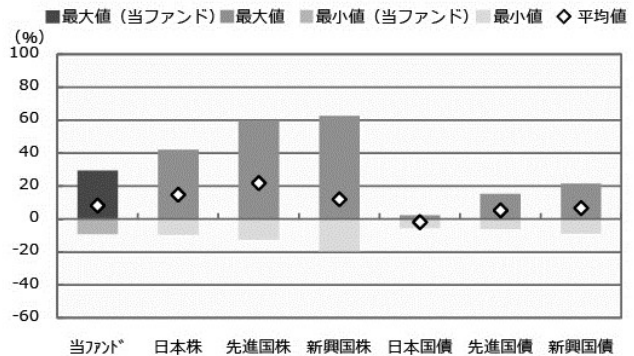
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2040

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



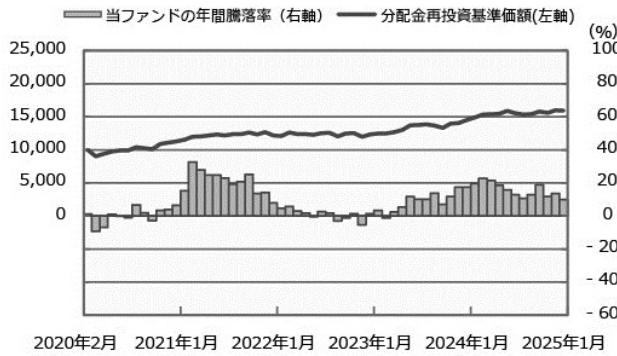
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	29.3	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 9.1	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	8.2	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

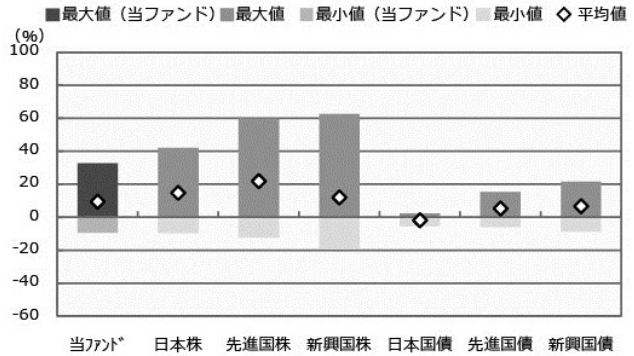
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2045

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



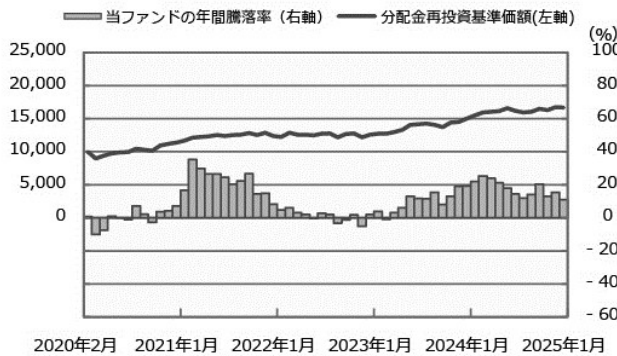
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	32.6	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 9.4	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	9.4	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

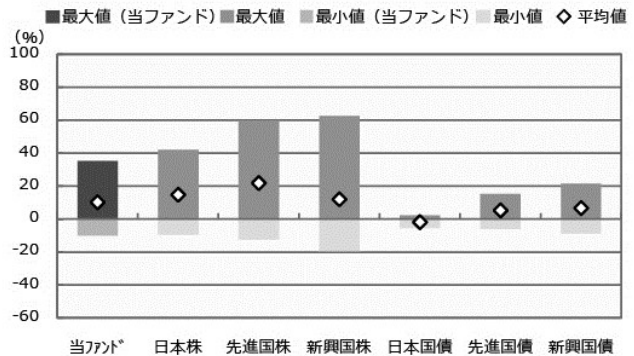
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2050

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



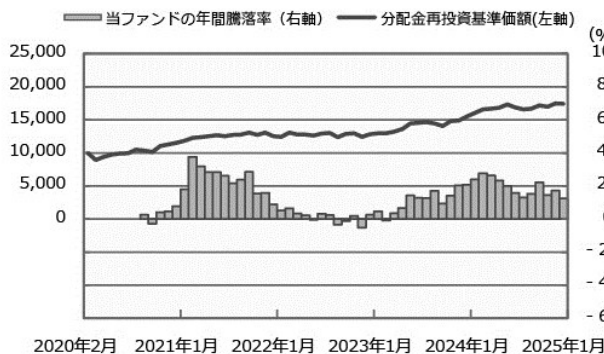
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	35.2	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 10.1	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	10.3	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

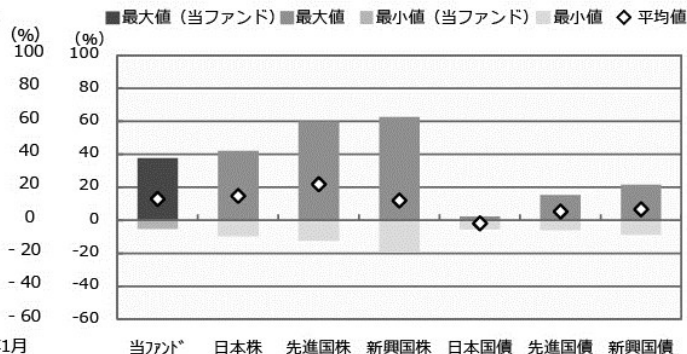
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2060

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値 (%)	37.6	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.2	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	12.9	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年9月から2025年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、当ファンドは基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載しておりません。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年2月から2025年1月の5年間（当ファンドは2020年9月から2025年1月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

* 当ファンドは基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMS LLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPMS、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.65%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜 1.5%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドについて、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該ファンドの純資産総額に、計算期間に応じ、下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

①安定運用開始前

- 野村資産設計ファンド 2015 : 第 1 計算期間から第 15 計算期間まで
野村資産設計ファンド 2020 : 第 1 計算期間から第 25 計算期間まで
野村資産設計ファンド 2025 : 第 1 計算期間から第 35 計算期間まで
野村資産設計ファンド 2030 : 第 1 計算期間から第 45 計算期間まで
野村資産設計ファンド 2035 : 第 1 計算期間から第 55 計算期間まで
野村資産設計ファンド 2040 : 第 1 計算期間から第 65 計算期間まで
野村資産設計ファンド 2045 : 第 1 計算期間から第 70 計算期間まで
野村資産設計ファンド 2050 : 第 1 計算期間から第 70 計算期間まで
野村資産設計ファンド 2060 : 第 1 計算期間から第 82 計算期間まで

信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.946% (税抜年 0.86%)	年 0.33%	年 0.48%	年 0.05%

②安定運用開始時期以降

- 野村資産設計ファンド 2015 : 第 16 計算期間（2015 年 6 月開始）以降
野村資産設計ファンド 2020 : 第 26 計算期間（2020 年 6 月開始）以降
野村資産設計ファンド 2025 : 第 36 計算期間（2025 年 6 月開始）以降
野村資産設計ファンド 2030 : 第 46 計算期間（2030 年 6 月開始）以降
野村資産設計ファンド 2035 : 第 56 計算期間（2035 年 6 月開始）以降
野村資産設計ファンド 2040 : 第 66 計算期間（2040 年 6 月開始）以降
野村資産設計ファンド 2045 : 第 71 計算期間（2045 年 6 月開始）以降

野村資産設計ファンド 2050 : 第 71 計算期間 (2050 年 6 月開始) 以降

野村資産設計ファンド 2060 : 第 83 計算期間 (2060 年 6 月開始) 以降

信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.847% (税抜年 0.77%)	年 0.28%	年 0.44%	年 0.05%

※「野村資産設計ファンド 2015」は 2015 年 6 月 23 日から、「野村資産設計ファンド 2020」は 2020 年 6 月 23 日から、安定運用を開始しました。

上記のファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315%(国税 15.315%および地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益 分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いとは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

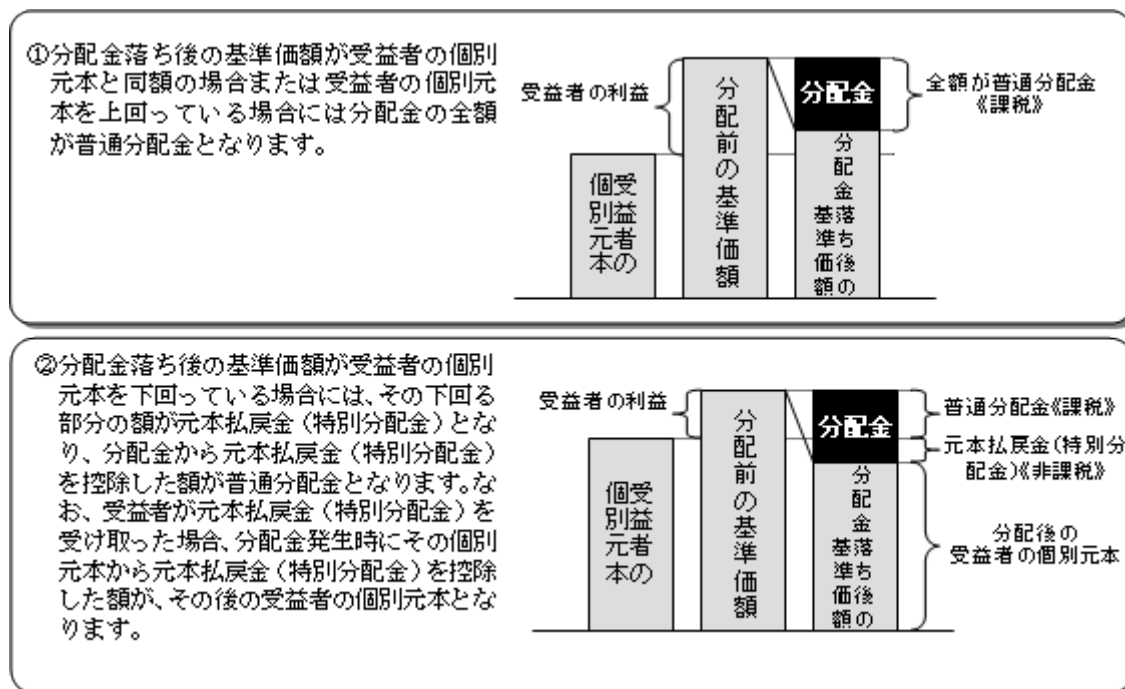
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合

などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 1 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2015	0.85	0.84	0.01
2020	0.85	0.84	0.01
2025	0.95	0.94	0.01
2030	0.95	0.94	0.01
2035	0.96	0.94	0.02
2040	0.96	0.94	0.02
2045	0.96	0.94	0.02
2050	0.96	0.94	0.02
2060	0.96	0.94	0.02

(2024年6月25日～2024年12月23日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は 2025 年 1 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村資産設計ファンド 2015

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	667, 227, 774	99. 74
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1, 677, 048	0. 25
合計（純資産総額）		668, 904, 822	100. 00

野村資産設計ファンド 2020

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	752, 898, 271	99. 74
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1, 892, 399	0. 25
合計（純資産総額）		754, 790, 670	100. 00

野村資産設計ファンド 2025

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
-------	------	----------	----------

親投資信託受益証券	日本	971, 431, 158	99. 89
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	972, 901	0. 10
合計（純資産総額）		972, 404, 059	100. 00

野村資産設計ファンド２０３０

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1, 219, 409, 856	99. 90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1, 220, 505	0. 09
合計（純資産総額）		1, 220, 630, 361	100. 00

野村資産設計ファンド２０３５

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1, 025, 103, 374	99. 90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1, 025, 409	0. 09
合計（純資産総額）		1, 026, 128, 783	100. 00

野村資産設計ファンド２０４０

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1, 623, 052, 225	99. 90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1, 622, 565	0. 09
合計（純資産総額）		1, 624, 674, 790	100. 00

野村資産設計ファンド２０４５

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	339, 481, 066	99. 90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	339, 245	0. 09
合計（純資産総額）		339, 820, 311	100. 00

野村資産設計ファンド２０５０

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	317, 608, 865	99. 90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	317, 373	0. 09
合計（純資産総額）		317, 926, 238	100. 00

野村資産設計ファンド２０６０

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	289, 249, 837	99. 90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	287, 432	0. 09
合計（純資産総額）		289, 537, 269	100. 00

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,023,658,638,200	83.99
地方債証券	日本	59,476,326,782	4.88
特殊債券	日本	72,827,770,441	5.97
社債券	日本	55,574,699,700	4.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,232,038,488	0.59
合計（純資産総額）		1,218,769,473,611	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	464,713,267,752	47.08
	カナダ	19,059,811,425	1.93
	メキシコ	7,435,805,453	0.75
	ドイツ	44,641,656,584	4.52
	イタリア	85,421,393,588	8.65
	フランス	59,360,943,274	6.01
	オランダ	10,690,722,873	1.08
	スペイン	50,319,055,411	5.09
	ベルギー	14,186,462,836	1.43
	オーストリア	9,037,728,873	0.91
	フィンランド	4,199,263,636	0.42
	アイルランド	4,078,848,747	0.41
	ポルトガル	3,826,640,458	0.38
	イギリス	50,141,544,254	5.08
	スウェーデン	1,621,228,583	0.16
	ノルウェー	1,494,139,611	0.15
	デンマーク	2,137,775,442	0.21
	ポーランド	5,373,431,519	0.54
	オーストラリア	11,833,841,915	1.19
	ニュージーランド	2,644,441,896	0.26
	シンガポール	3,758,399,601	0.38
	マレーシア	5,012,992,281	0.50
	中国	111,098,929,280	11.25
	イスラエル	3,384,337,762	0.34
小計		975,472,663,054	98.83
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	11,484,509,678	1.16
合計（純資産総額）		986,957,172,732	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	1,567,770,234	9.79

	ブラジル	1, 005, 158, 229	6. 27
	チリ	282, 780, 641	1. 76
	コロンビア	640, 751, 498	4. 00
	ペルー	327, 291, 455	2. 04
	ウルグアイ	28, 223, 662	0. 17
	ドミニカ共和国	21, 664, 593	0. 13
	セルビア	43, 311, 748	0. 27
	トルコ	222, 278, 413	1. 38
	チェコ	849, 972, 274	5. 30
	ハンガリー	378, 036, 351	2. 36
	ポーランド	1, 116, 137, 942	6. 97
	ロシア	0	0. 00
	ルーマニア	524, 878, 031	3. 27
	マレーシア	1, 572, 559, 012	9. 82
	タイ	1, 497, 475, 906	9. 35
	インドネシア	1, 512, 678, 127	9. 44
	中国	1, 553, 112, 504	9. 70
	インド	1, 067, 520, 701	6. 66
	南アフリカ	1, 297, 537, 806	8. 10
	小計	15, 509, 139, 127	96. 87
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	499, 531, 652	3. 12
合計（純資産総額）		16, 008, 670, 779	100. 00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	774, 917, 851, 980	98. 79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	9, 470, 092, 305	1. 20
合計（純資産総額）		784, 387, 944, 285	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	8, 875, 380, 000	1. 13

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2, 202, 150, 429, 910	75. 30
	カナダ	90, 686, 818, 828	3. 10
	ドイツ	67, 689, 316, 815	2. 31
	イタリア	20, 144, 835, 807	0. 68
	フランス	78, 346, 619, 514	2. 67

	オランダ	33,608,881,116	1.14
	スペイン	19,209,810,586	0.65
	ベルギー	5,041,915,337	0.17
	オーストリア	1,314,915,919	0.04
	ルクセンブルグ	438,058,619	0.01
	フィンランド	7,109,141,740	0.24
	アイルランド	1,995,503,804	0.06
	ポルトガル	1,086,850,538	0.03
	スイス	776,189,867	0.02
	ジャージー	205,753,105	0.00
	イギリス	104,528,216,834	3.57
	スイス	69,552,586,249	2.37
	スウェーデン	22,684,839,646	0.77
	ノルウェー	4,232,841,479	0.14
	デンマーク	19,143,727,456	0.65
	オーストラリア	48,682,566,649	1.66
	ニュージーランド	1,399,666,814	0.04
	香港	11,931,662,034	0.40
	シンガポール	8,703,905,710	0.29
	イスラエル	3,280,809,034	0.11
小計		2,823,945,863,410	96.56
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	44,697,553,838	1.52
	カナダ	90,279,027	0.00
	フランス	976,962,831	0.03
	ベルギー	149,231,016	0.00
	イギリス	681,882,351	0.02
	オーストラリア	3,054,262,890	0.10
	香港	438,993,180	0.01
	シンガポール	657,030,863	0.02
小計		50,746,195,996	1.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	49,652,923,845	1.69
合計（純資産総額）		2,924,344,983,251	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	38,571,098,892	1.31
	買建	カナダ	1,560,568,354	0.05
	買建	ドイツ	4,095,010,683	0.14
	買建	イギリス	1,804,423,967	0.06

	買建	スイス	1, 194, 537, 684	0. 04
	買建	オーストラリア	892, 166, 220	0. 03

(参考) 新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	4, 861, 558, 146	3. 23
	メキシコ	2, 485, 184, 367	1. 65
	ブラジル	5, 551, 157, 622	3. 69
	チリ	307, 341, 617	0. 20
	コロンビア	88, 920, 981	0. 05
	ギリシャ	705, 936, 638	0. 46
	トルコ	959, 892, 074	0. 63
	チェコ	194, 556, 403	0. 12
	ハンガリー	376, 510, 162	0. 25
	ポーランド	1, 293, 167, 469	0. 85
	香港	30, 910, 552, 835	20. 55
	マレーシア	2, 094, 986, 123	1. 39
	タイ	2, 024, 622, 939	1. 34
	フィリピン	700, 287, 489	0. 46
	インドネシア	2, 041, 855, 593	1. 35
	韓国	13, 644, 416, 814	9. 07
	台湾	28, 661, 151, 360	19. 06
	インド	25, 804, 044, 348	17. 16
	カタール	1, 169, 204, 514	0. 77
	エジプト	23, 166, 230	0. 01
	南アフリカ	4, 337, 995, 416	2. 88
	アラブ首長国連邦	2, 029, 451, 729	1. 34
	クウェート	1, 092, 442, 830	0. 72
	サウジアラビア	6, 013, 665, 615	3. 99
小計		137, 372, 069, 314	91. 35
投資信託受益証券	アメリカ	5, 434, 760, 092	3. 61
投資証券	メキシコ	115, 515, 381	0. 07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7, 447, 089, 504	4. 95
合計（純資産総額）		150, 369, 434, 291	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6, 951, 610, 757	4. 62
	買建	香港	365, 596, 037	0. 24

(参考) J－REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	61,038,843,600	95.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,750,476,117	4.31
合計（純資産総額）		63,789,319,717	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,566,792,000	2.45

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	71,344,884,714	79.27
	カナダ	1,076,054,209	1.19
	ドイツ	27,390,771	0.03
	イタリア	7,952,252	0.00
	フランス	1,592,344,492	1.76
	オランダ	124,489,552	0.13
	スペイン	390,921,118	0.43
	ベルギー	770,553,934	0.85
	アイルランド	30,981,552	0.03
	シンガポール	33,736,537	0.03
	ガーンジー	72,763,350	0.08
	イギリス	3,626,326,839	4.02
	オーストラリア	6,424,657,969	7.13
	ニュージーランド	73,518,081	0.08
	香港	754,829,280	0.83
	シンガポール	2,557,539,057	2.84
	韓国	140,272,635	0.15
	イスラエル	121,819,300	0.13
	小計	89,171,035,642	99.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	822,472,068	0.91
合計（純資産総額）		89,993,507,710	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	783,285,929	0.87

（２）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村資産設計ファンド2015

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI 総合 マザーファンド	327,264,988	1.2238	400,506,893	1.2203	399,361,464	59.70
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	21,111,846	3.1213	65,896,405	3.1803	67,142,003	10.03
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	16,077,482	3.0393	48,864,292	3.0226	48,595,797	7.26
4	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAI マザーファンド	5,033,175	7.8819	39,670,983	7.8781	39,651,855	5.92
5	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックス マザーファンド	13,323,995	2.4945	33,236,706	2.6046	34,703,677	5.18
6	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	8,138,752	4.1444	33,730,244	4.0859	33,254,126	4.97
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	12,939,149	2.0929	27,080,345	2.1007	27,181,270	4.06
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	9,338,351	1.8499	17,275,016	1.8566	17,337,582	2.59

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.74
合 計	99.74

野村資産設計ファンド2020

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI 総合 マザーファンド	369,291,584	1.2237	451,902,112	1.2203	450,646,519	59.70
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	23,823,658	3.1212	74,358,402	3.1803	75,766,379	10.03
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	18,141,215	3.0392	55,134,781	3.0226	54,833,636	7.26
4	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAI マザーファンド	5,679,425	7.8818	44,764,092	7.8781	44,743,078	5.92
5	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックス マザーファンド	15,034,940	2.4944	37,503,155	2.6046	39,160,004	5.18
6	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	9,183,896	4.1442	38,059,902	4.0859	37,524,480	4.97
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	14,595,530	2.0929	30,546,988	2.1007	30,660,829	4.06
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	10,537,190	1.8498	19,491,696	1.8566	19,563,346	2.59

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.74
合 計	99.74

野村資産設計ファンド2025

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－B P I 総 合 マザーファンド	452,632,062	1.2307	557,054,279	1.2203	552,346,905	56.80
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	33,809,848	3.1052	104,986,341	3.1803	107,525,459	11.05
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	25,936,769	3.0684	79,584,382	3.0226	78,396,477	8.06
4	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSA I マザーファンド	8,072,871	7.7340	62,435,585	7.8781	63,598,885	6.54
5	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックス マザ ーファンド	19,398,026	2.4755	48,019,814	2.6046	50,524,098	5.19
6	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	11,849,030	4.0641	48,155,643	4.0859	48,413,951	4.97
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	20,678,230	2.0876	43,168,228	2.1007	43,438,757	4.46
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	14,643,233	1.8590	27,221,771	1.8566	27,186,626	2.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.89
合 計	99.89

野村資産設計ファンド2030

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－B P I 総 合 マザーファンド	428,502,802	1.2307	527,358,399	1.2203	522,901,969	42.83
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	61,715,035	3.1052	191,637,527	3.1803	196,272,325	16.07
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	44,063,216	3.0684	135,203,572	3.0226	133,185,476	10.91
4	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSA I マザーファンド	14,806,510	7.7342	114,516,510	7.8781	116,647,166	9.55
5	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	37,471,981	2.0877	78,230,646	2.1007	78,717,390	6.44
6	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックス マザ ーファンド	24,342,960	2.4757	60,265,867	2.6046	63,403,673	5.19
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	14,869,649	4.0644	60,436,202	4.0859	60,755,898	4.97
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	25,598,384	1.8590	47,587,396	1.8566	47,525,959	3.89

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合 計	99.90

野村資産設計ファンド2035

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－B P I 総 合 マザーファンド	276,235,635	1.2307	339,963,196	1.2203	337,090,345	32.85
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	66,420,345	3.1053	206,255,098	3.1803	211,236,623	20.58

3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド	15,841,384	7.7341	122,518,848	7.8781	124,800,007	12.16
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	37,008,967	3.0682	113,550,913	3.0226	111,863,303	10.90
5	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	40,691,329	2.0876	84,947,219	2.1007	85,480,274	8.33
6	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックスマザーファンド	22,492,872	2.4759	55,690,102	2.6046	58,584,934	5.70
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	13,739,450	4.0646	55,845,369	4.0859	56,138,018	5.47
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	21,496,214	1.8588	39,957,163	1.8566	39,909,870	3.88

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合 計	99.90

野村資産設計ファンド2040

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI総合マザーファンド	317,714,826	1.2307	391,011,637	1.2203	387,707,402	23.86
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	117,851,621	3.1051	365,941,069	3.1803	374,803,510	23.06
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド	28,158,525	7.7340	217,778,033	7.8781	221,835,675	13.65
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	58,531,590	3.0683	179,592,478	3.0226	176,917,583	10.88
5	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	71,997,922	2.0875	150,296,331	2.1007	151,246,034	9.30
6	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックスマザーファンド	48,507,103	2.4759	120,098,737	2.6046	126,341,600	7.77
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	29,629,968	4.0644	120,428,042	4.0859	121,065,086	7.45
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	34,005,890	1.8588	63,210,149	1.8566	63,135,335	3.88

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合 計	99.90

野村資産設計ファンド2045

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	27,860,991	3.1049	86,505,591	3.1803	88,606,309	26.07
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI総合マザーファンド	52,600,673	1.2304	64,719,869	1.2203	64,188,601	18.88
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド	6,668,124	7.7345	51,574,606	7.8781	52,532,147	15.45
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	12,240,997	3.0679	37,554,155	3.0226	36,999,637	10.88

5	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	16,975,484	2.0875	35,436,423	2.1007	35,660,399	10.49
6	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックス マザ ーファンド	9,467,916	2.4760	23,442,561	2.6046	24,660,134	7.25
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	5,783,398	4.0645	23,506,622	4.0859	23,630,385	6.95
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	7,111,631	1.8588	13,219,100	1.8566	13,203,454	3.88

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合 計	99.90

野村資産設計ファンド2050

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	30,585,539	3.1051	94,971,158	3.1803	97,271,189	30.59
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAIマザ ーファンド	7,333,902	7.7339	56,719,665	7.8781	57,777,213	18.17
3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI総 合 マザーファンド	37,564,273	1.2306	46,226,595	1.2203	45,839,682	14.41
4	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	18,577,644	2.0876	38,782,737	2.1007	39,026,056	12.27
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	11,147,651	3.0684	34,205,453	3.0226	33,694,889	10.59
6	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックス マザ ーファンド	6,328,525	2.4764	15,671,960	2.6046	16,483,276	5.18
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	3,865,829	4.0649	15,714,209	4.0859	15,795,390	4.96
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	6,313,245	1.8591	11,736,954	1.8566	11,721,170	3.68

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合 計	99.90

野村資産設計ファンド2060

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	31,929,299	3.1051	99,143,667	3.1803	101,544,749	35.07
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAIマザ ーファンド	7,630,519	7.7340	59,014,434	7.8781	60,113,991	20.76
3	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	19,504,626	2.0875	40,715,907	2.1007	40,973,367	14.15
4	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI総 合 マザーファンド	23,568,757	1.2305	29,001,356	1.2203	28,760,954	9.93
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	6,946,936	3.0682	21,314,590	3.0226	20,997,808	7.25
6	日本	親投資信託 受益証券	J－REITインデックス マザ ーファンド	5,757,458	2.4765	14,258,345	2.6046	14,995,875	5.17

7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	3,516,826	4.0649	14,295,547	4.0859	14,369,399	4.96
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	4,036,246	1.8590	7,503,382	1.8566	7,493,694	2.58

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合 計	99.90

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	25,000,000,000	96.83	24,209,555,000	94.48	23,621,500,000	0.4	2033/6/20	1.93
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	24,000,000,000	97.66	23,440,755,000	95.59	22,943,280,000	0.5	2033/3/20	1.88
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第46 0回	20,000,000,000	99.70	19,940,050,000	99.62	19,925,000,000	0.3	2026/5/1	1.63
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 7回	19,000,000,000	99.38	18,884,040,000	98.26	18,669,590,000	0.2	2028/3/20	1.53
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 3回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	98.53	16,751,290,000	0.4	2028/9/20	1.37
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 2回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	98.18	14,236,825,000	0.3	2028/9/20	1.16
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 56回	14,000,000,000	97.80	13,693,080,000	96.44	13,502,440,000	0.1	2029/9/20	1.10
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 43回	13,000,000,000	99.61	12,950,530,000	99.27	12,905,100,000	0.1	2026/6/20	1.05
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	13,000,000,000	100.77	13,101,330,000	97.40	12,662,650,000	0.8	2033/9/20	1.03
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	13,000,000,000	97.77	12,710,100,000	95.58	12,426,310,000	0.1	2030/9/20	1.01
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 8回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	98.96	12,370,500,000	0.6	2029/3/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 67回	13,600,000,000	89.66	12,193,764,000	86.62	11,780,728,000	0.5	2038/12/20	0.96
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	97.95	11,411,874,000	0.1	2028/3/20	0.93
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第14 8回	11,500,000,000	99.46	11,439,035,000	99.14	11,401,215,000	0.005	2026/6/20	0.93
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	11,000,000,000	98.53	10,838,560,000	95.89	10,548,340,000	0.5	2032/12/20	0.86
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 89回	10,500,000,000	102.05	10,716,083,000	99.57	10,455,480,000	1.9	2044/6/20	0.85
17	日本	国債証券	国庫債券 利付	11,500,000,000	91.88	10,567,045,000	89.48	10,290,200,000	0.7	2038/9/20	0.84

			(20年)第166回								
18	日本	国債証券	国庫債券 利付(20年)第153回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	100.13	10,013,700,000	1.3	2035/6/20	0.82
19	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第458回	10,000,000,000	99.82	9,982,650,000	99.60	9,960,000,000	0.2	2026/3/1	0.81
20	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第154回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第348回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
22	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第165回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	97.97	9,797,200,000	0.3	2028/12/20	0.80
23	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第374回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	96.87	9,687,000,000	0.8	2034/3/20	0.79
24	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第373回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	95.45	9,545,400,000	0.6	2033/12/20	0.78
25	日本	国債証券	国庫債券 C T 利付(10年)第2回	9,500,000,000	100.27	9,526,090,000	98.27	9,336,030,000	1	2034/3/20	0.76
26	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第365回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	94.23	8,952,705,000	0.1	2031/12/20	0.73
27	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第174回	9,000,000,000	99.90	8,991,780,000	99.13	8,921,970,000	0.7	2029/9/20	0.73
28	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第173回	9,000,000,000	99.99	8,999,520,000	98.68	8,882,010,000	0.6	2029/9/20	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第347回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	98.55	8,869,680,000	0.1	2027/6/20	0.72
30	日本	国債証券	国庫債券 利付(30年)第83回	9,000,000,000	100.69	9,062,329,000	98.33	8,849,970,000	2.2	2054/6/20	0.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	83.99
地方債証券	4.88
特殊債券	5.97
社債券	4.55
合 計	99.40

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000	2,139.00	10,348,491,728	2,156.86	10,434,890,210	1.85	2027/5/15	1.05
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,000,000	15,578.62	10,437,678,157	15,572.09	10,433,302,089	4.875	2026/5/31	1.05
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	13,625.35	10,150,892,380	13,775.93	10,263,074,525	2.75	2032/8/15	1.03

4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,450,000	14,572.69	9,975,010,187	14,612.33	10,002,143,258	1.25	2026/12/31	1.01
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,795.23	9,698,050,619	14,009.99	9,849,028,384	1.25	2028/5/31	0.99
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,760.48	9,205,767,086	13,814.84	9,242,134,076	1	2028/7/31	0.93
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	14,471.66	8,784,301,159	14,860.26	9,020,182,470	2	2026/11/15	0.91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,801.27	8,864,559,761	13,951.48	8,961,037,292	2.875	2032/5/15	0.90
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,802.17	8,709,174,877	14,183.12	8,949,553,534	0.5	2027/5/31	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,610.95	8,588,510,791	14,067.90	8,876,850,548	1.125	2028/2/29	0.89
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,600,000	14,792.84	8,668,609,924	14,779.13	8,660,571,166	1.625	2026/10/31	0.87
12	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,400,000	16,431.06	8,445,566,842	16,614.17	8,539,687,482	3.5	2029/5/31	0.86
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57,150,000	15,140.35	8,652,711,937	14,865.09	8,495,400,991	4	2034/2/15	0.86
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,950,000	13,754.82	8,108,468,578	13,973.20	8,237,201,471	1.25	2028/6/30	0.83
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	14,724.44	8,157,341,423	14,789.08	8,193,152,922	2.875	2028/5/15	0.83
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,100,000	14,533.28	8,007,842,562	14,838.30	8,175,905,849	0.5	2026/2/28	0.82
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	45,250,000	18,507.75	8,374,756,901	18,054.12	8,169,489,743	4.75	2035/4/25	0.82
18	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,550,000	18,057.09	8,044,433,742	17,782.32	7,922,023,738	5.5	2029/4/25	0.80
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000	18,589.12	7,807,431,043	18,726.84	7,865,273,136	5.75	2033/2/1	0.79
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,100,000	12,486.46	7,629,229,137	12,750.12	7,790,327,521	0.625	2030/5/15	0.78
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,069.89	7,534,947,016	15,208.33	7,604,168,719	4	2030/2/28	0.77
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,950,000	15,186.12	7,737,330,522	14,779.13	7,529,967,592	3.875	2033/8/15	0.76
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,550,000	19,374.69	7,468,944,999	18,988.84	7,320,199,741	5.75	2032/10/25	0.74
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,600,000	16,092.65	7,177,325,529	16,180.32	7,216,424,504	3.2	2026/1/28	0.73
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	14,318.55	6,930,181,376	14,782.14	7,154,559,487	1.375	2026/8/31	0.72
26	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	37,250,000	19,073.21	7,104,773,854	19,110.10	7,118,512,697	5.75	2032/7/30	0.72
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,770.38	7,001,162,379	14,932.95	7,078,222,026	3.625	2030/3/31	0.71
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,100,000	14,402.62	6,927,661,024	14,440.71	6,945,982,586	3.5	2033/2/15	0.70
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000	16,970.07	6,906,822,246	16,870.47	6,866,282,653	5.9	2026/7/30	0.69
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	52,450,000	13,129.36	6,886,349,475	13,075.57	6,858,139,479	1.875	2032/2/15	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
----	---------

国債証券	98.83
合 計	98.83

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	10,000,000	2,238.70	223,870,071	2,157.05	215,705,211	—	2026/1/1	1.34
2	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	10,400,000	2,121.63	220,650,459	2,008.35	208,868,422	—	2026/7/1	1.30
3	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	28,150,000	710.85	200,106,652	716.89	201,806,491	7.5	2027/6/3	1.26
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	8,900,000	2,147.04	191,087,240	2,177.57	193,804,557	1.91	2029/7/15	1.21
5	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	25,260,000	726.64	183,549,935	737.38	186,264,171	7	2031/2/28	1.16
6	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	18,100,000,000	0.95	172,057,160	0.92	167,695,046	6.625	2034/2/15	1.04
7	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	23,100,000	669.68	154,698,102	708.00	163,549,658	9	2040/1/31	1.02
8	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	5,200,000	2,972.20	154,554,409	2,934.73	152,606,430	1.75	2032/4/25	0.95
9	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,200,000	3,548.65	149,043,662	3,541.95	148,762,181	3.9	2026/11/30	0.92
10	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000	702.72	141,949,787	721.26	145,695,216	7	2026/9/3	0.91
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000	719.59	143,918,799	717.51	143,503,488	8.5	2029/5/31	0.89
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,800,000	684.67	142,412,663	678.17	141,060,832	7.75	2031/5/29	0.88
13	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000	778.68	136,270,225	798.48	139,735,610	8	2030/1/31	0.87
14	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,300,000	647.71	131,487,006	673.64	136,750,390	8.75	2044/1/31	0.85
15	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,300,000	867.50	132,728,720	863.10	132,055,271	10.5	2026/12/21	0.82
16	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,300,000	610.50	136,143,551	587.74	131,066,759	7.75	2042/11/13	0.81
17	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000	657.18	132,751,432	646.84	130,662,967	7.5	2033/5/26	0.81
18	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	3,600,000	3,507.57	126,272,700	3,515.61	126,562,117	3.828	2034/7/5	0.79
19	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	4,147.34	128,567,640	4,065.47	126,029,761	7.5	2028/7/25	0.78
20	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000	3,397.86	125,720,993	3,389.79	125,422,267	2.75	2029/10/25	0.78
21	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,500,000	693.69	114,460,490	757.55	124,997,284	8.875	2035/2/28	0.78
22	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	12,500,000,000	1.00	125,865,192	0.99	124,960,625	8.25	2029/5/15	0.78
23	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	27,000,000	443.16	119,654,706	448.07	120,981,420	1	2027/6/17	0.75
24	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,400,000	3,533.91	120,153,243	3,528.31	119,962,875	3.733	2028/6/15	0.74

25	コロンビア	国債証券	TITULOS DE TESORERIA	3,630,000,000	3.42	124,464,937	3.28	119,146,718	7.75	2030/9/18	0.74
26	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000	2,134.42	115,259,128	2,204.88	119,063,760	2.12	2031/6/25	0.74
27	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000	600.64	106,915,131	667.91	118,888,294	8.75	2048/2/28	0.74
28	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	23,600,000	490.90	115,852,466	502.21	118,523,831	3.3	2038/6/17	0.74
29	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	68,000,000	173.23	117,799,900	172.77	117,490,230	6.67	2050/12/17	0.73
30	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	3,707.35	114,928,134	3,697.75	114,630,266	4.75	2029/7/25	0.71

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.87
合 計	96.87

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,351,800	3,354.82	34,728,433,355	2,973.50	30,781,077,300	3.92
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	12,302,900	1,594.24	19,613,894,624	1,978.50	24,341,287,650	3.10
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,717,500	2,385.24	16,022,849,700	3,440.00	23,108,200,000	2.94
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,064,600	3,013.27	15,261,044,594	3,946.00	19,984,911,600	2.54
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,561,900	7,288.13	11,383,335,775	10,930.00	17,071,567,000	2.17
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,001,000	3,030.63	12,125,556,780	3,868.00	15,475,868,000	1.97
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	194,800	69,697.36	13,577,046,995	67,250.00	13,100,300,000	1.67
8	日本	株式	任天堂	その他製品	1,229,400	7,890.26	9,700,287,336	10,230.00	12,576,762,000	1.60
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,588,700	3,080.06	7,973,358,400	4,307.00	11,149,530,900	1.42
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	412,100	34,124.98	14,062,904,264	26,205.00	10,799,080,500	1.37
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,385,000	7,259.27	10,054,092,144	7,183.00	9,948,455,000	1.26
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,872,500	5,137.74	9,620,419,502	5,160.00	9,662,100,000	1.23
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,807,900	3,325.92	12,664,783,553	2,489.50	9,479,767,050	1.20
14	日本	株式	三井物産	卸売業	3,027,200	3,858.53	11,680,542,386	3,086.00	9,341,939,200	1.19
15	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	963,400	7,966.55	7,674,975,550	9,411.00	9,066,557,400	1.15
16	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,094,200	161.04	9,356,035,324	152.70	8,870,984,340	1.13
17	日本	株式	信越化学工業	化学	1,734,600	5,805.70	10,070,567,220	4,877.00	8,459,644,200	1.07
18	日本	株式	HOYA	精密機器	380,500	18,219.05	6,932,349,527	20,975.00	7,980,987,500	1.01
19	日本	株式	三菱重工業	機械	3,439,400	1,341.13	4,612,690,286	2,296.00	7,896,862,400	1.00
20	日本	株式	第一三共	医薬品	1,843,200	5,344.09	9,850,235,525	4,277.00	7,883,366,400	1.00
21	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,436,500	4,343.31	6,239,171,385	5,186.00	7,449,689,000	0.94

22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,737,800	4,129.77	7,176,724,256	4,209.00	7,314,400,200	0.93
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,613,900	1,711.15	7,895,100,004	1,478.50	6,821,651,150	0.86
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,263,400	195.02	6,097,147,367	200.20	6,258,932,680	0.79
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	115,900	41,128.69	4,766,815,987	51,030.00	5,914,377,000	0.75
26	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2,276,000	2,046.85	4,658,647,346	2,469.50	5,620,582,000	0.71
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,809,800	2,376.66	4,301,296,682	3,018.00	5,461,976,400	0.69
28	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	613,700	5,546.68	3,404,002,440	8,659.00	5,314,028,300	0.67
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,000,500	2,744.36	5,490,108,620	2,571.50	5,144,285,750	0.65
30	日本	株式	キャノン	電気機器	971,300	4,410.45	4,283,871,458	5,018.00	4,873,983,400	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.23
		建設業	2.09
		食料品	2.91
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.89
		医薬品	4.20
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.82
		非鉄金属	0.82
		金属製品	0.49
		機械	5.54
		電気機器	17.58
		輸送用機器	7.48
		精密機器	2.41
		その他製品	2.81
		電気・ガス業	1.17
		陸運業	2.24
		海運業	0.63
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.50
		卸売業	6.41
		小売業	4.52
		銀行業	8.97
		証券、商品先物取引業	0.94

		保険業	3.11
		その他金融業	1.14
		不動産業	1.82
		サービス業	5.12
合 計			98.79

(参考) 外国株式MSCI－KOKUSA I マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュ ータ・周 辺機器	4,119,100	27,491.07	113,238,486,053	36,691.02	151,133,995,723	5.16
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	6,645,700	14,379.31	95,560,601,869	19,249.69	127,927,727,967	4.37
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	1,913,100	65,076.52	124,497,897,918	64,086.90	122,604,659,295	4.19
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,559,100	28,000.41	71,655,855,466	36,235.45	92,730,153,402	3.17
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	592,100	75,659.76	44,798,148,237	106,093.41	62,817,908,061	2.14
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,587,300	23,645.73	37,532,880,567	31,020.35	49,238,608,063	1.68
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	778,900	28,240.77	21,996,742,971	61,815.24	48,147,890,748	1.64
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,361,800	23,842.96	32,469,349,706	31,292.15	42,613,651,096	1.45
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,202,070	21,060.42	25,316,104,846	33,304.37	40,034,188,614	1.36
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	770,800	31,134.08	23,998,152,059	41,422.75	31,928,662,560	1.09
11	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	218,900	121,274.32	26,546,949,234	127,131.40	27,829,065,408	0.95
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	359,000	65,325.74	23,451,940,873	72,945.01	26,187,258,770	0.89
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	452,600	43,415.21	19,649,726,712	52,977.21	23,977,485,925	0.81
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	250,170	77,200.02	19,313,131,309	84,252.37	21,077,416,679	0.72
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	1,203,689	17,878.76	21,520,478,407	16,920.89	20,367,495,302	0.69
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー ビス	223,500	74,288.55	16,603,491,799	87,408.92	19,535,894,581	0.66
17	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	1,197,800	9,503.18	11,382,915,416	15,234.51	18,247,907,457	0.62

18	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	120,040	115,124.60	13,819,558,146	151,188.51	18,148,669,257	0.62
19	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	116,300	95,091.11	11,059,097,232	150,297.45	17,479,593,807	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	269,100	58,974.67	15,870,084,976	64,011.23	17,225,423,338	0.58
21	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	636,600	25,141.71	16,005,216,679	25,853.12	16,458,100,203	0.56
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	652,146	24,379.00	15,898,669,086	23,607.71	15,395,676,319	0.52
23	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	259,040	45,999.51	11,915,713,180	53,057.51	13,744,018,712	0.46
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,892,000	5,892.37	11,148,370,875	7,214.96	13,650,722,483	0.46
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	478,500	28,084.89	13,438,622,867	27,125.62	12,979,613,716	0.44
26	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	108,260	141,837.09	15,355,283,960	113,326.41	12,268,717,363	0.41
27	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	282,900	29,219.06	8,266,073,268	42,984.49	12,160,314,484	0.41
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	450,400	19,728.46	8,885,699,831	26,311.78	11,850,827,243	0.40
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	470,700	24,275.48	11,426,470,285	24,140.49	11,362,932,220	0.38
30	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	872,700	18,883.00	16,479,201,504	12,973.51	11,321,984,795	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.40
		メディア	0.45
		娯楽	1.37
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.19
		石油・ガス・消耗燃料	3.66
		化学	1.51
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.19
		金属・鉱業	1.08
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.06
		建設関連製品	0.60
		建設・土木	0.30
		電気設備	1.10
		コングロマリット	0.64
		機械	1.76
		商社・流通業	0.44
		商業サービス・用品	0.60
		航空貨物・物流サービス	0.36
		旅客航空輸送	0.04

	海上運輸	0.03
	陸上運輸	0.88
	運送インフラ	0.08
	自動車用部品	0.08
	自動車	2.08
	家庭用耐久財	0.26
	繊維・アパレル・贅沢品	0.97
	ホテル・レストラン・レジャー	1.94
	販売	0.06
	大規模小売り	3.57
	専門小売り	1.63
	生活必需品流通・小売り	1.84
	飲料	1.14
	食品	0.95
	タバコ	0.56
	家庭用品	0.91
	パーソナルケア用品	0.49
	ヘルスケア機器・用品	2.17
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.66
	バイオテクノロジー	1.51
	医薬品	4.17
	銀行	5.87
	金融サービス	3.30
	保険	2.95
	情報技術サービス	1.43
	ソフトウェア	8.52
	通信機器	0.74
	コンピュータ・周辺機器	5.47
	電子装置・機器・部品	0.49
	半導体・半導体製造装置	8.46
	各種電気通信サービス	0.89
	無線通信サービス	0.22
	電力	1.52
	ガス	0.07
	総合公益事業	0.66
	水道	0.07
	消費者金融	0.49
	資本市場	3.61
	各種消費者サービス	0.01
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
	ヘルスケア・テクノロジー	0.06

		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.98
		専門サービス	0.93
		その他の業種	0.00
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.73
合 計			98.30

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,929,000	3,858.91	11,302,770,258	5,359.69	15,698,552,513	10.43
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	772,200	7,406.42	5,719,243,419	7,951.78	6,140,367,605	4.08
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	7,726,100	672.48	5,195,652,841	703.42	5,434,760,092	3.61
4	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	1,935,980	1,556.02	3,012,434,633	1,750.10	3,388,170,214	2.25
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	567,740	8,323.10	4,725,360,758	5,713.67	3,243,884,683	2.15
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	671,300	2,827.65	1,898,206,660	3,027.78	2,032,552,070	1.35
7	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	588,640	2,388.44	1,405,932,228	2,937.32	1,729,026,399	1.14
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	723,900	2,499.01	1,809,037,643	2,242.95	1,623,678,382	1.07
9	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	64,910	18,852.34	1,223,705,536	23,514.40	1,526,319,704	1.01
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	82,550	20,253.39	1,671,918,064	17,821.22	1,471,141,876	0.97
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	11,432,000	105.95	1,211,277,513	125.46	1,434,265,579	0.95
12	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	619,900	2,022.87	1,253,977,931	2,247.52	1,393,240,128	0.92
13	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	1,822,000	389.94	710,483,650	759.10	1,383,091,132	0.91
14	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	394,900	2,646.35	1,045,046,985	3,329.31	1,314,744,716	0.87
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	182,538	5,291.28	965,860,974	6,918.02	1,262,802,082	0.83
16	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,483,649	812.75	1,205,844,145	849.99	1,261,095,715	0.83
17	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	233,400	3,323.19	775,633,643	4,082.76	952,916,184	0.63
18	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	293,667	2,484.77	729,696,163	3,109.75	913,233,303	0.60

19	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	308,900	2,391.20	738,643,336	2,936.94	907,221,538	0.60
20	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,140,000	87.21	709,941,892	104.84	853,461,092	0.56
21	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	74,800	8,392.12	627,731,125	10,861.36	812,429,728	0.54
22	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	692,940	1,187.88	823,133,320	1,146.47	794,436,308	0.52
23	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	107,600	7,127.46	766,914,982	7,339.08	789,686,030	0.52
24	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	357,700	2,231.11	798,071,199	2,075.53	742,420,372	0.49
25	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	226,650	3,036.33	688,184,515	3,191.02	723,244,683	0.48
26	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	785,500	781.84	614,139,113	864.15	678,791,396	0.45
27	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	8,330,000	72.08	600,494,294	79.67	663,704,412	0.44
28	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	122,000	4,509.83	550,199,513	5,410.86	660,124,920	0.43
29	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	20,180	31,825.38	642,236,249	32,431.93	654,476,460	0.43
30	インド	株式	MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	自動車	113,100	4,140.60	468,302,201	5,318.89	601,567,081	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.10
		メディア	0.05
		娯楽	0.98
		不動産管理・開発	1.40
		エネルギー設備・サービス	0.09
		石油・ガス・消耗燃料	4.10
		化学	1.39
		建設資材	0.68
		容器・包装	0.03
		金属・鉱業	2.94
		紙製品・林産品	0.12
		航空宇宙・防衛	0.53
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.56
		電気設備	1.12
		コングロマリット	0.98
		機械	0.62
		商社・流通業	0.08
		商業サービス・用品	0.02
		航空貨物・物流サービス	0.23
		旅客航空輸送	0.34
		海上運輸	0.27
		陸上運輸	0.13

		運送インフラ	0.63
		自動車用部品	0.51
		自動車	2.74
		家庭用耐久財	0.36
		繊維・アパレル・贅沢品	0.72
		ホテル・レストラン・レジャー	2.56
		大規模小売り	4.54
		専門小売り	0.58
		生活必需品流通・小売り	1.12
		飲料	0.83
		食品	1.19
		タバコ	0.32
		家庭用品	0.03
		パーソナルケア用品	0.54
		ヘルスケア機器・用品	0.08
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.65
		バイオテクノロジー	0.73
		医薬品	1.06
		銀行	16.56
		金融サービス	1.05
		保険	2.73
		情報技術サービス	2.21
		ソフトウェア	0.14
		通信機器	0.22
		コンピュータ・周辺機器	4.73
		電子装置・機器・部品	2.14
		半導体・半導体製造装置	13.44
		各種電気通信サービス	1.12
		無線通信サービス	1.56
		電力	1.01
		ガス	0.28
		総合公益事業	0.08
		水道	0.12
		消費者金融	0.70
		資本市場	0.66
		各種消費者サービス	0.15
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.77
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.40
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.61
投資証券	—	—	0.07

合 計	95.04
-----	-------

(参考) J－R E I Tインデックス マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	36,034	116,974	4,215,062,376	123,500	4,450,199,000	6.97
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	31,728	104,137	3,304,089,194	109,400	3,471,043,200	5.44
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	32,033	91,109	2,918,514,457	94,500	3,027,118,500	4.74
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	19,775	141,234	2,792,919,554	149,500	2,956,362,500	4.63
5	日本	投資証券	K D X不動産投資法人 投資証券	17,283	151,233	2,613,767,370	155,100	2,680,593,300	4.20
6	日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	20,751	131,420	2,727,110,115	127,200	2,639,527,200	4.13
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	10,762	246,341	2,651,127,653	236,900	2,549,517,800	3.99
8	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	34,037	67,624	2,301,743,615	67,800	2,307,708,600	3.61
9	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	9,213	245,638	2,263,070,725	244,300	2,250,735,900	3.52
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	12,309	158,673	1,953,116,050	172,400	2,122,071,600	3.32
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	13,719	140,927	1,933,386,704	150,400	2,063,337,600	3.23
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	12,143	160,066	1,943,691,880	142,900	1,735,234,700	2.72
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	22,695	78,442	1,780,260,026	72,000	1,634,040,000	2.56
14	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	18,563	79,252	1,471,157,660	79,400	1,473,902,200	2.31
15	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	4,225	328,964	1,389,876,744	342,000	1,444,950,000	2.26
16	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	13,466	106,791	1,438,060,264	102,100	1,374,878,600	2.15
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	11,311	123,787	1,400,156,792	116,000	1,312,076,000	2.05
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	2,133	635,447	1,355,410,562	584,000	1,245,672,000	1.95
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	7,909	148,942	1,177,984,808	143,400	1,134,150,600	1.77
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	12,452	89,710	1,117,078,009	89,900	1,119,434,800	1.75
21	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	3,003	364,933	1,095,896,471	338,000	1,015,014,000	1.59
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	7,578	132,101	1,001,062,363	125,400	950,281,200	1.48
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	11,461	88,601	1,015,456,977	81,000	928,341,000	1.45
24	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	7,264	129,622	941,580,455	125,600	912,358,400	1.43
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	3,128	314,120	982,569,612	271,600	849,564,800	1.33
26	日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	6,279	117,215	735,998,133	132,200	830,083,800	1.30
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	9,124	101,696	927,877,041	89,400	815,685,600	1.27
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	5,459	144,814	790,540,990	141,800	774,086,200	1.21

29	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	2,133	379,384	809,227,479	356,000	759,348,000	1.19
30	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	11,908	68,697	818,054,355	63,300	753,776,400	1.18

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	95.68
合 計	95.68

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	368,550	17,091.74	6,299,162,819	18,631.97	6,866,816,045	7.63
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	38,400	119,096.33	4,573,299,316	142,404.53	5,468,334,179	6.07
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	235,430	16,407.89	3,862,910,034	21,184.70	4,987,515,663	5.54
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	122,090	23,719.43	2,895,906,044	27,147.24	3,314,407,716	3.68
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	124,120	23,063.48	2,862,640,360	25,362.03	3,147,936,268	3.49
6	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	348,500	8,281.24	2,886,013,606	8,388.63	2,923,440,204	3.24
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	62,750	42,949.14	2,695,058,600	46,027.86	2,888,248,309	3.20
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	761,100	3,410.52	2,595,750,762	3,445.56	2,622,421,653	2.91
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	84,440	23,054.26	1,946,702,365	23,891.86	2,017,429,106	2.24
10	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	419,900	4,415.73	1,854,167,100	4,608.19	1,934,979,485	2.15
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	56,500	30,797.79	1,740,075,606	33,956.06	1,918,517,865	2.13
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	116,890	13,586.32	1,588,105,305	15,751.85	1,841,234,915	2.04
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	167,160	7,878.43	1,316,959,813	9,290.50	1,553,001,451	1.72
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	136,060	10,148.23	1,380,768,466	10,769.94	1,465,359,152	1.62
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	25,620	41,706.55	1,068,521,848	43,419.53	1,112,408,584	1.23
16	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	46,610	21,363.93	995,773,186	23,448.65	1,092,941,632	1.21
17	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	227,200	5,374.01	1,220,976,897	4,785.78	1,087,330,511	1.20
18	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	268,900	2,969.52	798,504,420	3,502.47	941,814,828	1.04
19	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	47,770	18,051.23	862,307,363	19,458.18	929,517,259	1.03
20	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	62,040	17,580.10	1,090,669,617	14,802.11	918,323,246	1.02
21	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	279,100	3,004.28	838,496,547	3,167.35	884,009,981	0.98
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	109,100	6,835.69	745,773,909	7,479.04	815,963,799	0.90
23	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	76,250	9,718.16	741,009,832	10,062.65	767,277,733	0.85
24	アメリカ	投資証券	UDR INC	119,900	6,173.58	740,212,507	6,398.03	767,124,385	0.85
25	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	87,100	8,689.53	756,858,571	8,597.11	748,808,986	0.83
26	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	540,100	1,705.51	921,146,593	1,382.85	746,878,182	0.82
27	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	42,260	16,618.28	702,288,802	17,481.47	738,767,176	0.82
28	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	2,077,000	310.77	645,472,566	352.80	732,768,923	0.81
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	64,720	9,611.51	622,057,022	11,112.78	719,219,303	0.79
30	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	279,000	2,744.44	765,701,366	2,569.71	716,950,541	0.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.08

合 計	99.08
-----	-------

②【投資不動産物件】

野村資産設計ファンド2015

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2020

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2025

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2030

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2035

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2040

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2045

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2050

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2060

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J－R E I Tインデックス マザーファンド
該当事項はありません。

(参考) 海外R E I Tインデックス マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村資産設計ファンド2015
該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2020
該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2025
該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2030
該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2035
該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2040
該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2045
該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2050
該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2060
該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA－B P I総合 マザーファンド
該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 03 月限)	買建	318	日本円	8,712,945,016	8,875,380,000	1.13

(参考) 外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ マー カンタイ ル取引所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	819	米ドル	246,809,187.5	38,114,742,821	249,764,287.5	38,571,098,892	1.31
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60 株価指 数先物(2025 年 03 月限)	買建	47	カナダド ル	14,163,440	1,508,264,738	14,654,600	1,560,568,354	0.05
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ 50 株価指 数先物(2025 年 03 月限)	買建	482	ユーロ	24,440,330	3,919,251,318	25,536,360	4,095,010,683	0.14
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200 株価指数先 物(2025 年 03 月 限)	買建	44	豪ドル	9,145,750	876,803,056	9,306,000	892,166,220	0.03
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100 株価指数先 物(2025 年 03 月 限)	買建	109	英ポンド	9,096,210	1,743,652,498	9,413,240	1,804,423,967	0.06
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI 株価指数先物 (2025 年 03 月限)	買建	56	スイスフ ラン	6,686,760	1,134,007,631	7,043,680	1,194,537,684	0.04

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	インターコ ンチネン タル取引所	MSCI エマージン グ・マーケット指 数先物(2025 年 03 月限)	買建	816	米ドル	44,738,860	6,909,022,105	45,014,640	6,951,610,757	4.62
	香港	香港先物取 引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物	買建	46	米ドル	2,360,490	364,530,470	2,367,390	365,596,037	0.24

		(2025 年 02 月限)								
--	--	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(参考) J－REIT インデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物 取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2025 年 03 月限)	買建	926	日本円	1,487,662,620	1,566,792,000	2.45

(参考) 海外REIT インデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2025 年 03 月 限)	買建	139	米ドル	5,086,590	785,522,091	5,072,110	783,285,929	0.87

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村資産設計ファンド2015

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末（第 15 期までにおいては各決算期末）の純資産
の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 15 計算期間	(2015 年 6 月 22 日)	1,613	1,613	1.0906	1.0911
第 1 特定期間	(2015 年 12 月 22 日)	1,337	1,338	1.0658	1.0668
第 2 特定期間	(2016 年 6 月 22 日)	1,228	1,229	1.0549	1.0559
第 3 特定期間	(2016 年 12 月 22 日)	1,119	1,120	1.0814	1.0824
第 4 特定期間	(2017 年 6 月 22 日)	1,011	1,011	1.0849	1.0859
第 5 特定期間	(2017 年 12 月 22 日)	959	960	1.1121	1.1131
第 6 特定期間	(2018 年 6 月 22 日)	905	906	1.0961	1.0971
第 7 特定期間	(2018 年 12 月 25 日)	830	831	1.0516	1.0526
第 8 特定期間	(2019 年 6 月 24 日)	845	845	1.1035	1.1045
第 9 特定期間	(2019 年 12 月 23 日)	825	825	1.1238	1.1248
第 10 特定期間	(2020 年 6 月 22 日)	773	773	1.0757	1.0767
第 11 特定期間	(2020 年 12 月 22 日)	768	769	1.1112	1.1122
第 12 特定期間	(2021 年 6 月 22 日)	788	789	1.1661	1.1671
第 13 特定期間	(2021 年 12 月 22 日)	779	780	1.1663	1.1673
第 14 特定期間	(2022 年 6 月 22 日)	729	729	1.1269	1.1279

第 15 特定期間	(2022 年 12 月 22 日)	707	708	1. 1005	1. 1015
第 16 特定期間	(2023 年 6 月 22 日)	725	725	1. 1641	1. 1651
第 17 特定期間	(2023 年 12 月 22 日)	703	703	1. 1567	1. 1577
第 18 特定期間	(2024 年 6 月 24 日)	697	697	1. 1918	1. 1928
第 19 特定期間	(2024 年 12 月 23 日)	673	673	1. 1835	1. 1845
	2024 年 1 月末日	704	—	1. 1689	—
	2 月末日	710	—	1. 1812	—
	3 月末日	710	—	1. 1952	—
	4 月末日	704	—	1. 1892	—
	5 月末日	693	—	1. 1791	—
	6 月末日	698	—	1. 1938	—
	7 月末日	690	—	1. 1807	—
	8 月末日	683	—	1. 1800	—
	9 月末日	684	—	1. 1834	—
	10 月末日	680	—	1. 1933	—
	11 月末日	671	—	1. 1801	—
	12 月末日	676	—	1. 1894	—
	2025 年 1 月末日	668	—	1. 1817	—

野村資産設計ファンド2020

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末（第 25 期までにおいては各決算期末）の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 15 計算期間	(2015 年 6 月 22 日)	1, 085	1, 086	1. 0890	1. 0895
第 16 計算期間	(2015 年 12 月 22 日)	1, 013	1, 014	1. 0541	1. 0546
第 17 計算期間	(2016 年 6 月 22 日)	885	885	1. 0223	1. 0228
第 18 計算期間	(2016 年 12 月 22 日)	903	903	1. 0732	1. 0737
第 19 計算期間	(2017 年 6 月 22 日)	898	898	1. 0873	1. 0878
第 20 計算期間	(2017 年 12 月 22 日)	850	851	1. 1310	1. 1315
第 21 計算期間	(2018 年 6 月 22 日)	835	836	1. 1152	1. 1157
第 22 計算期間	(2018 年 12 月 25 日)	787	788	1. 0675	1. 0680
第 23 計算期間	(2019 年 6 月 24 日)	827	827	1. 1304	1. 1309
第 24 計算期間	(2019 年 12 月 23 日)	845	845	1. 1597	1. 1602
第 25 計算期間	(2020 年 6 月 22 日)	794	794	1. 1136	1. 1141
第 1 特定期間	(2020 年 12 月 22 日)	786	787	1. 1504	1. 1514
第 2 特定期間	(2021 年 6 月 22 日)	789	789	1. 2075	1. 2085
第 3 特定期間	(2021 年 12 月 22 日)	786	786	1. 2079	1. 2089
第 4 特定期間	(2022 年 6 月 22 日)	773	773	1. 1673	1. 1683

第5 特定期間	(2022 年 12 月 22 日)	758	759	1. 1401	1. 1411
第6 特定期間	(2023 年 6 月 22 日)	807	808	1. 2062	1. 2072
第7 特定期間	(2023 年 12 月 22 日)	777	778	1. 1989	1. 1999
第8 特定期間	(2024 年 6 月 24 日)	772	773	1. 2355	1. 2365
第9 特定期間	(2024 年 12 月 23 日)	757	757	1. 2270	1. 2280
	2024 年 1 月末日	780	—	1. 2116	—
	2 月末日	783	—	1. 2244	—
	3 月末日	790	—	1. 2389	—
	4 月末日	779	—	1. 2327	—
	5 月末日	780	—	1. 2223	—
	6 月末日	774	—	1. 2376	—
	7 月末日	764	—	1. 2240	—
	8 月末日	766	—	1. 2233	—
	9 月末日	767	—	1. 2268	—
	10 月末日	757	—	1. 2372	—
	11 月末日	739	—	1. 2236	—
	12 月末日	762	—	1. 2332	—
	2025 年 1 月末日	754	—	1. 2253	—

野村資産設計ファンド2025

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15 計算期間	(2015 年 6 月 22 日)	917	917	1. 1110	1. 1115
第16 計算期間	(2015 年 12 月 22 日)	852	853	1. 0634	1. 0639
第17 計算期間	(2016 年 6 月 22 日)	831	831	1. 0118	1. 0123
第18 計算期間	(2016 年 12 月 22 日)	878	878	1. 0857	1. 0862
第19 計算期間	(2017 年 6 月 22 日)	877	878	1. 1070	1. 1075
第20 計算期間	(2017 年 12 月 22 日)	884	884	1. 1677	1. 1682
第21 計算期間	(2018 年 6 月 22 日)	881	881	1. 1452	1. 1457
第22 計算期間	(2018 年 12 月 25 日)	846	846	1. 0784	1. 0789
第23 計算期間	(2019 年 6 月 24 日)	916	917	1. 1541	1. 1546
第24 計算期間	(2019 年 12 月 23 日)	943	943	1. 2002	1. 2007
第25 計算期間	(2020 年 6 月 22 日)	906	907	1. 1443	1. 1448
第26 計算期間	(2020 年 12 月 22 日)	956	956	1. 2079	1. 2084
第27 計算期間	(2021 年 6 月 22 日)	993	993	1. 2945	1. 2950
第28 計算期間	(2021 年 12 月 22 日)	1, 008	1, 008	1. 3029	1. 3034
第29 計算期間	(2022 年 6 月 22 日)	974	974	1. 2675	1. 2680
第30 計算期間	(2022 年 12 月 22 日)	961	961	1. 2448	1. 2453

第 31 計算期間	(2023 年 6 月 22 日)	1,030	1,031	1.3392	1.3397
第 32 計算期間	(2023 年 12 月 22 日)	995	995	1.3420	1.3425
第 33 計算期間	(2024 年 6 月 24 日)	1,010	1,010	1.4050	1.4055
第 34 計算期間	(2024 年 12 月 23 日)	977	978	1.4021	1.4026
	2024 年 1 月末日	998	—	1.3622	—
	2 月末日	1,012	—	1.3805	—
	3 月末日	1,019	—	1.4006	—
	4 月末日	1,014	—	1.3966	—
	5 月末日	1,005	—	1.3882	—
	6 月末日	1,012	—	1.4087	—
	7 月末日	1,001	—	1.3929	—
	8 月末日	999	—	1.3916	—
	9 月末日	986	—	1.3968	—
	10 月末日	992	—	1.4115	—
	11 月末日	980	—	1.3965	—
	12 月末日	982	—	1.4098	—
	2025 年 1 月末日	972	—	1.4018	—

野村資産設計ファンド2030

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 15 計算期間	(2015 年 6 月 22 日)	800	801	1.1318	1.1323
第 16 計算期間	(2015 年 12 月 22 日)	733	734	1.0756	1.0761
第 17 計算期間	(2016 年 6 月 22 日)	687	688	1.0116	1.0121
第 18 計算期間	(2016 年 12 月 22 日)	733	733	1.1020	1.1025
第 19 計算期間	(2017 年 6 月 22 日)	725	725	1.1277	1.1282
第 20 計算期間	(2017 年 12 月 22 日)	781	781	1.2006	1.2011
第 21 計算期間	(2018 年 6 月 22 日)	783	784	1.1750	1.1755
第 22 計算期間	(2018 年 12 月 25 日)	770	770	1.0911	1.0916
第 23 計算期間	(2019 年 6 月 24 日)	843	844	1.1803	1.1808
第 24 計算期間	(2019 年 12 月 23 日)	875	875	1.2415	1.2420
第 25 計算期間	(2020 年 6 月 22 日)	874	874	1.1731	1.1736
第 26 計算期間	(2020 年 12 月 22 日)	940	940	1.2570	1.2575
第 27 計算期間	(2021 年 6 月 22 日)	1,019	1,019	1.3677	1.3682
第 28 計算期間	(2021 年 12 月 22 日)	1,060	1,060	1.3799	1.3804
第 29 計算期間	(2022 年 6 月 22 日)	1,077	1,077	1.3436	1.3441
第 30 計算期間	(2022 年 12 月 22 日)	1,081	1,082	1.3225	1.3230
第 31 計算期間	(2023 年 6 月 22 日)	1,205	1,205	1.4487	1.4492

第 32 計算期間	(2023 年 12 月 22 日)	1, 211	1, 211	1. 4632	1. 4637
第 33 計算期間	(2024 年 6 月 24 日)	1, 250	1, 250	1. 5733	1. 5738
第 34 計算期間	(2024 年 12 月 23 日)	1, 221	1, 221	1. 5723	1. 5728
	2024 年 1 月末日	1, 224	—	1. 4980	—
	2 月末日	1, 231	—	1. 5258	—
	3 月末日	1, 249	—	1. 5549	—
	4 月末日	1, 247	—	1. 5551	—
	5 月末日	1, 234	—	1. 5515	—
	6 月末日	1, 257	—	1. 5809	—
	7 月末日	1, 236	—	1. 5562	—
	8 月末日	1, 226	—	1. 5469	—
	9 月末日	1, 223	—	1. 5538	—
	10 月末日	1, 235	—	1. 5795	—
	11 月末日	1, 219	—	1. 5608	—
	12 月末日	1, 231	—	1. 5847	—
	2025 年 1 月末日	1, 220	—	1. 5762	—

野村資産設計ファンド 2 0 3 5

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 15 計算期間	(2015 年 6 月 22 日)	528	528	1. 1158	1. 1163
第 16 計算期間	(2015 年 12 月 22 日)	481	481	1. 0546	1. 0551
第 17 計算期間	(2016 年 6 月 22 日)	454	454	0. 9829	0. 9829
第 18 計算期間	(2016 年 12 月 22 日)	495	495	1. 0824	1. 0829
第 19 計算期間	(2017 年 6 月 22 日)	496	496	1. 1110	1. 1115
第 20 計算期間	(2017 年 12 月 22 日)	521	521	1. 1910	1. 1915
第 21 計算期間	(2018 年 6 月 22 日)	533	533	1. 1637	1. 1642
第 22 計算期間	(2018 年 12 月 25 日)	505	505	1. 0701	1. 0706
第 23 計算期間	(2019 年 6 月 24 日)	581	582	1. 1680	1. 1685
第 24 計算期間	(2019 年 12 月 23 日)	617	617	1. 2403	1. 2408
第 25 計算期間	(2020 年 6 月 22 日)	607	607	1. 1582	1. 1587
第 26 計算期間	(2020 年 12 月 22 日)	670	670	1. 2537	1. 2542
第 27 計算期間	(2021 年 6 月 22 日)	762	762	1. 3924	1. 3929
第 28 計算期間	(2021 年 12 月 22 日)	787	787	1. 4088	1. 4093
第 29 計算期間	(2022 年 6 月 22 日)	786	786	1. 3720	1. 3725
第 30 計算期間	(2022 年 12 月 22 日)	853	853	1. 3530	1. 3535
第 31 計算期間	(2023 年 6 月 22 日)	966	966	1. 5004	1. 5009
第 32 計算期間	(2023 年 12 月 22 日)	974	975	1. 5250	1. 5255

第 33 計算期間	(2024 年 6 月 24 日)	1,038	1,038	1.6725	1.6730
第 34 計算期間	(2024 年 12 月 23 日)	1,030	1,030	1.6737	1.6742
	2024 年 1 月末日	991	—	1.5713	—
	2 月末日	1,011	—	1.6060	—
	3 月末日	1,029	—	1.6435	—
	4 月末日	1,028	—	1.6468	—
	5 月末日	1,028	—	1.6472	—
	6 月末日	1,046	—	1.6835	—
	7 月末日	1,023	—	1.6528	—
	8 月末日	1,010	—	1.6374	—
	9 月末日	1,016	—	1.6456	—
	10 月末日	1,036	—	1.6796	—
	11 月末日	1,022	—	1.6588	—
	12 月末日	1,039	—	1.6905	—
	2025 年 1 月末日	1,026	—	1.6826	—

野村資産設計ファンド２０４０

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 15 計算期間	(2015 年 6 月 22 日)	1,554	1,554	1.1121	1.1126
第 16 計算期間	(2015 年 12 月 22 日)	1,385	1,386	1.0407	1.0412
第 17 計算期間	(2016 年 6 月 22 日)	1,257	1,257	0.9537	0.9537
第 18 計算期間	(2016 年 12 月 22 日)	1,342	1,342	1.0669	1.0674
第 19 計算期間	(2017 年 6 月 22 日)	1,227	1,228	1.1021	1.1026
第 20 計算期間	(2017 年 12 月 22 日)	1,183	1,184	1.1941	1.1946
第 21 計算期間	(2018 年 6 月 22 日)	1,144	1,145	1.1620	1.1625
第 22 計算期間	(2018 年 12 月 25 日)	1,032	1,032	1.0566	1.0571
第 23 計算期間	(2019 年 6 月 24 日)	1,129	1,129	1.1587	1.1592
第 24 計算期間	(2019 年 12 月 23 日)	1,207	1,207	1.2381	1.2386
第 25 計算期間	(2020 年 6 月 22 日)	1,116	1,116	1.1526	1.1531
第 26 計算期間	(2020 年 12 月 22 日)	1,181	1,181	1.2570	1.2575
第 27 計算期間	(2021 年 6 月 22 日)	1,311	1,312	1.4066	1.4071
第 28 計算期間	(2021 年 12 月 22 日)	1,345	1,345	1.4256	1.4261
第 29 計算期間	(2022 年 6 月 22 日)	1,338	1,338	1.3885	1.3890
第 30 計算期間	(2022 年 12 月 22 日)	1,356	1,356	1.3704	1.3709
第 31 計算期間	(2023 年 6 月 22 日)	1,538	1,539	1.5328	1.5333
第 32 計算期間	(2023 年 12 月 22 日)	1,567	1,567	1.5652	1.5657
第 33 計算期間	(2024 年 6 月 24 日)	1,668	1,668	1.7403	1.7408

第 34 計算期間	(2024 年 12 月 23 日)	1,640	1,640	1.7434	1.7439
	2024 年 1 月末日	1,600	—	1.6198	—
	2 月末日	1,627	—	1.6586	—
	3 月末日	1,660	—	1.7032	—
	4 月末日	1,650	—	1.7089	—
	5 月末日	1,645	—	1.7122	—
	6 月末日	1,682	—	1.7538	—
	7 月末日	1,638	—	1.7199	—
	8 月末日	1,620	—	1.7006	—
	9 月末日	1,621	—	1.7097	—
	10 月末日	1,656	—	1.7502	—
	11 月末日	1,629	—	1.7281	—
	12 月末日	1,658	—	1.7639	—
	2025 年 1 月末日	1,624	—	1.7577	—

野村資産設計ファンド２０４５

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2015 年 6 月 22 日)	135	135	1.9595	1.9600
第 11 計算期間	(2015 年 12 月 22 日)	121	121	1.8275	1.8280
第 12 計算期間	(2016 年 6 月 22 日)	113	113	1.6647	1.6652
第 13 計算期間	(2016 年 12 月 22 日)	123	123	1.8834	1.8839
第 14 計算期間	(2017 年 6 月 22 日)	120	120	1.9535	1.9540
第 15 計算期間	(2017 年 12 月 22 日)	119	119	2.1350	2.1355
第 16 計算期間	(2018 年 6 月 22 日)	133	133	2.0729	2.0734
第 17 計算期間	(2018 年 12 月 25 日)	130	130	1.8624	1.8629
第 18 計算期間	(2019 年 6 月 24 日)	145	145	2.0528	2.0533
第 19 計算期間	(2019 年 12 月 23 日)	149	149	2.2083	2.2088
第 20 計算期間	(2020 年 6 月 22 日)	145	145	2.0568	2.0573
第 21 計算期間	(2020 年 12 月 22 日)	148	148	2.2705	2.2710
第 22 計算期間	(2021 年 6 月 22 日)	191	191	2.5462	2.5467
第 23 計算期間	(2021 年 12 月 22 日)	208	208	2.5825	2.5830
第 24 計算期間	(2022 年 6 月 22 日)	231	231	2.5170	2.5175
第 25 計算期間	(2022 年 12 月 22 日)	251	251	2.4898	2.4903
第 26 計算期間	(2023 年 6 月 22 日)	299	299	2.8192	2.8197
第 27 計算期間	(2023 年 12 月 22 日)	309	309	2.8881	2.8886
第 28 計算期間	(2024 年 6 月 24 日)	357	357	3.2580	3.2585
第 29 計算期間	(2024 年 12 月 23 日)	340	340	3.2676	3.2681

2024 年 1 月末日	315	—	3. 0035	—
2 月末日	324	—	3. 0867	—
3 月末日	339	—	3. 1757	—
4 月末日	343	—	3. 1904	—
5 月末日	346	—	3. 2029	—
6 月末日	362	—	3. 2875	—
7 月末日	353	—	3. 2177	—
8 月末日	349	—	3. 1747	—
9 月末日	340	—	3. 1924	—
10 月末日	345	—	3. 2757	—
11 月末日	341	—	3. 2332	—
12 月末日	342	—	3. 3096	—
2025 年 1 月末日	339	—	3. 2985	—

野村資産設計ファンド２０５０

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間 (2015 年 12 月 22 日)	31	31	1. 0144	1. 0149
第 2 計算期間 (2016 年 6 月 22 日)	63	63	0. 9193	0. 9193
第 3 計算期間 (2016 年 12 月 22 日)	91	91	1. 0500	1. 0505
第 4 計算期間 (2017 年 6 月 22 日)	133	133	1. 0935	1. 0940
第 5 計算期間 (2017 年 12 月 22 日)	154	154	1. 2018	1. 2023
第 6 計算期間 (2018 年 6 月 22 日)	190	190	1. 1658	1. 1663
第 7 計算期間 (2018 年 12 月 25 日)	187	187	1. 0381	1. 0386
第 8 計算期間 (2019 年 6 月 24 日)	222	222	1. 1489	1. 1494
第 9 計算期間 (2019 年 12 月 23 日)	239	240	1. 2417	1. 2422
第 10 計算期間 (2020 年 6 月 22 日)	219	219	1. 1512	1. 1517
第 11 計算期間 (2020 年 12 月 22 日)	234	234	1. 2786	1. 2791
第 12 計算期間 (2021 年 6 月 22 日)	245	245	1. 4435	1. 4440
第 13 計算期間 (2021 年 12 月 22 日)	253	253	1. 4651	1. 4656
第 14 計算期間 (2022 年 6 月 22 日)	255	256	1. 4268	1. 4273
第 15 計算期間 (2022 年 12 月 22 日)	259	259	1. 4146	1. 4151
第 16 計算期間 (2023 年 6 月 22 日)	292	292	1. 6168	1. 6173
第 17 計算期間 (2023 年 12 月 22 日)	304	304	1. 6606	1. 6611
第 18 計算期間 (2024 年 6 月 24 日)	337	337	1. 9005	1. 9010
第 19 計算期間 (2024 年 12 月 23 日)	331	331	1. 9078	1. 9083
2024 年 1 月末日	312	—	1. 7358	—
2 月末日	318	—	1. 7913	—

3 月末日	320	—	1. 8460	—
4 月末日	322	—	1. 8567	—
5 月末日	331	—	1. 8677	—
6 月末日	341	—	1. 9203	—
7 月末日	329	—	1. 8739	—
8 月末日	321	—	1. 8429	—
9 月末日	328	—	1. 8539	—
10 月末日	330	—	1. 9077	—
11 月末日	332	—	1. 8820	—
12 月末日	333	—	1. 9346	—
2025 年 1 月末日	317	—	1. 9277	—

野村資産設計ファンド２０６０

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間 (2019 年 12 月 23 日)	21	21	1. 0588	1. 0593
第 2 計算期間 (2020 年 6 月 22 日)	76	76	0. 9785	0. 9785
第 3 計算期間 (2020 年 12 月 22 日)	88	88	1. 0938	1. 0943
第 4 計算期間 (2021 年 6 月 22 日)	111	111	1. 2431	1. 2436
第 5 計算期間 (2021 年 12 月 22 日)	149	149	1. 2634	1. 2639
第 6 計算期間 (2022 年 6 月 22 日)	168	168	1. 2288	1. 2293
第 7 計算期間 (2022 年 12 月 22 日)	180	180	1. 2211	1. 2216
第 8 計算期間 (2023 年 6 月 22 日)	209	209	1. 4071	1. 4076
第 9 計算期間 (2023 年 12 月 22 日)	226	226	1. 4490	1. 4495
第 10 計算期間 (2024 年 6 月 24 日)	298	298	1. 6804	1. 6809
第 11 計算期間 (2024 年 12 月 23 日)	296	297	1. 6891	1. 6896
2024 年 1 月末日	232	—	1. 5219	—
2 月末日	262	—	1. 5759	—
3 月末日	282	—	1. 6285	—
4 月末日	285	—	1. 6388	—
5 月末日	296	—	1. 6509	—
6 月末日	302	—	1. 7001	—
7 月末日	304	—	1. 6571	—
8 月末日	305	—	1. 6267	—
9 月末日	299	—	1. 6368	—
10 月末日	289	—	1. 6875	—
11 月末日	293	—	1. 6650	—

12 月末日	297	—	1. 7156	—
2025 年 1 月末日	289	—	1. 7111	—

②【分配の推移】

野村資産設計ファンド２０１５

	計算期間	１口当たりの分配金
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	0. 0005 円
第 1 特定期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	0. 0060 円
第 2 特定期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0. 0060 円
第 3 特定期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0. 0060 円
第 4 特定期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0. 0060 円
第 5 特定期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0. 0060 円
第 6 特定期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0. 0060 円
第 7 特定期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0. 0060 円
第 8 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0. 0060 円
第 9 特定期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0. 0060 円
第 10 特定期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0. 0060 円
第 11 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0. 0060 円
第 12 特定期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0. 0060 円
第 13 特定期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0. 0060 円
第 14 特定期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0. 0060 円
第 15 特定期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0. 0060 円
第 16 特定期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0. 0060 円
第 17 特定期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0. 0060 円
第 18 特定期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0. 0060 円
第 19 特定期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0. 0060 円

※第 1 特定期間以降については、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村資産設計ファンド２０２０

	計算期間	１口当たりの分配金
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	0. 0005 円
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	0. 0005 円
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0. 0005 円
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0. 0005 円
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0. 0005 円
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0. 0005 円
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0. 0005 円
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0. 0005 円
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0. 0005 円

第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 1 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0060 円
第 2 特定期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0060 円
第 3 特定期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0060 円
第 4 特定期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0060 円
第 5 特定期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0060 円
第 6 特定期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0060 円
第 7 特定期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0060 円
第 8 特定期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0.0060 円
第 9 特定期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.0060 円

※第 1 特定期間以降については、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村資産設計ファンド 2025

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド 2030

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	0.0005 円

第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド2035

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0.0000 円
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド２０４０

	計算期間	１口当たりの分配金
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0.0000 円
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド２０４５

	計算期間	１口当たりの分配金
第 10 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 11 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 12 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 13 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 14 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 15 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 17 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 18 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 19 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円

第 25 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 28 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド 2050

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2015 年 9 月 17 日～2015 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 2 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0.0000 円
第 3 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 4 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 5 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 6 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 7 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 8 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 9 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 10 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 11 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 12 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 13 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 14 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 15 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 17 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 18 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 19 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド 2060

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2019 年 9 月 13 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 2 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0000 円
第 3 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 4 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 5 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 6 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 7 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 8 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 9 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 10 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	0.0005 円

第 11 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.0005 円
-----------	----------------------------------	----------

③【収益率の推移】

野村資産設計ファンド2015

	計算期間	収益率
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	2.1%
第 1 特定期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△1.7%
第 2 特定期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△0.5%
第 3 特定期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	3.1%
第 4 特定期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.9%
第 5 特定期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	3.1%
第 6 特定期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△0.9%
第 7 特定期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△3.5%
第 8 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	5.5%
第 9 特定期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	2.4%
第 10 特定期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△3.7%
第 11 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	3.9%
第 12 特定期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	5.5%
第 13 特定期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.5%
第 14 特定期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.9%
第 15 特定期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.8%
第 16 特定期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	6.3%
第 17 特定期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	△0.1%
第 18 特定期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	3.6%
第 19 特定期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	△0.2%

※第 15 期まで

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

※第 1 特定期間以降

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド2020

	計算期間	収益率
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	3.3%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△3.2%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△3.0%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	5.0%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	1.4%

第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	4.1%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△1.4%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△4.2%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	5.9%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	2.6%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△3.9%
第 1 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	3.8%
第 2 特定期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	5.5%
第 3 特定期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.5%
第 4 特定期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.9%
第 5 特定期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.8%
第 6 特定期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	6.3%
第 7 特定期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	△0.1%
第 8 特定期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	3.6%
第 9 特定期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	△0.2%

※第 25 期まで

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

※第 1 特定期間以降

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2025

	計算期間	収益率
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	4.4%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△4.2%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△4.8%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	7.4%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	2.0%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	5.5%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△1.9%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△5.8%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	7.1%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	4.0%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△4.6%
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	5.6%
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	7.2%
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.7%
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.7%
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.8%

第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	7.6%
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.2%
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	4.7%
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	△0.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2030

	計算期間	収益率
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	5.1%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△4.9%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△5.9%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	9.0%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	2.4%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	6.5%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△2.1%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△7.1%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	8.2%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	5.2%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△5.5%
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	7.2%
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	8.8%
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.9%
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.6%
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.5%
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	9.6%
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	1.0%
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	7.6%
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	△0.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2035

	計算期間	収益率
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	5.9%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△5.4%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△6.8%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	10.2%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	2.7%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	7.2%

第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△2.3%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△8.0%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	9.2%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	6.2%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△6.6%
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	8.3%
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	11.1%
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	1.2%
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.6%
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.3%
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	10.9%
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	1.7%
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	9.7%
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2040

	計算期間	収益率
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	6.9%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△6.4%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△8.4%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	11.9%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	3.3%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	8.4%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△2.6%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△9.0%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	9.7%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	6.9%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△6.9%
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	9.1%
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	11.9%
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	1.4%
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.6%
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.3%
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	11.9%
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	2.1%
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	11.2%
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記

載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド2045

	計算期間	収益率
第10計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	7.7%
第11計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	△6.7%
第12計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	△8.9%
第13計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	13.2%
第14計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	3.7%
第15計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	9.3%
第16計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	△2.9%
第17計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	△10.1%
第18計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	10.3%
第19計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	7.6%
第20計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	△6.8%
第21計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	10.4%
第22計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	12.2%
第23計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	1.4%
第24計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	△2.5%
第25計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	△1.1%
第26計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	13.3%
第27計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	2.5%
第28計算期間	2023年12月23日～2024年6月24日	12.8%
第29計算期間	2024年6月25日～2024年12月23日	0.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド2050

	計算期間	収益率
第1計算期間	2015年9月17日～2015年12月22日	1.5%
第2計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	△9.4%
第3計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	14.3%
第4計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	4.2%
第5計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	9.9%
第6計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	△3.0%
第7計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	△10.9%
第8計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	10.7%
第9計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	8.1%
第10計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	△7.2%
第11計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	11.1%

第 12 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	12.9%
第 13 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	1.5%
第 14 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.6%
第 15 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△0.8%
第 16 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	14.3%
第 17 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	2.7%
第 18 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	14.5%
第 19 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2060

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2019 年 9 月 13 日～2019 年 12 月 23 日	5.9%
第 2 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△7.6%
第 3 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	11.8%
第 4 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	13.7%
第 5 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	1.7%
第 6 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.7%
第 7 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△0.6%
第 8 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	15.3%
第 9 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	3.0%
第 10 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	16.0%
第 11 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	0.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村資産設計ファンド 2015

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	52,708,438	306,552,875	1,479,115,194
第 1 特定期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	3,093,976	227,542,458	1,254,666,712
第 2 特定期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	3,050,658	92,990,322	1,164,727,048
第 3 特定期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	2,859,684	132,747,220	1,034,839,512
第 4 特定期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	2,571,376	105,478,896	931,931,992
第 5 特定期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	4,379,500	73,518,969	862,792,523
第 6 特定期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	2,031,303	38,324,758	826,499,068
第 7 特定期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	1,921,777	38,678,679	789,742,166
第 8 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	6,721,033	30,678,589	765,784,610

第9 特定期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	3, 376, 902	34, 948, 584	734, 212, 928
第10 特定期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	2, 762, 064	18, 149, 013	718, 825, 979
第11 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	2, 342, 287	29, 240, 558	691, 927, 708
第12 特定期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	2, 987, 522	18, 795, 019	676, 120, 211
第13 特定期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	1, 536, 227	9, 269, 325	668, 387, 113
第14 特定期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	1, 506, 920	22, 895, 659	646, 998, 374
第15 特定期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	1, 419, 903	5, 423, 106	642, 995, 171
第16 特定期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	1, 427, 275	21, 320, 772	623, 101, 674
第17 特定期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	1, 304, 440	16, 386, 055	608, 020, 059
第18 特定期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	1, 233, 519	24, 189, 448	585, 064, 130
第19 特定期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	1, 191, 440	17, 480, 970	568, 774, 600

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド２０２０

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	39, 675, 353	123, 285, 959	996, 860, 322
第16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	36, 867, 971	72, 189, 213	961, 539, 080
第17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	45, 408, 342	140, 996, 260	865, 951, 162
第18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	30, 499, 022	54, 875, 306	841, 574, 878
第19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	45, 921, 028	61, 215, 675	826, 280, 231
第20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	31, 695, 332	105, 558, 990	752, 416, 573
第21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	26, 595, 125	29, 390, 249	749, 621, 449
第22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	18, 259, 268	29, 894, 608	737, 986, 109
第23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	20, 518, 024	26, 578, 082	731, 926, 051
第24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	24, 016, 918	27, 077, 414	728, 865, 555
第25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	21, 755, 247	37, 207, 109	713, 413, 693
第1 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	17, 244, 135	46, 978, 130	683, 679, 698
第2 特定期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	32, 045, 778	62, 074, 000	653, 651, 476
第3 特定期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	20, 523, 145	23, 400, 437	650, 774, 184
第4 特定期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	39, 854, 998	28, 224, 709	662, 404, 473
第5 特定期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	24, 248, 665	21, 426, 508	665, 226, 630
第6 特定期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	31, 459, 144	27, 287, 098	669, 398, 676
第7 特定期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	32, 483, 977	53, 437, 604	648, 445, 049
第8 特定期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	24, 939, 465	47, 986, 732	625, 397, 782
第9 特定期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	25, 508, 061	33, 678, 377	617, 227, 466

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド２０２５

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	44, 072, 012	101, 523, 862	825, 763, 293

第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	27,490,596	51,460,910	801,792,979
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	32,410,121	12,854,681	821,348,419
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	53,755,751	66,373,742	808,730,428
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	43,479,561	59,290,236	792,919,753
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	34,153,861	69,745,371	757,328,243
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	33,215,776	21,145,870	769,398,149
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	38,251,265	22,791,422	784,857,992
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	26,516,631	17,089,173	794,285,450
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	30,771,190	38,959,289	786,097,351
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	38,214,527	31,854,138	792,457,740
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	20,480,047	21,083,535	791,854,252
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	16,223,813	40,988,849	767,089,216
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	15,365,572	8,519,690	773,935,098
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	23,588,524	28,882,329	768,641,293
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	18,754,228	14,994,778	772,400,743
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	25,476,357	28,136,893	769,740,207
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	30,114,393	58,223,336	741,631,264
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	11,203,360	33,700,518	719,134,106
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	8,911,286	30,729,983	697,315,409

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド２０３０

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	42,469,106	56,751,800	707,687,602
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	29,584,326	54,904,567	682,367,361
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	24,738,872	27,297,113	679,809,120
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	32,037,161	46,590,661	665,255,620
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	43,336,987	65,582,038	643,010,569
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	35,087,090	27,501,109	650,596,550
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	38,366,225	21,877,184	667,085,591
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	55,320,612	16,559,755	705,846,448
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	27,092,233	17,939,191	714,999,490
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	28,476,901	38,381,895	705,094,496
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	63,578,099	23,552,824	745,119,771
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	26,252,512	23,324,175	748,048,108
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	32,282,718	35,021,191	745,309,635
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	40,875,939	17,864,070	768,321,504
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	47,250,344	13,751,141	801,820,707
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	31,850,744	15,650,873	818,020,578
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	31,317,311	17,314,400	832,023,489
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	28,989,965	33,240,063	827,773,391

第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	15,032,995	48,054,461	794,751,925
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	9,754,308	27,884,541	776,621,692

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド 2035

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	18,367,272	71,467,689	473,731,171
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	34,896,361	52,467,887	456,159,645
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	19,297,350	13,477,733	461,979,262
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	20,465,186	24,485,403	457,959,045
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	20,326,833	31,530,715	446,755,163
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	24,294,642	33,413,107	437,636,698
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	34,745,743	14,067,862	458,314,579
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	21,480,682	7,397,857	472,397,404
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	40,605,218	14,747,085	498,255,537
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	23,510,287	24,070,137	497,695,687
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	40,612,881	13,857,268	524,451,300
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	21,289,021	11,027,064	534,713,257
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	27,218,980	14,599,458	547,332,779
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	22,419,188	10,785,624	558,966,343
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	38,409,768	24,304,858	573,071,253
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	63,499,031	5,913,212	630,657,072
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	43,317,856	29,873,955	644,100,973
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	34,740,506	39,709,962	639,131,517
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	12,889,797	31,095,401	620,925,913
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	9,710,340	15,136,107	615,500,146

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド 2040

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	45,284,736	232,357,844	1,397,578,618
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	39,738,583	106,176,474	1,331,140,727
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	34,669,502	46,860,574	1,318,949,655
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	30,127,316	91,244,407	1,257,832,564
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	41,534,117	185,305,817	1,114,060,864
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	28,348,068	151,022,179	991,386,753
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	40,499,017	46,875,042	985,010,728
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	35,018,485	43,084,476	976,944,737
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	33,816,357	36,230,759	974,530,335
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	34,081,111	33,658,906	974,952,540

第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	32,608,430	39,297,749	968,263,221
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	22,677,277	51,047,758	939,892,740
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	35,447,489	42,784,646	932,555,583
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	27,523,370	16,350,944	943,728,009
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	38,475,267	18,224,928	963,978,348
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	43,666,824	18,071,696	989,573,476
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	41,270,126	27,027,261	1,003,816,341
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	48,917,196	51,496,305	1,001,237,232
第 33 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	17,400,746	60,010,857	958,627,121
第 34 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	11,984,593	29,655,560	940,956,154

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド 2045

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	43,180,540	21,452,083	69,232,813
第 11 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	18,424,823	21,417,032	66,240,604
第 12 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	10,464,010	8,761,369	67,943,245
第 13 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	16,608,757	18,860,946	65,691,056
第 14 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	7,436,339	11,263,411	61,863,984
第 15 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	9,394,032	15,389,249	55,868,767
第 16 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	14,069,776	5,589,130	64,349,413
第 17 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	10,236,752	4,417,257	70,168,908
第 18 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	17,744,138	17,033,007	70,880,039
第 19 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	6,098,841	9,487,443	67,491,437
第 20 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	12,234,012	8,972,977	70,752,472
第 21 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	6,303,729	11,553,445	65,502,756
第 22 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	18,342,834	8,509,041	75,336,549
第 23 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	14,269,317	8,875,586	80,730,280
第 24 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	17,130,982	5,968,788	91,892,474
第 25 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	14,808,532	5,842,336	100,858,670
第 26 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	19,030,353	13,620,958	106,268,065
第 27 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	14,420,431	13,658,921	107,029,575
第 28 計算期間	2023 年 12 月 23 日～2024 年 6 月 24 日	15,007,525	12,304,600	109,732,500
第 29 計算期間	2024 年 6 月 25 日～2024 年 12 月 23 日	7,105,256	12,770,790	104,066,966

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド 2050

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2015 年 9 月 17 日～2015 年 12 月 22 日	33,984,346	2,992,575	30,991,771
第 2 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	54,275,921	15,855,590	69,412,102

第3計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	81,663,130	64,210,905	86,864,327
第4計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	96,938,200	62,085,968	121,716,559
第5計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	53,511,264	46,402,814	128,825,009
第6計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	42,722,490	8,321,773	163,225,726
第7計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	26,029,774	9,044,380	180,211,120
第8計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	27,685,692	14,037,264	193,859,548
第9計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	17,428,286	18,026,464	193,261,370
第10計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	12,482,017	15,431,237	190,312,150
第11計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	7,465,897	14,062,424	183,715,623
第12計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	10,279,509	23,818,075	170,177,057
第13計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	9,179,820	6,489,414	172,867,463
第14計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	15,171,538	8,629,926	179,409,075
第15計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	9,280,470	4,984,373	183,705,172
第16計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	11,150,251	13,974,137	180,881,286
第17計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	9,661,716	7,215,484	183,327,518
第18計算期間	2023年12月23日～2024年6月24日	10,792,971	16,727,125	177,393,364
第19計算期間	2024年6月25日～2024年12月23日	8,837,839	12,295,139	173,936,064

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2060

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2019年9月13日～2019年12月23日	20,474,503	96,641	20,377,862
第2計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	69,095,429	11,343,124	78,130,167
第3計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	21,722,771	18,912,212	80,940,726
第4計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	31,904,666	22,875,658	89,969,734
第5計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	43,700,054	15,331,685	118,338,103
第6計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	27,765,715	8,776,965	137,326,853
第7計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	26,372,596	15,798,830	147,900,619
第8計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	22,928,854	21,708,719	149,120,754
第9計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	32,774,626	25,825,943	156,069,437
第10計算期間	2023年12月23日～2024年6月24日	54,223,286	32,482,473	177,810,250
第11計算期間	2024年6月25日～2024年12月23日	37,611,874	39,587,392	175,834,732

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

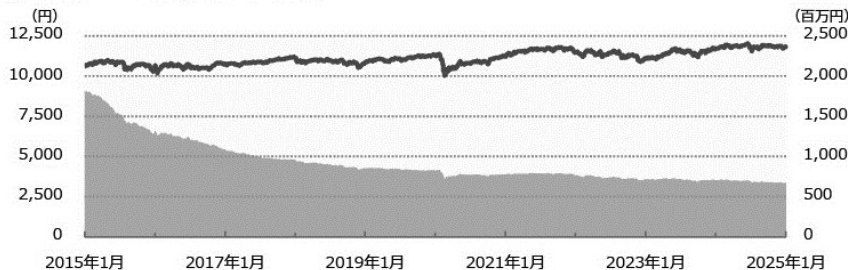


運用実績 (2025年1月31日現在)

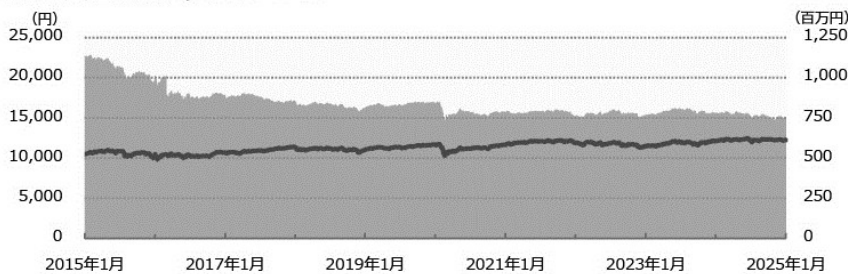
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

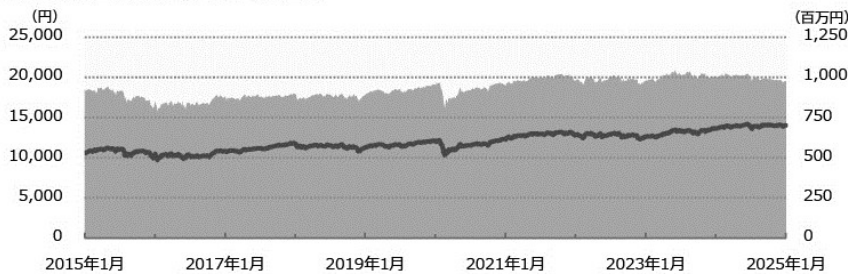
■ 野村資産設計ファンド2015



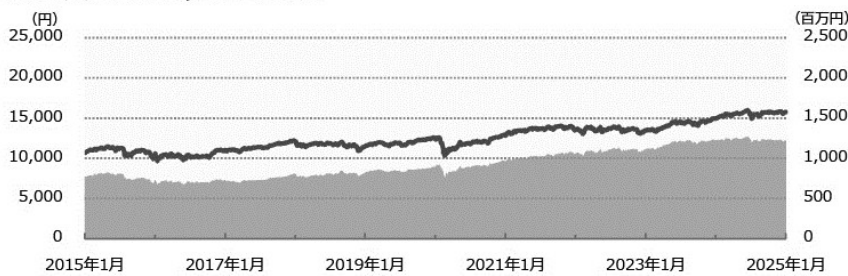
■ 野村資産設計ファンド2020



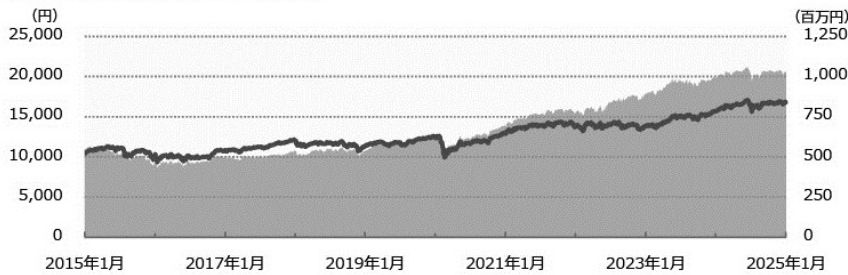
■ 野村資産設計ファンド2025



■ 野村資産設計ファンド2030



■ 野村資産設計ファンド2035



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 野村資産設計ファンド2015

2025年1月	10 円
2024年12月	10 円
2024年11月	10 円
2024年10月	10 円
2024年9月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	1,160 円

■ 野村資産設計ファンド2020

2025年1月	10 円
2024年12月	10 円
2024年11月	10 円
2024年10月	10 円
2024年9月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	610 円

■ 野村資産設計ファンド2025

2024年12月	5 円
2024年6月	5 円
2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
設定来累計	105 円

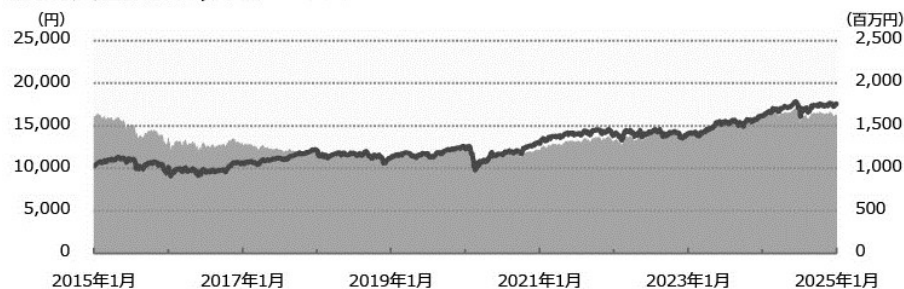
■ 野村資産設計ファンド2030

2024年12月	5 円
2024年6月	5 円
2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
設定来累計	105 円

■ 野村資産設計ファンド2035

2024年12月	5 円
2024年6月	5 円
2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
設定来累計	100 円

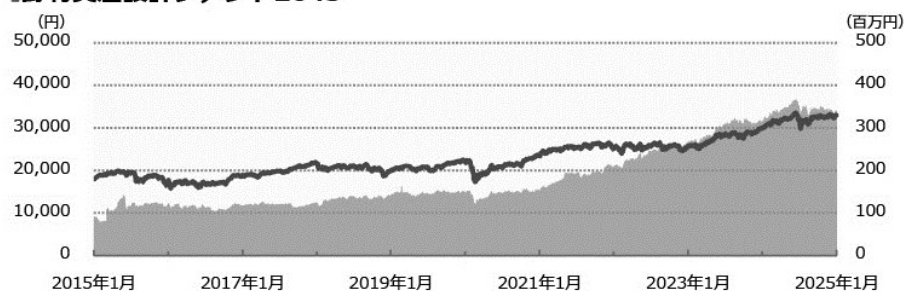
■野村資産設計ファンド2040



■野村資産設計ファンド2040

2024年12月	5 円
2024年6月	5 円
2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
設定来累計	100 円

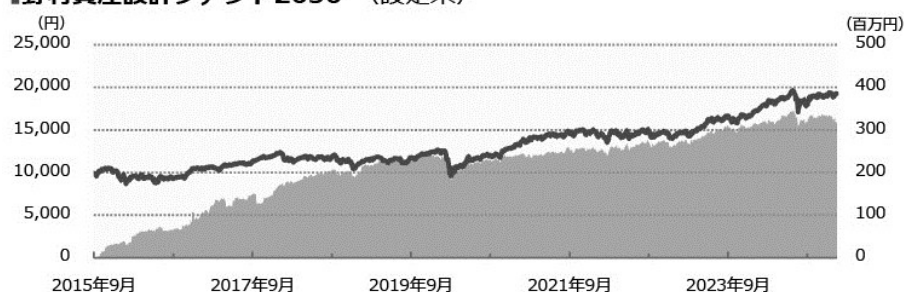
■野村資産設計ファンド2045



■野村資産設計ファンド2045

2024年12月	5 円
2024年6月	5 円
2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
設定来累計	135 円

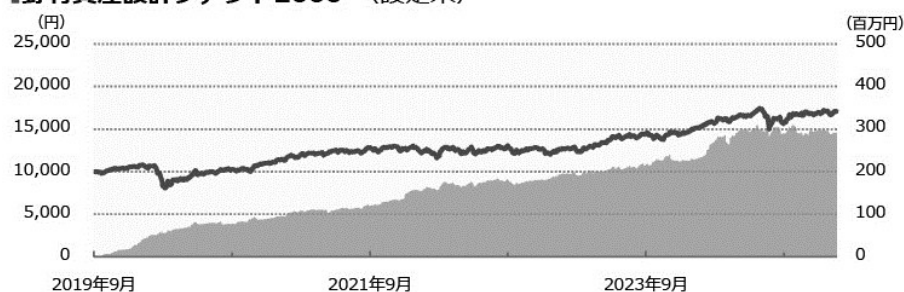
■野村資産設計ファンド2050 (設定来)



■野村資産設計ファンド2050

2024年12月	5 円
2024年6月	5 円
2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
設定来累計	90 円

■野村資産設計ファンド2060 (設定来)



■野村資産設計ファンド2060

2024年12月	5 円
2024年6月	5 円
2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
設定来累計	50 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)									
	野村資産設計ファンド									
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	59.7	59.7	56.8	42.8	32.9	23.9	18.9	14.4	9.9	
外国債券マザーファンド	7.3	7.3	8.1	10.9	10.9	10.9	10.9	10.6	7.3	
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	2.6	2.6	2.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.7	2.6	
国内株式マザーファンド	10.0	10.0	11.1	16.1	20.6	23.1	26.1	30.6	35.1	
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	5.9	5.9	6.5	9.6	12.2	13.7	15.5	18.2	20.8	
新興国株式マザーファンド	4.1	4.1	4.5	6.4	8.3	9.3	10.5	12.3	14.2	
J-REITインデックス マザーファンド	5.2	5.2	5.2	5.2	5.7	7.8	7.3	5.2	5.2	
海外REITインデックス マザーファンド	5.0	5.0	5.0	5.0	5.5	7.5	7.0	5.0	5.0	

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)									
			野村資産設計ファンド									
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
1	国庫債券 利付（10年）第371回	国債証券	1.2	1.2	1.1	0.8	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	
2	国庫債券 利付（10年）第370回	国債証券	1.1	1.1	1.1	0.8	0.6	0.4	0.4	0.3	0.2	
3	国庫債券 利付（2年）第460回	国債証券	1.0	1.0	0.9	0.7	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	
4	国庫債券 利付（5年）第157回	国債証券	0.9	0.9	0.9	0.7	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	
5	国庫債券 利付（5年）第163回	国債証券	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.3	0.3	0.2	0.1	

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)									
			野村資産設計ファンド									
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)									
			野村資産設計ファンド									
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
1	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
2	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
3	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
5	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.4	0.4	0.4	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.3	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1
3	ソニーグループ	電気機器	0.3	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
4	日立製作所	電気機器	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
5	リクルートホールディングス	サービス業	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.3	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.8	0.9
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.4	0.4	0.5	0.7	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

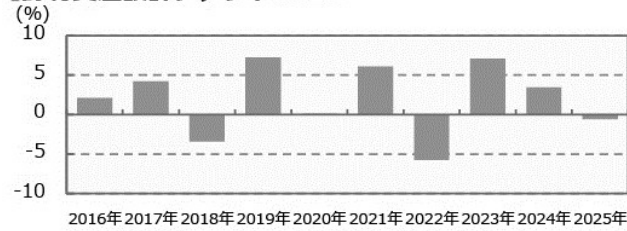
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3
3	日本都市ファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2
4	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2
5	KDX不動産投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

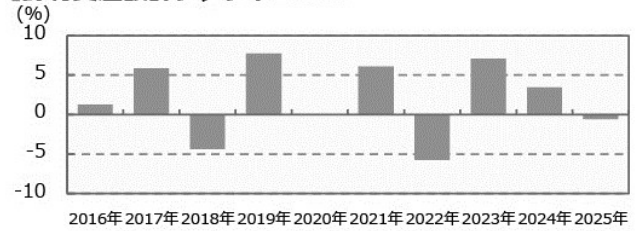
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.5	0.4	0.4
2	EQUINIX INC	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.4	0.3	0.3
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

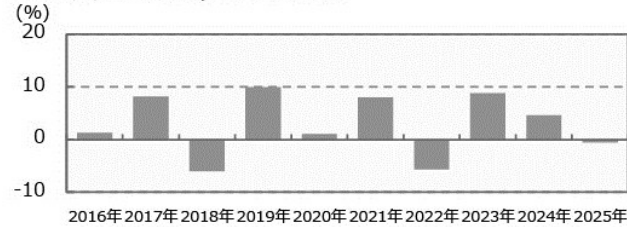
■ 野村資産設計ファンド2015



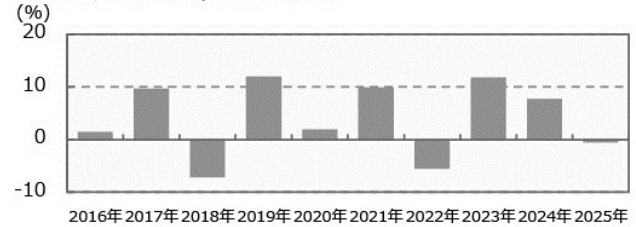
■ 野村資産設計ファンド2020



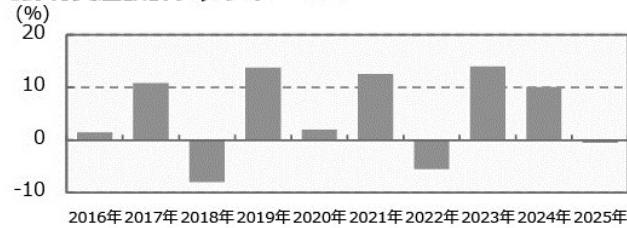
■ 野村資産設計ファンド2025



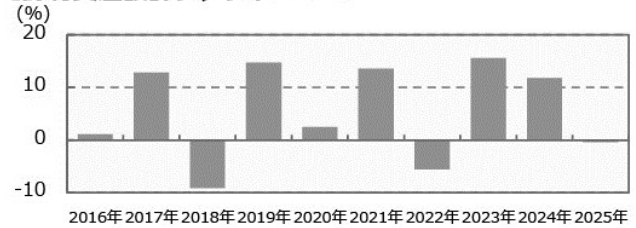
■ 野村資産設計ファンド2030



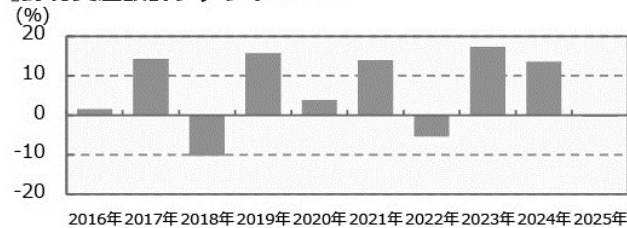
■ 野村資産設計ファンド2035



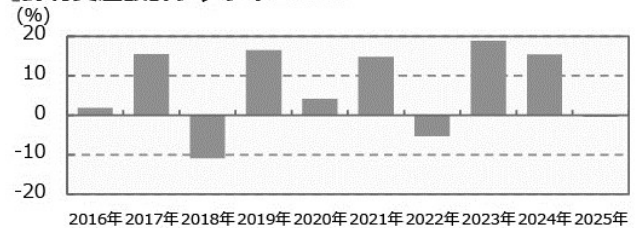
■ 野村資産設計ファンド2040



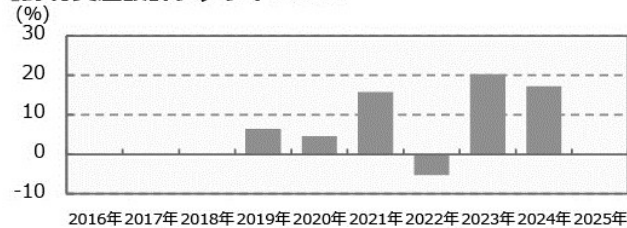
■ 野村資産設計ファンド2045



■ 野村資産設計ファンド2050



■ 野村資産設計ファンド2060



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドは合成指数をベンチマークとしていますが、年1回基本投資割合を変更するため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークは掲載しておりません。
- ・『2060』の2019年は設定日（2019年9月13日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、ターゲットイヤーに達したファンドについて安定運用開始以降の購入を停止する場合があります。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 販売単位

1万円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。

(4) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(6) スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

また、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合、ターゲットイヤーに達したファンドについて安定運用開始以降のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等におけ

る取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 換金単位

1 口単位または 1 円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4) 換金価額

解約申込み受付日の翌営業日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 10 億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1 日 1 件 10 億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある

ときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(野村資産設計ファンド 2015/2020/2025/2030/2035/2040 2007 年 6 月 11 日設定、野村資産設計ファンド 2045 2010 年 9 月 10 日設定、野村資産設計ファンド 2050 2015 年 9 月 17 日設定、野村資産設計ファンド 2060 2019 年 9 月 13 日設定)。

(4) 【計算期間】

(※)年 6 月 22 日(当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。)までの期間については毎年 6 月 23 日から 12 月 22 日までおよび 12 月 23 日から翌年 6 月 22 日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月 23 日から翌月 22 日までとすることを原則とします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(注)上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧願います。

「野村資産設計ファンド 2015」の場合	2015
「野村資産設計ファンド 2020」の場合	2020
「野村資産設計ファンド 2025」の場合	2025
「野村資産設計ファンド 2030」の場合	2030
「野村資産設計ファンド 2035」の場合	2035
「野村資産設計ファンド 2040」の場合	2040
「野村資産設計ファンド 2045」の場合	2045
「野村資産設計ファンド 2050」の場合	2050
「野村資産設計ファンド 2060」の場合	2060

(5) 【その他】

＜野村資産設計ファンド 2015/2020/2025/2030/2035/2040＞

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日、および償還時に、交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年6月、12月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、

は、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

<野村資産設計ファンド 2045/2050/2060>

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii)上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手續を行うことが困難な場合には適用しません。

(v)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を

解約し信託を終了させます。

- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年6月、12月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

＜収益分配金再投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜収益分配金再投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申

込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村資産設計ファンド2015

野村資産設計ファンド2020

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2024年6月25日から2024年12月23日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村資産設計ファンド2025

野村資産設計ファンド2030

野村資産設計ファンド2035

野村資産設計ファンド2040

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期計算期間(2024年6月25日から2024年12月23日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村資産設計ファンド2045

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(2024年6月25日から2024年12月23日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村資産設計ファンド2050

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年6月25日から2024年12月23日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村資産設計ファンド2060

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(2024年6月25日から2024年12月23日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2015の2024年6月25日から2024年12月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2015の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2015】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2024年6月24日現在)	当期 (2024年12月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,180,568	2,115,995
親投資信託受益証券	696,241,577	672,055,482
未収入金	－	11,893
未収利息	5	13
流動資産合計	698,422,150	674,183,383
資産合計	698,422,150	674,183,383
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	585,064	568,774
未払解約金	－	3,599
未払受託者報酬	34,534	31,460
未払委託者報酬	497,283	453,029
その他未払費用	2,060	1,875
流動負債合計	1,118,941	1,058,737
負債合計	1,118,941	1,058,737
純資産の部		
元本等		
元本	585,064,130	568,774,600
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	112,239,079	104,350,046
(分配準備積立金)	133,318,640	129,488,648
元本等合計	697,303,209	673,124,646
純資産合計	697,303,209	673,124,646
負債純資産合計	698,422,150	674,183,383

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年12月23日 至 2024年6月24日	当期 自 2024年6月25日 至 2024年12月23日
営業収益		
受取利息	366	1,804
有価証券売買等損益	27,687,157	1,341,195
営業収益合計	27,687,523	1,342,999
営業費用		
支払利息	26	－
受託者報酬	195,589	187,340
委託者報酬	2,816,415	2,697,660

その他費用	11, 676	11, 182
営業費用合計	3, 023, 706	2, 896, 182
営業利益又は営業損失（△）	24, 663, 817	△1, 553, 183
経常利益又は経常損失（△）	24, 663, 817	△1, 553, 183
当期純利益又は当期純損失（△）	24, 663, 817	△1, 553, 183
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	24, 818	△164, 204
期首剰余金又は期首欠損金（△）	95, 251, 839	112, 239, 079
剰余金増加額又は欠損金減少額	219, 641	222, 167
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	219, 641	222, 167
剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 303, 362	3, 270, 236
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 303, 362	3, 270, 236
分配金	3, 568, 038	3, 451, 985
期末剰余金又は期末欠損金（△）	112, 239, 079	104, 350, 046

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024 年 6 月 25 日から 2024 年 12 月 23 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024 年 6 月 24 日現在	当期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 585, 064, 130 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 568, 774, 600 口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 1918 円 (10, 000 口当たり純資産額) (11, 918 円)	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 1835 円 (10, 000 口当たり純資産額) (11, 835 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																
1. 分配金の計算過程 2023 年 12 月 23 日から 2024 年 1 月 22 日まで	1. 分配金の計算過程 2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>901, 920 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>18, 996, 861 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>126, 464, 537 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>146, 363, 318 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>603, 950, 250 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>2, 423 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	901, 920 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	18, 996, 861 円	分配準備積立金額	D	126, 464, 537 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146, 363, 318 円	当ファンドの期末残存口数	F	603, 950, 250 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 423 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>768, 741 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>18, 665, 086 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>133, 235, 729 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>152, 669, 556 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>584, 891, 919 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>2, 610 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	768, 741 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	18, 665, 086 円	分配準備積立金額	D	133, 235, 729 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	152, 669, 556 円	当ファンドの期末残存口数	F	584, 891, 919 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 610 円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	901, 920 円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																															
収益調整金額	C	18, 996, 861 円																																															
分配準備積立金額	D	126, 464, 537 円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146, 363, 318 円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	603, 950, 250 口																																															
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 423 円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	768, 741 円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																															
収益調整金額	C	18, 665, 086 円																																															
分配準備積立金額	D	133, 235, 729 円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	152, 669, 556 円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	584, 891, 919 口																																															
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 610 円																																															

10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	603,950円

2024年1月23日から2024年2月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	691,145円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	796,491円
収益調整金額	C	18,949,964円
分配準備積立金額	D	126,102,937円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	146,540,537円
当ファンドの期末残存口数	F	601,022,328口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,438円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	601,022円

2024年2月23日から2024年3月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	960,195円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,900,390円
収益調整金額	C	18,810,299円
分配準備積立金額	D	125,721,955円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	154,392,839円
当ファンドの期末残存口数	F	595,225,969口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,593円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	595,225円

2024年3月23日から2024年4月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	936,668円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	18,771,859円
分配準備積立金額	D	134,348,560円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	154,057,087円
当ファンドの期末残存口数	F	592,603,353口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,599円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	592,603円

2024年4月23日から2024年5月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	777,418円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	18,743,103円
分配準備積立金額	D	134,092,616円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	153,613,137円
当ファンドの期末残存口数	F	590,174,540口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,602円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	590,174円

2024年5月23日から2024年6月24日まで

10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	584,891円

2024年7月23日から2024年8月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	314,857円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	18,523,283円
分配準備積立金額	D	132,033,772円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	150,871,912円
当ファンドの期末残存口数	F	579,016,085口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,605円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	579,016円

2024年8月23日から2024年9月24日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	835,373円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	18,563,050円
分配準備積立金額	D	131,686,551円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	151,084,974円
当ファンドの期末残存口数	F	578,848,321口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,610円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	578,848円

2024年9月25日から2024年10月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,096,879円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	18,332,337円
分配準備積立金額	D	129,930,071円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	149,359,287円
当ファンドの期末残存口数	F	570,217,295口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,619円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	570,217円

2024年10月23日から2024年11月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	228,971円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	18,379,182円
分配準備積立金額	D	130,415,935円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	149,024,088円
当ファンドの期末残存口数	F	570,239,708口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,613円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	570,239円

2024年11月23日から2024年12月23日まで

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	832, 192 円	費用控除後の配当等収益額	A	361, 678 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	18, 626, 669 円	収益調整金額	C	18, 376, 897 円
分配準備積立金額	D	133, 071, 512 円	分配準備積立金額	D	129, 695, 744 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	152, 530, 373 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	148, 434, 319 円
当ファンドの期末残存口数	F	585, 064, 130 口	当ファンドの期末残存口数	F	568, 774, 600 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 607 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 609 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	585, 064 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	568, 774 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 6 月 24 日現在	当期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
--------------------------------	--

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
期首元本額 608,020,059 円	期首元本額 585,064,130 円
期中追加設定元本額 1,233,519 円	期中追加設定元本額 1,191,440 円
期中一部解約元本額 24,189,448 円	期中一部解約元本額 17,480,970 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,881,592	870,111
合計	3,881,592	870,111

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	21,921,364	68,072,411	
		外国債券マザーファンド	16,553,149	50,794,993	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	5,224,291	40,405,189	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	326,292,579	401,698,794	
		J-REITインデックス マザーファンド	13,304,079	32,927,595	
		海外REITインデックス マザーファンド	7,831,308	31,812,339	
		新興国株式マザーファンド	13,598,929	28,390,484	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	9,656,668	17,953,677	

	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99.8%	414,382,367	672,055,482 100.0%	
合計				672,055,482	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2020の2024年6月25日から2024年12月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2020の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2020】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2024年6月24日現在)	当期 (2024年12月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,602,737	2,390,090
親投資信託受益証券	771,388,024	756,074,373
未収入金	6,233,351	270,313
未収利息	6	15
流動資産合計	780,224,118	758,734,791
資産合計	780,224,118	758,734,791
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	625,397	617,227
未払解約金	6,296,714	216,483
未払受託者報酬	38,729	34,878
未払委託者報酬	557,714	502,214
その他未払費用	2,313	2,081
流動負債合計	7,520,867	1,372,883
負債合計	7,520,867	1,372,883
純資産の部		
元本等		
元本	625,397,782	617,227,466
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	147,305,469	140,134,442
(分配準備積立金)	132,731,628	125,933,301
元本等合計	772,703,251	757,361,908
純資産合計	772,703,251	757,361,908
負債純資産合計	780,224,118	758,734,791

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年12月23日 至 2024年6月24日	当期 自 2024年6月25日 至 2024年12月23日
営業収益		
受取利息	482	2,189
有価証券売買等損益	30,639,143	1,734,845
営業収益合計	30,639,625	1,737,034
営業費用		
支払利息	38	-
受託者報酬	217,183	208,856
委託者報酬	3,127,371	3,007,376

その他費用	12, 970	12, 466
営業費用合計	3, 357, 562	3, 228, 698
営業利益又は営業損失（△）	27, 282, 063	△1, 491, 664
経常利益又は経常損失（△）	27, 282, 063	△1, 491, 664
当期純利益又は当期純損失（△）	27, 282, 063	△1, 491, 664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	38, 015	83, 049
期首剰余金又は期首欠損金（△）	128, 944, 902	147, 305, 469
剰余金増加額又は欠損金減少額	5, 590, 637	5, 832, 456
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5, 590, 637	5, 832, 456
剰余金減少額又は欠損金増加額	10, 657, 872	7, 710, 852
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10, 657, 872	7, 710, 852
分配金	3, 816, 246	3, 717, 918
期末剰余金又は期末欠損金（△）	147, 305, 469	140, 134, 442

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024 年 6 月 25 日から 2024 年 12 月 23 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024 年 6 月 24 日現在	当期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 625, 397, 782 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 617, 227, 466 口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 2355 円 (10, 000 口当たり純資産額) (12, 355 円)	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 2270 円 (10, 000 口当たり純資産額) (12, 270 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																
1. 分配金の計算過程 2023 年 12 月 23 日から 2024 年 1 月 22 日まで	1. 分配金の計算過程 2024 年 6 月 25 日から 2024 年 7 月 22 日まで																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>999,664 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>731,386 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>110,283,418 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>124,305,868 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>236,320,336 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>644,621,199 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>3,666 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	999,664 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	731,386 円	収益調整金額	C	110,283,418 円	分配準備積立金額	D	124,305,868 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236,320,336 円	当ファンドの期末残存口数	F	644,621,199 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,666 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>851,288 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>111,508,124 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>132,373,162 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>244,732,574 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>624,920,754 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>3,916 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	851,288 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	111,508,124 円	分配準備積立金額	D	132,373,162 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	244,732,574 円	当ファンドの期末残存口数	F	624,920,754 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,916 円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	999,664 円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	731,386 円																																															
収益調整金額	C	110,283,418 円																																															
分配準備積立金額	D	124,305,868 円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236,320,336 円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	644,621,199 口																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,666 円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	851,288 円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																															
収益調整金額	C	111,508,124 円																																															
分配準備積立金額	D	132,373,162 円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	244,732,574 円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	624,920,754 口																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,916 円																																															

10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	644,621 円

2024 年 1 月 23 日から 2024 年 2 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	760,778 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,333,880 円
収益調整金額	C	109,660,004 円
分配準備積立金額	D	123,396,744 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	238,151,406 円
当ファンドの期末残存口数	F	637,447,329 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	3,735 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	637,447 円

2024 年 2 月 23 日から 2024 年 3 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,064,621 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	9,877,515 円
収益調整金額	C	110,334,133 円
分配準備積立金額	D	127,328,780 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	248,605,049 円
当ファンドの期末残存口数	F	637,837,074 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	3,897 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	637,837 円

2024 年 3 月 23 日から 2024 年 4 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,035,910 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	109,727,795 円
分配準備積立金額	D	136,028,543 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	246,792,248 円
当ファンドの期末残存口数	F	632,139,505 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	3,904 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	632,139 円

2024 年 4 月 23 日から 2024 年 5 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	863,882 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	113,379,302 円
分配準備積立金額	D	135,379,744 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	249,622,928 円
当ファンドの期末残存口数	F	638,805,497 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	3,907 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	638,805 円

2024 年 5 月 23 日から 2024 年 6 月 24 日まで

10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	624,920 円

2024 年 7 月 23 日から 2024 年 8 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	353,571 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	112,349,437 円
分配準備積立金額	D	132,160,188 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	244,863,196 円
当ファンドの期末残存口数	F	625,945,229 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	3,911 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	625,945 円

2024 年 8 月 23 日から 2024 年 9 月 24 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	934,801 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	112,450,500 円
分配準備積立金額	D	131,493,442 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	244,878,743 円
当ファンドの期末残存口数	F	625,186,068 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	3,916 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	625,186 円

2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,226,655 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	111,299,923 円
分配準備積立金額	D	129,938,939 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	242,465,517 円
当ファンドの期末残存口数	F	617,463,795 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	3,926 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	617,463 円

2024 年 10 月 23 日から 2024 年 11 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	251,251 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	109,698,559 円
分配準備積立金額	D	128,121,901 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	238,071,711 円
当ファンドの期末残存口数	F	607,177,929 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	3,920 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	607,177 円

2024 年 11 月 23 日から 2024 年 12 月 23 日まで

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	921, 048 円	費用控除後の配当等収益額	A	392, 174 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	111, 334, 167 円	収益調整金額	C	115, 244, 674 円
分配準備積立金額	D	132, 435, 977 円	分配準備積立金額	D	126, 158, 354 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	244, 691, 192 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	241, 795, 202 円
当ファンドの期末残存口数	F	625, 397, 782 口	当ファンドの期末残存口数	F	617, 227, 466 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 912 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 917 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	625, 397 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	617, 227 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 6 月 24 日現在	当期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
--------------------------------	--

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
期首元本額 648,445,049 円	期首元本額 625,397,782 円
期中追加設定元本額 24,939,465 円	期中追加設定元本額 25,508,061 円
期中一部解約元本額 47,986,732 円	期中一部解約元本額 33,678,377 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	当期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,355,180	984,913
合計	4,355,180	984,913

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年12月23日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年12月23日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	24,661,180	76,580,362	
		外国債券マザーファンド	18,616,382	57,126,229	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	5,877,129	45,454,303	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	367,082,592	451,915,379	
		J-REITインデックス マザーファンド	14,967,706	37,045,072	
		海外REITインデックス マザーファンド	8,811,202	35,792,864	
		新興国株式マザーファンド	15,310,513	31,963,757	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	10,862,956	20,196,407	

	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99.8%	466,189,660	756,074,373 100.0%	
	合計			756,074,373	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2025の2024年6月25日から2024年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2025の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2025】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 33 期 (2024 年 6 月 24 日現在)	第 34 期 (2024 年 12 月 23 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,830,061	5,644,267
親投資信託受益証券	1,009,330,665	976,701,662
未収入金	416,396	2,542,421
未収利息	13	36
流動資産合計	1,015,577,135	984,888,386
資産合計	1,015,577,135	984,888,386
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	359,567	348,657
未払解約金	-	2,145,913
未払受託者報酬	280,024	272,517
未払委託者報酬	4,536,393	4,414,776
その他未払費用	16,746	16,290
流動負債合計	5,192,730	7,198,153
負債合計	5,192,730	7,198,153
純資産の部		
元本等		
元本	719,134,106	697,315,409
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	291,250,299	280,374,824
(分配準備積立金)	259,853,548	252,165,814
元本等合計	1,010,384,405	977,690,233
純資産合計	1,010,384,405	977,690,233
負債純資産合計	1,015,577,135	984,888,386

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
営業収益		
受取利息	928	3,686
有価証券売買等損益	51,392,742	2,678,191
営業収益合計	51,393,670	2,681,877
営業費用		
支払利息	27	-
受託者報酬	280,024	272,517
委託者報酬	4,536,393	4,414,776

その他費用	16,746	16,290
営業費用合計	4,833,190	4,703,583
営業利益又は営業損失（△）	46,560,480	△2,021,706
経常利益又は経常損失（△）	46,560,480	△2,021,706
当期純利益又は当期純損失（△）	46,560,480	△2,021,706
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,290,080	△358,196
期首剰余金又は期首欠損金（△）	253,614,923	291,250,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,257,562	3,581,611
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,257,562	3,581,611
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,533,019	12,444,919
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,533,019	12,444,919
分配金	359,567	348,657
期末剰余金又は期末欠損金（△）	291,250,299	280,374,824

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年6月25日から2024年12月23日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第33期 2024年6月24日現在	第34期 2024年12月23日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 719,134,106口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 697,315,409口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4050円 (10,000口当たり純資産額) (14,050円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4021円 (10,000口当たり純資産額) (14,021円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8, 166, 768 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>35, 933, 021 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>134, 666, 349 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>216, 113, 326 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>394, 879, 464 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>719, 134, 106 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>5, 491 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8, 166, 768 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	35, 933, 021 円	収益調整金額	C	134, 666, 349 円	分配準備積立金額	D	216, 113, 326 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	394, 879, 464 円	当ファンドの期末残存口数	F	719, 134, 106 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	5, 491 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3, 692, 981 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>133, 741, 386 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>248, 821, 490 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>386, 255, 857 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>697, 315, 409 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>5, 539 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3, 692, 981 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	133, 741, 386 円	分配準備積立金額	D	248, 821, 490 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	386, 255, 857 円	当ファンドの期末残存口数	F	697, 315, 409 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	5, 539 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	8, 166, 768 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	35, 933, 021 円																																																					
収益調整金額	C	134, 666, 349 円																																																					
分配準備積立金額	D	216, 113, 326 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	394, 879, 464 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	719, 134, 106 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	5, 491 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	3, 692, 981 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																					
収益調整金額	C	133, 741, 386 円																																																					
分配準備積立金額	D	248, 821, 490 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	386, 255, 857 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	697, 315, 409 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	5, 539 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	I=F×H/10,000	359,567 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	348,657 円
---------	--------------	-----------	---------	--------------	-----------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 33 期 2024 年 6 月 24 日現在	第 34 期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日		第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
期首元本額	741, 631, 264 円	期首元本額	719, 134, 106 円
期中追加設定元本額	11, 203, 360 円	期中追加設定元本額	8, 911, 286 円
期中一部解約元本額	33, 700, 518 円	期中一部解約元本額	30, 729, 983 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	46, 274, 773	2, 545, 001
合計	46, 274, 773	2, 545, 001

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	35, 017, 192	108, 738, 886	
		外国債券マザーファンド	26, 640, 929	81, 750, 354	
		外国株式MSCI－KOKUSA Iマザーファンド	8, 358, 003	64, 641, 631	
		国内債券NOMURA－BPI 総合マザーファンド	450, 207, 637	554, 250, 621	
		J－REITインデックス マザーファンド	19, 319, 858	47, 816, 648	
		海外REITインデックス マザーファンド	11, 372, 951	46, 199, 201	
		新興国株式マザーファンド	21, 666, 106	45, 232, 329	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	15, 098, 963	28, 071, 992	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99. 9%	587, 681, 639	976, 701, 662 100. 0%	
合計				976, 701, 662	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2030の2024年6月25日から2024年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2030の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2030】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 33 期 (2024 年 6 月 24 日現在)	第 34 期 (2024 年 12 月 23 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,299,793	7,070,141
親投資信託受益証券	1,248,994,163	1,219,741,643
未収入金	817,637	1,120,559
未収利息	16	45
流動資産合計	1,257,111,609	1,227,932,388
資産合計	1,257,111,609	1,227,932,388
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	397,375	388,310
未払解約金	448,341	653,234
未払受託者報酬	343,084	337,561
未払委託者報酬	5,557,891	5,468,471
その他未払費用	20,529	20,189
流動負債合計	6,767,220	6,867,765
負債合計	6,767,220	6,867,765
純資産の部		
元本等		
元本	794,751,925	776,621,692
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	455,592,464	444,442,931
（分配準備積立金）	376,194,959	368,791,365
元本等合計	1,250,344,389	1,221,064,623
純資産合計	1,250,344,389	1,221,064,623
負債純資産合計	1,257,111,609	1,227,932,388

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
営業収益		
受取利息	1,158	4,561
有価証券売買等損益	95,665,900	5,108,644
営業収益合計	95,667,058	5,113,205
営業費用		
支払利息	44	-
受託者報酬	343,084	337,561
委託者報酬	5,557,891	5,468,471

その他費用	20,529	20,189
営業費用合計	5,921,548	5,826,221
営業利益又は営業損失（△）	89,745,510	△713,016
経常利益又は経常損失（△）	89,745,510	△713,016
当期純利益又は当期純損失（△）	89,745,510	△713,016
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,870,095	△419,946
期首剰余金又は期首欠損金（△）	383,456,059	455,592,464
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,935,700	5,514,866
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,935,700	5,514,866
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,277,335	15,983,019
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,277,335	15,983,019
分配金	397,375	388,310
期末剰余金又は期末欠損金（△）	455,592,464	444,442,931

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年6月25日から2024年12月23日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第33期 2024年6月24日現在	第34期 2024年12月23日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 794,751,925 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 776,621,692 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5733 円 (10,000口当たり純資産額) (15,733 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5723 円 (10,000口当たり純資産額) (15,723 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,769,645 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>75,105,770 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>225,341,779 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>289,716,919 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>601,934,113 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>794,751,925 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>7,573 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,769,645 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	75,105,770 円	収益調整金額	C	225,341,779 円	分配準備積立金額	D	289,716,919 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	601,934,113 円	当ファンドの期末残存口数	F	794,751,925 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,573 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,079,788 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>224,732,609 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>363,099,887 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>593,912,284 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>776,621,692 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>7,647 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,079,788 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	224,732,609 円	分配準備積立金額	D	363,099,887 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	593,912,284 円	当ファンドの期末残存口数	F	776,621,692 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,647 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	11,769,645 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	75,105,770 円																																																					
収益調整金額	C	225,341,779 円																																																					
分配準備積立金額	D	289,716,919 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	601,934,113 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	794,751,925 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,573 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	6,079,788 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																					
収益調整金額	C	224,732,609 円																																																					
分配準備積立金額	D	363,099,887 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	593,912,284 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	776,621,692 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,647 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	397,375 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	388,310 円
---------	-------------------------	-----------	---------	-------------------------	-----------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 33 期 2024 年 6 月 24 日現在	第 34 期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日		第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
期首元本額	827, 773, 391 円	期首元本額	794, 751, 925 円
期中追加設定元本額	15, 032, 995 円	期中追加設定元本額	9, 754, 308 円
期中一部解約元本額	48, 054, 461 円	期中一部解約元本額	27, 884, 541 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	87, 035, 812	5, 207, 240
合計	87, 035, 812	5, 207, 240

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	63, 405, 564	196, 893, 297	
		外国債券マザーファンド	44, 874, 084	137, 700, 614	
		外国株式MSCI－KOKUSA Iマザーファンド	15, 206, 551	117, 608, 986	
		国内債券NOMURA－BPI 総合マザーファンド	422, 745, 068	520, 441, 453	
		J－REITインデックス マザーファンド	24, 051, 763	59, 528, 113	
		海外REITインデックス マザーファンド	14, 158, 790	57, 515, 836	
		新興国株式マザーファンド	38, 977, 290	81, 372, 888	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	26, 183, 550	48, 680, 456	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99. 9%	649, 602, 660	1, 219, 741, 643 100. 0%	
合計				1, 219, 741, 643	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2035の2024年6月25日から2024年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2035の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2035】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 33 期 (2024 年 6 月 24 日現在)	第 34 期 (2024 年 12 月 23 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,925,034	5,887,679
親投資信託受益証券	1,037,345,563	1,029,051,776
未収入金	476,726	1,141,921
未収利息	13	38
流動資産合計	1,043,747,336	1,036,081,414
資産合計	1,043,747,336	1,036,081,414
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	310,462	307,750
未払解約金	100,013	739,343
未払受託者報酬	281,064	280,824
未払委託者報酬	4,553,128	4,549,277
その他未払費用	16,804	16,784
流動負債合計	5,261,471	5,893,978
負債合計	5,261,471	5,893,978
純資産の部		
元本等		
元本	620,925,913	615,500,146
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	417,559,952	414,687,290
(分配準備積立金)	333,651,345	331,195,111
元本等合計	1,038,485,865	1,030,187,436
純資産合計	1,038,485,865	1,030,187,436
負債純資産合計	1,043,747,336	1,036,081,414

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
営業収益		
受取利息	934	3,796
有価証券売買等損益	97,903,172	5,852,869
営業収益合計	97,904,106	5,856,665
営業費用		
支払利息	32	-
受託者報酬	281,064	280,824
委託者報酬	4,553,128	4,549,277

その他費用	16,804	16,784
営業費用合計	4,851,028	4,846,885
営業利益又は営業損失（△）	93,053,078	1,009,780
経常利益又は経常損失（△）	93,053,078	1,009,780
当期純利益又は当期純損失（△）	93,053,078	1,009,780
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,047,465	△261,013
期首剰余金又は期首欠損金（△）	335,552,078	417,559,952
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,653,042	6,340,557
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,653,042	6,340,557
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,340,319	10,176,262
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,340,319	10,176,262
分配金	310,462	307,750
期末剰余金又は期末欠損金（△）	417,559,952	414,687,290

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年6月25日から2024年12月23日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第33期 2024年6月24日現在	第34期 2024年12月23日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 620,925,913口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 615,500,146口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6725円 (10,000口当たり純資産額) (16,725円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6737円 (10,000口当たり純資産額) (16,737円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>10,752,827 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>80,252,786 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>218,292,802 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>242,956,194 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>552,254,609 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>620,925,913 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>8,894 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,752,827 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	80,252,786 円	収益調整金額	C	218,292,802 円	分配準備積立金額	D	242,956,194 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	552,254,609 円	当ファンドの期末残存口数	F	620,925,913 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,894 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,922,273 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>221,559,502 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>325,580,588 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>553,062,363 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>615,500,146 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>8,985 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,922,273 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	221,559,502 円	分配準備積立金額	D	325,580,588 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	553,062,363 円	当ファンドの期末残存口数	F	615,500,146 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,985 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	10,752,827 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	80,252,786 円																																																					
収益調整金額	C	218,292,802 円																																																					
分配準備積立金額	D	242,956,194 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	552,254,609 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	620,925,913 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,894 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	5,922,273 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																					
収益調整金額	C	221,559,502 円																																																					
分配準備積立金額	D	325,580,588 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	553,062,363 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	615,500,146 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,985 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	I=F×H/10,000	310,462 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	307,750 円
---------	--------------	-----------	---------	--------------	-----------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 33 期 2024 年 6 月 24 日現在	第 34 期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日		第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
期首元本額	639,131,517 円	期首元本額	620,925,913 円
期中追加設定元本額	12,889,797 円	期中追加設定元本額	9,710,340 円
期中一部解約元本額	31,095,401 円	期中一部解約元本額	15,136,107 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	90,973,678	5,709,406
合計	90,973,678	5,709,406

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	68,427,057	212,486,540	
		外国債券マザーファンド	37,799,152	115,990,477	
		外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド	16,313,949	126,173,712	
		国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	273,271,910	336,425,048	
		J-REITインデックス マザー ファンド	22,284,546	55,154,251	
		海外REITインデックス マザー ファンド	13,118,389	53,289,519	
		新興国株式マザーファンド	42,405,172	88,529,277	
		新興国債券（現地通貨建て）マザー ファンド	22,054,084	41,002,952	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99.9%	495,674,259	1,029,051,776 100.0%	
合計				1,029,051,776	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2040の2024年6月25日から2024年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2040の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2040】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 33 期 (2024 年 6 月 24 日現在)	第 34 期 (2024 年 12 月 23 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,761,758	9,363,541
親投資信託受益証券	1,666,405,675	1,638,605,579
未収入金	948,806	730,668
未収利息	22	60
流動資産合計	1,677,116,261	1,648,699,848
資産合計	1,677,116,261	1,648,699,848
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	479,313	470,478
未払解約金	581,325	46,754
未払受託者報酬	451,825	449,071
未払委託者報酬	7,319,470	7,274,875
その他未払費用	27,050	26,877
流動負債合計	8,858,983	8,268,055
負債合計	8,858,983	8,268,055
純資産の部		
元本等		
元本	958,627,121	940,956,154
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	709,630,157	699,475,639
(分配準備積立金)	646,305,507	636,919,460
元本等合計	1,668,257,278	1,640,431,793
純資産合計	1,668,257,278	1,640,431,793
負債純資産合計	1,677,116,261	1,648,699,848

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
営業収益		
受取利息	1,538	6,134
有価証券売買等損益	179,355,435	11,228,925
営業収益合計	179,356,973	11,235,059
営業費用		
支払利息	66	-
受託者報酬	451,825	449,071
委託者報酬	7,319,470	7,274,875

その他費用	27,050	26,877
営業費用合計	7,798,411	7,750,823
営業利益又は営業損失（△）	171,558,562	3,484,236
経常利益又は経常損失（△）	171,558,562	3,484,236
当期純利益又は当期純損失（△）	171,558,562	3,484,236
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,860,622	△68,342
期首剰余金又は期首欠損金（△）	565,940,890	709,630,157
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,421,330	8,713,442
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,421,330	8,713,442
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,950,690	21,950,060
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,950,690	21,950,060
分配金	479,313	470,478
期末剰余金又は期末欠損金（△）	709,630,157	699,475,639

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年6月25日から2024年12月23日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第33期 2024年6月24日現在	第34期 2024年12月23日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 958,627,121口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 940,956,154口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7403円 (10,000口当たり純資産額) (17,403円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7434円 (10,000口当たり純資産額) (17,434円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>18,677,959 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>148,019,981 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>223,432,086 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>480,086,880 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>870,216,906 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>958,627,121 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>9,077 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	18,677,959 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	148,019,981 円	収益調整金額	C	223,432,086 円	分配準備積立金額	D	480,086,880 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	870,216,906 円	当ファンドの期末残存口数	F	958,627,121 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,077 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>10,957,635 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>227,299,614 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>626,432,303 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>864,689,552 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>940,956,154 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>9,189 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,957,635 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	227,299,614 円	分配準備積立金額	D	626,432,303 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	864,689,552 円	当ファンドの期末残存口数	F	940,956,154 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,189 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	18,677,959 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	148,019,981 円																																																					
収益調整金額	C	223,432,086 円																																																					
分配準備積立金額	D	480,086,880 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	870,216,906 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	958,627,121 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,077 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	10,957,635 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																					
収益調整金額	C	227,299,614 円																																																					
分配準備積立金額	D	626,432,303 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	864,689,552 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	940,956,154 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,189 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	I=F×H/10,000	479,313 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	470,478 円
---------	--------------	-----------	---------	--------------	-----------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 33 期 2024 年 6 月 24 日現在	第 34 期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日		第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
期首元本額	1,001,237,232 円	期首元本額	958,627,121 円
期中追加設定元本額	17,400,746 円	期中追加設定元本額	11,984,593 円
期中一部解約元本額	60,010,857 円	期中一部解約元本額	29,655,560 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 33 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 34 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	166,329,963	10,502,687
合計	166,329,963	10,502,687

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	122,258,456	379,649,183	
		外国債券マザーファンド	60,214,757	184,775,003	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	29,200,451	225,839,208	
		国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	316,513,676	389,659,986	
		J-REITインデックス マザーファンド	48,392,205	119,770,707	
		海外REITインデックス マザーファンド	28,487,296	115,721,093	
		新興国株式マザーファンド	75,631,089	157,895,024	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	35,120,146	65,295,375	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99.9%	715,818,076	1,638,605,579 100.0%	
合計				1,638,605,579	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2045の2024年6月25日から2024年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2045の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2045】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 28 期 (2024 年 6 月 24 日現在)	第 29 期 (2024 年 12 月 23 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,905,785	1,946,472
親投資信託受益証券	357,131,654	339,687,137
未収入金	444,495	1,303,486
未収利息	4	12
流動資産合計	359,481,938	342,937,107
資産合計	359,481,938	342,937,107
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	54,866	52,033
未払解約金	327,305	1,201,489
未払受託者報酬	92,388	94,942
未払委託者報酬	1,496,638	1,537,989
その他未払費用	5,480	5,631
流動負債合計	1,976,677	2,892,084
負債合計	1,976,677	2,892,084
純資産の部		
元本等		
元本	109,732,500	104,066,966
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	247,772,761	235,978,057
(分配準備積立金)	83,325,828	76,227,787
元本等合計	357,505,261	340,045,023
純資産合計	357,505,261	340,045,023
負債純資産合計	359,481,938	342,937,107

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 28 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 29 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
営業収益		
受取利息	294	1,276
有価証券売買等損益	41,090,767	2,083,656
営業収益合計	41,091,061	2,084,932
営業費用		
支払利息	5	-
受託者報酬	92,388	94,942
委託者報酬	1,496,638	1,537,989

その他費用	5,480	5,631
営業費用合計	1,594,511	1,638,562
営業利益又は営業損失（△）	39,496,550	446,370
経常利益又は経常損失（△）	39,496,550	446,370
当期純利益又は当期純損失（△）	39,496,550	446,370
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,891,248	△548,333
期首剰余金又は期首欠損金（△）	202,085,842	247,772,761
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,456,069	16,100,514
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,456,069	16,100,514
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,319,586	28,837,888
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,319,586	28,837,888
分配金	54,866	52,033
期末剰余金又は期末欠損金（△）	247,772,761	235,978,057

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年6月25日から2024年12月23日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2024年6月24日現在	第29期 2024年12月23日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 109,732,500口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 104,066,966口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.2580円 (10,000口当たり純資産額) (32,580円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.2676円 (10,000口当たり純資産額) (32,676円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 28 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 29 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,957,171 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>33,648,131 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>164,446,933 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>45,775,392 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>247,827,627 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>109,732,500 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>22,584 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,957,171 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	33,648,131 円	収益調整金額	C	164,446,933 円	分配準備積立金額	D	45,775,392 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	247,827,627 円	当ファンドの期末残存口数	F	109,732,500 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	22,584 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,294,268 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>159,750,270 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>73,985,552 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>236,030,090 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>104,066,966 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>22,680 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,294,268 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	159,750,270 円	分配準備積立金額	D	73,985,552 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236,030,090 円	当ファンドの期末残存口数	F	104,066,966 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	22,680 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	3,957,171 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	33,648,131 円																																																					
収益調整金額	C	164,446,933 円																																																					
分配準備積立金額	D	45,775,392 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	247,827,627 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	109,732,500 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	22,584 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	2,294,268 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																					
収益調整金額	C	159,750,270 円																																																					
分配準備積立金額	D	73,985,552 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236,030,090 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	104,066,966 口																																																					
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	22,680 円																																																					
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	54,866 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	52,033 円
---------	-------------------------	----------	---------	-------------------------	----------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 29 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2024 年 6 月 24 日現在	第 29 期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 29 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日		第 29 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
期首元本額	107,029,575 円	期首元本額	109,732,500 円
期中追加設定元本額	15,007,525 円	期中追加設定元本額	7,105,256 円
期中一部解約元本額	12,304,600 円	期中一部解約元本額	12,770,790 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 29 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	38,187,113	2,379,442
合計	38,187,113	2,379,442

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	28,603,547	88,822,594	
		外国債券マザーファンド	12,457,306	38,226,489	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	6,843,383	52,927,408	
		国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	51,856,356	63,840,359	
		J-REITインデックス マザーファンド	9,347,932	23,136,131	
		海外REITインデックス マザーファンド	5,503,006	22,354,310	
		新興国株式マザーファンド	17,658,313	36,865,260	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	7,269,033	13,514,586	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99.9%	139,538,876	339,687,137 100.0%	
合計				339,687,137	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2050の2024年6月25日から2024年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2050の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2050】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 6 月 24 日現在)	第 19 期 (2024 年 12 月 23 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,830,752	1,852,168
親投資信託受益証券	336,786,862	331,483,107
未収入金	337,509	133,356
未収利息	4	12
流動資産合計	338,955,127	333,468,643
資産合計	338,955,127	333,468,643
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	88,696	86,968
未払解約金	200,005	2
未払受託者報酬	88,680	90,038
未払委託者報酬	1,436,492	1,458,564
その他未払費用	5,259	5,340
流動負債合計	1,819,132	1,640,912
負債合計	1,819,132	1,640,912
純資産の部		
元本等		
元本	177,393,364	173,936,064
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	159,742,631	157,891,667
(分配準備積立金)	112,223,958	106,745,066
元本等合計	337,135,995	331,827,731
純資産合計	337,135,995	331,827,731
負債純資産合計	338,955,127	333,468,643

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 19 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
営業収益		
受取利息	267	1,168
有価証券売買等損益	44,309,362	3,040,149
営業収益合計	44,309,629	3,041,317
営業費用		
支払利息	3	-
受託者報酬	88,680	90,038
委託者報酬	1,436,492	1,458,564

その他費用	5, 259	5, 340
営業費用合計	1, 530, 434	1, 553, 942
営業利益又は営業損失（△）	42, 779, 195	1, 487, 375
経常利益又は経常損失（△）	42, 779, 195	1, 487, 375
当期純利益又は当期純損失（△）	42, 779, 195	1, 487, 375
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1, 957, 274	△109, 912
期首剰余金又は期首欠損金（△）	121, 099, 260	159, 742, 631
剰余金増加額又は欠損金減少額	8, 989, 109	7, 696, 733
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8, 989, 109	7, 696, 733
剰余金減少額又は欠損金増加額	11, 078, 963	11, 058, 016
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11, 078, 963	11, 058, 016
分配金	88, 696	86, 968
期末剰余金又は期末欠損金（△）	159, 742, 631	157, 891, 667

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024 年 6 月 25 日から 2024 年 12 月 23 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 18 期 2024 年 6 月 24 日現在	第 19 期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 177, 393, 364 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 173, 936, 064 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 9005 円 (10, 000 口当たり純資産額) (19, 005 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 9078 円 (10, 000 口当たり純資産額) (19, 078 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 19 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3, 786, 983 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>37, 034, 938 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>49, 663, 243 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>71, 490, 733 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>161, 975, 897 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>177, 393, 364 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>9, 130 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3, 786, 983 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	37, 034, 938 円	収益調整金額	C	49, 663, 243 円	分配準備積立金額	D	71, 490, 733 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161, 975, 897 円	当ファンドの期末残存口数	F	177, 393, 364 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	9, 130 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2, 206, 742 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>54, 138, 776 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>104, 625, 292 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>160, 970, 810 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>173, 936, 064 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>9, 254 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2, 206, 742 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	54, 138, 776 円	分配準備積立金額	D	104, 625, 292 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	160, 970, 810 円	当ファンドの期末残存口数	F	173, 936, 064 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	9, 254 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	3, 786, 983 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	37, 034, 938 円																																																					
収益調整金額	C	49, 663, 243 円																																																					
分配準備積立金額	D	71, 490, 733 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161, 975, 897 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	177, 393, 364 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	9, 130 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	2, 206, 742 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																					
収益調整金額	C	54, 138, 776 円																																																					
分配準備積立金額	D	104, 625, 292 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	160, 970, 810 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	173, 936, 064 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	9, 254 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	I=F×H/10,000	88,696 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	86,968 円
---------	--------------	----------	---------	--------------	----------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 19 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2024 年 6 月 24 日現在	第 19 期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 19 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日		第 19 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
期首元本額	183,327,518 円	期首元本額	177,393,364 円
期中追加設定元本額	10,792,971 円	期中追加設定元本額	8,837,839 円
期中一部解約元本額	16,727,125 円	期中一部解約元本額	12,295,139 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 19 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	40,870,513	3,011,003
合計	40,870,513	3,011,003

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	32,644,724	101,371,661	
		外国債券マザーファンド	11,795,165	36,194,643	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	7,825,136	60,520,384	
		国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	38,504,310	47,402,656	
		J-REITインデックス マザーファンド	6,495,902	16,077,357	
		海外REITインデックス マザーファンド	3,823,954	15,533,665	
		新興国株式マザーファンド	20,074,664	41,909,876	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	6,708,727	12,472,865	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99.9%	127,872,582	331,483,107 100.0%	
合計				331,483,107	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2060の2024年6月25日から2024年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2060の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2060】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 10 期 (2024 年 6 月 24 日現在)	第 11 期 (2024 年 12 月 23 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,967,305	1,693,909
親投資信託受益証券	298,460,061	296,665,690
未収入金	448,485	308,445
未収利息	4	11
流動資産合計	300,875,855	298,668,055
資産合計	300,875,855	298,668,055
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	88,905	87,917
未払解約金	730,490	187,500
未払受託者報酬	73,514	81,054
未払委託者報酬	1,190,896	1,312,943
その他未払費用	4,343	4,800
流動負債合計	2,088,148	1,674,214
負債合計	2,088,148	1,674,214
純資産の部		
元本等		
元本	177,810,250	175,834,732
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	120,977,457	121,159,109
(分配準備積立金)	62,119,633	52,157,044
元本等合計	298,787,707	296,993,841
純資産合計	298,787,707	296,993,841
負債純資産合計	300,875,855	298,668,055

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 10 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 11 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
営業収益		
受取利息	243	1,155
有価証券売買等損益	39,437,397	3,475,252
営業収益合計	39,437,640	3,476,407
営業費用		
支払利息	3	-
受託者報酬	73,514	81,054
委託者報酬	1,190,896	1,312,943

その他費用	4,343	4,800
営業費用合計	1,268,756	1,398,797
営業利益又は営業損失（△）	38,168,884	2,077,610
経常利益又は経常損失（△）	38,168,884	2,077,610
当期純利益又は当期純損失（△）	38,168,884	2,077,610
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,771,964	△401,706
期首剰余金又は期首欠損金（△）	70,069,500	120,977,457
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,723,610	24,602,156
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,723,610	24,602,156
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,123,668	26,811,903
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,123,668	26,811,903
分配金	88,905	87,917
期末剰余金又は期末欠損金（△）	120,977,457	121,159,109

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年6月25日から2024年12月23日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 2024年6月24日現在	第11期 2024年12月23日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 177,810,250口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 175,834,732口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6804円 (10,000口当たり純資産額) (16,804円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6891円 (10,000口当たり純資産額) (16,891円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 10 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 11 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3, 218, 430 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>31, 178, 490 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>58, 857, 824 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>27, 811, 618 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>121, 066, 362 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>177, 810, 250 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>6, 808 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3, 218, 430 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	31, 178, 490 円	収益調整金額	C	58, 857, 824 円	分配準備積立金額	D	27, 811, 618 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	121, 066, 362 円	当ファンドの期末残存口数	F	177, 810, 250 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 808 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2, 145, 206 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>334, 110 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>69, 002, 065 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>49, 765, 645 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>121, 247, 026 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>175, 834, 732 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>6, 895 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2, 145, 206 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	334, 110 円	収益調整金額	C	69, 002, 065 円	分配準備積立金額	D	49, 765, 645 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	121, 247, 026 円	当ファンドの期末残存口数	F	175, 834, 732 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 895 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	3, 218, 430 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	31, 178, 490 円																																																					
収益調整金額	C	58, 857, 824 円																																																					
分配準備積立金額	D	27, 811, 618 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	121, 066, 362 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	177, 810, 250 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 808 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	2, 145, 206 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	334, 110 円																																																					
収益調整金額	C	69, 002, 065 円																																																					
分配準備積立金額	D	49, 765, 645 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	121, 247, 026 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	175, 834, 732 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 895 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	I=F×H/10,000	88,905 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	87,917 円
---------	--------------	----------	---------	--------------	----------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 10 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 11 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 10 期 2024 年 6 月 24 日現在	第 11 期 2024 年 12 月 23 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 10 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 11 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 10 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日		第 11 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
期首元本額	156,069,437 円	期首元本額	177,810,250 円
期中追加設定元本額	54,223,286 円	期中追加設定元本額	37,611,874 円
期中一部解約元本額	32,482,473 円	期中一部解約元本額	39,587,392 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 10 期 自 2023 年 12 月 23 日 至 2024 年 6 月 24 日	第 11 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	35,516,999	3,425,716
合計	35,516,999	3,425,716

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	33,497,949	104,021,181	
		外国債券マザーファンド	7,225,206	22,171,267	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	8,002,405	61,891,400	
		国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	23,743,994	29,231,231	
		J-REITインデックス マザーファンド	5,808,837	14,376,871	
		海外REITインデックス マザーファンド	3,419,547	13,890,883	
		新興国株式マザーファンド	20,714,113	43,244,853	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	4,215,794	7,838,004	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：99.9%	106,627,845	296,665,690 100.0%	
合計				296,665,690	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村資産設計ファンド」の各ファンドは、「国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J－REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月23日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,212,817,322
国債証券	1,009,413,619,700
地方債証券	60,292,982,041
特殊債券	73,615,431,304
社債券	55,329,429,900
未収利息	1,613,534,882
前払費用	93,699,218
流動資産合計	1,207,571,514,367
資産合計	1,207,571,514,367
負債の部	
流動負債	
未払解約金	544,871,839
流動負債合計	544,871,839
負債合計	544,871,839
純資産の部	
元本等	
元本	980,434,160,416
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	226,592,482,112
元本等合計	1,207,026,642,528
純資産合計	1,207,026,642,528
負債純資産合計	1,207,571,514,367

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1,231 円
(10,000 口当たり純資産額)	(12,311 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 23 日現在	
期首	2024 年 6 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	926,378,548,184 円
同期中における追加設定元本額	131,453,196,265 円
同期中における一部解約元本額	77,397,584,033 円
期末元本額	980,434,160,416 円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	303,401,896 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	44,875,878,972 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	22,266,088,683 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	8,994,701,756 円
野村資産設計ファンド 2015	326,292,579 円
野村資産設計ファンド 2020	367,082,592 円
野村資産設計ファンド 2025	450,207,637 円
野村資産設計ファンド 2030	422,745,068 円
野村資産設計ファンド 2035	273,271,910 円
野村資産設計ファンド 2040	316,513,676 円
野村日本債券インデックスファンド	528,152,829 円

野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	126,001,447,996円
のむラップ・ファンド（保守型）	27,151,103,938円
のむラップ・ファンド（普通型）	103,629,087,768円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,008,837,900円
野村日本債券インデックス（野村SMA向け）	4,845,259,498円
野村資産設計ファンド2045	51,856,356円
野村円債投資インデックスファンド	406,070,161円
野村インデックスファンド・国内債券	2,300,372,626円
マイ・ロード	48,487,029,159円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,440,626,179円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	25,848,716,220円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	2,753,182,112円
野村資産設計ファンド2050	38,504,310円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	28,376,183円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	17,065,629円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	8,250,670円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	5,319,880円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,129,586,457円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,853,958,210円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	37,440,082円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	17,642,606円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	102,639,164円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	32,248,720円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	24,125,030円
野村6資産均等バランス	13,467,230,366円
世界6資産分散ファンド	254,946,893円
野村資産設計ファンド2060	23,743,994円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	176,474,112,598円
ファンドラップ（ウェルス・スクエア）債券・安定型	23,073,978,140円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	408,709,337円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	91,504,383円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,161,990,132円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	337,162,053円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	12,361,188円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	7,153,618円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	448,507円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,128,319,889円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	10,393,496円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	35,675,162円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	416,667,456円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	283,127,259円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,142,375,326円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	79,084,423円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,451,051,984円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	540,259,878円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	11,528,839円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	47,362,656,321円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	74,409,421,347円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	34,723,074,055円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）	49,984,814,395円
マイバランスDC30	21,881,374,069円
マイバランスDC50	20,371,421,129円
マイバランスDC70	8,606,395,861円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,205,754,595円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	4,172,526,443円

マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	12,370,348,098円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	5,666,535,752円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	537,136,993円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	92,401,569円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	133,667,405円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	389,218,194円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	169,813,557円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	59,491,354円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	5,152,072,495円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,354,068,914円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,134,557,287円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,302,250,077円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	35,522,739円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	539,213,847円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	905,486,734円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,376,624,111円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	515,316,257円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	10,068,849円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2024年12月23日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年12月23日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（２年）第４５６回	11,000,000,000	10,966,340,000	
		国庫債券 利付（２年）第４５７回	4,000,000,000	3,986,080,000	
		国庫債券 利付（２年）第４５８回	10,000,000,000	9,971,700,000	
		国庫債券 利付（２年）第４５９回	1,500,000,000	1,494,975,000	
		国庫債券 利付（２年）第４６０回	12,000,000,000	11,969,400,000	
		国庫債券 利付（２年）第４６１回	6,000,000,000	5,990,580,000	
		国庫債券 利付（２年）第４６２回	3,000,000,000	2,994,120,000	
		国庫債券 利付（２年）第４６３回	2,000,000,000	1,995,380,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４７回	5,600,000,000	5,569,032,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	11,412,485,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,061,132,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,231,771,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５１回	1,500,000,000	1,481,775,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５２回	2,000,000,000	1,979,900,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,876,340,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,871,800,000	

		国庫債券 利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,949,720,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,966,040,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	18,758,700,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,396,845,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６０回	2,500,000,000	2,464,575,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６１回	6,000,000,000	5,936,460,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	14,322,520,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,853,970,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,911,550,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,861,900,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６６回	4,000,000,000	3,960,320,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	8,898,030,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	12,461,375,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	2,978,370,000	
		国庫債券 利付（５年）第１７０回	2,500,000,000	2,489,100,000	
		国庫債券 利付（５年）第１７２回	3,000,000,000	2,973,870,000	
		国庫債券 利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	8,952,480,000	
		国庫債券 利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	8,993,790,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１回	1,860,000,000	1,992,246,000	
		国庫債券 利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,779,056,000	
		国庫債券 利付（４０年）第３回	900,000,000	919,386,000	
		国庫債券 利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,650,586,900	
		国庫債券 利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,253,577,000	
		国庫債券 利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,874,280,000	
		国庫債券 利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,220,300,000	
		国庫債券 利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,225,365,000	
		国庫債券 利付（４０年）第９回	3,500,000,000	2,050,790,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,931,594,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,143,520,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１３回	4,000,000,000	2,227,920,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,743,173,600	
		国庫債券 利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,588,360,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１６回	7,500,000,000	5,295,450,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１７回	5,000,000,000	4,584,800,000	
		国庫債券 C T利付（５年）第１回	500,000,000	492,810,000	
		国庫債券 C T利付（５年）第２回	6,000,000,000	5,946,480,000	

		国庫債券 C T利付（10年）第1回	2,000,000,000	1,950,500,000	
		国庫債券 C T利付（10年）第2回	9,500,000,000	9,475,870,000	
		国庫債券 利付（10年）第342回	4,550,000,000	4,530,116,500	
		国庫債券 利付（10年）第343回	13,000,000,000	12,919,270,000	
		国庫債券 利付（10年）第344回	6,400,000,000	6,349,760,000	
		国庫債券 利付（10年）第345回	5,500,000,000	5,450,720,000	
		国庫債券 利付（10年）第346回	5,000,000,000	4,949,750,000	
		国庫債券 利付（10年）第347回	9,000,000,000	8,897,310,000	
		国庫債券 利付（10年）第348回	10,000,000,000	9,871,800,000	
		国庫債券 利付（10年）第349回	5,500,000,000	5,421,625,000	
		国庫債券 利付（10年）第350回	11,650,000,000	11,465,114,500	
		国庫債券 利付（10年）第351回	1,000,000,000	982,410,000	
		国庫債券 利付（10年）第352回	1,000,000,000	980,630,000	
		国庫債券 利付（10年）第353回	7,000,000,000	6,848,940,000	
		国庫債券 利付（10年）第354回	5,000,000,000	4,880,600,000	
		国庫債券 利付（10年）第355回	2,500,000,000	2,435,775,000	
		国庫債券 利付（10年）第356回	14,000,000,000	13,614,580,000	
		国庫債券 利付（10年）第359回	3,500,000,000	3,383,625,000	
		国庫債券 利付（10年）第360回	13,000,000,000	12,545,260,000	
		国庫債券 利付（10年）第361回	5,500,000,000	5,296,610,000	
		国庫債券 利付（10年）第362回	6,400,000,000	6,150,336,000	
		国庫債券 利付（10年）第364回	6,000,000,000	5,736,900,000	
		国庫債券 利付（10年）第365回	9,500,000,000	9,056,825,000	
		国庫債券 利付（10年）第366回	9,000,000,000	8,615,880,000	
		国庫債券 利付（10年）第367回	8,500,000,000	8,111,040,000	

	国庫債券 利付（１０年）第３６８回	8,000,000,000	7,611,280,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,687,930,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	23,263,920,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	23,957,500,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	12,852,970,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,690,000,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	9,830,900,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３７５回	5,500,000,000	5,538,060,000	
	国庫債券 利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,194,180,000	
	国庫債券 利付（３０年）第２回	500,000,000	542,590,000	
	国庫債券 利付（３０年）第３回	160,000,000	173,416,000	
	国庫債券 利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,575,588,000	
	国庫債券 利付（３０年）第５回	150,000,000	163,587,000	
	国庫債券 利付（３０年）第６回	900,000,000	997,839,000	
	国庫債券 利付（３０年）第７回	600,000,000	663,360,000	
	国庫債券 利付（３０年）第８回	100,000,000	107,162,000	
	国庫債券 利付（３０年）第９回	265,000,000	275,798,750	
	国庫債券 利付（３０年）第１０回	250,000,000	254,222,500	
	国庫債券 利付（３０年）第１１回	660,000,000	702,464,400	
	国庫債券 利付（３０年）第１２回	720,000,000	790,322,400	
	国庫債券 利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,187,238,900	
	国庫債券 利付（３０年）第１４回	800,000,000	899,248,000	
	国庫債券 利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,133,420,000	
	国庫債券 利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,604,086,450	
	国庫債券 利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,686,885,000	
	国庫債券 利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,454,144,000	
	国庫債券 利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,728,947,500	
	国庫債券 利付（３０年）第２０回	770,000,000	874,381,200	
	国庫債券 利付（３０年）第２１回	300,000,000	334,473,000	
	国庫債券 利付（３０年）第２２回	600,000,000	681,612,000	
	国庫債券 利付（３０年）第２３回	840,000,000	954,576,000	
	国庫債券 利付（３０年）第２４回	700,000,000	795,270,000	

		国庫債券 利付（３０年）第２５回	500,000,000	557,060,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２６回	850,000,000	956,267,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,305,813,500	
		国庫債券 利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,134,230,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,242,080,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,763,775,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,851,453,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,399,560,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,531,832,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,857,345,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,408,744,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,652,110,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,357,868,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,608,832,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,427,328,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,300,910,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,966,120,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,940,300,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	977,810,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	1,949,560,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４５回	3,500,000,000	3,285,275,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４６回	1,800,000,000	1,684,908,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,615,255,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４８回	1,000,000,000	913,380,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４９回	2,000,000,000	1,821,240,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,929,024,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５２回	500,000,000	371,715,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,287,359,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,341,623,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,178,730,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,330,182,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,558,220,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,327,370,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,261,100,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,300,266,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,494,900,000	

		国庫債券 利付（３０年）第６２回	3,000,000,000	2,118,450,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６３回	3,500,000,000	2,390,850,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６４回	4,000,000,000	2,716,000,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,564,734,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６６回	5,500,000,000	3,687,090,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,468,550,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,419,588,500	
		国庫債券 利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	1,935,900,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,859,755,500	
		国庫債券 利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	1,913,328,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７２回	2,500,000,000	1,761,875,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,457,000,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	3,040,120,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,455,470,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,510,850,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,628,990,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,330,692,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７９回	1,500,000,000	1,182,435,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	3,194,415,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	4,863,208,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	3,182,935,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８３回	7,000,000,000	6,956,390,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８４回	4,500,000,000	4,371,930,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８５回	400,000,000	408,108,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８６回	1,700,000,000	1,738,641,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８７回	500,000,000	510,750,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,129,062,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８９回	470,000,000	481,688,900	
		国庫債券 利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,542,645,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９１回	250,000,000	257,537,500	
		国庫債券 利付（２０年）第９２回	650,000,000	669,883,500	
		国庫債券 利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,373,899,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,827,058,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,564,410,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,556,865,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,566,375,000	

		国庫債券 利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,354,015,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,149,456,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１００回	820,000,000	862,049,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１０１回	750,000,000	793,222,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,592,505,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０３回	600,000,000	634,950,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０４回	400,000,000	420,568,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	2,003,132,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０６回	400,000,000	423,176,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０７回	800,000,000	845,592,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,049,210,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０９回	900,000,000	945,981,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,754,830,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１１回	500,000,000	533,095,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１２回	500,000,000	530,915,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１３回	500,000,000	532,355,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,072,820,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,183,930,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,499,736,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,175,570,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１９回	800,000,000	846,504,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２０回	800,000,000	837,824,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	2,025,248,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２２回	900,000,000	954,360,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,159,700,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,503,740,000	

		回			
		国庫債券 利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,959,552,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,152,760,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,284,492,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	3,001,992,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,385,722,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,348,940,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３１回	800,000,000	848,752,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,380,639,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	2,030,454,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	2,032,031,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３５回	700,000,000	743,848,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３６回	700,000,000	738,801,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,062,820,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３８回	800,000,000	838,672,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,055,770,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,189,810,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,766,348,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,017,896,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,429,950,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,362,933,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,512,322,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,787,775,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,803,270,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	5,015,616,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,538,442,000	

		回			
		国庫債券 利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,676,273,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	5,056,350,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,188,138,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５３回	10,000,000,000	10,168,900,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５４回	4,820,000,000	4,842,991,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１５５回	3,950,000,000	3,877,043,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５６回	6,000,000,000	5,494,800,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５７回	3,500,000,000	3,116,715,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５８回	1,970,000,000	1,809,464,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１５９回	3,510,000,000	3,248,399,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１６０回	8,000,000,000	7,465,680,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６１回	3,000,000,000	2,753,670,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６２回	3,000,000,000	2,740,500,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６３回	4,500,000,000	4,093,065,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６４回	3,500,000,000	3,127,285,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６５回	4,000,000,000	3,555,240,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６６回	7,500,000,000	6,820,350,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６７回	11,000,000,000	9,677,690,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６８回	2,000,000,000	1,724,720,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,678,880,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７１回	2,000,000,000	1,669,520,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７２回	4,500,000,000	3,794,355,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７３回	7,000,000,000	5,866,350,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７４回	6,970,000,000	5,808,798,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７５回	7,800,000,000	6,573,684,000	

		回			
		国庫債券 利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,722,684,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７７回	7,570,000,000	6,202,782,300	
		国庫債券 利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,761,758,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１７９回	9,000,000,000	7,419,780,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,622,760,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,381,050,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,613,760,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８３回	6,400,000,000	6,056,192,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８４回	2,500,000,000	2,242,800,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,787,200,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,626,240,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,756,490,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,783,040,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８９回	10,500,000,000	10,605,525,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１９０回	2,500,000,000	2,476,550,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）第２回	100,000,000	99,572,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）第３回	100,000,000	100,023,000	
		メキシコ合衆国 第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,478,000	
		メキシコ合衆国 第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	198,218,000	
		ポーランド共和国 第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,445,000	
		ポーランド共和国 第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,372,000	
		ポーランド共和国 第１９回円貨債券（２０２４）	100,000,000	100,006,000	
		ポーランド共和国 第２１回円貨債券（２０２４）	100,000,000	100,214,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	97,962,000	
	小計	銘柄数：281	1,060,870,000,000	1,009,413,619,700	

		組入時価比率：83.6%		84.3%	
	合計			1,009,413,619,700	
地方債証券	日本円	東京都 公募第760回	100,000,000	98,943,000	
		東京都 公募第761回	100,000,000	98,995,000	
		東京都 公募第769回	500,000,000	494,435,000	
		東京都 公募第778回	100,000,000	98,312,000	
		東京都 公募第784回	200,000,000	196,494,000	
		東京都 公募第794回	100,000,000	96,810,000	
		東京都 公募第800回	100,000,000	96,448,000	
		東京都 公募第813回	200,000,000	192,340,000	
		東京都 公募第822回	130,000,000	123,390,800	
		東京都 公募第830回	400,000,000	381,136,000	
		東京都 公募第843回	500,000,000	491,225,000	
		東京都 公募第850回	100,000,000	98,628,000	
		東京都 公募（30年）第7回	100,000,000	112,097,000	
		東京都 公募第10回	200,000,000	218,040,000	
		東京都 公募（30年）第13回	100,000,000	101,926,000	
		東京都 公募（30年）第5回	300,000,000	208,488,000	
		東京都 公募（20年）第11回	100,000,000	103,473,000	
		東京都 公募（20年）第13回	100,000,000	104,341,000	
		東京都 公募（20年）第15回	100,000,000	105,869,000	
		東京都 公募（20年）第16回	200,000,000	209,888,000	
		東京都 公募（20年）第17回	200,000,000	210,550,000	
		東京都 公募（20年）第20回	280,000,000	296,912,000	
		東京都 公募第23回	100,000,000	107,487,000	
		東京都 公募（20年）第26回	100,000,000	105,860,000	
		東京都 公募（20年）第28回	100,000,000	104,733,000	
		東京都 公募（20年）第29回	200,000,000	208,824,000	
		東京都 公募（20年）第30回	100,000,000	103,414,000	
		東京都 公募（20年）第32回	100,000,000	100,494,000	
		北海道 公募（20年）平成28年度第3回	100,000,000	89,716,000	
		北海道 公募平成29年度第5回	200,000,000	197,596,000	
		北海道 公募平成29年度第7回	100,000,000	98,785,000	
		北海道 公募平成29年度第9回	100,000,000	98,674,000	
		北海道 公募平成29年度第11回	100,000,000	90,293,000	

		北海道 公募平成30年度第15回	215,520,000	203,235,360	
		北海道 公募平成30年度第18回	200,000,000	194,874,000	
		北海道 公募令和2年度第4回	300,000,000	289,407,000	
		北海道 公募令和4年度第5回	100,000,000	95,236,000	
		北海道 公募令和5年度第2回	100,000,000	98,424,000	
		北海道 公募令和5年度第8回	100,000,000	98,662,000	
		北海道 公募令和5年度第10回	300,000,000	294,609,000	
		宮城県 公募第32回2号	100,000,000	99,031,000	
		神奈川県 公募第231回	200,000,000	197,272,000	
		神奈川県 公募第243回	200,000,000	192,848,000	
		神奈川県 公募第247回	339,150,000	326,408,134	
		神奈川県 公募第254回	180,000,000	171,189,000	
		神奈川県 公募第258回	100,000,000	95,389,000	
		神奈川県 公募（30年）第3回	100,000,000	113,777,000	
		神奈川県 公募第7回	300,000,000	310,419,000	
		神奈川県 公募（20年）第13回	100,000,000	106,846,000	
		神奈川県 公募（20年）第14回	100,000,000	106,234,000	
		神奈川県 公募（20年）第17回	200,000,000	214,158,000	
		神奈川県 公募（20年）第20回	100,000,000	105,622,000	
		神奈川県 公募（20年）第21回	200,000,000	211,648,000	
		神奈川県 公募（20年）第26回	200,000,000	206,296,000	
		神奈川県 公募（20年）第27回	100,000,000	102,214,000	
		神奈川県 公募（20年）第32回	100,000,000	87,708,000	
		神奈川県 公募（20年）第46回	100,000,000	80,758,000	
		神奈川県 公募（20年）第48回	100,000,000	82,115,000	
		大阪府 公募第417回	102,000,000	101,098,320	
		大阪府 公募第423回	100,000,000	98,720,000	
		大阪府 公募第429回	179,000,000	176,232,660	
		大阪府 公募第451回	130,000,000	125,262,800	
		大阪府 公募第452回	100,000,000	96,262,000	
		大阪府 公募第458回	140,000,000	134,454,600	
		大阪府 公募第467回	140,000,000	134,090,600	
		大阪府 公募第469回	150,000,000	143,049,000	
		大阪府 公募第479回	200,000,000	190,910,000	
		大阪府 公募第481回	100,000,000	95,877,000	
		大阪府 公募第489回	176,000,000	170,876,640	

	大阪府 公募第492回	156,000,000	154,766,040	
	大阪府 公募（20年）第1回	100,000,000	106,475,000	
	大阪府 公募（20年）第2回	100,000,000	106,826,000	
	大阪府 公募第5回	100,000,000	107,104,000	
	大阪府 公募第8回	100,000,000	106,374,000	
	大阪府 公募（20年）第12回	230,000,000	236,203,100	
	大阪府 公募（20年）第19回	100,000,000	83,034,000	
	大阪府 公募（20年）第20回	200,000,000	164,072,000	
	大阪府 公募（5年）第184回	400,000,000	396,248,000	
	大阪府 公募（5年）第187回	144,000,000	142,341,120	
	大阪府 公募（5年）第190回	200,000,000	197,390,000	
	京都府 公募（20年）平成20年度第2回	200,000,000	211,308,000	
	京都府 公募平成26年度第5回	100,000,000	102,819,000	
	京都府 公募（20年）平成27年度第5回	200,000,000	199,720,000	
	京都府 公募（15年）平成27年度第8回	100,000,000	99,721,000	
	京都府 公募（15年）平成28年度第2回	200,000,000	192,130,000	
	京都府 公募（20年）平成28年度第5回	200,000,000	178,148,000	
	京都府 公募平成29年度第4回	100,000,000	98,834,000	
	京都府 公募令和元年度第5回	100,000,000	81,776,000	
	京都府 公募令和3年度第5回	100,000,000	80,246,000	
	兵庫県 公募平成29年度第22回	100,000,000	98,492,000	
	兵庫県 公募令和3年度第5回	100,000,000	95,092,000	
	兵庫県 公募（10年）令和5年度第2回	100,000,000	97,525,000	
	兵庫県 公募（30年）第2回	200,000,000	218,654,000	
	兵庫県 公募（15年）第1回	300,000,000	304,875,000	
	兵庫県 公募（15年）第3回	200,000,000	203,500,000	
	兵庫県 公募（15年）第8回	500,000,000	506,615,000	
	兵庫県 公募（15年）第11回	100,000,000	99,475,000	
	兵庫県 公募第2回	100,000,000	104,593,000	
	兵庫県 公募第9回	100,000,000	106,956,000	
	兵庫県 公募（20年）第11回	200,000,000	211,180,000	
	兵庫県 公募（20年）第14回	100,000,000	105,707,000	
	兵庫県 公募（20年）第19回	100,000,000	104,307,000	

		兵庫県 公募（２０年）第２１回	100,000,000	103,760,000	
		兵庫県 公募（２０年）第２２回	100,000,000	102,269,000	
		兵庫県 公募（２０年）第４１回	100,000,000	82,759,000	
		兵庫県 公募（２０年）第４３回	100,000,000	84,720,000	
		静岡県 公募平成２７年度第１１回	115,400,000	114,754,914	
		静岡県 公募平成２８年度第２回	300,000,000	298,212,000	
		静岡県 公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,922,000	
		静岡県 公募（３１年）第１回	174,000,000	169,082,760	
		静岡県 公募（５年）令和３年度第２回	100,000,000	99,318,000	
		静岡県 公募（５年）令和３年度第５回	300,000,000	297,258,000	
		静岡県 公募（１５年）第２回	300,000,000	305,550,000	
		静岡県 公募（１５年）第５回	200,000,000	202,648,000	
		静岡県 公募（１５年）第９回	100,000,000	99,499,000	
		静岡県 公募（３０年）第１５回	100,000,000	69,302,000	
		静岡県 公募（２０年）第１１回	100,000,000	105,730,000	
		静岡県 公募（２０年）第１４回	200,000,000	211,664,000	
		静岡県 公募（２０年）第１８回	200,000,000	206,170,000	
		静岡県 公募（２０年）第２３回	100,000,000	91,087,000	
		静岡県 公募（２０年）第２９回	200,000,000	166,524,000	
		静岡県 公募（２０年）第３０回	200,000,000	165,740,000	
		愛知県 公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	104,304,000	
		愛知県 公募平成２０年度第８回	100,000,000	105,081,000	
		愛知県 公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	211,884,000	
		愛知県 公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	101,632,000	
		愛知県 公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	105,475,000	
		愛知県 公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	407,448,000	
		愛知県 公募平成２４年度第１７回	100,000,000	106,596,000	
		愛知県 公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	122,733,600	
		愛知県 公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	418,532,000	
		愛知県 公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	103,786,000	
		愛知県 公募平成２６年度第８回	100,000,000	97,929,000	

		愛知県 公募平成26年度第13回	200,000,000	203,458,000	
		愛知県 公募（15年）平成27年度第2回	300,000,000	298,776,000	
		愛知県 公募（30年）平成27年度第8回	100,000,000	92,796,000	
		愛知県 公募平成29年度第8回	100,000,000	98,758,000	
		愛知県 公募平成29年度第9回	100,000,000	98,592,000	
		愛知県 公募平成30年度第7回	200,000,000	196,152,000	
		愛知県 公募令和2年度第13回	200,000,000	165,148,000	
		愛知県 公募令和3年度第10回	200,000,000	197,640,000	
		広島県 公募平成29年度第3回	100,000,000	98,576,000	
		広島県 公募平成29年度第4回	211,300,000	208,515,066	
		広島県 公募令和2年度第2回	100,000,000	96,426,000	
		広島県 公募令和2年度第7回	300,000,000	288,519,000	
		広島県 公募令和5年度第4回	140,000,000	138,996,200	
		広島県 公募（20年）令和2年度第1回	100,000,000	81,866,000	
		広島県 公募（20年）令和2年度第2回	100,000,000	83,051,000	
		広島県 公募（20年）令和3年度第2回	100,000,000	80,506,000	
		埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	99,632,000	
		埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	99,073,000	
		埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	196,476,000	
		埼玉県 公募令和元年度第4回	100,000,000	96,832,000	
		埼玉県 公募令和2年度第4回	300,000,000	289,140,000	
		埼玉県 公募令和3年度第3回	100,000,000	95,586,000	
		埼玉県 公募令和5年度第4回	100,000,000	97,723,000	
		埼玉県 公募（15年）第1回	200,000,000	201,386,000	
		埼玉県 公募（15年）第2回	200,000,000	200,508,000	
		埼玉県 公募（15年）第3回	100,000,000	96,799,000	
		埼玉県 公募（25年）第2回	200,000,000	168,406,000	
		埼玉県 公募（30年）第9回	200,000,000	153,142,000	
		埼玉県 公募（30年）第11回	100,000,000	67,932,000	
		埼玉県 公募（15年）第7回	200,000,000	181,944,000	
		埼玉県 公募（15年）第8回	200,000,000	180,248,000	
		埼玉県 公募（20年）第6回	100,000,000	105,654,000	
		埼玉県 公募（20年）第13回	100,000,000	104,772,000	
		埼玉県 公募（20年）第16回	200,000,000	199,458,000	

		埼玉県 公募（20年）第19回	200,000,000	181,340,000	
		埼玉県 公募（20年）第20回	100,000,000	91,245,000	
		埼玉県 公募（20年）第26回	100,000,000	82,525,000	
		埼玉県 公募（20年）第27回	100,000,000	82,305,000	
		福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,856,000	
		福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	101,592,000	
		福岡県 公募（15年）平成27年度第1回	200,000,000	199,420,000	
		福岡県 公募（15年）令和元年度第1回	300,000,000	276,531,000	
		福岡県 公募（15年）令和元年度第2回	200,000,000	182,762,000	
		福岡県 公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	113,825,000	
		福岡県 公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	98,182,000	
		福岡県 公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	78,559,000	
		福岡県 公募（30年・定時償還）令和元年度第3回	100,000,000	67,193,000	
		福岡県 公募（20年）平成20年度第1回	300,000,000	316,590,000	
		福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	105,120,000	
		福岡県 公募（20年）平成22年度第1回	300,000,000	315,657,000	
		福岡県 公募（20年）平成22年度第2回	300,000,000	322,911,000	
		福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	105,110,000	
		福岡県 公募（20年）平成26年度第1回	100,000,000	103,758,000	
		福岡県 公募（20年）平成29年度第1回	100,000,000	91,172,000	
		福岡県 公募（20年・定時償還）令和3年度第1回	200,000,000	161,900,000	
		千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	198,002,000	
		千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	98,580,000	
		千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	98,413,000	
		千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	289,956,000	
		千葉県 公募令和3年度第2回	200,000,000	198,314,000	
		千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	95,696,000	
		千葉県 公募令和5年度第9回	200,000,000	195,048,000	
		千葉県 公募令和6年度第4回	172,010,000	172,522,589	

	千葉県 公募（２０年）第８回	100,000,000	107,101,000	
	千葉県 公募（２０年）第１３回	200,000,000	211,226,000	
	千葉県 公募（２０年）第１６回	300,000,000	311,814,000	
	千葉県 公募（２０年）第１７回	100,000,000	102,216,000	
	千葉県 公募（２０年）第２０回	100,000,000	90,693,000	
	千葉県 公募（２０年）第２５回	100,000,000	89,729,000	
	千葉県 公募（２０年）第２８回	300,000,000	245,628,000	
	新潟県 公募平成３０年度第２回	200,000,000	196,288,000	
	新潟県 公募令和２年度第１回	100,000,000	82,825,000	
	新潟県 公募令和２年度第２回	120,000,000	115,148,400	
	長野県 公募令和３年度第１回	300,000,000	287,865,000	
	長野県 公募令和３年度第５回	100,000,000	98,695,000	
	茨城県 公募令和３年度第３回	200,000,000	197,870,000	
	茨城県 公募令和５年度第１回	100,000,000	97,268,000	
	茨城県 公募令和５年度第２回	200,000,000	197,336,000	
	群馬県 公募第２２回	100,000,000	96,191,000	
	群馬県 公募（５年）第１３回	300,000,000	296,844,000	
	群馬県 公募（２０年）第３回	100,000,000	105,464,000	
	群馬県 公募（２０年）第１１回	100,000,000	82,893,000	
	大分県 公募令和５年度第１回	100,000,000	98,662,000	
	共同発行市場地方債 公募第１５４回	400,000,000	399,460,000	
	共同発行市場地方債 公募第１５６回	200,000,000	198,842,000	
	共同発行市場地方債 公募第１５７回	300,000,000	297,984,000	
	共同発行市場地方債 公募第１６１回	300,000,000	297,078,000	
	共同発行市場地方債 公募第１７２回	600,000,000	593,298,000	
	共同発行市場地方債 公募第１８４回	100,000,000	98,083,000	
	共同発行市場地方債 公募第１８６回	400,000,000	392,900,000	
	共同発行市場地方債 公募第１８８回	300,000,000	294,459,000	
	共同発行市場地方債 公募第１９０回	610,000,000	595,317,300	
	共同発行市場地方債 公募第１９１回	100,000,000	97,424,000	
	共同発行市場地方債 公募第１９４回	300,000,000	291,330,000	

		共同発行市場地方債 公募第196回	400,000,000	387,068,000	
		共同発行市場地方債 公募第197回	300,000,000	290,067,000	
		共同発行市場地方債 公募第198回	110,000,000	106,191,800	
		共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	96,484,000	
		共同発行市場地方債 公募第204回	200,000,000	192,152,000	
		共同発行市場地方債 公募第205回	100,000,000	96,448,000	
		共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	289,050,000	
		共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	287,559,000	
		共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	383,212,000	
		共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	285,105,000	
		共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	239,095,000	
		共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	286,980,000	
		共同発行市場地方債 公募第239回	100,000,000	98,072,000	
		共同発行市場地方債 公募第248回	100,000,000	99,047,000	
		共同発行市場地方債 公募第256回	500,000,000	501,275,000	
		共同発行市場地方債 公募第257回	500,000,000	491,620,000	
		共同発行市場地方債 公募第258回	200,000,000	197,584,000	
		共同発行市場地方債 公募第259回	215,400,000	212,584,722	
		堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	106,539,000	
		堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	95,176,000	
		堺市 公募第3回	100,000,000	94,806,000	
		堺市 公募令和5年度第2回	200,000,000	196,720,000	
		長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	96,810,000	
		長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	95,940,000	
		島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	78,890,000	
		佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	98,890,000	
		福島県 公募令和3年度第2回	300,000,000	296,058,000	
		熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	130,554,600	

	熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,588,000	
	新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,602,000	
	新潟市 公募令和5年度第1回	200,000,000	196,410,000	
	奈良県 公募令和3年度第2回	100,000,000	82,156,000	
	静岡市 公募令和5年度第1回	100,000,000	99,283,000	
	大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	289,062,000	
	大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	287,058,000	
	大阪市 公募(15年)第1回	100,000,000	101,745,000	
	大阪市 公募(15年)第2回	200,000,000	203,732,000	
	大阪市 公募(20年)第1回	300,000,000	313,935,000	
	大阪市 公募(20年)第5回	100,000,000	106,420,000	
	大阪市 公募(20年)第6回	100,000,000	105,741,000	
	大阪市 公募(20年)第17回	200,000,000	211,534,000	
	大阪市 公募(20年)第19回	100,000,000	99,249,000	
	大阪市 公募(20年)第26回	100,000,000	90,644,000	
	名古屋市 公募第501回	200,000,000	197,282,000	
	名古屋市 公募第503回	100,000,000	98,429,000	
	名古屋市 公募第504回	200,000,000	196,490,000	
	名古屋市 公募第511回	200,000,000	192,444,000	
	名古屋市 公募第512回	300,000,000	289,200,000	
	名古屋市 公募(15年)第2回	100,000,000	100,502,000	
	名古屋市 公募(5年)第30回	200,000,000	197,414,000	
	名古屋市 公募(30年)第13回	100,000,000	79,597,000	
	名古屋市 公募(20年)第15回	100,000,000	105,620,000	
	名古屋市 公募(20年)第17回	200,000,000	199,596,000	
	名古屋市 公募(20年)第18回	100,000,000	98,650,000	
	名古屋市 公募(20年)第19回	100,000,000	89,496,000	
	名古屋市 公募(20年)第21回	100,000,000	88,800,000	
	京都市 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,792,000	
	京都市 公募平成29年度第4回	101,280,000	99,878,284	
	京都市 公募平成30年度第1回	101,090,000	99,342,153	
	京都市 公募(20年)第5回	200,000,000	206,706,000	
	京都市 公募(20年)第6回	100,000,000	104,619,000	
	京都市 公募(20年)第13回	100,000,000	101,649,000	
	京都市 公募(20年)第15回	200,000,000	180,210,000	
	京都市 公募(20年)第19回	100,000,000	82,454,000	

	神戸市 公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	105,236,000	
	神戸市 公募（２０年）平成２５年度第３回	100,000,000	106,495,000	
	神戸市 公募平成２５年度第１２回	100,000,000	103,751,000	
	神戸市 公募（２０年）平成２６年度第３回	200,000,000	206,244,000	
	神戸市 公募平成２８年度第１回	200,000,000	198,690,000	
	神戸市 公募平成３０年度第２回	200,000,000	153,142,000	
	神戸市 公募令和元年度第６回	100,000,000	81,598,000	
	神戸市 公募令和３年度第６回	100,000,000	69,353,000	
	横浜市 公募平成２８年度第５回	300,000,000	297,255,000	
	横浜市 公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,832,000	
	横浜市 公募２０１９年度第３回	200,000,000	192,986,000	
	横浜市 公募（３０年）第２回	200,000,000	224,672,000	
	横浜市 公募（２０年）第１１回	100,000,000	103,039,000	
	横浜市 公募（２０年）第１８回	100,000,000	106,217,000	
	横浜市 公募（２０年）第２６回	100,000,000	106,174,000	
	横浜市 公募（２０年）第３０回	100,000,000	101,934,000	
	横浜市 公募（２０年）第３２回	100,000,000	98,744,000	
	横浜市 公募（２０年）第３５回	100,000,000	89,993,000	
	横浜市 公募（２０年）第４０回	200,000,000	177,728,000	
	札幌市 公募（２０年）平成２３年度第３回	100,000,000	106,904,000	
	札幌市 公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	203,538,000	
	札幌市 公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	106,201,000	
	札幌市 公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	212,666,000	
	札幌市 公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	89,869,000	
	札幌市 公募（３０年）令和元年度第９回	100,000,000	67,127,000	
	札幌市 公募（２０年）令和２年度第５回	100,000,000	82,666,000	
	札幌市 公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	95,040,000	
	札幌市 公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	96,245,000	
	札幌市 公募（２０年）第６回	200,000,000	212,900,000	
	川崎市 公募第９５回	160,000,000	155,142,400	
	川崎市 公募（２０年）第１４回	200,000,000	212,394,000	

		川崎市 公募（２０年）第１７回	100,000,000	104,199,000	
		川崎市 公募（２０年）第１８回	100,000,000	103,866,000	
		川崎市 公募（２０年）第１９回	100,000,000	101,898,000	
		川崎市 公募（２０年）第２０回	100,000,000	99,300,000	
		川崎市 公募（２０年）第２２回	100,000,000	90,214,000	
		川崎市 公募（２０年）第２４回	100,000,000	91,986,000	
		川崎市 公募（３０年）第１１回	100,000,000	76,040,000	
		川崎市 公募（５年）第６２回	200,000,000	197,996,000	
		川崎市 公募（５年）第６６回	230,000,000	226,694,900	
		川崎市 公募（５年）第６７回	100,000,000	98,783,000	
		北九州市 公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	191,710,000	
		北九州市 公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	196,412,000	
		北九州市 公募（２０年）第３回	200,000,000	209,006,000	
		北九州市 公募（２０年）第１４回	100,000,000	105,815,000	
		北九州市 公募（２０年）第１７回	100,000,000	103,594,000	
		福岡市 公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	212,522,000	
		福岡市 公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	106,588,000	
		福岡市 公募平成２６年度第２回	100,000,000	103,260,000	
		福岡市 公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	65,822,000	
		福岡市 公募（２０年）２０２０年度第７回	100,000,000	82,759,000	
		福岡市 公募（２０年）２０２１年度第４回	200,000,000	160,576,000	
		福岡市 公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	81,045,000	
		広島市 公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	234,849,680	
		広島市 公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	95,451,000	
		広島市 公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	98,205,000	
		さいたま市 公募第２１回	320,100,000	314,354,205	
		相模原市 公募令和５年度第１回	100,000,000	98,752,000	
		三重県 公募平成２８年度第１回	155,000,000	153,481,000	
		三重県 公募令和５年度第３回	200,000,000	196,410,000	
		福井県 公募平成２７年度第４回	200,000,000	198,662,000	
		福井県 公募令和元年度第３回	200,000,000	192,884,000	

		福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	95,689,000	
		徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	197,176,000	
		徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	294,441,000	
		山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	96,440,000	
		岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	167,183,976	
		岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	288,639,000	
		岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	95,126,000	
		秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	111,088,318	
		神奈川県住宅供給公社債券 第4回	100,000,000	98,108,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第19回	100,000,000	80,811,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第22回	100,000,000	81,169,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第27回	100,000,000	88,391,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	105,650,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	319,503,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第128回	100,000,000	96,745,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	89,210,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	105,342,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	99,345,000	
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	89,490,000	
		東京都住宅供給公社債券 第19回	300,000,000	305,511,000	
		東京都住宅供給公社債券 第23回	100,000,000	98,497,000	
		銘柄数：374 組入時価比率：5.0%	61,755,750,000	60,292,982,041 5.0%	
	小計				
	合計			60,292,982,041	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	115,759,800	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	306,558,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	101,411,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	100,690,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第14回	100,000,000	99,763,000	

	新関西国際空港社債 財投機関債第 2 8 回	100,000,000	95,355,000	
	第2回国立大学法人東京大学	100,000,000	56,990,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第4 7 回	100,000,000	100,829,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第6 6 回	400,000,000	397,172,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第7 8 回	200,000,000	197,802,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第8 2 回	100,000,000	98,883,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第8 6 回	300,000,000	295,956,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第9 6 回	200,000,000	195,998,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第1 0 1 回	300,000,000	294,711,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第1 0 9 回	200,000,000	119,008,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第1 3 7 回	400,000,000	397,128,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第1 3 8 回	400,000,000	382,072,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第1 5 7 回	200,000,000	128,058,000	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 3 7 回	400,000,000	395,820,000	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 4 1 回	333,000,000	328,128,210	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 4 2 回	420,000,000	413,981,400	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 5 5 回	300,000,000	292,122,000	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 6 2 回	200,000,000	192,026,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第1 回	400,000,000	459,252,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第4 回	100,000,000	112,633,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第8 回	300,000,000	306,786,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第1 7 回	100,000,000	102,831,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第2 3 回	500,000,000	521,355,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第2 6 回	100,000,000	113,443,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第3 3 回	200,000,000	225,324,000	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第3 9 回	300,000,000	317,577,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4 3 回	300,000,000	259,470,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4 6 回	300,000,000	326,592,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4 7 回	100,000,000	106,672,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第5 5 回	100,000,000	106,684,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8 9 回	100,000,000	105,140,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第9 5 回	200,000,000	211,172,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 0 3 回	350,000,000	367,272,500	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 0 5 回	600,000,000	637,518,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 2 6 回	100,000,000	100,772,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 4 5 回	300,000,000	274,638,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 4 9 回	100,000,000	92,491,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 5 1 回	100,000,000	99,413,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 5 2 回	100,000,000	92,868,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 5 5 回	100,000,000	100,001,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 5 7 回	100,000,000	99,825,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 6 0 回	200,000,000	199,136,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 6 3 回	100,000,000	98,703,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 6 4 回	100,000,000	98,252,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 7 3 回	200,000,000	119,302,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 8 8 回	100,000,000	89,662,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 9 8 回	100,000,000	67,926,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第2 0 4 回	200,000,000	132,082,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第2 3 0 回	100,000,000	55,370,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第2 6 0 回	200,000,000	136,832,000	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第9 0 回	100,000,000	106,257,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第9 2 回	200,000,000	212,676,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第9 7 回	200,000,000	212,946,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第9 9 回	200,000,000	214,164,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 0 6 回	200,000,000	213,732,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 1 1 回	100,000,000	106,504,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 1 4 回	200,000,000	212,082,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 2 3 回	100,000,000	105,561,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 2 7 回	300,000,000	321,243,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 4 6 回	100,000,000	106,292,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 6 4 回	100,000,000	105,518,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 6 5 回	100,000,000	100,422,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 6 7 回	100,000,000	105,502,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 6 9 回	300,000,000	315,786,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 7 2 回	300,000,000	304,809,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 7 6 回	200,000,000	210,690,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 8 1 回	100,000,000	105,444,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 8 3 回	100,000,000	105,963,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 4 回	100,000,000	103,460,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 6 回	100,000,000	103,480,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 7 回	100,000,000	97,092,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 4 回	100,000,000	96,658,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 6 回	100,000,000	102,401,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 8 回	100,000,000	102,377,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 3 回	100,000,000	101,438,000	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 7回	100,000,000	98,104,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 9回	500,000,000	498,875,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 5回	500,000,000	495,350,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 6回	200,000,000	199,874,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 5回	100,000,000	99,907,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 9回	100,000,000	98,938,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 7 1回	151,000,000	150,027,560	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 7 8回	100,000,000	88,932,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 6回	200,000,000	181,846,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 7回	100,000,000	98,935,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 0 6回	403,000,000	398,724,170	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 4回	300,000,000	273,243,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 5回	100,000,000	98,772,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 1回	600,000,000	592,464,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 4回	100,000,000	98,516,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 5回	100,000,000	77,274,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 9回	500,000,000	492,835,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 4 2回	131,000,000	128,843,740	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 0回	100,000,000	75,539,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 1回	100,000,000	98,163,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 4回	200,000,000	196,076,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 7回	100,000,000	98,265,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 8回	300,000,000	268,050,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 7 7回	200,000,000	120,890,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 8 8回	100,000,000	66,172,000	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 9 1 回	113,000,000	109,026,920	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 9 8 回	100,000,000	66,527,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 0 2 回	200,000,000	104,146,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 0 3 回	202,000,000	193,851,320	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 1 5 回	300,000,000	245,034,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 3 6 回	500,000,000	456,515,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 4 9 回	500,000,000	492,675,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 5 3 回	200,000,000	196,378,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 6 3 回	500,000,000	473,050,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 7 3 回	200,000,000	196,094,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 7 5 回	200,000,000	193,028,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 7 9 回	500,000,000	495,730,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9 回	100,000,000	113,345,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第2 8 回	500,000,000	571,305,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第3 3 回	100,000,000	115,012,000	
	公営企業債券 3 0 年第4 回財投機関債	300,000,000	347,193,000	
	地方公営企業等金融機構債券（2 0 年） 第1 回	100,000,000	105,034,000	
	地方公共団体金融機構債券（2 0 年） 第1 回	300,000,000	319,086,000	
	地方公共団体金融機構債券 2 0 年第4 回	100,000,000	106,184,000	
	地方公共団体金融機構債券 F 1 6 回	100,000,000	102,732,000	
	地方公共団体金融機構債券 2 0 年第6 回	300,000,000	321,204,000	
	地方公共団体金融機構債券 2 0 年第7 回	400,000,000	427,856,000	
	地方公共団体金融機構債券（2 0 年） 第1 0 回	300,000,000	314,490,000	
	地方公共団体金融機構債券（2 0 年） 第1 9 回	200,000,000	212,196,000	
	地方公共団体金融機構債券（2 0 年） 第2 0 回	100,000,000	105,835,000	

		地方公共団体金融機構債券 F 9 6 回	300,000,000	305,322,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 2 2 回	100,000,000	101,751,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 2 4 回	100,000,000	101,739,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 2 4 回	200,000,000	210,416,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 4 3 回	300,000,000	305,079,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 4 7 回	100,000,000	101,325,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 6 0 回	100,000,000	101,025,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 2 9 回	100,000,000	105,362,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 3 2 回	100,000,000	104,393,000	
		地方公共団体金融機構債券 (1 5 年) 第 2 回	200,000,000	202,922,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 3 7 回	200,000,000	206,418,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 3 8 回	300,000,000	308,061,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 2 4 0 回	300,000,000	303,195,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 2 4 3 回	300,000,000	306,567,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 2 4 8 回	100,000,000	101,225,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 3 9 回	200,000,000	203,918,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 4 0 回	100,000,000	101,485,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 4 3 回	100,000,000	98,960,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 4 4 回	200,000,000	200,058,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 3 0 8 回	200,000,000	194,148,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 0 回	300,000,000	299,469,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 3 回	116,000,000	115,208,880	
		地方公共団体金融機構債券 第 8 4 回	100,000,000	99,223,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 5 回	100,000,000	99,165,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 2 回	100,000,000	88,321,000	

		地方公共団体金融機構債券（20年）第53回	200,000,000	174,002,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第91回	300,000,000	296,865,000	
		地方公共団体金融機構債券（20年）第58回	100,000,000	91,794,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第95回	137,000,000	135,502,590	
		地方公共団体金融機構債券 第95回	200,000,000	197,694,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第97回	300,000,000	296,379,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第98回	122,000,000	120,568,940	
		政保 地方公共団体金融機構債券第100回	108,000,000	106,416,720	
		地方公共団体金融機構債券 第101回	400,000,000	394,584,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第108回	157,000,000	154,257,210	
		地方公共団体金融機構債券 第67回	100,000,000	87,746,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第110回	100,000,000	98,003,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第113回	110,000,000	108,047,500	
		地方公共団体金融機構債券 第1回	200,000,000	123,034,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第119回	116,000,000	112,596,560	
		政保 地方公共団体金融機構債券第120回	103,000,000	99,601,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券第121回	100,000,000	96,447,000	
		地方公共団体金融機構債券 2回	100,000,000	54,703,000	
		地方公共団体金融機構債券 12回	200,000,000	138,932,000	
		地方公共団体金融機構債券 第14回	100,000,000	68,359,000	
		地方公共団体金融機構債券 第152回	100,000,000	94,913,000	
		地方公共団体金融機構債券 第166回	200,000,000	195,368,000	
		地方公共団体金融機構債券 第171回	100,000,000	97,564,000	
		公営企業債券（20年）第19回 財投機関債	100,000,000	103,292,000	
		公営企業債券（20年）第20回 財投機関債	100,000,000	103,469,000	
		公営企業債券（20年）第23回 財投機関債	200,000,000	208,590,000	

	公営企業債券（２０年） 第２４回 財投機関債	100,000,000	105,101,000	
	公営企業債券（２０年） 第２５回 財投機関債	100,000,000	106,007,000	
	首都高速道路 第２８回	200,000,000	197,666,000	
	首都高速道路 第３３回	300,000,000	296,436,000	
	阪神高速道路 第２５回	100,000,000	99,270,000	
	日本政策金融公庫債券 政府保証第 ４７回	100,000,000	98,524,000	
	日本政策金融公庫債券 政府保証第 ５５回	108,000,000	105,174,720	
	日本政策金融公庫債券 政府保証第 ６３回	270,000,000	258,417,000	
	都市再生債券 財投機関債第９３回	100,000,000	101,177,000	
	都市再生債券 財投機関債第９７回	100,000,000	100,783,000	
	都市再生債券 財投機関債第１０１ 回	100,000,000	100,336,000	
	都市再生債券 財投機関債第１０９ 回	100,000,000	100,144,000	
	都市再生債券 財投機関債第１１３ 回	300,000,000	299,271,000	
	都市再生債券 財投機関債第１２１ 回	200,000,000	194,884,000	
	都市再生債券 財投機関債第１２７ 回	200,000,000	197,820,000	
	都市再生債券 財投機関債第１４１ 回	100,000,000	89,116,000	
	都市再生債券 財投機関債第１５５ 回	100,000,000	60,688,000	
	都市再生債券 財投機関債第１６６ 回	100,000,000	58,003,000	
	都市再生債券 財投機関債第１６９ 回	100,000,000	59,274,000	
	都市再生債券 財投機関債第１７０ 回	100,000,000	81,134,000	
	都市再生債券 財投機関債第１９１ 回	100,000,000	79,242,000	
	民間都市開発推進機構 政府保証第 １７回	400,000,000	398,288,000	
	民間都市開発推進機構 政府保証第 ２０回	113,600,000	111,733,552	
	民間都市開発推進機構 政府保証第 ２２回	200,000,000	162,704,000	
	福祉医療機構債券 第５０回財投機 関債	300,000,000	296,334,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第３回	400,000,000	413,788,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債	200,000,000	208,596,000	

		第 6 回			
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 4 9 回	100,000,000	106,492,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 5 9 回	100,000,000	105,963,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 7 5 回	100,000,000	107,130,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 7 7 回	900,000,000	914,391,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 7 8 回	100,000,000	107,117,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 8 1 回	100,000,000	106,407,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 8 5 回	200,000,000	211,760,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 9 0 回	200,000,000	203,486,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 9 4 回	100,000,000	106,276,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 1 1 回	100,000,000	101,707,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 1 2 回	100,000,000	105,319,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 1 5 回	100,000,000	105,892,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 1 9 回	100,000,000	101,912,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 2 0 回	100,000,000	106,072,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 2 3 回	300,000,000	317,361,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 2 8 回	100,000,000	105,463,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 3 2 回	200,000,000	202,226,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 3 4 回	100,000,000	101,845,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 3 7 回	200,000,000	203,774,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 4 3 回	100,000,000	101,542,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 6 2 回	100,000,000	99,992,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 8 8 回	300,000,000	297,645,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 9 5 回	100,000,000	89,381,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 9 8 回	300,000,000	296,736,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債	100,000,000	98,967,000	

		第 2 0 3 回			
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 0 8 回	200,000,000	197,658,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 1 3 回	100,000,000	98,850,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 2 2 回	200,000,000	197,038,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 2 3 回	100,000,000	95,235,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 2 7 回	100,000,000	98,556,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 4 4 回	130,000,000	127,676,900	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 7 7 回	100,000,000	68,066,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 3 0 6 回	200,000,000	179,638,000	
		住宅金融支援機構債券 政府保証第 2 7 回	200,000,000	195,636,000	
		住宅金融支援機構債券 政府保証第 2 9 回	200,000,000	195,438,000	
		成田国際空港 第 1 9 回	100,000,000	99,586,000	
		成田国際空港 第 3 9 回	300,000,000	269,835,000	
		商工債券 利付第 8 5 2 回い号	100,000,000	99,099,000	
		商工債券 利付第 8 5 4 回い号	400,000,000	395,612,000	
		商工債券 利付第 8 5 6 回い号	200,000,000	197,540,000	
		商工債券 利付第 8 6 2 回い号	100,000,000	98,584,000	
		商工債券 利付第 8 6 8 回い号	100,000,000	98,287,000	
		商工債券 利付第 8 7 1 回い号	100,000,000	98,372,000	
		商工債券 利付第 8 7 2 回い号	100,000,000	98,615,000	
		商工債券 利付第 8 7 6 回い号	400,000,000	393,436,000	
		商工債券 利付第 8 7 8 回い号	200,000,000	196,330,000	
		商工債券 利付第 8 7 9 回い号	400,000,000	393,168,000	
		商工債券 利付第 8 8 3 回い号	200,000,000	197,256,000	
		商工債券 利付第 8 8 5 回い号	300,000,000	295,743,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 7 4 回	300,000,000	298,233,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 7 7 回	100,000,000	99,192,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 7 9 回	400,000,000	396,148,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 8 0 回	100,000,000	98,918,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 8 7 回	100,000,000	98,608,000	
		しんきん中金債券 利付第 4 0 0 回	100,000,000	98,731,000	
		しんきん中金債券 利付第 4 0 1 回	300,000,000	295,851,000	

	しんきん中金債券 利付第４０２回	100,000,000	98,351,000	
	しんきん中金債券 利付第４０３回	100,000,000	98,157,000	
	しんきん中金債券 利付第４０７回	300,000,000	295,950,000	
	しんきん中金債券 利付第４１２回	100,000,000	98,607,000	
	商工債券 利付（３年）第２８９回	100,000,000	99,081,000	
	商工債券 利付（１０年）第３６回	100,000,000	94,897,000	
	商工債券 利付（１０年）第４１回	300,000,000	283,266,000	
	商工債券 利付（１０年）第４６回	100,000,000	96,191,000	
	アンデス開発公社 第２１回円貨社債（２０２３）	100,000,000	98,947,000	
	国際協力機構債券 第６回財投機関債	200,000,000	213,824,000	
	国際協力機構債券 第１５回財投機関債	100,000,000	105,234,000	
	国際協力機構債券 第２５回財投機関債	100,000,000	102,898,000	
	国際協力機構債券 第３２回財投機関債	100,000,000	98,891,000	
	国際協力機構債券 第３５回財投機関債	100,000,000	99,123,000	
	国際協力機構債券 第４０回財投機関債	100,000,000	98,791,000	
	国際協力機構債券 第５１回財投機関債	100,000,000	67,430,000	
	国際協力機構債券 第５４回財投機関債	100,000,000	82,266,000	
	国際協力機構債券 第６８回財投機関債	100,000,000	95,683,000	
	東日本高速道路 第５７回	100,000,000	99,153,000	
	東日本高速道路 第６１回	200,000,000	193,406,000	
	東日本高速道路 第６４回	100,000,000	96,366,000	
	東日本高速道路 第６９回	100,000,000	96,417,000	
	東日本高速道路 第８３回	200,000,000	198,128,000	
	東日本高速道路 第８６回	400,000,000	394,672,000	
	東日本高速道路 第８９回	130,000,000	128,268,400	
	東日本高速道路 第９５回	850,000,000	839,723,500	
	中日本高速道路 第８６回	500,000,000	497,150,000	
	中日本高速道路 第８９回	100,000,000	99,110,000	
	中日本高速道路 第９０回	300,000,000	296,943,000	
	中日本高速道路 第９１回	200,000,000	197,670,000	
	中日本高速道路 第９３回	200,000,000	197,388,000	

		中日本高速道路 第96回	200,000,000	198,190,000	
		中日本高速道路 第97回	200,000,000	199,236,000	
		中日本高速道路 第98回	300,000,000	297,585,000	
		中日本高速道路 第101回	500,000,000	493,475,000	
		西日本高速道路 第29回	200,000,000	199,330,000	
		西日本高速道路 第30回	300,000,000	297,930,000	
		西日本高速道路 第34回	300,000,000	297,555,000	
		西日本高速道路 第61回	300,000,000	297,150,000	
		西日本高速道路 第62回	1,100,000,000	1,087,163,000	
		西日本高速道路 第64回	200,000,000	197,666,000	
		西日本高速道路 第69回	200,000,000	197,558,000	
		西日本高速道路 第77回	200,000,000	197,336,000	
		西日本高速道路 第88回	100,000,000	99,411,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	200,000,000	204,146,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	286,431,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	288,342,000	
		貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	13,434,000	13,800,479	
		貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	46,857,000	48,139,944	
		貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	41,782,000	42,521,959	
		貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	48,957,000	50,178,477	
		貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	35,854,000	36,519,091	
		貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	23,870,000	24,342,148	
		貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	45,042,000	46,173,455	
		貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	52,446,000	53,183,915	
		貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	79,863,000	80,449,993	
		貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	69,375,000	70,328,906	
		貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	46,792,000	47,284,251	
		貸付債権担保第51回住宅金融支援機構債券	16,731,000	17,089,378	
		貸付債権担保第43回住宅金融支援機構債券	40,978,000	41,937,704	

	貸付債権担保第 7 9 回住宅金融支援機構債券	27,326,000	27,321,627	
	貸付債権担保第 8 1 回住宅金融支援機構債券	60,816,000	60,702,882	
	貸付債権担保第 7 2 回住宅金融支援機構債券	130,625,000	130,796,118	
	貸付債権担保第 7 0 回住宅金融支援機構債券	82,047,000	82,756,706	
	貸付債権担保第 3 3 回住宅金融支援機構債券	17,131,000	17,612,209	
	貸付債権担保第 3 4 回住宅金融支援機構債券	17,603,000	18,095,179	
	貸付債権担保第 3 5 回住宅金融支援機構債券	16,668,000	17,144,538	
	貸付債権担保第 4 6 回住宅金融支援機構債券	15,858,000	16,264,440	
	貸付債権担保第 5 5 回住宅金融支援機構債券	44,844,000	45,613,971	
	貸付債権担保第 5 6 回住宅金融支援機構債券	64,218,000	65,329,613	
	貸付債権担保第 5 7 回住宅金融支援機構債券	21,545,000	21,933,887	
	貸付債権担保第 7 6 回住宅金融支援機構債券	51,616,000	51,996,409	
	貸付債権担保第 2 3 回住宅金融支援機構債券	49,896,000	50,992,215	
	貸付債権担保第 3 2 回住宅金融支援機構債券	48,984,000	50,164,024	
	貸付債権担保第 3 8 回住宅金融支援機構債券	53,994,000	55,166,209	
	貸付債権担保第 3 9 回住宅金融支援機構債券	86,430,000	88,054,884	
	貸付債権担保第 5 0 回住宅金融支援機構債券	158,400,000	161,777,088	
	貸付債権担保第 5 8 回住宅金融支援機構債券	48,054,000	48,869,476	
	貸付債権担保第 6 4 回住宅金融支援機構債券	86,187,000	86,625,691	
	貸付債権担保第 7 1 回住宅金融支援機構債券	77,448,000	77,530,869	
	貸付債権担保第 7 3 回住宅金融支援機構債券	62,032,000	62,561,753	
	貸付債権担保第 7 5 回住宅金融支援機構債券	51,112,000	51,601,141	
	貸付債権担保第 8 3 回住宅金融支援機構債券	131,264,000	130,523,671	
	貸付債権担保第 8 4 回住宅金融支援機構債券	222,278,000	220,897,653	
	貸付債権担保第 8 8 回住宅金融支援機構債券	34,884,000	34,406,438	

	貸付債権担保第 8 9 回住宅金融支援機構債券	35,668,000	35,197,182	
	貸付債権担保第 9 0 回住宅金融支援機構債券	36,937,000	36,300,575	
	貸付債権担保第 9 2 回住宅金融支援機構債券	78,538,000	76,375,848	
	貸付債権担保第 9 3 回住宅金融支援機構債券	84,358,000	81,105,155	
	貸付債権担保第 9 4 回住宅金融支援機構債券	44,566,000	43,364,500	
	貸付債権担保第 9 6 回住宅金融支援機構債券	47,377,000	45,823,508	
	貸付債権担保第 9 7 回住宅金融支援機構債券	140,061,000	136,186,912	
	貸付債権担保第 9 8 回住宅金融支援機構債券	146,706,000	142,937,122	
	貸付債権担保第 9 9 回住宅金融支援機構債券	98,998,000	96,216,156	
	貸付債権担保第 1 0 0 回住宅金融支援機構債券	48,365,000	46,900,991	
	貸付債権担保第 1 0 1 回住宅金融支援機構債券	49,195,000	47,853,944	
	貸付債権担保第 1 0 7 回住宅金融支援機構債券	225,724,000	212,214,418	
	貸付債権担保第 1 0 8 回住宅金融支援機構債券	290,775,000	271,051,731	
	貸付債権担保第 1 1 2 回住宅金融支援機構債券	254,828,000	237,196,450	
	貸付債権担保第 1 1 3 回住宅金融支援機構債券	317,565,000	296,424,697	
	貸付債権担保第 1 1 5 回住宅金融支援機構債券	190,230,000	177,480,785	
	貸付債権担保第 1 1 6 回住宅金融支援機構債券	127,612,000	119,544,369	
	貸付債権担保第 1 1 7 回住宅金融支援機構債券	128,148,000	119,687,669	
	貸付債権担保第 1 1 8 回住宅金融支援機構債券	63,655,000	59,558,800	
	貸付債権担保第 1 1 9 回住宅金融支援機構債券	128,382,000	119,953,721	
	貸付債権担保第 1 2 0 回住宅金融支援機構債券	64,167,000	59,608,576	
	貸付債権担保第 1 2 1 回住宅金融支援機構債券	64,934,000	60,381,477	
	貸付債権担保第 1 2 3 回住宅金融支援機構債券	66,270,000	61,650,981	
	貸付債権担保第 1 2 5 回住宅金融支援機構債券	262,324,000	243,229,436	
	貸付債権担保第 1 2 6 回住宅金融支援機構債券	199,953,000	185,314,440	

		貸付債権担保第 1 2 8 回住宅金融支援機構債券	132, 802, 000	123, 022, 460	
		貸付債権担保第 1 2 9 回住宅金融支援機構債券	137, 046, 000	127, 045, 753	
		貸付債権担保第 1 3 4 回住宅金融支援機構債券	138, 794, 000	127, 643, 290	
		貸付債権担保第 1 3 5 回住宅金融支援機構債券	69, 205, 000	63, 632, 613	
		貸付債権担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	70, 069, 000	64, 649, 162	
		貸付債権担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	69, 757, 000	64, 000, 652	
		貸付債権担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	217, 263, 000	198, 119, 957	
		貸付債権担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	215, 235, 000	196, 234, 054	
		貸付債権担保第 1 4 5 回住宅金融支援機構債券	220, 539, 000	200, 463, 334	
		貸付債権担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	383, 920, 000	345, 240, 060	
		貸付債権担保第 1 5 1 回住宅金融支援機構債券	234, 210, 000	211, 217, 604	
		貸付債権担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	155, 412, 000	141, 053, 485	
		貸付債権担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	157, 234, 000	142, 172, 555	
		貸付債権担保第 1 5 8 回住宅金融支援機構債券	157, 480, 000	142, 739, 872	
		貸付債権担保第 1 6 2 回住宅金融支援機構債券	243, 381, 000	220, 556, 729	
		貸付債権担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	249, 456, 000	225, 221, 349	
		貸付債権担保第 1 6 5 回住宅金融支援機構債券	164, 616, 000	149, 112, 465	
		貸付債権担保第 1 6 6 回住宅金融支援機構債券	248, 292, 000	225, 878, 681	
		貸付債権担保第 1 6 7 回住宅金融支援機構債券	164, 854, 000	149, 847, 340	
		貸付債権担保第 1 6 8 回住宅金融支援機構債券	164, 690, 000	149, 530, 285	
		貸付債権担保第 1 6 9 回住宅金融支援機構債券	252, 576, 000	228, 929, 834	
		貸付債権担保第 1 7 0 回住宅金融支援機構債券	417, 510, 000	378, 326, 686	
		貸付債権担保第 1 7 4 回住宅金融支援機構債券	257, 343, 000	233, 317, 457	
		貸付債権担保第 1 7 5 回住宅金融支援機構債券	260, 436, 000	235, 538, 318	
		貸付債権担保第 1 7 6 回住宅金融支援機構債券	259, 614, 000	234, 018, 655	

		貸付債権担保第 1 7 7 回住宅金融支援機構債券	173, 160, 000	157, 199, 842	
		貸付債権担保第 1 7 8 回住宅金融支援機構債券	258, 996, 000	237, 095, 298	
		貸付債権担保第 1 7 9 回住宅金融支援機構債券	261, 321, 000	238, 379, 629	
		貸付債権担保第 1 8 0 回住宅金融支援機構債券	174, 238, 000	159, 835, 486	
		貸付債権担保第 1 8 3 回住宅金融支援機構債券	530, 994, 000	486, 841, 848	
		貸付債権担保第 1 8 5 回住宅金融支援機構債券	269, 175, 000	247, 802, 505	
		貸付債権担保第 1 8 6 回住宅金融支援機構債券	180, 860, 000	169, 049, 842	
		貸付債権担保第 1 9 5 回住宅金融支援機構債券	187, 802, 000	179, 456, 079	
		貸付債権担保第 1 9 7 回住宅金融支援機構債券	283, 947, 000	274, 928, 843	
		貸付債権担保第 1 9 8 回住宅金融支援機構債券	188, 808, 000	184, 624, 014	
		貸付債権担保第 1 9 9 回住宅金融支援機構債券	377, 700, 000	367, 192, 386	
		貸付債権担保第 2 0 0 回住宅金融支援機構債券	475, 100, 000	459, 996, 571	
		貸付債権担保第 2 0 2 回住宅金融支援機構債券	287, 508, 000	279, 684, 907	
		貸付債権担保第 2 0 3 回住宅金融支援機構債券	482, 760, 000	471, 328, 243	
		貸付債権担保第 2 0 5 回住宅金融支援機構債券	194, 210, 000	192, 726, 235	
		銘柄数：414	75, 677, 490, 000	73, 615, 431, 304	
		組入時価比率：6.1%		6.1%	
	小計				
	合計			73, 615, 431, 304	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第 3 1 回円貨社債	100, 000, 000	95, 571, 000	
		フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第 4 1 回円貨社債	100, 000, 000	99, 652, 000	
		フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第 4 2 回円貨社債	300, 000, 000	299, 529, 000	
		フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第 4 6 回円貨社債	100, 000, 000	98, 274, 000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 1 4 回円貨社債	100, 000, 000	99, 068, 000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 2 5 回非上位円貨社債	200, 000, 000	196, 748, 000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 3 6 回円貨社債	100, 000, 000	99, 542, 000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 3 7 回円貨社債	100, 000, 000	99, 419, 000	

	クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	97,326,000	
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第18回円貨社債（2022）	100,000,000	99,300,000	
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第22回円貨社債（2024）	200,000,000	198,488,000	
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第26回円貨社債（2024）	100,000,000	98,684,000	
	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング 第4回円貨社債	100,000,000	99,368,000	
	エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	99,821,000	
	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	97,637,000	
	フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	99,729,000	
	フランス電力 第11回円貨社債（2024）	100,000,000	99,553,000	
	ビー・エヌ・ビー・パリバ 第8回円貨社債	200,000,000	198,242,000	
	I N P E X 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	496,015,000	
	清水建設 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,490,000	
	長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,474,000	
	戸田建設 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,851,000	
	五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,667,000	
	大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,588,000	
	大和ハウス工業 第14回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,640,000	
	大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	284,481,000	
	大和ハウス工業 第26回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,686,000	
	森永乳業 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,515,000	
	明治ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,218,000	
	博報堂D Yホールディング 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,022,000	
	アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,786,000	
	アサヒグループホールディングス 第23回特定社債間限定同順位	100,000,000	97,920,000	
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,818,000	

	コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,311,000	
	味の素 第32回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,440,000	
	味の素 第33回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,936,000	
	日本たばこ産業 第13回	100,000,000	97,847,000	
	ヒューリック 第14回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,162,000	
	三越伊勢丹ホールディングス 第6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,436,000	
	野村不動産ホールディングス 第1 5回	100,000,000	95,029,000	
	森ヒルズリート投資法人 第17回 特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	197,768,000	
	森ビル 第23回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	87,005,000	
	東急不動産ホールディングス 第2 0回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,677,000	
	東急不動産ホールディングス 第2 1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,567,000	
	東急不動産ホールディングス 第2 9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,242,000	
	セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	195,006,000	
	セブン&アイ・ホールディングス 第17回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,094,000	
	東レ 第30回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	98,821,000	
	東レ 第33回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	98,054,000	
	旭化成 第12回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	96,211,000	
	旭化成 第25回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	98,467,000	
	日本土地建物 第4回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	195,192,000	
	王子ホールディングス 第34回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	98,443,000	
	王子ホールディングス 第42回社 債間限定同順位特約付	600,000,000	594,762,000	
	日本製紙 第15回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	89,584,000	
	レゾナックホールディングス 第3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,511,000	
	レゾナックホールディングス 第3 5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,850,000	
	住友化学 第52回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	85,501,000	

	住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,985,000	
	住友化学 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,216,000	
	住友化学 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,330,000	
	住友化学 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	72,249,000	
	イビデン 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,725,000	
	日本酸素ホールディングス 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,649,000	
	日本酸素ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,199,000	
	三菱瓦斯化学 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,727,000	
	三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,098,000	
	三井化学 第58回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,747,000	
	J S R 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,393,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,608,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,990,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,186,000	
	ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,979,000	
	UBE株式会社 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,244,000	
	電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,912,000	
	電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,478,000	
	武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	300,000,000	282,819,000	
	アステラス製薬 第3回無担保社債間限定	100,000,000	99,208,000	
	アステラス製薬 第4回無担保社債間限定	100,000,000	98,575,000	
	テルモ 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,397,000	
	大塚ホールディングス 第4回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,713,000	
	D I C 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,050,000	
	オリエンタルランド 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,080,000	

	オリエンタルランド 第24回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,760,000	
	ヤフー 第12回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	197,372,000	
	L I N Eヤフー 第25回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,040,000	
	楽天 第13回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	87,673,000	
	富士フイルムホールディングス 第 20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,524,000	
	富士フイルムホールディングス 第 22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,771,000	
	富士フイルムホールディングス 第 23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,234,000	
	コニカミノルタホールディングス 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,942,000	
	出光興産 第14回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	94,359,000	
	J Xホールディングス 第13回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,119,000	
	コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,489,000	
	TOYO TIRE 第4回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	97,266,000	
	ブリヂストン 第11回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,706,000	
	住友理工 第7回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,037,000	
	A G C 第2回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	96,224,000	
	A G C 第4回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	98,860,000	
	太平洋セメント 第27回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	97,653,000	
	日本碍子 第7回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	96,410,000	
	新日鐵住金 第9回社債間限定同順 位特約付	300,000,000	293,496,000	
	神戸製鋼所 第68回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,173,000	
	ジェイ エフ イー ホールディン グス 第28回社債間限定同順	100,000,000	99,232,000	
	三井金属鉱業 第24回特定社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,093,000	
	三菱マテリアル 第36回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	97,487,000	
	住友金属鉱山 第33回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	197,374,000	
	住友金属鉱山 第35回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	97,866,000	

		住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,502,000	
		L I X I Lグループ 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,554,000	
		L I X I Lグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,239,000	
		Y K K 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,185,000	
		小松製作所 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,555,000	
		住友重機械工業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,290,000	
		日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,439,000	
		荏原製作所 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,650,000	
		ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,439,000	
		ダイキン工業 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,899,000	
		タダノ 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,231,000	
		セガサミーホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,657,000	
		日本精工 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,447,000	
		日本精工 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,900,000	
		ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,385,000	
		日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,302,000	
		日立製作所 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,199,000	
		富士電機 第32回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,504,000	
		日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,709,000	
		セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,024,000	
		パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,492,000	
		パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,728,000	
		パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,744,000	
		パナソニック 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,712,000	
		パナソニック 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,520,000	

		ソニー 第39回	100,000,000	99,072,000	
		ソニー 第40回	100,000,000	98,679,000	
		ソニー 第41回	100,000,000	97,375,000	
		T D K 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,953,000	
		東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,424,000	
		三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,587,000	
		三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ	300,000,000	296,277,000	
		I H I 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,755,000	
		J A三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,934,000	
		J A三井リース 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,138,000	
		いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,006,000	
		いすゞ自動車 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,675,000	
		トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	694,393,000	
		トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,651,000	
		S U B A R U 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,741,000	
		楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,550,000	
		良品計画 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,214,000	
		トプコン 第6回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,949,000	
		オリンパス 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,225,000	
		凸版印刷 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,570,000	
		大日本印刷 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,775,000	
		大日本印刷 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,064,000	
		アシックス 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,964,000	
		伊藤忠商事 第80回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,128,000	
		丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,112,000	
		丸紅 第118回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,315,000	

	丸紅 第 1 1 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,964,000	
	豊田通商 第 1 9 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,424,000	
	三井物産 第 6 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,564,000	
	三井物産 第 7 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,879,000	
	三井物産 第 7 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,909,000	
	日本紙パルプ商事 第 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,411,000	
	住友商事 第 4 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,934,000	
	住友商事 第 5 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,526,000	
	住友商事 第 6 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,029,000	
	三菱商事 第 8 0 回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	102,051,000	
	三菱商事 第 8 3 回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	97,500,000	
	丸井グループ 第 4 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,892,000	
	クレディセゾン 第 6 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,572,000	
	クレディセゾン 第 7 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,354,000	
	クレディセゾン 第 9 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,193,000	
	クレディセゾン 第 1 0 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,991,000	
	クレディセゾン 第 1 0 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,148,000	
	イオン 第 2 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,465,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ 第 7 回劣後特約付	100,000,000	99,494,000	
	みずほコーポレート銀行 第 8 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,910,000	
	三菱東京UFJ銀行 第 2 3 回劣後特約付	100,000,000	106,923,000	
	三菱東京UFJ銀行 第 2 4 回劣後特約付	100,000,000	104,082,000	
	三井住友フィナンシャルグループ 第 4 回劣後特約付	100,000,000	99,172,000	
	三井住友信託銀行 第 1 8 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,688,000	
	三井住友信託銀行 第 3 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,048,000	

	セブン銀行 第12回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,912,000	
	みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	102,969,000	
	芙蓉総合リース 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,142,000	
	芙蓉総合リース 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,434,000	
	芙蓉総合リース 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,056,000	
	みずほリース 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,371,000	
	みずほリース 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,342,000	
	みずほリース 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,216,000	
	みずほリース 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,213,000	
	N T Tファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,844,000	
	N T Tファイナンス 第17回日本電信電話保証付	200,000,000	196,456,000	
	N T Tファイナンス 第18回日本電信電話保証付	800,000,000	770,864,000	
	N T Tファイナンス 第25回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,928,000	
	N T Tファイナンス 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,326,000	
	N T Tファイナンス 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,093,000	
	N T Tファイナンス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,865,000	
	N T Tファイナンス 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,246,000	
	N T Tファイナンス 第34回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,598,000	
	日産フィナンシャルサービス 第56回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,638,000	
	東京センチュリー 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,689,000	
	東京センチュリー 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,692,000	
	東京センチュリー 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,262,000	
	ホンダファイナンス 第69回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,914,000	
	ホンダファイナンス 第83回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,429,000	
	ホンダファイナンス 第87回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,571,000	

	S B I ホールディングス 第 2 6 回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,986,000	
	S B I ホールディングス 第 3 7 回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,946,000	
	トヨタファイナンス 第 8 1 回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,382,000	
	トヨタファイナンス 第 9 6 回社債 間限定同順位特約付	800,000,000	793,232,000	
	リコーリース 第 2 8 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,425,000	
	イオンフィナンシャルサービス 第 1 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,857,000	
	イオンフィナンシャルサービス 第 2 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,566,000	
	アコム 第 7 8 回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,950,000	
	オリエントコーポレーション 第 3 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,357,000	
	オリエントコーポレーション 第 3 2 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,220,000	
	日立キャピタル 第 6 1 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,193,000	
	日立キャピタル 第 8 0 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	96,164,000	
	オリックス 第 1 8 9 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,044,000	
	オリックス 第 2 0 2 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	94,518,000	
	オリックス 第 2 2 0 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,901,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 2 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,855,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 4 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,298,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 4 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,951,000	
	三菱ＵＦＪリース 第 5 2 回社債間 限定同順位特約付	400,000,000	394,436,000	
	三菱ＵＦＪリース 第 5 6 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,484,000	
	三菱ＵＦＪリース 第 7 6 回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	288,642,000	
	大和証券グループ本社 第 3 6 回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,047,000	
	大和証券グループ本社 第 3 9 回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,037,000	
	三井住友海上火災保険 第 7 回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,659,000	
	NEC キャピタルソリューション 第 1 9 回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,784,000	

	三井不動産 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,955,000	
	三井不動産 第71回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,136,000	
	三井不動産 第77回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,932,000	
	三井不動産 第83回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,162,000	
	三井不動産 第84回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,684,000	
	三菱地所 第93回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	211,208,000	
	三菱地所 第120回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,521,000	
	三菱地所 第128回社債間限定同順位特約付	100,000,000	50,997,000	
	三菱地所 第129回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,970,000	
	三菱地所 第135回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,672,000	
	東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,945,000	
	東京建物 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,883,000	
	ダイビル 第19回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,046,000	
	京阪神ビルディング 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,822,000	
	住友不動産 第109回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,830,000	
	イオンモール 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,851,000	
	イオンモール 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,647,000	
	イオンモール 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,599,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,145,000	
	日本ビルファンド投資法人 第17回	100,000,000	86,017,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	93,076,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	98,807,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	105,490,000	
	東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,251,000	
	東京急行電鉄 第83回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,564,000	

	東京急行電鉄 第 8 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,451,000	
	小田急電鉄 第 6 8 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,522,000	
	小田急電鉄 第 7 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,175,000	
	京王電鉄 第 3 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,389,000	
	京成電鉄 第 6 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,802,000	
	東日本旅客鉄道 第 4 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,888,000	
	東日本旅客鉄道 第 5 7 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	211,440,000	
	東日本旅客鉄道 第 7 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,015,000	
	東日本旅客鉄道 第 7 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,267,000	
	東日本旅客鉄道 第 8 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,388,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 0 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,993,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 0 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,580,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 1 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,763,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 3 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,544,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 3 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	67,709,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 3 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	61,703,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 2 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	85,716,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 4 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	132,236,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 5 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	111,258,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,208,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 5 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	46,769,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 5 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,832,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,231,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,330,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 7 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	116,838,000	

	東日本旅客鉄道 第 1 9 2 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	74,604,000	
	西日本旅客鉄道 第 1 3 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	103,302,000	
	西日本旅客鉄道 第 1 5 回社債間限 定同順位特約付	300,000,000	312,660,000	
	西日本旅客鉄道 第 5 3 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	68,127,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 0 回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	192,204,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 5 回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	191,570,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 6 回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	165,982,000	
	西日本旅客鉄道 第 7 7 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	58,006,000	
	東海旅客鉄道 第 5 1 回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	212,598,000	
	東海旅客鉄道 第 7 0 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	101,238,000	
	東海旅客鉄道 第 7 3 回社債間限定 同順位特約付	300,000,000	288,987,000	
	東海旅客鉄道 第 7 4 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	91,825,000	
	東京地下鉄 第 2 2 回	100,000,000	98,557,000	
	東京地下鉄 第 2 3 回	100,000,000	89,240,000	
	東京地下鉄 第 2 4 回	100,000,000	77,841,000	
	東京地下鉄 第 2 7 回	100,000,000	77,640,000	
	東京地下鉄 第 3 4 回	100,000,000	64,213,000	
	東京地下鉄 第 4 4 回	100,000,000	48,935,000	
	東京地下鉄 第 4 9 回	100,000,000	81,448,000	
	東京地下鉄 第 5 6 回	100,000,000	71,625,000	
	西武ホールディングス 第 1 回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	190,494,000	
	西日本鉄道 第 4 5 回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	97,598,000	
	阪急阪神ホールディングス 第 4 7 回	400,000,000	404,088,000	
	阪急阪神ホールディングス 第 4 9 回	100,000,000	90,679,000	
	名古屋鉄道 第 5 0 回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	100,034,000	
	名古屋鉄道 第 5 6 回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	86,849,000	
	日本通運 第 1 1 回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,100,000	
	日本通運 第 1 2 回社債間限定同順	100,000,000	90,044,000	

		位特約付			
		日立物流 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,734,000	
		日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,762,000	
		横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,943,000	
		九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	143,776,000	
		九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,571,000	
		日本航空 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,692,000	
		日本航空 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,395,000	
		ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,056,000	
		KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,578,000	
		KDDI 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,540,000	
		KDDI 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,542,000	
		KDDI 第36回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,000,000	
		KDDI 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,480,000	
		ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,032,000	
		ソフトバンク 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,148,000	
		ソフトバンク 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,459,000	
		ソフトバンク 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,631,000	
		ソフトバンク 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,944,000	
		東京電力 第548回	100,000,000	101,515,000	
		東京電力 第560回	100,000,000	100,401,000	
		中部電力 第524回	100,000,000	98,945,000	
		中部電力 第530回	200,000,000	193,822,000	
		中部電力 第559回	100,000,000	87,945,000	
		中部電力 第560回	100,000,000	85,870,000	
		関西電力 第509回	100,000,000	99,076,000	
		関西電力 第511回	300,000,000	296,271,000	
		関西電力 第520回	100,000,000	85,796,000	

		関西電力 第5 2 2回	200,000,000	196,564,000	
		関西電力 第5 3 6回	100,000,000	95,881,000	
		関西電力 第5 5 6回	100,000,000	95,943,000	
		関西電力 第5 5 7回	100,000,000	87,428,000	
		関西電力 第5 6 2回	100,000,000	97,176,000	
		中国電力 第3 9 4回	100,000,000	88,483,000	
		中国電力 第4 0 0回	100,000,000	98,561,000	
		中国電力 第4 0 6回	100,000,000	86,326,000	
		中国電力 第4 1 6回	100,000,000	97,202,000	
		中国電力 第4 2 2回	600,000,000	576,582,000	
		中国電力 第4 2 5回	100,000,000	95,983,000	
		中国電力 第4 4 8回	100,000,000	96,312,000	
		中国電力 第4 5 2回	100,000,000	86,859,000	
		北陸電力 第3 0 7回	100,000,000	100,385,000	
		北陸電力 第3 1 2回	100,000,000	99,705,000	
		北陸電力 第3 2 2回	100,000,000	98,810,000	
		北陸電力 第3 2 6回	200,000,000	171,928,000	
		北陸電力 第3 3 0回	100,000,000	97,138,000	
		北陸電力 第3 3 9回	100,000,000	88,634,000	
		東北電力 第4 8 4回	100,000,000	89,876,000	
		東北電力 第4 9 1回	100,000,000	99,061,000	
		東北電力 第5 0 8回	100,000,000	97,703,000	
		東北電力 第5 2 1回	300,000,000	289,656,000	
		東北電力 第5 2 9回	200,000,000	198,210,000	
		東北電力 第5 3 4回	100,000,000	83,253,000	
		東北電力 第5 6 0回	200,000,000	191,428,000	
		東北電力 第5 6 3回	200,000,000	194,302,000	
		東北電力 第5 6 6回	100,000,000	100,664,000	
		四国電力 第2 9 3回	100,000,000	89,250,000	
		四国電力 第3 2 1回	100,000,000	71,021,000	
		四国電力 第3 2 8回	100,000,000	96,970,000	
		九州電力 第4 4 9回	200,000,000	198,036,000	
		九州電力 第4 5 1回	100,000,000	99,016,000	
		九州電力 第4 7 6回	100,000,000	97,519,000	
		九州電力 第4 7 8回	100,000,000	86,258,000	
		九州電力 第4 8 1回	300,000,000	290,400,000	

		九州電力 第484回	200,000,000	193,156,000	
		九州電力 第493回	300,000,000	297,141,000	
		九州電力 第527回	100,000,000	99,363,000	
		北海道電力 第323回	300,000,000	303,387,000	
		北海道電力 第325回	130,000,000	130,770,900	
		北海道電力 第338回	100,000,000	89,772,000	
		北海道電力 第341回	100,000,000	90,511,000	
		北海道電力 第350回	100,000,000	86,353,000	
		北海道電力 第385回	100,000,000	97,104,000	
		電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,849,000	
		電源開発 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,428,000	
		電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,207,000	
		電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,050,000	
		電源開発 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,279,000	
		電源開発 第68回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,313,000	
		電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,278,000	
		電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,434,000	
		東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	99,496,000	
		東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	297,192,000	
		東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	292,110,000	
		東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	99,017,000	
		東京電力パワーグリッド 第32回	300,000,000	284,445,000	
		東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	99,215,000	
		東京電力パワーグリッド 第36回	100,000,000	95,504,000	
		東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	377,908,000	
		東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	288,495,000	
		東京電力パワーグリッド 第48回	300,000,000	262,599,000	
		東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	95,691,000	
		東京電力パワーグリッド 第51回	200,000,000	177,374,000	
		東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	97,228,000	
		東京電力パワーグリッド 第72回	100,000,000	98,238,000	
		東京電力パワーグリッド 第73回	100,000,000	97,150,000	

		東京電力パワーグリッド 第76回	100,000,000	101,552,000	
		J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,560,000	
		J E R A 第17回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,764,000	
		東京電力リニューアブルパワー第5回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	389,640,000	
		東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,288,000	
		東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,343,000	
		東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,378,000	
		東京瓦斯 第54回社債間限定同順位特約付	100,000,000	50,623,000	
		東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,252,000	
		東京瓦斯 第57回社債間限定同順位特約付	100,000,000	56,410,000	
		東京瓦斯 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	68,731,000	
		大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	67,873,000	
		大阪瓦斯 第43回社債間限定同順位特約付	200,000,000	136,898,000	
		大阪瓦斯 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,597,000	
		大阪瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,861,000	
		東邦瓦斯 第44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,734,000	
		北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,132,000	
		広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,606,000	
		西部ガスホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,560,000	
		ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,200,000	
		ファーストリテイリング 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,464,000	
	小計	銘柄数：428	58,130,000,000	55,329,429,900	
		組入時価比率：4.6%		4.6%	
	合計			55,329,429,900	
合計				1,198,651,462,945	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 12 月 23 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	521,665,483
コール・ローン	456,790,732
国債証券	985,205,259,133
派生商品評価勘定	3,028,448
未収入金	6,400,607,857
未収利息	8,462,181,172
前払費用	1,626,371,913
その他未収収益	11,199,275
流動資産合計	1,002,687,104,013
資産合計	1,002,687,104,013
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,218,758
未払金	427,159,758
未払解約金	4,780,961,434
その他未払費用	7,353,816
流動負債合計	5,221,693,766
負債合計	5,221,693,766
純資産の部	
元本等	
元本	325,056,191,311
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	672,409,218,936
元本等合計	997,465,410,247
純資産合計	997,465,410,247
負債純資産合計	1,002,687,104,013

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前

足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
-----	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3,0686 円
(10,000 口当たり純資産額)	(30,686 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	240,354,232,973 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	252,905,055,432 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 23 日現在	
期首	2024 年 6 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	304,951,698,632 円
同期中における追加設定元本額	38,896,976,327 円
同期中における一部解約元本額	18,792,483,648 円
期末元本額	325,056,191,311 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト 30	65,991,512 円
バランスセレクト 50	70,684,777 円
バランスセレクト 70	81,017,090 円
野村外国債券インデックスファンド	225,052,729 円
野村世界 6 資産分散投信（安定コース）	3,075,478,777 円
野村世界 6 資産分散投信（分配コース）	22,892,326,047 円
野村世界 6 資産分散投信（成長コース）	3,698,599,940 円
野村資産設計ファンド 2015	16,553,149 円
野村資産設計ファンド 2020	18,616,382 円
野村資産設計ファンド 2025	26,640,929 円
野村資産設計ファンド 2030	44,874,084 円
野村資産設計ファンド 2035	37,799,152 円
野村資産設計ファンド 2040	60,214,757 円
野村外国債券インデックス B コース（野村投資一任口座向け）	81,251,182,028 円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,624,397,702 円
のむラップ・ファンド（普通型）	43,629,423,128 円
のむラップ・ファンド（積極型）	18,082,812,109 円
野村外国債券インデックス（野村 SMA 向け）	303,016,649 円
野村資産設計ファンド 2045	12,457,306 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,132,517,360 円
マイ・ロード	5,762,632,407 円
ネクストコア	44,858,890 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	389,710,743 円
野村外国債券インデックス B コース（野村 SMA・EW 向け）	9,286,890,421 円
野村世界 6 資産分散投信（配分変更コース）	1,020,770,889 円
野村資産設計ファンド 2050	11,795,165 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2026－2028 年目標型	2,879,114 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2029－2031 年目標型	2,375,069 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2032－2034 年目標型	1,993,393 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2035－2037 年目標型	1,641,178 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,487,158,118 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,674,992,766 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,003,370 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,574,312 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	6,492,589 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,964,573 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7,261,770 円
野村 6 資産均等バランス	5,539,224,329 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）	9,770,622,506 円
世界 6 資産分散ファンド	104,845,619 円
野村資産設計ファンド 2060	7,225,206 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	15,856,314,620 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	6,055,638,884 円
野村外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）	5,279,671 円
グローバル・インデックス・バランス 25 VA（適格機関投資家専用）	672,447,303 円
グローバル・インデックス・バランス 50 VA（適格機関投資家専用）	150,543,353 円
グローバル・インデックス・バランス 40 VA（適格機関投資家専用）	668,930,987 円
グローバル・インデックス・バランス 60 VA（適格機関投資家専用）	231,068,409 円
ワールド・インデックス・ファンド VA 安定型（適格機関投資家専用）	1,387,976 円

ワールド・インデックス・ファンドV Aバランス型（適格機関投資家専用）	4,417,841 円
ワールド・インデックス・ファンドV A積極型（適格機関投資家専用）	184,656 円
野村インデックス・バランス60V A（適格機関投資家専用）	2,144,840,375 円
野村ワールド・インデックス・バランス50V A（適格機関投資家専用）	6,412,300 円
野村世界インデックス・バランス40V A（適格機関投資家専用）	5,507,959 円
野村グローバル・インデックス・バランス25V A（適格機関投資家専用）	150,103,591 円
野村グローバル・インデックス・バランス50V A（適格機関投資家専用）	116,467,301 円
野村グローバル・インデックス・バランス75V A（適格機関投資家専用）	1,878,972,992 円
野村世界バランス25V A（適格機関投資家専用）	32,502,409 円
ノムラ外国債券インデックスファンドV A（適格機関投資家専用）	699,652,568 円
ノムラF O F s用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,363,029,663 円
野村F O F s用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	3,556,614 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,051,643,193 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,721,598 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,428,083 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,157,321 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	650,996,567 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,260,199,867 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,604,564,971 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,120,292,057 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,333,739,612 円
マイバランスDC30	2,433,655,834 円
マイバランスDC50	2,080,926,465 円
マイバランスDC70	1,758,808,335 円
野村DC外国債券インデックスファンド	12,141,866,324 円
野村DC運用戦略ファンド	2,799,178,807 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	335,056,816 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	598,370,131 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,374,257,558 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	596,807,205 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	36,824,121 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	94,988,353 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	54,982,008 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2030	41,319,191 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2040	32,303,279 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2050	18,223,633 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	553,273,955 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	285,051,884 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	195,704,401 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	267,741,274 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2060	10,809,599 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	110,882,475 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	74,466,809 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	379,156,942 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	211,894,994 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	2,070,143 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年12月23日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年12月23日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	41,350,000.00	42,188,305.09	
		US TREASURY BOND	19,050,000.00	19,996,918.35	
		US TREASURY BOND	18,850,000.00	19,444,216.09	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,820.31	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,413,194.78	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,842,125.00	
		US TREASURY BOND	100,000.00	99,406.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,712.12	
		US TREASURY N/B	46,270,000.00	44,618,489.51	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,750.87	
		US TREASURY N/B	170,000.00	167,197.65	
		US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,614,046.00	
		US TREASURY N/B	3,550,000.00	3,549,241.72	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,203.12	
		US TREASURY N/B	16,130,000.00	15,453,294.88	
		US TREASURY N/B	36,800,000.00	35,706,061.12	
		US TREASURY N/B	200,000.00	199,300.78	
		US TREASURY N/B	19,400,000.00	18,994,569.10	
		US TREASURY N/B	68,300,000.00	65,314,538.70	
		US TREASURY N/B	200,000.00	200,710.92	
		US TREASURY N/B	28,100,000.00	27,389,814.65	
		US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,633,824.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,283.20	
		US TREASURY N/B	27,100,000.00	26,414,031.25	
		US TREASURY N/B	30,980,000.00	29,539,913.28	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,650,682.99	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,082.03	
		US TREASURY N/B	300,000.00	290,941.38	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,042,749.76	
		US TREASURY N/B	67,000,000.00	67,520,817.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,738.28	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,457.03	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,044,742.16	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,004,414.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,277.34	

		US TREASURY N/B	6, 200, 000. 00	5, 968, 710. 86	
		US TREASURY N/B	12, 200, 000. 00	11, 508, 030. 64	
		US TREASURY N/B	44, 830, 000. 00	42, 831, 034. 78	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 087. 89	
		US TREASURY N/B	48, 400, 000. 00	46, 111, 396. 32	
		US TREASURY N/B	20, 360, 000. 00	19, 189, 300. 00	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 488. 28	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	95, 472. 65	
		US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 035, 955. 03	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 525. 39	
		US TREASURY N/B	59, 600, 000. 00	56, 782, 964. 28	
		US TREASURY N/B	41, 700, 000. 00	39, 341, 343. 75	
		US TREASURY N/B	60, 700, 000. 00	58, 162, 928. 17	
		US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 105, 972. 56	
		US TREASURY N/B	7, 750, 000. 00	7, 366, 737. 70	
		US TREASURY N/B	38, 520, 000. 00	36, 344, 220. 91	
		US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 101, 203. 07	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	95, 113. 28	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	94, 128. 90	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 382. 81	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	94, 382. 81	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	95, 804. 68	
		US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 095, 617. 16	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	93, 398. 43	
		US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 044, 441. 31	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 859. 37	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	92, 109. 37	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 132. 81	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 394. 53	
		US TREASURY N/B	43, 700, 000. 00	40, 004, 273. 52	
		US TREASURY N/B	350, 000. 00	337, 873. 02	
		US TREASURY N/B	13, 200, 000. 00	12, 620, 436. 84	
		US TREASURY N/B	68, 100, 000. 00	62, 125, 287. 36	
		US TREASURY N/B	500, 000. 00	480, 546. 85	
		US TREASURY N/B	300, 000. 00	272, 941. 38	
		US TREASURY N/B	300, 000. 00	292, 511. 70	

		US TREASURY N/B	32,400,000.00	29,278,966.32	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,750,218.75	
		US TREASURY N/B	50,000.00	45,197.26	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,984.37	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,607,846.72	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,500.00	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,295,593.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,488.28	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	37,118,375.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,765.62	
		US TREASURY N/B	500,000.00	448,105.45	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,742.18	
		US TREASURY N/B	21,200,000.00	19,010,436.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,605.46	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,525,687.36	
		US TREASURY N/B	63,100,000.00	57,127,679.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,988.28	
		US TREASURY N/B	25,750,000.00	23,344,988.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,843.75	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,128,019.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,382.81	
		US TREASURY N/B	55,400,000.00	52,848,569.62	
		US TREASURY N/B	70,300,000.00	63,399,063.77	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,697.26	
		US TREASURY N/B	58,950,000.00	53,025,059.29	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,882.81	
		US TREASURY N/B	66,900,000.00	59,473,049.67	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,212.89	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,220,371.80	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	41,766,644.92	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,023.43	
		US TREASURY N/B	17,900,000.00	15,975,399.16	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,871.09	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	13,956,210.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,757.81	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,158,726.30	

		US TREASURY N/B	100,000.00	89,683.59	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,199,835.78	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,692,001.86	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,705.07	
		US TREASURY N/B	200,000.00	180,417.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,585.93	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,800,563.32	
		US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,083,427.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,507.81	
		US TREASURY N/B	40,750,000.00	37,583,117.82	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,998.04	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,975,189.44	
		US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,617,914.39	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,112,011.53	
		US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,630,936.80	
		US TREASURY N/B	13,600,000.00	12,610,812.16	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	12,793,319.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,636.71	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,818,668.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,791.01	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,296.87	
		US TREASURY N/B	50,000.00	44,326.17	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,718.75	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	8,936,797.68	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,851.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,929.68	
		US TREASURY N/B	16,750,000.00	14,533,896.27	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	49,082,030.00	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	45,681,750.00	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,868,154.22	
		US TREASURY N/B	37,900,000.00	41,217,728.10	
		US TREASURY N/B	57,950,000.00	47,528,051.79	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,837.89	
		US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,714,178.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,972.65	
		US TREASURY N/B	42,030,000.00	34,147,731.62	

		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,455,292.47	
		US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,819,345.45	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,304.68	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,714.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,437.50	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,372,704.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	105,082.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,574.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,968.75	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,029,050.73	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,427.73	
		US TREASURY N/B	14,950,000.00	15,095,995.72	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	3,431,203.01	
		US TREASURY N/B	20,150,000.00	16,487,578.31	
		US TREASURY N/B	60,900,000.00	51,301,112.52	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	57,803,236.12	
		US TREASURY N/B	74,500,000.00	66,226,424.85	
		US TREASURY N/B	15,200,000.00	14,861,264.96	
		US TREASURY N/B	48,100,000.00	44,861,701.17	
		US TREASURY N/B	37,850,000.00	34,882,616.77	
		US TREASURY N/B	47,500,000.00	45,353,218.50	
		US TREASURY N/B	30,000,000.00	29,968,359.00	
		US TREASURY N/B	57,150,000.00	54,920,921.40	
		US TREASURY N/B	17,600,000.00	17,396,500.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,390.62	
		US TREASURY N/B	150,000.00	156,287.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,906.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,128.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,531.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,957.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,500.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,033.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,273.43	
		US TREASURY N/B	200,000.00	121,027.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,652.34	
		US TREASURY N/B	600,000.00	360,386.70	

	US TREASURY N/B	400,000.00	378,546.84	
	US TREASURY N/B	5,050,000.00	3,145,005.67	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,189.45	
	US TREASURY N/B	200,000.00	134,781.24	
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,875.00	
	US TREASURY N/B	20,600,000.00	14,710,490.90	
	US TREASURY N/B	26,300,000.00	17,138,660.63	
	US TREASURY N/B	400,000.00	324,015.60	
	US TREASURY N/B	57,850,000.00	39,066,828.12	
	US TREASURY N/B	100,000.00	80,777.34	
	US TREASURY N/B	32,050,000.00	22,952,056.24	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,050.78	
	US TREASURY N/B	500,000.00	409,375.00	
	US TREASURY N/B	200,000.00	151,320.30	
	US TREASURY N/B	100,000.00	83,054.68	
	US TREASURY N/B	100,000.00	75,273.43	
	US TREASURY N/B	290,000.00	230,583.95	
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,802.73	
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,585.93	
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,285.15	
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,679.68	
	US TREASURY N/B	40,100,000.00	34,064,633.21	
	US TREASURY N/B	8,600,000.00	7,016,389.98	
	US TREASURY N/B	40,450,000.00	31,634,743.63	
	US TREASURY N/B	34,100,000.00	26,055,861.15	
	US TREASURY N/B	34,900,000.00	24,382,965.27	
	US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,324,835.62	
	US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,450,484.24	
	US TREASURY N/B	45,700,000.00	31,491,938.55	
	US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,327,045.54	
	US TREASURY N/B	38,000,000.00	24,753,435.60	
	US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,202,687.36	
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,231,405.90	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,490,898.40	
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,089,991.76	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,460,449.14	

		US TREASURY N/B	100,000.00	74,052.73	
		US TREASURY N/B	25,650,000.00	19,405,325.38	
		US TREASURY N/B	500,000.00	368,808.55	
		US TREASURY N/B	46,200,000.00	36,444,759.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,509.76	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,936,144.48	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	9,165,691.92	
		US TREASURY N/B	300,000.00	192,720.69	
		US TREASURY N/B	51,100,000.00	29,987,314.49	
		US TREASURY N/B	500,000.00	240,019.50	
		US TREASURY N/B	200,000.00	98,777.34	
		US TREASURY N/B	32,600,000.00	17,216,236.04	
		US TREASURY N/B	36,300,000.00	20,439,310.32	
		US TREASURY N/B	150,000.00	95,414.05	
		US TREASURY N/B	100,000.00	57,859.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	55,886.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	61,394.53	
		US TREASURY N/B	12,850,000.00	9,095,891.77	
		US TREASURY N/B	100,000.00	72,654.29	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,501,933.50	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,138,226.52	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,896,875.00	
		US TREASURY N/B	45,450,000.00	41,998,640.62	
	小計	銘柄数：238	3,348,360,000.00	2,961,329,773.11	
				(464,099,602,041)	
		組入時価比率：46.5%		47.1%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	27,130,000.00	27,544,397.18	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,514,839.60	
		CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	649,494.69	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	101,218.34	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	293,898.33	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,271,108.21	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,035,780.76	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,384,897.03	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,278,183.70	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,116,325.76	

	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	242,081.72	
		6,600,000.00	6,652,949.82	
		9,530,000.00	10,619,238.97	
		100,000.00	97,091.31	
		4,950,000.00	5,046,708.15	
		100,000.00	96,413.47	
		7,600,000.00	6,900,428.36	
		8,750,000.00	7,516,183.50	
		13,600,000.00	12,303,593.60	
		100,000.00	89,652.35	
		5,100,000.00	4,698,339.30	
		3,500,000.00	3,325,266.35	
		21,350,000.00	25,241,622.49	
		3,250,000.00	3,313,550.17	
		6,730,000.00	7,886,261.78	
		100,000.00	108,700.00	
		7,750,000.00	7,946,462.50	
		1,800,000.00	1,627,505.82	
		14,600,000.00	11,138,300.58	
		2,750,000.00	1,945,662.12	
		5,700,000.00	5,087,676.36	
	銘柄数：31	176,680,000.00	174,073,832.32	
			(18,998,418,059)	
	組入時価比率：1.9%		1.9%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	149,600,000.00	142,946,899.04
		MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	26,954,925.00
		MEX BONOS DESARR FIX RT	108,600,000.00	99,728,237.94
		MEX BONOS DESARR FIX RT	102,200,000.00	97,421,639.00
		MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	34,278,120.00
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	80,329,385.70
		MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	145,017,658.80
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	58,174,995.00
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	338,770.72
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	31,945,800.00
		MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	50,457,346.20
		MEX BONOS DESARR FIX RT	79,600,000.00	68,743,929.12

小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	70,534,976.68	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	85,296,547.05	
	銘柄数：14	1,107,200,000.00	992,169,230.25	
	組入時価比率：0.8%		(7,749,635,423)	0.8%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	98,269.98	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	95,123.50	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	93,770.12	
	BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	2,633,048.60	
	BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,890,400.26	
	BELGIUM KINGDOM	14,500,000.00	15,751,998.15	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	89,050.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,944,337.20	
	BELGIUM KINGDOM	4,800,000.00	4,010,309.76	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	86,943.87	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	131,100.00	
	BELGIUM KINGDOM	9,050,000.00	10,214,110.55	
	BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,298,868.10	
	BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,198,698.25	
	BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,956,274.27	
	BELGIUM KINGDOM	2,250,000.00	1,653,291.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	15,030,000.00	16,529,936.88	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	13,850,000.00	16,385,699.55	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,620.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	29,450,000.00	29,682,743.35	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000.00	43,046,721.30	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,495.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,465.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,380.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,600,000.00	11,662,112.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,190.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,695.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,250,000.00	8,600,187.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,047.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,800.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	549,600.00	

	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,045.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,400,000.00	53,630,400.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,900,000.00	1,759,115.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,950,000.00	1,964,137.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,989.90	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,944.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,750,000.00	11,027,803.65	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,444.75	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	102,300.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,273.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,450,000.00	20,433,683.75	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,440.25	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	607,242.96	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	8,115,333.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,050,000.00	15,509,246.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	12,392,942.30	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,398,233.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,300,000.00	4,107,662.46	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,606.35	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	349,641.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,050,000.00	12,868,484.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,900,000.00	7,549,200.50	
	BUNDESobligation	200,000.00	194,906.00	
	BUNDESobligation	100,000.00	96,563.00	
	BUNDESobligation	10,450,000.00	10,595,777.50	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	98,233.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,560.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,550,000.00	9,494,347.50	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,450.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,675.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,115.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,675.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,255.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,380,000.00	1,380,828.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	32,620,000.00	39,010,258.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,300,000.00	2,335,650.00	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,650,000.00	41,224,491.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	22,450,000.00	27,199,230.15	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,850,000.00	2,241,240.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,000,000.00	2,294,700.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	31,949,889.48	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,100,000.00	1,750,350.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	29,570,000.00	35,839,419.57	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,800,000.00	21,612,385.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,110,120.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	16,784,085.95	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	99,687.05	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,100,000.00	2,096,010.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	77,915.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,400,000.00	1,282,560.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	661,960.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,700,000.00	22,005,625.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,000,000.00	3,983,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	648,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,767.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,600,000.00	22,877,980.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	44,600,000.00	44,988,020.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,520.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,250.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	23,100,000.00	23,527,119.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,140.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,760.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,600,000.00	12,742,758.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,350,000.00	17,787,220.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	108,980.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,150.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	13,950,000.00	14,308,515.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	35,000,000.00	35,427,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,950,000.00	2,868,580.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	199,440.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	198,460.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 600, 000. 00	5, 634, 720. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	777, 630. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	100, 790. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	197, 360. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 150, 000. 00	26, 861, 280. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	18, 950, 000. 00	19, 738, 320. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12, 500, 000. 00	13, 461, 250. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	100, 950. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 400, 000. 00	10, 978, 240. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 850, 000. 00	11, 125, 590. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	101, 440. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	167, 445. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17, 500, 000. 00	18, 357, 500. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	103, 640. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	25, 000, 000. 00	26, 037, 500. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 800, 000. 00	11, 414, 520. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	93, 170. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22, 050, 000. 00	22, 682, 835. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	117, 870. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	204, 780. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 300, 000. 00	5, 317, 490. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	136, 710. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	85, 860. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 510. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	42, 000, 000. 00	49, 572, 600. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	94, 350. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 500, 000. 00	4, 874, 400. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	14, 700, 000. 00	15, 731, 940. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 000, 000. 00	3, 119, 100. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	32, 450, 000. 00	36, 859, 955. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 250, 000. 00	5, 443, 200. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 550. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	88, 300. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	105, 160. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 950. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	92, 090. 00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,900,000.00	10,210,970.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	185,720.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	11,450,000.00	13,098,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	306,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,365,880.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,400,000.00	10,544,920.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	410,310.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	368,720.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,720.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,350,000.00	16,936,965.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,200,000.00	7,955,112.60	
		FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,361,850.25	
		FINNISH GOVERNMENT	3,700,000.00	3,464,865.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,650,000.00	1,685,893.60	
		FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,202,917.04	
		FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,070,252.31	
		FINNISH GOVERNMENT	950,000.00	877,568.67	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,741,840.00	
		FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	2,594,525.50	
		FINNISH GOVERNMENT	5,200,000.00	5,120,482.64	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	383,608.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,200,000.00	897,379.20	
		FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	984,000.00	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	317,726.28	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	195,295.68	
		FRANCE (GOVT OF)	1,450,000.00	1,456,923.75	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,362.25	
		FRANCE (GOVT OF)	5,800,000.00	5,528,536.80	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	145,616.55	
		FRANCE (GOVT OF)	15,800,000.00	15,874,749.80	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	95,077.47	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,626.80	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,587.00	
		FRANCE (GOVT OF)	9,410,000.00	9,489,693.29	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,556.75	
		FRANCE (GOVT OF)	8,400,000.00	7,396,200.00	

		FRANCE (GOVT OF)	33,350,000.00	33,519,434.67	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,357.90	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	149,640.00	
		FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,394,578.28	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	85,511.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,437,750.00	
		FRANCE (GOVT OF)	15,600,000.00	12,753,000.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	412,678.75	
		FRANCE (GOVT OF)	3,900,000.00	3,404,553.75	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	590,715.50	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	76,321.10	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	132,536.90	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	51,806.25	
		FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	10,692,524.40	
		FRANCE (GOVT OF)	19,850,000.00	18,479,079.60	
		FRANCE (GOVT OF)	750,000.00	466,532.25	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	97,436.65	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	101,620.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	20,750,000.00	21,005,225.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,550,000.00	50,096,475.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	350,000.00	324,832.37	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	42,050,000.00	50,429,396.01	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	40,250,000.00	46,050,355.05	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	21,000,000.00	22,645,742.70	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	26,200,000.00	29,845,313.41	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	97,128.75	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	23,400,000.00	25,028,523.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	400,000.00	426,000.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3,450,000.00	2,940,077.92	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,706,120.00	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	192,465.70	
		IRISH GOVERNMENT	150,000.00	106,758.00	
		IRISH TSY 0.4% 2035	2,850,000.00	2,282,372.62	
		IRISH TSY 1.10% 2029	1,600,000.00	1,527,077.12	
		IRISH TSY 1.3% 2033	5,000,000.00	4,568,467.50	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	94,487.15	

		IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,774,395.22	
		IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	98,478.25	
		IRISH TSY 2.4% 2030	5,450,000.00	5,487,954.89	
		IRISH TSY 2% 2045	2,550,000.00	2,244,192.52	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	97,618.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,811.17	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	19,130,000.00	21,043,000.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,260.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,100,000.00	1,925,700.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	91,667.65	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	2,651,415.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,082,682.44	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	251,806.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,300,000.00	3,310,890.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10,900,000.00	12,458,700.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	12,000,000.00	8,514,840.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	368,543.75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	343,968.75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7,800,000.00	7,953,353.46	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,200,000.00	4,541,446.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	950,000.00	950,098.51	
		OBRIGACOES DO TESOURO	11,000,000.00	10,359,899.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	9,850,000.00	9,941,595.15	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,000,000.00	1,057,500.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	4,200,000.00	4,387,320.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,700,000.00	2,857,510.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	8,000,000.00	8,804,289.60	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	12,050,000.00	11,195,052.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,150,000.00	4,554,145.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	7,375,900.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,785,400.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,200,000.00	5,303,480.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	10,350,000.00	10,107,810.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,750,000.00	5,391,442.37	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,800,000.00	3,895,128.06	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,850,000.00	2,924,955.00	

	小計	REPUBLIC OF AUSTRIA	1, 150, 000. 00	1, 360, 105. 00	
		SPANISH GOVERNMENT	37, 250, 000. 00	44, 893, 700. 00	
		SPANISH GOVERNMENT	17, 700, 000. 00	19, 587, 952. 80	
		銘柄数 : 250	1, 703, 720, 000. 00	1, 793, 510, 935. 58 (293, 131, 427, 311)	
		組入時価比率 : 29. 4%		29. 8%	
	英ポンド	UK TREASURY	6, 800, 000. 00	6, 524, 020. 64	
		UK TREASURY	100, 000. 00	93, 479. 91	
		UK TREASURY	1, 350, 000. 00	1, 255, 087. 44	
		UK TREASURY	100, 000. 00	100, 285. 31	
		UK TREASURY	190, 000. 00	168, 458. 73	
		UK TREASURY	200, 000. 00	182, 505. 64	
		UK TREASURY	100, 000. 00	106, 612. 40	
		UK TREASURY	100, 000. 00	86, 287. 50	
		UK TREASURY	200, 000. 00	171, 829. 04	
		UK TREASURY	1, 500, 000. 00	1, 208, 385. 30	
		UK TREASURY	500, 000. 00	513, 068. 75	
		UK TREASURY	100, 000. 00	77, 270. 45	
		UK TREASURY	160, 000. 00	159, 115. 32	
		UK TREASURY	100, 000. 00	74, 704. 27	
		UK TREASURY	80, 000. 00	79, 943. 64	
		UK TREASURY	1, 080, 000. 00	1, 045, 178. 85	
		UK TREASURY	100, 000. 00	72, 179. 53	
		UK TREASURY	21, 550, 000. 00	19, 524, 776. 25	
		UK TREASURY	20, 940, 000. 00	20, 922, 617. 70	
		UK TREASURY	20, 200, 000. 00	19, 003, 166. 16	
		UK TREASURY	500, 000. 00	466, 078. 45	
		UK TREASURY	320, 000. 00	303, 526. 72	
		UK TREASURY	22, 890, 000. 00	18, 551, 720. 10	
		UK TREASURY	11, 250, 000. 00	10, 081, 125. 00	
		UK TREASURY	100, 000. 00	53, 140. 00	
		UK TREASURY	100, 000. 00	54, 920. 00	
		UK TREASURY	100, 000. 00	88, 794. 69	
		UK TREASURY	550, 000. 00	249, 346. 35	
		UK TREASURY	100, 000. 00	80, 745. 29	
		UK TREASURY	600, 000. 00	282, 677. 82	

	小計	UK TREASURY	9,450,000.00	7,583,124.15	
		UK TREASURY	550,000.00	265,291.07	
		UK TREASURY	100,000.00	48,775.67	
		UK TREASURY	100,000.00	83,756.73	
		UK TREASURY	19,250,000.00	15,996,750.00	
		UK TREASURY	100,000.00	57,644.40	
		UK TREASURY	200,000.00	148,995.86	
		UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	14,096.99	
		UK TSY 0 5/8% 2050	950,000.00	359,258.46	
		UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	78,663.85	
		UNITED KINGDOM GILT	19,000,000.00	18,913,527.20	
		UNITED KINGDOM GILT	15,470,000.00	15,271,801.45	
		UNITED KINGDOM GILT	14,090,000.00	14,174,820.39	
		UNITED KINGDOM GILT	29,550,000.00	29,329,852.50	
		UNITED KINGDOM GILT	13,000,000.00	12,705,849.00	
		UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	100,830.43	
		UNITED KINGDOM GILT	4,350,000.00	4,131,630.00	
		UNITED KINGDOM GILT	11,300,000.00	10,979,510.53	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	65,658.34	
		UNITED KINGDOM GILT	27,500,000.00	24,624,666.00	
		UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	170,000.00	149,322.81	
		銘柄数 : 51	277,480,000.00	256,664,873.08	
				(50,591,213,132)	
		組入時価比率 : 5.1%		5.1%	
	スウェーデン ローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,656,860.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,128,551.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	18,200,000.00	17,104,269.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	16,300,000.00	14,377,822.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,598,918.75	
		SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,797,500.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,690,330.00	
		銘柄数 : 7	117,000,000.00	114,354,251.25	
				(1,626,117,452)	
		組入時価比率 : 0.2%		0.2%	
	ノルウェー クロネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,501,110.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,700,000.00	8,332,860.00	

	小計	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,904,620.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,673,340.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,714,875.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,023,606.55	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,312,425.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,202,835.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,161,905.40	
		銘柄数：9	118,600,000.00	108,827,577.95	
		組入時価比率：0.2%		(1,507,261,954)	0.2%
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,300,000.00	8,382,894.59	
		KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	4,734,586.29	
		KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,264,485.00	
		KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,880,856.50	
		KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	55,880,752.50	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,477,265.25	
		銘柄数：6	92,450,000.00	100,620,840.13	
		組入時価比率：0.2%		(2,204,602,607)	0.2%
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,407,150.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,100,000.00	17,409,208.07	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,100,693.04	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,618,099.82	
		POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	47,106,175.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	6,834,650.88	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	11,818,842.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	12,513,816.27	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,400,000.00	14,524,540.48	
		POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,603,353.70	
		POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,519,865.81	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,065,921.00	
		銘柄数：12	148,300,000.00	137,522,317.32	
		組入時価比率：0.5%		(5,278,959,177)	0.5%
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,830,000.00	16,878,807.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,575,040.00	

	小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,643,888.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	4,833,100.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,650,000.00	1,576,080.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,520,284.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,450,000.00	2,298,345.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	21,300,000.00	19,640,517.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,750,000.00	5,618,902.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,850,000.00	3,255,329.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	881,320.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	483,396.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,557,748.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,400,000.00	22,553,216.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	268,341.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,512.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,510,793.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	2,729,824.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,550,000.00	9,718,871.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,911,825.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,887,793.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,223,700.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,328,290.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,250,000.00	1,216,000.00	
		銘柄数：24	133,630,000.00	121,205,921.50	
				(11,878,180,307)	
		組入時価比率：1.2%		1.2%	
	ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	750,000.00	713,775.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,152,080.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,041,480.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,479,980.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,252,160.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,600,000.00	1,354,918.56	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	254,220.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,380,251.95	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,953,171.60	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,209,020.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,644,500.00	

小計	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	642, 400. 00	
	銘柄数：12	33, 700, 000. 00	30, 077, 957. 11 (2, 660, 996, 865)	
	組入時価比率：0. 3%		0. 3%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700, 000. 00	722, 050. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2, 730, 000. 00	2, 700, 855. 88	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500, 000. 00	485, 675. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5, 050, 000. 00	5, 117, 165. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	350, 000. 00	350, 175. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	200, 000. 00	198, 400. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1, 450, 000. 00	1, 450, 601. 75	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5, 610, 000. 00	5, 601, 585. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	400, 000. 00	367, 640. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3, 930, 000. 00	4, 049, 865. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	4, 170, 000. 00	3, 880, 185. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	850, 000. 00	831, 300. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3, 000, 000. 00	2, 943, 105. 00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5, 050, 000. 00	4, 151, 100. 00	
	銘柄数：14	33, 990, 000. 00	32, 849, 702. 63 (3, 799, 396, 606)	
	組入時価比率：0. 4%		0. 4%	
リングギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	2, 395, 517. 04	
	MALAYSIA GOVERNMENT	100, 000. 00	106, 033. 59	
	MALAYSIA GOVERNMENT	5, 900, 000. 00	5, 893, 178. 42	
	MALAYSIA GOVERNMENT	8, 800, 000. 00	9, 497, 098. 16	
	MALAYSIA GOVERNMENT	8, 800, 000. 00	8, 884, 521. 36	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 080, 579. 20	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10, 800, 000. 00	10, 943, 091. 36	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4, 600, 000. 00	4, 642, 825. 54	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10, 800, 000. 00	10, 800, 916. 92	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	6, 200, 000. 00	6, 225, 225. 94	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500, 000. 00	517, 409. 45	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3, 780, 000. 00	3, 816, 710. 22	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15, 400, 000. 00	15, 995, 793. 66	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	2, 245, 880. 16	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9, 300, 000. 00	9, 534, 437. 19	

		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,208,943.36	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,727,242.36	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,094,922.10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	389,197.40	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,955,083.37	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,436,014.10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,937,889.46	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	313,563.18	
		銘柄数 : 23	138,230,000.00	143,642,073.54	
		組入時価比率 : 0.5%		(5,002,665,587)	
				0.5%	
	人民幣元	CHINA GOVERNMENT BOND	168,800,000.00	170,859,073.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	65,007,667.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	137,800,000.00	139,255,981.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,597,959.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	92,828,036.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	91,765,066.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	96,613,955.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,747,570.86	
		CHINA GOVERNMENT BOND	178,000,000.00	182,149,856.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,816,268.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,830,617.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	87,408,337.76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000.00	491,665,959.06	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,748,255.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	22,200,000.00	22,506,577.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	17,069,256.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	97,884,712.23	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	65,721,190.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	113,645,253.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,438,973.23	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	74,078,242.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	102,505,847.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	115,632,509.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	57,353,253.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	135,000,000.00	138,886,650.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	78,342,431.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	213,125,656.62	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	89,569,126.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	32,800,000.00	33,385,798.16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	52,436,075.88	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,966,445.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	165,193,501.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	151,304,295.06	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,759,910.19	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,905,148.08	
		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,429,277.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	62,700,000.00	63,849,629.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,667,962.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,508,930.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,940,150.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,959,145.86	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	53,400,659.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,684,842.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,573,589.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,408,918.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,359,608.16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	155,100,439.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	163,300,000.00	171,097,248.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,357,426.67	
		CHINA GOVERNMENT BOND	21,900,000.00	22,533,216.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	20,031,951.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	46,946,052.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	110,903,841.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	80,944,751.22	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	85,671,363.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	153,300,000.00	185,765,782.02	
	小計	銘柄数：56	5,005,000,000.00	5,280,140,242.51	
				(113,375,699,301)	
		組入時価比率：11.4%		11.5%	
新シェケル		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,227,516.75	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,725,755.40	

	小計	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,757,659.00	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,754,541.82	
		ISRAEL FIXED BOND	8,400,000.00	7,812,237.72	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,468,480.95	
		ISRAEL FIXED BOND	9,300,000.00	7,854,549.36	
		ISRAEL FIXED BOND	10,400,000.00	8,379,307.04	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,213,798.16	
		ISRAEL FIXED BOND	7,500,000.00	5,320,024.50	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,363,143.55	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,885,045.92	
		銘柄数：12	83,350,000.00	76,762,060.17	
				(3,301,083,311)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
合計				985,205,259,133	
				(985,205,259,133)	

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2024 年 12 月 23 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	3,292,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	12,452,000	
		US TREASURY N/B	17,500,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	29,665,000	
		US TREASURY N/B	38,845,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	23,981,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	10,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	16,329,000	

	US TREASURY N/B	10,000,000	
	US TREASURY N/B	13,000,000	
	US TREASURY N/B	8,500,000	
	US TREASURY N/B	8,695,000	
	US TREASURY N/B	3,000,000	
	US TREASURY N/B	24,500,000	
	US TREASURY N/B	33,000,000	
	US TREASURY N/B	42,000	
	US TREASURY N/B	40,000,000	
	US TREASURY N/B	30,000,000	
	US TREASURY N/B	30,000,000	
	US TREASURY N/B	35,000,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	15,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	2,720,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	10,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	26,000,000	
	US TREASURY N/B	27,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	32,000,000	
	US TREASURY N/B	3,570,000	
	US TREASURY N/B	13,900,000	
	US TREASURY N/B	13,000,000	
	US TREASURY N/B	24,000,000	
	US TREASURY N/B	4,400,000	
	US TREASURY N/B	2,700,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	39,000,000	
	US TREASURY N/B	17,000,000	
	US TREASURY N/B	40,000,000	
	US TREASURY N/B	1,317,000	
	US TREASURY N/B	1,000,000	
	US TREASURY N/B	32,000,000	
	US TREASURY N/B	32,000,000	
	US TREASURY N/B	32,000,000	
	US TREASURY N/B	15,000,000	
	US TREASURY N/B	48,595,000	
	US TREASURY N/B	3,000,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	19,000,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	425,000	
	US TREASURY N/B	2,500,000	
	US TREASURY N/B	24,000,000	
	US TREASURY N/B	14,700,000	
	US TREASURY N/B	24,000,000	

		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	36,635,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	13,600,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	14,500,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	12,920,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	800,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	12,500,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,271,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	451,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	48,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12,800,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	800,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	17,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	35,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	35,742,500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,000,000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,500,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年12月23日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	4,411,643,190	—	4,414,833,500	△3,190,310
米ドル	2,141,428,980	—	2,138,946,810	2,482,170

カナダドル	108,991,000	—	109,130,000	△139,000
ユーロ	1,278,152,700	—	1,282,892,530	△4,739,830
英ポンド	235,392,000	—	236,498,760	△1,106,760
豪ドル	78,346,400	—	78,389,200	△42,800
人民元	569,332,110	—	568,976,200	355,910
合計	4,411,643,190	—	4,414,833,500	△3,190,310

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024 年 12 月 23 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	130,600,037
コール・ローン	15,737,895
国債証券	15,164,124,478
未収利息	183,584,016
前払費用	33,200,925
流動資産合計	15,527,247,351
資産合計	15,527,247,351
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,393,689
その他未払費用	833,400
流動負債合計	9,227,089
負債合計	9,227,089
純資産の部	
元本等	
元本	8,346,762,873
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,171,257,389
元本等合計	15,518,020,262

純資産合計	15, 518, 020, 262
負債純資産合計	15, 527, 247, 351

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 8592 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(18, 592 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 23 日現在	
期首	2024 年 6 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,191,499,748 円
同期中における追加設定元本額	3,639,053,379 円
同期中における一部解約元本額	1,483,790,254 円
期末元本額	8,346,762,873 円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド 2015	9,656,668 円
野村資産設計ファンド 2020	10,862,956 円
野村資産設計ファンド 2025	15,098,963 円
野村資産設計ファンド 2030	26,183,550 円
野村資産設計ファンド 2035	22,054,084 円
野村資産設計ファンド 2040	35,120,146 円
野村資産設計ファンド 2045	7,269,033 円
野村インデックスファンド・新興国債券	624,681,107 円
ネクストコア	8,717,451 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	647,208,563 円
野村資産設計ファンド 2050	6,708,727 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2026－2028 年目標型	1,679,792 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2029－2031 年目標型	1,402,280 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2032－2034 年目標型	1,163,316 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2035－2037 年目標型	957,520 円
世界 6 資産分散ファンド	174,090,892 円
野村資産設計ファンド 2060	4,215,794 円
ノムラ F O F s 用インデックスファンド・新興国債券（適格機関投資家専用）	5,531,343,656 円
野村 F O F s 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス（2 % コース向け）（適格機関投資家専用）	491,934 円
野村 D C 新興国債券（現地通貨建て）インデックスファンド	576,532,500 円
野村 D C 運用戦略ファンド	542,642,696 円
野村 D C 運用戦略ファンド（マイルド）	39,058,168 円
野村資産設計ファンド（D C ・つみたて N I S A ） 2030	24,105,001 円
野村資産設計ファンド（D C ・つみたて N I S A ） 2040	18,844,488 円
野村資産設計ファンド（D C ・つみたて N I S A ） 2050	10,366,798 円
野村資産設計ファンド（D C ・つみたて N I S A ） 2060	6,306,790 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式 (2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2024 年 12 月 23 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	21,000,000.00	20,066,075.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000.00	19,376,850.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	15,200,000.00	13,958,280.08	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	22,150,000.00	21,114,376.75	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	14,300,000.00	13,616,031.00	

	小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000.00	19,057,980.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	15,300,000.00	13,781,181.24	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000.00	17,155,254.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	5,700,000.00	4,827,482.76	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,180,400.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,655,649.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	12,100,000.00	10,449,768.12	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18,300,000.00	14,168,936.04	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	8,257,017.34	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18,400,000.00	14,628,000.00	
		銘柄数：15	222,150,000.00	198,293,282.53	
				(1,548,829,171)	
		組入時価比率：10.0%		10.2%	
	リアル	LETRA TESOURO NACIONAL	4,300,000.00	4,022,689.13	
		LETRA TESOURO NACIONAL	10,000,000.00	8,668,227.00	
		LETRA TESOURO NACIONAL	12,400,000.00	10,018,048.04	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,500,000.00	3,172,321.35	
		LETRA TESOURO NACIONAL	6,300,000.00	4,147,856.37	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,300,000.00	2,181,681.54	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	280,000.00	2,706,630.92	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	410,000.00	3,753,550.41	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	210,000.00	1,846,107.69	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	410,000.00	3,517,602.38	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	40,000.00	335,895.64	
		銘柄数：11	43,150,000.00	44,370,610.47	
				(1,142,339,114)	
		組入時価比率：7.4%		7.5%	
	チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	110,000,000.00	111,061,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	158,999,792.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	550,000,000.00	530,117,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	375,000,000.00	384,275,062.50	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	77,348,579.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	165,000,000.00	157,927,374.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	174,374,192.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	125,827,250.00	
	小計	銘柄数：8	1,705,000,000.00	1,719,931,249.50	

			(272, 008, 847)	
		組入時価比率：1.8%	1.8%	
コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA	890, 000, 000. 00	872, 294, 785. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	580, 000, 000. 00	567, 383, 956. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	2, 100, 000, 000. 00	1, 900, 335, 990. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	680, 000, 000. 00	604, 178, 436. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	2, 930, 000, 000. 00	2, 590, 521, 703. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	1, 370, 000, 000. 00	1, 143, 530, 369. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	990, 000, 000. 00	787, 541, 733. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	1, 040, 000, 000. 00	1, 139, 370, 648. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	2, 960, 000, 000. 00	2, 249, 427, 432. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	1, 900, 000, 000. 00	1, 257, 689, 420. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	2, 180, 000, 000. 00	1, 724, 579, 470. 00	
	TITULOS DE TESORERIA	2, 460, 000, 000. 00	1, 504, 633, 662. 00	
小計	銘柄数：12	20, 080, 000, 000. 00	16, 341, 487, 604. 00	
			(583, 227, 692)	
		組入時価比率：3.8%	3.8%	
ソル	BONOS DE TESORERIA	600, 000. 00	628, 896. 48	
	BONOS DE TESORERIA	780, 000. 00	802, 330. 54	
	BONOS DE TESORERIA	1, 100, 000. 00	1, 088, 709. 60	
	BONOS DE TESORERIA	2, 200, 000. 00	1, 990, 479. 26	
	BONOS DE TESORERIA	1, 700, 000. 00	1, 397, 172. 71	
	PERU BONO SOBERANO	300, 000. 00	317, 557. 83	
	PERU BONO SOBERANO	900, 000. 00	945, 634. 05	
	PERU BONO SOBERANO	320, 000. 00	312, 730. 81	
小計	銘柄数：8	7, 900, 000. 00	7, 483, 511. 28	
			(314, 267, 062)	
		組入時価比率：2.0%	2.1%	
ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4, 000, 000. 00	3, 934, 277. 60	
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4, 000, 000. 00	4, 014, 000. 00	
小計	銘柄数：2	8, 000, 000. 00	7, 948, 277. 60	
			(27, 988, 269)	
		組入時価比率：0.2%	0.2%	
ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8, 000, 000. 00	8, 735, 680. 00	
	銘柄数：1	8, 000, 000. 00	8, 735, 680. 00	
小計			(22, 538, 054)	

		組入時価比率：0.1%		0.1%	
セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	9,000,000.00	10,156,500.00		
	SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	21,472,000.00		
	銘柄数：2	31,000,000.00	31,628,500.00		
			(44,204,719)		
	組入時価比率：0.3%		0.3%		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	3,980,400.00		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,204,000.64		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	1,730,095.88		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	329,001.05		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,256,724.35		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,239,474.95		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	10,460,448.00		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	4,200,000.00	4,068,850.80		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,008,097.20		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	4,485,582.33		
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,138,841.00		
	銘柄数：11	57,300,000.00	43,901,516.20		
			(195,691,008)		
チェココルナ	CZECH REPUBLIC	4,200,000.00	4,168,459.26		
	CZECH REPUBLIC	2,200,000.00	2,264,024.40		
	CZECH REPUBLIC	16,400,000.00	15,787,164.80		
	CZECH REPUBLIC	2,500,000.00	2,286,875.00		
	CZECH REPUBLIC	7,800,000.00	7,492,851.60		
	CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	11,102,464.88		
	CZECH REPUBLIC	2,000,000.00	2,156,631.20		
	CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,255,208.28		
	CZECH REPUBLIC	8,600,000.00	7,434,903.82		
	CZECH REPUBLIC	14,900,000.00	15,782,495.71		
	CZECH REPUBLIC	13,400,000.00	11,448,859.50		
	CZECH REPUBLIC	3,300,000.00	3,735,944.85		
	CZECH REPUBLIC	4,500,000.00	4,640,301.00		
	CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	8,831,100.72		
	CZECH REPUBLIC	9,400,000.00	9,946,735.02		
	CZECH REPUBLIC	4,400,000.00	4,162,125.00		

	小計	CZECH REPUBLIC	6,000,000.00	5,988,570.00	
		CZECH REPUBLIC	7,000,000.00	4,812,657.50	
		銘柄数：18	130,800,000.00	125,297,372.54	
		組入時価比率：5.3%		(815,510,478)	5.4%
	フォリント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	22,129,673.10	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	56,628,000.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	96,000,000.00	89,564,054.40	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	59,000,000.00	62,329,901.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	53,000,000.00	49,247,600.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	38,477,678.40	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	67,000,000.00	63,406,883.80	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	63,751,854.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	76,192,893.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	100,000,000.00	85,459,500.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	117,000,000.00	98,046,959.40	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	82,000,000.00	73,103,000.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	21,402,786.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	71,000,000.00	72,462,600.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	57,296,800.00	
	小計	銘柄数：15	1,041,000,000.00	929,500,183.70	
		組入時価比率：2.4%		(367,068,917)	2.4%
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,683,331.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,346,568.58	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	2,843,457.02	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,521,133.16	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,060,644.30	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,586,221.40	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,310,534.02	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,844,045.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	3,283,767.39	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,341,941.24	
		POLAND GOVERNMENT BOND	5,200,000.00	3,986,689.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,722,930.79	
		POLAND GOVERNMENT BOND	700,000.00	657,338.50	

小計	銘柄数 : 13	31,800,000.00	29,188,602.10 (1,120,439,517)	7.4%
	組入時価比率 : 7.2%			
ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	
小計	銘柄数 : 15	382,400,000.00	0.00 (0)	0.0%
	組入時価比率 : 0.0%			
レイ	ROMANIA	500,000.00	488,290.00	
	ROMANIA	700,000.00	663,320.00	
	ROMANIA	760,000.00	739,345.40	
	ROMANIA	230,000.00	202,814.00	
	ROMANIA	1,900,000.00	1,758,652.92	
	ROMANIA	750,000.00	768,825.00	
	ROMANIA	700,000.00	569,002.35	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	550,000.00	534,270.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,201,560.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,001,583.10	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	773,712.50	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,046,600.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	400,000.00	363,827.56	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,340,220.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,045,900.00	

	小計	ROMANIA GOVERNMENT BOND	2, 200, 000. 00	2, 163, 700. 00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1, 000, 000. 00	758, 600. 00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	700, 000. 00	722, 260. 00	
		銘柄数 : 18	16, 840, 000. 00	16, 142, 482. 83 (530, 427, 457)	
		組入時価比率 : 3. 4%		3. 5%	
	リング	MALAYSIA GOVERNMENT	3, 200, 000. 00	3, 234, 148. 48	
		MALAYSIA GOVERNMENT	3, 200, 000. 00	3, 196, 300. 16	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 079, 215. 70	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	2, 019, 209. 40	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1, 500, 000. 00	1, 620, 868. 80	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1, 200, 000. 00	1, 206, 687. 96	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1, 100, 000. 00	1, 104, 889. 83	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1, 100, 000. 00	1, 121, 959. 30	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1, 400, 000. 00	1, 379, 309. 12	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1, 600, 000. 00	1, 639, 966. 56	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	900, 000. 00	964, 105. 11	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1, 050, 000. 00	1, 097, 708. 01	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1, 600, 000. 00	1, 640, 377. 12	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2, 300, 000. 00	2, 318, 436. 11	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3, 000, 000. 00	3, 028, 665. 00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4, 000, 000. 00	4, 016, 274. 80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 759, 192. 13	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 600, 000. 00	1, 615, 538. 72	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3, 000, 000. 00	2, 807, 350. 20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400, 000. 00	393, 940. 68	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 200, 000. 00	1, 242, 414. 12	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 094, 922. 10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 150, 000. 00	1, 118, 942. 52	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 420, 000. 00	1, 399, 077. 72	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 600, 000. 00	1, 672, 336. 96	
	小計	銘柄数 : 25	43, 220, 000. 00	43, 771, 836. 61 (1, 524, 454, 885)	
		組入時価比率 : 9. 8%		10. 1%	
	パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	12, 300, 000. 00	12, 520, 712. 43	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9, 300, 000. 00	9, 350, 204. 19	

	小計	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,519,034.25	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	21,300,000.00	21,419,880.66	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	27,000,000.00	26,356,787.10	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	10,416,562.32	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	19,400,000.00	20,024,371.54	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,148,371.30	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,426,859.06	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,127,533.95	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	9,060,832.78	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	16,856,712.10	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	21,000,000.00	23,322,532.80	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,164,189.50	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	6,721,569.92	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9,600,000.00	8,975,103.36	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,600,000.00	7,103,814.24	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	13,100,000.00	14,519,221.25	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,900,000.00	18,714,463.43	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	18,400,000.00	20,231,291.28	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,765,522.70	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	7,542,237.57	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	19,000,000.00	19,398,639.00	
		銘柄数：23	299,200,000.00	309,686,446.73	
				(1,415,267,061)	
		組入時価比率：9.1%		9.3%	
	ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,625,488,200.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,000,000,000.00	5,887,500,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,400,000,000.00	6,551,168,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,300,000,000.00	6,060,411,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,460,324,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,534,662,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	9,600,000,000.00	9,421,440,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,464,142,700.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,588,950,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,500,000,000.00	7,923,975,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,290,685,800.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,600,000,000.00	6,591,816,000.00	

		INDONESIA GOVERNMENT	5,900,000,000.00	6,407,872,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,200,000,000.00	4,741,733,220.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	11,500,000,000.00	11,052,535,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,703,792,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,892,606,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,100,000,000.00	2,090,319,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,200,000,000.00	3,111,104,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	18,100,000,000.00	17,562,701,500.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,980,000,000.00	5,399,614,800.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,900,000,000.00	5,029,654,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,230,000,000.00	2,416,561,800.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,804,940,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,704,951,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,752,490,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,600,000,000.00	7,307,190,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,381,324,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,790,200,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,300,000,000.00	6,296,377,500.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	967,417,000.00	
	小計	銘柄数：31	151,780,000,000.00	153,813,945,520.00	
				(1,491,995,271)	
		組入時価比率：9.6%		9.8%	
	人民幣元	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	907,160.49	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,618,189.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	812,595.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,200,000.00	5,331,601.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,830,580.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,148,958.98	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,800,000.00	5,894,300.46	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	825,900.08	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,606,089.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,877,748.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	518,928.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,044,911.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,975,735.33	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,269,813.72	

		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 000, 000. 00	1, 028, 790. 00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8, 900, 000. 00	9, 114, 936. 78	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 000, 000. 00	1, 058, 932. 70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 797, 465. 42	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 200, 000. 00	2, 289, 588. 62	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6, 900, 000. 00	7, 120, 239. 72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500, 000. 00	538, 732. 55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 837, 674. 50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 200, 000. 00	1, 308, 987. 36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 200, 000. 00	2, 338, 367. 68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 300, 000. 00	1, 400, 520. 16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800, 000. 00	841, 222. 72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4, 200, 000. 00	4, 356, 932. 58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800, 000. 00	855, 885. 20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	600, 000. 00	628, 239. 54	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	2, 270, 287. 78	
		CHINA GOVERNMENT BOND	400, 000. 00	505, 832. 80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	900, 000. 00	1, 102, 122. 18	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500, 000. 00	622, 611. 65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 500, 000. 00	2, 805, 008. 75	
	小計	銘柄数：34	68, 900, 000. 00	72, 484, 892. 44	
		組入時価比率：10. 0%		(1, 556, 402, 858) 10. 4%	
	インドルピー	INDIA GOVERNMENT BOND	10, 000, 000. 00	10, 174, 000. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	16, 000, 000. 00	16, 332, 096. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60, 000, 000. 00	60, 758, 580. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	28, 000, 000. 00	27, 748, 000. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	10, 000, 000. 00	9, 582, 056. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60, 000, 000. 00	61, 740, 000. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	40, 000, 000. 00	39, 518, 000. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	42, 000, 000. 00	43, 228, 500. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	20, 000, 000. 00	20, 436, 540. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	20, 000, 000. 00	20, 371, 600. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	15, 000, 000. 00	15, 054, 000. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	28, 000, 000. 00	29, 194, 816. 00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	35, 000, 000. 00	35, 971, 250. 00	

	小計	INDIA GOVERNMENT BOND	58,000,000.00	56,071,500.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,832,780.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	32,000,000.00	33,256,000.00	
		銘柄数：16	494,000,000.00	500,269,718.00	
		組入時価比率：6.0%		(925,498,978)	6.1%
	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,300,000.00	15,938,305.29	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000.00	16,709,399.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	28,760,000.00	25,328,932.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,000,000.00	5,533,038.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,500,000.00	14,977,094.55	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,300,000.00	10,261,136.60	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,800,000.00	9,074,160.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,100,000.00	16,152,854.72	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,300,000.00	16,342,720.03	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000.00	14,221,635.74	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,400,000.00	3,526,820.00	
	小計	銘柄数：11	169,760,000.00	148,066,095.93	
		組入時価比率：8.2%		(1,265,965,120)	8.3%
	合計			15,164,124,478	
				(15,164,124,478)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月23日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	20,737,645,091
株式	757,417,798,052
派生商品評価勘定	1,488,565
未収入金	366,300,000

未収配当金	60,974,107
未収利息	134,868
その他未収収益	12,185,561
差入委託証拠金	419,542,023
流動資産合計	779,016,068,267
資産合計	779,016,068,267
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	29,666,385
未払解約金	294,414,227
未払利息	2,520,694
有価証券貸借取引受入金	14,808,521,038
流動負債合計	15,135,122,344
負債合計	15,135,122,344
純資産の部	
元本等	
元本	245,989,014,761
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	517,891,931,162
元本等合計	763,880,945,923
純資産合計	763,880,945,923
負債純資産合計	779,016,068,267

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3.1053 円
(10,000 口当たり純資産額)	(31,053 円)

2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券

14, 133, 189, 950 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 23 日現在	
期首	2024 年 6 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	232, 636, 497, 641 円
同期中における追加設定元本額	26, 853, 368, 361 円
同期中における一部解約元本額	13, 500, 851, 241 円
期末元本額	245, 989, 014, 761 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト30	87, 750, 199 円
バランスセレクト50	208, 103, 266 円
バランスセレクト70	357, 718, 522 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1, 507, 415, 960 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2, 243, 549, 410 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	12, 689, 863, 966 円
野村資産設計ファンド2015	21, 921, 364 円
野村資産設計ファンド2020	24, 661, 180 円
野村資産設計ファンド2025	35, 017, 192 円
野村資産設計ファンド2030	63, 405, 564 円
野村資産設計ファンド2035	68, 427, 057 円

野村資産設計ファンド2040	122, 258, 456 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	20, 556, 492, 834 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1, 450, 568, 868 円
のむラップ・ファンド（普通型）	16, 020, 122, 612 円
のむラップ・ファンド（積極型）	11, 108, 231, 020 円
野村資産設計ファンド2045	28, 603, 547 円
野村インデックスファンド・T O P I X	2, 383, 765, 274 円
マイ・ロード	1, 754, 448, 229 円
ネクストコア	8, 702, 113 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	871, 050, 005 円
野村T O P I Xインデックス（野村SMA・EW向け）	3, 818, 527, 225 円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	946, 457, 215 円
野村資産設計ファンド2050	32, 644, 724 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5, 719, 213 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	4, 474, 163 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4, 153, 095 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4, 013, 727 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	458, 350, 891 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2, 459, 984, 045 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2, 562, 594 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2, 062, 981 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	18, 990, 276 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	10, 310, 806 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	34, 193, 138 円
野村6資産均等バランス	5, 428, 342, 965 円
世界6資産分散ファンド	102, 762, 522 円
野村資産設計ファンド2060	33, 497, 949 円
はじめてのN I S A・日本株式インデックス（T O P I X）	725, 067, 741 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4, 105, 582, 388 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	137, 268, 194 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	92, 206, 110 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	187, 354, 504 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	90, 603, 505 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	1, 359, 072 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	3, 244, 383 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	452, 027 円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1, 260, 991, 816 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	6, 284, 524 円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	18, 914, 333 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	7, 191, 006 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	62, 990, 406 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	114, 130, 351 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	3, 223, 345, 291 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	15, 939, 310 円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	128, 484, 112 円
ノムラF O F s用インデックスファンド・T O P I X（適格機関投資家専用）	5, 053, 476, 828 円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	18, 169, 378 円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	114, 914, 381 円
野村F O F s用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	1, 161, 636 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117, 937, 378 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	4, 801, 617 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	24, 714, 544 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	35, 482, 672 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	83, 667, 560 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	6, 812, 634, 613 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	22, 069, 452, 101 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	31, 000, 993, 865 円

野村国内株式インデックスファンド・TOP I X（確定拠出年金向け）	41, 773, 087, 637 円
マイバランスDC 3 0	3, 132, 637, 031 円
マイバランスDC 5 0	6, 027, 190, 795 円
マイバランスDC 7 0	7, 677, 675, 170 円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOP I X	14, 194, 128, 741 円
野村DC運用戦略ファンド	525, 532, 988 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	38, 243, 614 円
マイターゲット2 0 5 0（確定拠出年金向け）	2, 328, 325, 531 円
マイターゲット2 0 3 0（確定拠出年金向け）	1, 983, 316, 908 円
マイターゲット2 0 4 0（確定拠出年金向け）	1, 982, 407, 455 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	18, 040, 779 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	9, 311, 522 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	188, 573, 142 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2 0 3 0	58, 375, 174 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2 0 4 0	65, 597, 360 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2 0 5 0	50, 441, 186 円
マイターゲット2 0 3 5（確定拠出年金向け）	1, 246, 977, 757 円
マイターゲット2 0 4 5（確定拠出年金向け）	1, 036, 221, 955 円
マイターゲット2 0 5 5（確定拠出年金向け）	819, 702, 505 円
マイターゲット2 0 6 0（確定拠出年金向け）	1, 181, 077, 666 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2 0 6 0	50, 115, 109 円
マイターゲット2 0 6 5（確定拠出年金向け）	489, 036, 731 円
多資産分散投資ファンド（バランス1 0）（確定拠出年金向け）	175, 196, 479 円
みらいバランス・株式1 0（富士通企業年金基金DC向け）	223, 007, 623 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	207, 722, 112 円
マイターゲット2 0 7 0（確定拠出年金向け）	9, 131, 978 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11, 400	4, 025. 00	45, 885, 000	
		ニッスイ	272, 000	885. 40	240, 828, 800	貸付有価証券 100 株 (100 株)
		マルハニチロ	40, 400	2, 924. 00	118, 129, 600	
		雪国まいたけ	23, 200	1, 023. 00	23, 733, 600	貸付有価証券 700 株 (700 株)
		カネコ種苗	7, 700	1, 430. 00	11, 011, 000	
		サカタのタネ	30, 300	3, 400. 00	103, 020, 000	貸付有価証券 900 株 (100 株)
		ホクト	24, 200	1, 796. 00	43, 463, 200	貸付有価証券 200 株 (100 株)
		ホクリヨウ	500	1, 152. 00	576, 000	貸付有価証券 200 株 (200 株)
		住石ホールディングス	29, 900	781. 00	23, 351, 900	貸付有価証券 14, 500 株 (400 株)
		日鉄鉱業	10, 900	4, 305. 00	46, 924, 500	貸付有価証券

				300 株 (300 株)
I N P E X	822, 300	1, 960. 50	1, 612, 119, 150	貸付有価証券 1, 100 株
石油資源開発	149, 200	1, 103. 00	164, 567, 600	貸付有価証券 8, 800 株 (200 株)
K&Oエナジーグループ	12, 300	3, 235. 00	39, 790, 500	貸付有価証券 1, 300 株 (700 株)
ショーボンドホールディングス	35, 800	5, 240. 00	187, 592, 000	
ミライト・ワン	89, 000	2, 337. 00	207, 993, 000	貸付有価証券 1, 200 株 (1, 000 株)
タマホーム	17, 100	3, 440. 00	58, 824, 000	貸付有価証券 6, 700 株 (2, 300 株)
サンヨーホームズ	500	721. 00	360, 500	貸付有価証券 200 株
日本アクア	1, 500	795. 00	1, 192, 500	貸付有価証券 700 株 (600 株)
ファーストコーポレーション	900	834. 00	750, 600	貸付有価証券 400 株
ベステラ	700	1, 044. 00	730, 800	貸付有価証券 300 株 (100 株)
キャンディル	500	567. 00	283, 500	貸付有価証券 200 株
ダイセキ環境ソリューション	700	1, 330. 00	931, 000	貸付有価証券 300 株 (300 株)
第一カッター興業	7, 800	1, 428. 00	11, 138, 400	
安藤・間	157, 600	1, 166. 00	183, 761, 600	貸付有価証券 1, 700 株
東急建設	85, 200	702. 00	59, 810, 400	貸付有価証券 300 株
コムシスホールディングス	96, 500	3, 244. 00	313, 046, 000	貸付有価証券 600 株 (600 株)
ビーアールホールディングス	39, 900	333. 00	13, 286, 700	貸付有価証券 400 株 (400 株)
高松コンストラクショングループ	20, 200	2, 760. 00	55, 752, 000	
東建コーポレーション	6, 800	12, 320. 00	83, 776, 000	
ソネック	300	835. 00	250, 500	貸付有価証券 100 株
ヤマウラ	13, 800	1, 194. 00	16, 477, 200	貸付有価証券 5, 000 株
オリエンタル白石	100, 700	387. 00	38, 970, 900	貸付有価証券 1, 000 株
大成建設	172, 800	6, 645. 00	1, 148, 256, 000	貸付有価証券 600 株 (600 株)
大林組	628, 200	2, 073. 50	1, 302, 572, 700	貸付有価証券 1, 400 株
清水建設	539, 600	1, 230. 50	663, 977, 800	貸付有価証券 100 株

長谷工コーポレーション	174,600	2,013.50	351,557,100	
松井建設	17,800	891.00	15,859,800	
銭高組	300	3,740.00	1,122,000	
鹿島建設	422,000	2,841.00	1,198,902,000	
不動テトラ	12,000	2,034.00	24,408,000	貸付有価証券 100株
大末建設	900	1,578.00	1,420,200	
鉄建建設	12,500	2,248.00	28,100,000	
西松建設	30,300	5,121.00	155,166,300	
三井住友建設	153,400	420.00	64,428,000	貸付有価証券 1,800株
大豊建設	5,200	3,295.00	17,134,000	貸付有価証券 1,500株
佐田建設	1,400	966.00	1,352,400	貸付有価証券 200株 (200株)
ナカノフドー建設	1,800	735.00	1,323,000	
奥村組	33,700	3,830.00	129,071,000	貸付有価証券 1,600株
東鉄工業	21,000	3,215.00	67,515,000	
イチケン	600	2,580.00	1,548,000	
富士ピー・エス	900	399.00	359,100	貸付有価証券 400株
浅沼組	76,200	624.00	47,548,800	貸付有価証券 1,800株 (1,700株)
戸田建設	234,100	937.90	219,562,390	貸付有価証券 300株
熊谷組	31,400	3,935.00	123,559,000	貸付有価証券 8,000株
北野建設	400	4,155.00	1,662,000	
植木組	600	1,550.00	930,000	貸付有価証券 200株
矢作建設工業	25,900	1,551.00	40,170,900	貸付有価証券 100株
ピーエス・コンストラク ション	13,800	1,110.00	15,318,000	
日本ハウスホールディン グス	40,600	320.00	12,992,000	貸付有価証券 2,900株
新日本建設	26,700	1,534.00	40,957,800	
東亜道路工業	32,900	1,292.00	42,506,800	
日本道路	19,100	1,742.00	33,272,200	貸付有価証券 300株
東亜建設工業	57,500	1,206.00	69,345,000	
日本国土開発	54,100	507.00	27,428,700	貸付有価証券 6,000株 (100株)

若築建設	5,600	3,750.00	21,000,000	
東洋建設	54,800	1,312.00	71,897,600	貸付有価証券 100株
五洋建設	249,000	624.30	155,450,700	貸付有価証券 2,800株 (2,800株)
世紀東急工業	27,200	1,465.00	39,848,000	貸付有価証券 1,100株
福田組	7,200	5,300.00	38,160,000	貸付有価証券 3,300株
住友林業	164,500	5,234.00	860,993,000	貸付有価証券 16,600株
日本基礎技術	1,500	586.00	879,000	貸付有価証券 100株
巴コーポレーション	2,400	947.00	2,272,800	
大和ハウス工業	574,200	4,775.00	2,741,805,000	貸付有価証券 11,000株 (11,000株)
ライト工業	38,600	2,229.00	86,039,400	
積水ハウス	577,300	3,633.00	2,097,330,900	貸付有価証券 1,400株
日特建設	18,200	976.00	17,763,200	貸付有価証券 300株
北陸電気工事	13,000	1,115.00	14,495,000	
ユアテック	36,700	1,467.00	53,838,900	貸付有価証券 100株
日本リーテック	14,900	1,260.00	18,774,000	貸付有価証券 100株
四電工	23,900	1,576.00	37,666,400	
中電工	29,500	3,275.00	96,612,500	
関電工	104,300	2,339.00	243,957,700	貸付有価証券 300株
きんでん	132,300	3,077.00	407,087,100	
東京エネシス	20,300	1,057.00	21,457,100	貸付有価証券 100株
トーエネック	31,600	938.00	29,640,800	貸付有価証券 1,200株
住友電設	15,500	4,870.00	75,485,000	
日本電設工業	35,700	2,001.00	71,435,700	貸付有価証券 700株 (500株)
エクシオグループ	201,500	1,714.50	345,471,750	貸付有価証券 12,700株 (10,900株)
新日本空調	12,300	4,075.00	50,122,500	
九電工	41,100	5,040.00	207,144,000	貸付有価証券 600株 (600株)
三機工業	39,700	3,245.00	128,826,500	

日揮ホールディングス	188,400	1,271.00	239,456,400	貸付有価証券 1,500株
中外炉工業	6,200	3,585.00	22,227,000	
ヤマト	2,000	1,399.00	2,798,000	貸付有価証券 900株 (700株)
太平電業	12,100	5,120.00	61,952,000	貸付有価証券 700株 (700株)
高砂熱学工業	45,900	6,359.00	291,878,100	貸付有価証券 200株
三晃金属工業	300	4,210.00	1,263,000	
朝日工業社	17,800	2,264.00	40,299,200	貸付有価証券 400株
明星工業	32,700	1,407.00	46,008,900	貸付有価証券 200株
大気社	24,400	4,930.00	120,292,000	
ダイダン	25,000	3,925.00	98,125,000	貸付有価証券 700株
日比谷総合設備	15,500	3,885.00	60,217,500	
飛島ホールディングス	19,500	1,582.00	30,849,000	貸付有価証券 100株
フィル・カンパニー	3,800	941.00	3,575,800	
テスホールディングス	41,000	252.00	10,332,000	貸付有価証券 5,400株 (900株)
インフロニア・ホールディングス	199,400	1,165.00	232,301,000	貸付有価証券 3,700株 (3,300株)
レイズネクスト	27,500	1,542.00	42,405,000	
ニッポン	62,900	2,125.00	133,662,500	貸付有価証券 26,500株 (25,100株)
日清製粉グループ本社	198,800	1,827.50	363,307,000	貸付有価証券 100株
日東富士製粉	3,400	6,550.00	22,270,000	
昭和産業	16,200	2,775.00	44,955,000	
鳥越製粉	1,900	800.00	1,520,000	貸付有価証券 800株
中部飼料	26,400	1,286.00	33,950,400	貸付有価証券 100株
フィード・ワン	27,900	765.00	21,343,500	貸付有価証券 100株
東洋精糖	400	1,425.00	570,000	
日本甜菜製糖	10,000	2,370.00	23,700,000	
DM三井製糖ホールディングス	18,900	3,405.00	64,354,500	
塩水港精糖	2,800	311.00	870,800	
ウェルネオシュガー	11,400	2,124.00	24,213,600	貸付有価証券 200株 (100株)

森永製菓	79,900	2,747.50	219,525,250	貸付有価証券 36,700株
中村屋	4,800	3,180.00	15,264,000	
江崎グリコ	54,600	4,704.00	256,838,400	貸付有価証券 1,600株（100株）
名糖産業	8,500	1,945.00	16,532,500	
井村屋グループ	10,400	2,442.00	25,396,800	
不二家	13,100	2,728.00	35,736,800	貸付有価証券 6,100株
山崎製パン	127,900	2,934.00	375,258,600	貸付有価証券 700株
第一屋製パン	500	549.00	274,500	貸付有価証券 200株
モロゾフ	6,200	4,825.00	29,915,000	貸付有価証券 2,900株
亀田製菓	12,100	4,075.00	49,307,500	貸付有価証券 1,000株
寿スピリッツ	112,900	2,138.50	241,436,650	貸付有価証券 51,800株（3,300株）
カルビー	87,500	3,170.00	277,375,000	
森永乳業	73,400	2,863.00	210,144,200	貸付有価証券 700株
六甲バター	14,000	1,365.00	19,110,000	貸付有価証券 6,500株
ヤクルト本社	273,000	3,015.00	823,095,000	貸付有価証券 10,800株
明治ホールディングス	255,500	3,142.00	802,781,000	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
雪印メグミルク	51,300	2,726.00	139,843,800	貸付有価証券 300株（200株）
プリマハム	25,700	2,184.00	56,128,800	貸付有価証券 200株
日本ハム	82,200	4,951.00	406,972,200	貸付有価証券 100株
林兼産業	800	458.00	366,400	
丸大食品	19,200	1,663.00	31,929,600	貸付有価証券 500株
S F o o d s	21,100	2,696.00	56,885,600	貸付有価証券 1,700株（1,600株）
柿安本店	7,500	2,808.00	21,060,000	貸付有価証券 2,800株
伊藤ハム米久ホールディングス	29,200	3,905.00	114,026,000	
サッポロホールディングス	62,900	8,401.00	528,422,900	貸付有価証券 5,800株
アサヒグループホールディングス	1,434,800	1,672.00	2,398,985,600	
キリンホールディングス	795,900	2,053.00	1,633,982,700	貸付有価証券

				13,900株
シマダヤ	5,500	1,351.00	7,430,500	貸付有価証券 2,500株 (2,500株)
宝ホールディングス	128,800	1,350.00	173,880,000	貸付有価証券 300株
オエノンホールディングス	61,900	393.00	24,326,700	貸付有価証券 22,300株 (800株)
養命酒製造	6,300	2,490.00	15,687,000	
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	134,700	2,459.50	331,294,650	
ライフドリンクカンパニー	41,700	2,277.00	94,950,900	貸付有価証券 300株
サントリー食品インターナショナル	134,500	5,072.00	682,184,000	貸付有価証券 4,300株
ダイドーグループホールディングス	21,600	3,335.00	72,036,000	貸付有価証券 600株
伊藤園	64,000	3,546.00	226,944,000	貸付有価証券 2,400株 (2,300株)
キーコーヒー	21,400	2,017.00	43,163,800	貸付有価証券 1,700株
ユニカフェ	700	948.00	663,600	貸付有価証券 300株
日清オイリオグループ	26,900	5,130.00	137,997,000	
不二製油グループ本社	38,100	3,670.00	139,827,000	
かどや製油	300	3,590.00	1,077,000	
J-オイルミルズ	21,900	2,139.00	46,844,100	
キッコーマン	633,100	1,750.00	1,107,925,000	貸付有価証券 3,800株
味の素	442,600	6,435.00	2,848,131,000	貸付有価証券 500株
ブルドックソース	10,100	1,794.00	18,119,400	
キュービー	102,700	3,380.00	347,126,000	貸付有価証券 2,800株 (800株)
ハウス食品グループ本社	64,300	2,846.50	183,029,950	貸付有価証券 1,000株 (900株)
カゴメ	81,800	2,938.00	240,328,400	貸付有価証券 4,300株
アリアケジャパン	19,000	5,570.00	105,830,000	貸付有価証券 400株 (300株)
ピエトロ	400	1,737.00	694,800	貸付有価証券 100株 (100株)
エバラ食品工業	5,100	2,899.00	14,784,900	
やまみ	300	3,755.00	1,126,500	貸付有価証券 100株 (100株)
ニチレイ	77,800	4,149.00	322,792,200	貸付有価証券 100株
東洋水産	88,500	10,820.00	957,570,000	

イトアンドホールディングス	9,900	2,105.00	20,839,500	貸付有価証券 4,600株 (1,400株)
大冷	300	1,900.00	570,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,500	1,368.00	14,364,000	
日清食品ホールディングス	246,300	3,772.00	929,043,600	貸付有価証券 2,300株
一正蒲鉾	900	753.00	677,700	貸付有価証券 300株 (300株)
フジッコ	19,600	1,675.00	32,830,000	貸付有価証券 3,200株 (1,100株)
ロック・フィールド	23,300	1,511.00	35,206,300	貸付有価証券 9,500株 (6,200株)
日本たばこ産業	1,161,000	4,123.00	4,786,803,000	貸付有価証券 38,200株 (2,700株)
ケンコーマヨネーズ	12,000	2,011.00	24,132,000	貸付有価証券 100株 (100株)
わらべや日洋ホールディングス	12,800	1,947.00	24,921,600	貸付有価証券 3,200株
なとり	12,000	2,180.00	26,160,000	貸付有価証券 100株 (100株)
イフジ産業	400	1,658.00	663,200	貸付有価証券 100株 (100株)
ファーマフーズ	25,300	938.00	23,731,400	貸付有価証券 11,800株 (3,600株)
ユーグレナ	118,700	399.00	47,361,300	貸付有価証券 55,700株 (11,700株)
紀文食品	16,600	1,054.00	17,496,400	
ピックスホールディングス	11,200	1,009.00	11,300,800	貸付有価証券 5,200株
ミヨシ油脂	800	1,540.00	1,232,000	貸付有価証券 300株 (100株)
理研ビタミン	16,500	2,417.00	39,880,500	
片倉工業	17,900	1,885.00	33,741,500	貸付有価証券 8,400株 (900株)
グンゼ	13,800	5,400.00	74,520,000	貸付有価証券 100株 (100株)
東洋紡	84,000	937.00	78,708,000	貸付有価証券 6,300株 (3,800株)
ユニチカ	62,900	140.00	8,806,000	貸付有価証券 29,500株 (12,600株)
富士紡ホールディングス	7,700	5,410.00	41,657,000	貸付有価証券 400株
倉敷紡績	13,800	5,450.00	75,210,000	貸付有価証券 500株
シキボウ	13,900	994.00	13,816,600	貸付有価証券 2,600株 (2,500株)

日本毛織	49,800	1,306.00	65,038,800	
ダイトウボウ	3,700	102.00	377,400	貸付有価証券 1,800株 (600株)
トーア紡コーポレーション	900	410.00	369,000	貸付有価証券 400株
ダイドーリミテッド	2,000	903.00	1,806,000	貸付有価証券 900株 (100株)
帝国繊維	22,000	2,386.00	52,492,000	貸付有価証券 100株
帝人	186,700	1,293.50	241,496,450	貸付有価証券 2,300株 (1,200株)
東レ	1,420,600	998.20	1,418,042,920	貸付有価証券 11,200株
SUMINOE	400	2,011.00	804,400	
日本フエルト	1,300	475.00	617,500	貸付有価証券 300株
イチカワ	300	1,574.00	472,200	
日東製網	200	1,531.00	306,200	貸付有価証券 100株 (100株)
アツギ	1,500	974.00	1,461,000	貸付有価証券 200株 (100株)
ダイニック	700	742.00	519,400	
セーレン	37,500	2,817.00	105,637,500	
ソトー	700	656.00	459,200	
東海染工	200	701.00	140,200	
小松マテーレ	28,200	782.00	22,052,400	貸付有価証券 100株 (100株)
ワコールホールディングス	40,300	5,325.00	214,597,500	
ホギメディカル	26,200	4,785.00	125,367,000	貸付有価証券 500株 (100株)
クラウドシアホールディングス	600	324.00	194,400	貸付有価証券 200株 (200株)
T S I ホールディングス	61,400	1,049.00	64,408,600	貸付有価証券 2,400株
マツオカコーポレーション	600	2,023.00	1,213,800	貸付有価証券 200株
ワールド	29,900	2,510.00	75,049,000	
三陽商会	10,100	2,824.00	28,522,400	
ナイガイ	700	232.00	162,400	貸付有価証券 300株
オンワードホールディングス	126,000	566.00	71,316,000	
ルックホールディングス	6,200	2,467.00	15,295,400	貸付有価証券 2,900株
ゴールドウイン	34,400	8,517.00	292,984,800	貸付有価証券 1,400株 (700株)

キング	800	737.00	589,600	
ヤマトインターナショナル	1,700	345.00	586,500	
特種東海製紙	9,400	3,495.00	32,853,000	貸付有価証券 700 株
王子ホールディングス	736,000	593.20	436,595,200	貸付有価証券 6,500 株
日本製紙	101,200	845.00	85,514,000	貸付有価証券 45,100 株 (700 株)
三菱製紙	2,900	471.00	1,365,900	貸付有価証券 1,300 株
北越コーポレーション	109,200	1,560.00	170,352,000	貸付有価証券 51,300 株 (8,200 株)
中越パルプ工業	900	1,482.00	1,333,800	
大王製紙	98,100	822.00	80,638,200	貸付有価証券 1,200 株
阿波製紙	600	445.00	267,000	貸付有価証券 200 株
レンゴー	177,000	850.20	150,485,400	貸付有価証券 15,600 株 (5,900 株)
トーマク	11,200	2,230.00	24,976,000	貸付有価証券 1,500 株
ザ・パック	14,400	3,545.00	51,048,000	貸付有価証券 6,700 株
北の達人コーポレーション	81,900	139.00	11,384,100	貸付有価証券 38,400 株 (1,000 株)
クラレ	283,200	2,234.50	632,810,400	貸付有価証券 7,400 株
旭化成	1,314,900	1,067.50	1,403,655,750	
共和レザー	1,400	676.00	946,400	
巴川コーポレーション	700	699.00	489,300	貸付有価証券 300 株 (300 株)
レゾナック・ホールディングス	174,400	4,114.00	717,481,600	貸付有価証券 15,900 株 (9,500 株)
住友化学	1,563,200	340.50	532,269,600	
住友精化	9,100	4,610.00	41,951,000	
日産化学	100,000	4,924.00	492,400,000	
ラサ工業	6,900	2,737.00	18,885,300	
クレハ	40,200	2,773.00	111,474,600	貸付有価証券 4,900 株
多木化学	7,500	3,550.00	26,625,000	貸付有価証券 3,500 株
テイカ	14,200	1,562.00	22,180,400	
石原産業	32,200	1,500.00	48,300,000	
片倉コープアグリ	500	945.00	472,500	
日本曹達	41,200	2,875.00	118,450,000	

東ソー	259,500	2,075.00	538,462,500	
トクヤマ	62,800	2,593.00	162,840,400	
セントラル硝子	24,500	3,240.00	79,380,000	
東亜合成	93,500	1,506.50	140,857,750	貸付有価証券 100株
大阪ソーダ	67,900	2,004.00	136,071,600	貸付有価証券 20,500株 (200株)
関東電化工業	41,800	1,008.00	42,134,400	貸付有価証券 6,300株
デンカ	70,700	2,104.50	148,788,150	貸付有価証券 400株
信越化学工業	1,742,900	5,116.00	8,916,676,400	
日本カーバイド工業	10,300	1,720.00	17,716,000	
堺化学工業	13,600	2,569.00	34,938,400	
第一稀元素化学工業	21,200	660.00	13,992,000	
エア・ウォーター	183,400	1,863.50	341,765,900	
日本酸素ホールディングス	188,600	4,408.00	831,348,800	貸付有価証券 4,600株 (900株)
日本化学工業	7,100	2,319.00	16,464,900	
東邦アセチレン	2,300	373.00	857,900	貸付有価証券 100株
日本パーカライジング	86,600	1,318.00	114,138,800	貸付有価証券 800株
高圧ガス工業	28,200	789.00	22,249,800	
チタン工業	300	793.00	237,900	
四国化成ホールディングス	22,000	2,025.00	44,550,000	貸付有価証券 700株 (700株)
戸田工業	4,400	1,153.00	5,073,200	貸付有価証券 100株
ステラ ケミファ	10,500	4,080.00	42,840,000	
保土谷化学工業	6,100	3,700.00	22,570,000	貸付有価証券 600株 (600株)
日本触媒	124,500	1,886.50	234,869,250	貸付有価証券 100株
大日精化工業	13,500	2,936.00	39,636,000	
カネカ	47,900	3,644.00	174,547,600	貸付有価証券 1,600株 (700株)
三菱瓦斯化学	157,600	2,760.00	434,976,000	貸付有価証券 800株
三井化学	174,900	3,358.00	587,314,200	
東京応化工業	92,700	3,556.00	329,641,200	貸付有価証券 2,700株
大阪有機化学工業	16,300	2,864.00	46,683,200	貸付有価証券 1,200株

三菱ケミカルグループ	1, 420, 900	773. 20	1, 098, 639, 880	
KHネオケム	35, 000	2, 022. 00	70, 770, 000	
ダイセル	221, 000	1, 364. 00	301, 444, 000	貸付有価証券 5, 600 株 (2, 000 株)
住友ペークライト	61, 200	3, 805. 00	232, 866, 000	
積水化学工業	387, 000	2, 430. 00	940, 410, 000	
日本ゼオン	149, 900	1, 459. 50	218, 779, 050	貸付有価証券 14, 600 株
アイカ工業	49, 000	3, 250. 00	159, 250, 000	貸付有価証券 5, 000 株 (5, 000 株)
U B E	100, 200	2, 330. 00	233, 466, 000	
積水樹脂	26, 600	2, 136. 00	56, 817, 600	貸付有価証券 300 株
旭有機材	12, 900	4, 400. 00	56, 760, 000	貸付有価証券 4, 900 株
ニチバン	12, 000	1, 986. 00	23, 832, 000	貸付有価証券 600 株 (100 株)
リケンテクノス	36, 400	1, 073. 00	39, 057, 200	貸付有価証券 100 株
大倉工業	9, 000	3, 065. 00	27, 585, 000	貸付有価証券 4, 200 株
積水化成成品工業	27, 300	345. 00	9, 418, 500	貸付有価証券 1, 800 株 (1, 500 株)
群栄化学工業	4, 600	2, 615. 00	12, 029, 000	
タイガースポリマー	1, 100	707. 00	777, 700	
ミライアル	700	1, 284. 00	898, 800	貸付有価証券 300 株 (300 株)
ダイキアクシス	900	730. 00	657, 000	貸付有価証券 400 株
ダイキョーニシカワ	42, 900	617. 00	26, 469, 300	貸付有価証券 200 株 (100 株)
竹本容器	800	860. 00	688, 000	
森六ホールディングス	10, 800	1, 960. 00	21, 168, 000	
恵和	12, 600	997. 00	12, 562, 200	貸付有価証券 100 株
日本化薬	136, 100	1, 274. 50	173, 459, 450	貸付有価証券 700 株
カーリット	19, 200	1, 256. 00	24, 115, 200	貸付有価証券 4, 400 株
日本精化	12, 900	2, 282. 00	29, 437, 800	貸付有価証券 700 株
扶桑化学工業	18, 000	3, 530. 00	63, 540, 000	貸付有価証券 1, 000 株
トリケミカル研究所	21, 200	2, 732. 00	57, 918, 400	
A D E K A	67, 800	2, 803. 00	190, 043, 400	貸付有価証券 3, 000 株

日油	228,800	2,200.00	503,360,000	貸付有価証券 100株
新日本理化	3,200	189.00	604,800	貸付有価証券 400株
ハリマ化成グループ	15,100	863.00	13,031,300	
花王	473,300	6,457.00	3,056,098,100	貸付有価証券 300株
第一工業製薬	7,000	4,035.00	28,245,000	貸付有価証券 200株
石原ケミカル	8,500	2,395.00	20,357,500	貸付有価証券 1,700株
日華化学	900	1,147.00	1,032,300	貸付有価証券 400株
ニイタカ	400	2,048.00	819,200	貸付有価証券 200株 (100株)
三洋化成工業	12,000	3,985.00	47,820,000	
有機合成薬品工業	1,800	262.00	471,600	
大日本塗料	21,600	1,091.00	23,565,600	貸付有価証券 100株
日本ペイントホールディングス	860,000	1,028.50	884,510,000	貸付有価証券 12,200株
関西ペイント	162,800	2,229.00	362,881,200	貸付有価証券 11,500株
神東塗料	1,800	128.00	230,400	貸付有価証券 800株
中国塗料	43,900	2,326.00	102,111,400	貸付有価証券 100株
日本特殊塗料	1,500	1,255.00	1,882,500	貸付有価証券 400株
藤倉化成	24,600	510.00	12,546,000	貸付有価証券 1,400株 (900株)
太陽ホールディングス	33,900	4,020.00	136,278,000	貸付有価証券 400株 (400株)
D I C	69,000	3,580.00	247,020,000	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
サカタインクス	43,200	1,680.00	72,576,000	
a r t i e n c e	34,800	3,040.00	105,792,000	貸付有価証券 200株
富士フイルムホールディングス	1,173,300	3,274.00	3,841,384,200	貸付有価証券 700株
資生堂	406,300	2,697.00	1,095,791,100	貸付有価証券 15,600株
ライオン	247,700	1,770.00	438,429,000	貸付有価証券 26,400株
高砂香料工業	13,200	5,710.00	75,372,000	
マンダム	38,500	1,290.00	49,665,000	貸付有価証券 400株
ミルボン	31,200	3,485.00	108,732,000	貸付有価証券

				800 株 (100 株)
コーセー	39,600	6,887.00	272,725,200	貸付有価証券 1,100 株
コタ	19,700	1,590.00	31,323,000	貸付有価証券 3,300 株 (100 株)
シーボン	300	1,041.00	312,300	貸付有価証券 100 株 (100 株)
ポーラ・オルビスホールディングス	99,800	1,450.50	144,759,900	貸付有価証券 31,800 株 (100 株)
ノエビアホールディングス	17,300	4,830.00	83,559,000	貸付有価証券 100 株 (100 株)
アジュバンホールディングス	600	802.00	481,200	貸付有価証券 200 株
新日本製薬	11,100	1,995.00	22,144,500	
I - n e	6,500	1,918.00	12,467,000	貸付有価証券 3,000 株 (1,000 株)
アクシージア	12,800	502.00	6,425,600	貸付有価証券 4,900 株 (4,600 株)
エステー	15,800	1,535.00	24,253,000	貸付有価証券 100 株
アグロ カネショウ	6,800	1,885.00	12,818,000	貸付有価証券 600 株
コニシ	61,300	1,251.00	76,686,300	貸付有価証券 200 株
長谷川香料	37,200	3,075.00	114,390,000	貸付有価証券 100 株 (100 株)
小林製薬	51,000	5,994.00	305,694,000	貸付有価証券 3,900 株
荒川化学工業	18,000	1,090.00	19,620,000	貸付有価証券 200 株
メック	16,000	3,335.00	53,360,000	貸付有価証券 7,500 株
日本高純度化学	4,800	3,165.00	15,192,000	
タカラバイオ	61,200	991.00	60,649,200	貸付有価証券 800 株
J C U	21,500	3,880.00	83,420,000	貸付有価証券 600 株 (400 株)
新田ゼラチン	1,500	734.00	1,101,000	貸付有価証券 400 株 (200 株)
O A Tアグリオ	8,000	1,990.00	15,920,000	貸付有価証券 3,700 株
デクセリアルズ	170,400	2,490.50	424,381,200	貸付有価証券 1,000 株 (1,000 株)
アース製薬	17,700	5,510.00	97,527,000	貸付有価証券 7,700 株
北興化学工業	17,400	1,289.00	22,428,600	貸付有価証券 8,000 株
大成ラミック	5,600	2,422.00	13,563,200	貸付有価証券 100 株 (100 株)

クミアイ化学工業	77,300	721.00	55,733,300	貸付有価証券 16,500株 (3,100株)
日本農薬	29,700	668.00	19,839,600	貸付有価証券 2,100株 (100株)
アキレス	10,600	1,441.00	15,274,600	
有沢製作所	29,300	1,443.00	42,279,900	
日東電工	615,400	2,596.50	1,597,886,100	貸付有価証券 1,000株
レック	24,900	1,236.00	30,776,400	貸付有価証券 1,200株 (900株)
三光合成	24,500	603.00	14,773,500	貸付有価証券 300株 (300株)
きもと	3,600	285.00	1,026,000	貸付有価証券 400株
ZACROS	15,400	4,250.00	65,450,000	貸付有価証券 100株 (100株)
前澤化成工業	13,700	1,749.00	23,961,300	貸付有価証券 6,400株
未来工業	7,000	3,625.00	25,375,000	貸付有価証券 1,100株 (200株)
ウェーブブロックホールディングス	900	651.00	585,900	
JSP	16,000	2,148.00	34,368,000	貸付有価証券 6,800株 (700株)
エフピコ	43,000	2,766.00	118,938,000	貸付有価証券 2,700株
天馬	16,200	3,000.00	48,600,000	貸付有価証券 500株 (400株)
信越ポリマー	42,000	1,635.00	68,670,000	
東リ	5,700	469.00	2,673,300	貸付有価証券 1,800株
ニフコ	72,700	3,753.00	272,843,100	貸付有価証券 300株
バルカー	14,900	3,165.00	47,158,500	
ユニ・チャーム	405,400	3,935.00	1,595,249,000	貸付有価証券 10,700株 (1,800株)
ショーエイコーポレーション	700	571.00	399,700	貸付有価証券 300株
協和キリン	228,800	2,384.50	545,573,600	
武田薬品工業	1,731,600	4,122.00	7,137,655,200	
アステラス製薬	1,707,000	1,519.00	2,592,933,000	貸付有価証券 3,200株
住友ファーマ	173,200	571.00	98,897,200	貸付有価証券 20,700株 (4,100株)
塩野義製薬	645,500	2,211.50	1,427,523,250	貸付有価証券 1,300株
わかもと製薬	2,500	229.00	572,500	貸付有価証券 1,000株 (200株)

日本新薬	51,000	3,849.00	196,299,000	
中外製薬	609,200	6,882.00	4,192,514,400	貸付有価証券 5,500株
科研製薬	33,300	4,257.00	141,758,100	貸付有価証券 700株
エーザイ	258,200	4,273.00	1,103,288,600	
ロート製薬	205,600	2,784.50	572,493,200	貸付有価証券 9,600株
小野薬品工業	398,000	1,600.50	636,999,000	貸付有価証券 1,400株
久光製薬	43,300	4,100.00	177,530,000	
持田製薬	24,500	3,515.00	86,117,500	貸付有価証券 400株 (400株)
参天製薬	369,800	1,553.00	574,299,400	貸付有価証券 900株
扶桑薬品工業	7,500	2,541.00	19,057,500	貸付有価証券 100株
日本ケミファ	200	1,503.00	300,600	
ツムラ	66,800	4,726.00	315,696,800	貸付有価証券 600株
キッセイ薬品工業	32,200	3,520.00	113,344,000	
生化学工業	37,100	782.00	29,012,200	貸付有価証券 200株
栄研化学	30,800	2,224.00	68,499,200	貸付有価証券 100株
鳥居薬品	10,400	4,405.00	45,812,000	
J C R ファーマ	65,900	581.00	38,287,900	貸付有価証券 9,100株
東和薬品	26,200	3,070.00	80,434,000	
富士製薬工業	14,400	1,559.00	22,449,600	貸付有価証券 1,300株
ゼリア新薬工業	30,800	2,431.00	74,874,800	貸付有価証券 100株
ネクスラファーマ	91,300	1,022.00	93,308,600	貸付有価証券 41,700株 (200株)
第一三共	1,836,600	4,381.00	8,046,144,600	
杏林製薬	42,200	1,453.00	61,316,600	貸付有価証券 200株
大幸薬品	44,100	318.00	14,023,800	貸付有価証券 1,500株 (200株)
ダイト	14,500	2,025.00	29,362,500	貸付有価証券 700株
大塚ホールディングス	485,700	8,600.00	4,177,020,000	
ペプチドリーム	94,300	2,551.00	240,559,300	貸付有価証券 900株
セルソース	12,900	828.00	10,681,200	

あすか製薬ホールディングス	17,700	2,065.00	36,550,500	
サワイグループホールディングス	114,500	2,180.50	249,667,250	貸付有価証券 7,800株
日本コークス工業	197,400	92.00	18,160,800	貸付有価証券 57,900株 (20,500株)
ニチレキグループ	20,700	2,554.00	52,867,800	貸付有価証券 1,200株
ユシロ化学工業	10,100	2,138.00	21,593,800	
ビーピー・カストロール	1,000	888.00	888,000	
富士石油	51,100	280.00	14,308,000	貸付有価証券 12,200株 (3,800株)
MORESCO	800	1,278.00	1,022,400	
出光興産	909,500	1,017.50	925,416,250	貸付有価証券 700株
ENEOSホールディングス	3,301,000	819.50	2,705,169,500	
コスモエネルギーホールディングス	64,100	6,720.00	430,752,000	貸付有価証券 100株
横浜ゴム	98,400	3,271.00	321,866,400	貸付有価証券 400株 (400株)
TOYO TIRE	111,800	2,463.00	275,363,400	貸付有価証券 12,400株 (10,700株)
ブリヂストン	569,700	5,292.00	3,014,852,400	貸付有価証券 9,400株
住友ゴム工業	190,900	1,768.50	337,606,650	
藤倉コンポジット	18,700	1,520.00	28,424,000	貸付有価証券 200株
オカモト	10,400	5,640.00	58,656,000	
フコク	11,500	1,736.00	19,964,000	貸付有価証券 800株 (200株)
ニッタ	19,100	3,685.00	70,383,500	
住友理工	37,700	1,670.00	62,959,000	
三ツ星ベルト	27,100	3,960.00	107,316,000	貸付有価証券 2,200株 (500株)
バンドー化学	28,900	1,858.00	53,696,200	貸付有価証券 100株 (100株)
日東紡績	21,900	6,250.00	136,875,000	
A G C	189,300	4,595.00	869,833,500	貸付有価証券 5,000株 (2,600株)
日本板硝子	99,600	347.00	34,561,200	貸付有価証券 28,300株 (5,800株)
石塚硝子	400	2,270.00	908,000	貸付有価証券 100株 (100株)
日本山村硝子	900	1,595.00	1,435,500	貸付有価証券 400株

日本電気硝子	72,200	3,373.00	243,530,600	貸付有価証券 300株
オハラ	9,200	1,083.00	9,963,600	貸付有価証券 600株 (100株)
住友大阪セメント	34,900	3,253.00	113,529,700	
太平洋セメント	120,100	3,562.00	427,796,200	貸付有価証券 100株
日本ヒューム	17,000	1,353.00	23,001,000	貸付有価証券 100株
日本コンクリート工業	37,700	362.00	13,647,400	貸付有価証券 17,700株
三谷セキサン	8,200	5,570.00	45,674,000	
アジアパイルホールディングス	27,600	790.00	21,804,000	貸付有価証券 100株
東海カーボン	179,500	884.00	158,678,000	貸付有価証券 39,400株 (2,000株)
日本カーボン	11,200	4,395.00	49,224,000	貸付有価証券 700株
東洋炭素	13,700	4,225.00	57,882,500	貸付有価証券 5,000株 (1,900株)
ノリタケ	21,500	3,865.00	83,097,500	貸付有価証券 100株
TOTO	141,300	3,808.00	538,070,400	貸付有価証券 4,700株 (1,100株)
日本碍子	226,400	1,965.50	444,989,200	貸付有価証券 5,500株 (3,700株)
日本特殊陶業	159,000	4,971.00	790,389,000	貸付有価証券 400株
ダントーホールディングス	700	317.00	221,900	貸付有価証券 300株
MARUWA	8,100	45,540.00	368,874,000	貸付有価証券 100株
品川リフラクトリーズ	23,900	1,692.00	40,438,800	貸付有価証券 5,700株
黒崎播磨	13,200	2,412.00	31,838,400	
ヨータイ	10,000	1,574.00	15,740,000	
東京窯業	2,600	412.00	1,071,200	
ニッカトー	1,100	509.00	559,900	
フジミインコーポレーテッド	52,300	2,373.00	124,107,900	貸付有価証券 2,000株 (1,400株)
クニミネ工業	700	1,013.00	709,100	
エーアンドエーマテリアル	500	1,257.00	628,500	貸付有価証券 200株 (200株)
ニチアス	49,200	5,823.00	286,491,600	貸付有価証券 100株
ニチハ	24,400	2,905.00	70,882,000	
日本製鉄	1,013,800	2,952.00	2,992,737,600	

神戸製鋼所	402,600	1,473.00	593,029,800	貸付有価証券 49,700株 (26,500株)
中山製鋼所	41,200	715.00	29,458,000	貸付有価証券 4,700株
合同製鐵	11,200	3,740.00	41,888,000	貸付有価証券 1,300株 (500株)
J F E ホールディングス	603,200	1,686.00	1,016,995,200	貸付有価証券 10,400株
東京製鐵	55,900	1,459.00	81,558,100	貸付有価証券 4,500株
共英製鋼	19,500	1,771.00	34,534,500	
大和工業	37,700	7,300.00	275,210,000	貸付有価証券 100株
東京鐵鋼	8,800	6,520.00	57,376,000	
大阪製鐵	9,200	2,906.00	26,735,200	貸付有価証券 2,900株
淀川製鋼所	18,500	5,570.00	103,045,000	貸付有価証券 1,100株 (1,000株)
中部鋼板	13,100	2,341.00	30,667,100	
丸一鋼管	61,000	3,402.00	207,522,000	
モリ工業	5,100	4,725.00	24,097,500	
大同特殊鋼	126,100	1,114.50	140,538,450	貸付有価証券 200株
日本高周波鋼業	900	339.00	305,100	貸付有価証券 400株 (300株)
日本冶金工業	13,500	3,770.00	50,895,000	貸付有価証券 2,600株
山陽特殊製鋼	19,800	1,737.00	34,392,600	貸付有価証券 300株 (100株)
愛知製鋼	11,500	5,000.00	57,500,000	貸付有価証券 500株
日本金属	500	630.00	315,000	貸付有価証券 100株
大平洋金属	18,500	1,434.00	26,529,000	貸付有価証券 4,800株
新日本電工	119,500	280.00	33,460,000	貸付有価証券 3,400株 (2,000株)
栗本鐵工所	9,300	4,210.00	39,153,000	
虹技	300	1,220.00	366,000	貸付有価証券 100株
日本鑄鐵管	200	1,012.00	202,400	貸付有価証券 100株 (100株)
三菱製鋼	14,800	1,478.00	21,874,400	
日亜鋼業	2,300	305.00	701,500	
日本精線	15,900	1,299.00	20,654,100	貸付有価証券 600株

エンビプロ・ホールディングス	19,700	402.00	7,919,400	貸付有価証券 500株
シンニッタン	2,800	200.00	560,000	貸付有価証券 800株 (100株)
新家工業	400	4,960.00	1,984,000	
大紀アルミニウム工業所	28,500	1,025.00	29,212,500	貸付有価証券 1,300株
日本軽金属ホールディングス	58,500	1,494.00	87,399,000	貸付有価証券 1,300株 (700株)
三井金属鉱業	50,000	4,577.00	228,850,000	貸付有価証券 400株
三菱マテリアル	143,100	2,312.00	330,847,200	貸付有価証券 19,200株 (400株)
住友金属鉱山	253,200	3,482.00	881,642,400	貸付有価証券 900株
DOWAホールディングス	54,000	4,350.00	234,900,000	貸付有価証券 1,800株
古河機械金属	26,400	1,544.00	40,761,600	
大阪チタニウムテクノロジーズ	34,700	1,762.00	61,141,400	貸付有価証券 16,400株 (4,300株)
東邦チタニウム	41,400	983.00	40,696,200	貸付有価証券 14,200株 (900株)
UACJ	28,100	5,220.00	146,682,000	
CKサンエツ	4,800	3,850.00	18,480,000	
古河電気工業	66,700	6,872.00	458,362,400	貸付有価証券 2,500株 (2,500株)
住友電気工業	691,300	2,796.50	1,933,220,450	
フジクラ	214,700	6,346.00	1,362,486,200	貸付有価証券 400株
SWCC	26,800	7,350.00	196,980,000	貸付有価証券 100株
カナレ電気	400	1,444.00	577,600	
平河ヒューテック	12,800	1,501.00	19,212,800	貸付有価証券 4,100株
リョービ	21,300	2,188.00	46,604,400	貸付有価証券 1,300株
アーレスティ	2,400	571.00	1,370,400	
AREホールディングス	81,000	1,675.00	135,675,000	
稲葉製作所	11,100	1,674.00	18,581,400	貸付有価証券 5,200株
宮地エンジニアリンググループ	24,100	1,904.00	45,886,400	貸付有価証券 200株
トーカロ	57,700	1,840.00	106,168,000	貸付有価証券 1,600株
アルファCO	800	1,070.00	856,000	貸付有価証券 300株 (300株)
SUMCO	381,100	1,140.00	434,454,000	貸付有価証券

				95,800 株 (5,400 株)
川田テクノロジーズ	12,900	2,670.00	34,443,000	
R S T e c h n o l o g i e s	15,300	3,355.00	51,331,500	
ジェイテックコーポレー ション	400	1,195.00	478,000	貸付有価証券 100 株 (100 株)
信和	1,500	729.00	1,093,500	
東洋製罐グループホール ディングス	127,600	2,417.00	308,409,200	貸付有価証券 1,700 株
ホッカンホールディング ス	10,800	1,621.00	17,506,800	貸付有価証券 200 株
コロナ	11,200	972.00	10,886,400	
横河ブリッジホールディ ングス	34,500	2,791.00	96,289,500	
駒井ハルテック	400	1,569.00	627,600	
高田機工	500	1,017.00	508,500	貸付有価証券 200 株
三和ホールディングス	197,700	4,499.00	889,452,300	貸付有価証券 200 株 (100 株)
文化シャッター	52,400	1,900.00	99,560,000	貸付有価証券 1,900 株
三協立山	25,200	652.00	16,430,400	貸付有価証券 7,300 株 (1,100 株)
アルインコ	15,300	1,047.00	16,019,100	
東洋シャッター	600	772.00	463,200	
L I X I L	291,900	1,698.50	495,792,150	貸付有価証券 3,200 株
日本ファイルコン	1,400	503.00	704,200	貸付有価証券 100 株
ノーリツ	28,200	1,660.00	46,812,000	貸付有価証券 1,300 株
長府製作所	22,400	1,891.00	42,358,400	貸付有価証券 2,200 株
リンナイ	106,400	3,179.00	338,245,600	
ダイニチ工業	1,100	627.00	689,700	
日東精工	29,000	618.00	17,922,000	貸付有価証券 400 株 (400 株)
三洋工業	300	2,793.00	837,900	
岡部	35,800	757.00	27,100,600	貸付有価証券 300 株 (200 株)
ジーテクト	22,300	1,644.00	36,661,200	貸付有価証券 1,400 株
東ブレ	35,300	1,965.00	69,364,500	貸付有価証券 700 株 (300 株)
高周波熱錬	29,600	952.00	28,179,200	貸付有価証券 400 株 (400 株)

東京製綱	11,800	1,251.00	14,761,800	貸付有価証券 500株
サンコール	22,200	267.00	5,927,400	貸付有価証券 700株 (500株)
モリテック スチール	2,000	157.00	314,000	貸付有価証券 900株 (700株)
パイオラックス	26,900	2,541.00	68,352,900	貸付有価証券 5,600株
エイチワン	20,600	980.00	20,188,000	
日本発條	177,100	1,863.50	330,025,850	貸付有価証券 600株
中央発條	13,000	1,302.00	16,926,000	貸付有価証券 500株 (500株)
アドバネクス	300	957.00	287,100	
立川ブラインド工業	9,000	1,337.00	12,033,000	貸付有価証券 4,200株
日本ドライケミカル	500	4,445.00	2,222,500	
日本製鋼所	59,400	6,245.00	370,953,000	貸付有価証券 1,700株
三浦工業	90,900	3,937.00	357,873,300	貸付有価証券 3,600株 (3,600株)
タクマ	66,200	1,624.00	107,508,800	貸付有価証券 400株
ツガミ	41,800	1,432.00	59,857,600	貸付有価証券 2,000株 (400株)
オークマ	34,300	3,220.00	110,446,000	貸付有価証券 1,800株 (1,200株)
芝浦機械	25,200	3,465.00	87,318,000	貸付有価証券 1,500株
アマダ	272,300	1,488.50	405,318,550	貸付有価証券 3,700株 (2,400株)
アイダエンジニアリング	43,900	802.00	35,207,800	貸付有価証券 3,100株 (2,700株)
F U J I	85,200	2,336.50	199,069,800	貸付有価証券 800株
牧野フライス製作所	21,700	7,530.00	163,401,000	
オーエスジー	86,400	1,781.00	153,878,400	貸付有価証券 36,400株 (28,600株)
ダイジェット工業	200	699.00	139,800	
旭ダイヤモンド工業	48,900	817.00	39,951,300	貸付有価証券 300株
DMG森精機	123,600	2,475.00	305,910,000	
ソディック	51,700	721.00	37,275,700	貸付有価証券 200株
ディスコ	94,400	42,500.00	4,012,000,000	貸付有価証券 1,000株
日東工器	7,500	2,575.00	19,312,500	

日進工具	16,300	727.00	11,850,100	
パンチ工業	2,300	395.00	908,500	
富士ダイス	14,500	790.00	11,455,000	貸付有価証券 100株 (100株)
豊和工業	1,300	1,267.00	1,647,100	貸付有価証券 400株
リケンNPR	24,600	2,499.00	61,475,400	貸付有価証券 11,500株 (4,200株)
東洋機械金属	2,000	645.00	1,290,000	貸付有価証券 900株
津田駒工業	400	335.00	134,000	貸付有価証券 200株
エンシュウ	500	515.00	257,500	貸付有価証券 200株
島精機製作所	31,200	995.00	31,044,000	貸付有価証券 14,600株 (3,300株)
オプトラン	32,200	1,971.00	63,466,200	貸付有価証券 3,500株 (200株)
イワキポンプ	13,100	2,521.00	33,025,100	貸付有価証券 500株 (200株)
フリュー	18,500	1,084.00	20,054,000	貸付有価証券 300株
ヤマシンフィルタ	41,400	688.00	28,483,200	貸付有価証券 3,000株
日阪製作所	23,800	1,075.00	25,585,000	
やまびこ	32,000	2,548.00	81,536,000	貸付有価証券 200株
野村マイクロ・サイエンス	32,400	1,599.00	51,807,600	貸付有価証券 15,200株 (2,800株)
平田機工	9,400	5,310.00	49,914,000	貸付有価証券 200株
P E G A S U S	21,600	431.00	9,309,600	貸付有価証券 200株 (200株)
マルマエ	8,500	1,399.00	11,891,500	貸付有価証券 500株 (300株)
タツモ	14,000	2,192.00	30,688,000	貸付有価証券 5,800株 (3,100株)
ナブテスコ	123,000	2,751.50	338,434,500	貸付有価証券 6,000株 (6,000株)
三井海洋開発	24,800	3,215.00	79,732,000	
レオン自動機	20,600	1,449.00	29,849,400	貸付有価証券 100株 (100株)
SMC	58,700	62,180.00	3,649,966,000	貸付有価証券 400株 (200株)
ホソカワミクロン	13,700	4,290.00	58,773,000	
ユニオンツール	8,600	4,950.00	42,570,000	貸付有価証券 1,900株 (1,300株)
瑞光	12,500	1,170.00	14,625,000	貸付有価証券

				2,000株
オイレス工業	26,600	2,460.00	65,436,000	貸付有価証券 100株
日精エー・エス・ビー機 械	6,700	4,950.00	33,165,000	貸付有価証券 100株 (100株)
サトーホールディングス	24,400	2,240.00	54,656,000	
技研製作所	18,400	1,712.00	31,500,800	貸付有価証券 3,700株 (3,400株)
日本エアーテック	9,200	1,178.00	10,837,600	貸付有価証券 600株 (200株)
カワタ	700	796.00	557,200	
日精樹脂工業	12,900	980.00	12,642,000	貸付有価証券 500株
オカダアイヨン	700	1,831.00	1,281,700	貸付有価証券 300株 (300株)
ワイエイシイホールディ ングス	9,900	1,842.00	18,235,800	貸付有価証券 4,600株 (800株)
小松製作所	966,000	4,208.00	4,064,928,000	
住友重機械工業	115,900	3,217.00	372,850,300	貸付有価証券 12,700株
日立建機	78,000	3,426.00	267,228,000	貸付有価証券 1,300株 (300株)
日工	29,000	710.00	20,590,000	貸付有価証券 1,300株 (300株)
巴工業	7,600	3,830.00	29,108,000	貸付有価証券 100株
井関農機	18,300	912.00	16,689,600	貸付有価証券 2,100株 (100株)
TOWA	60,000	1,465.00	87,900,000	貸付有価証券 26,100株 (100株)
丸山製作所	400	1,988.00	795,200	
北川鉄工所	7,700	1,141.00	8,785,700	
ローツェ	102,400	1,512.00	154,828,800	貸付有価証券 31,400株 (13,700 株)
タカキタ	700	363.00	254,100	
クボタ	1,024,600	1,822.50	1,867,333,500	貸付有価証券 23,100株 (11,700 株)
荏原実業	9,400	4,030.00	37,882,000	貸付有価証券 100株 (100株)
三菱化工機	6,900	3,650.00	25,185,000	
月島ホールディングス	26,500	1,421.00	37,656,500	貸付有価証券 500株 (300株)
帝国電機製作所	13,400	2,735.00	36,649,000	貸付有価証券 300株 (300株)
東京機械製作所	600	350.00	210,000	貸付有価証券 200株

新東工業	43,600	908.00	39,588,800	貸付有価証券 800株 (400株)
澁谷工業	18,400	3,830.00	70,472,000	
アイチ コーポレーション	32,500	1,450.00	47,125,000	貸付有価証券 300株
小森コーポレーション	48,300	1,200.00	57,960,000	貸付有価証券 100株 (100株)
鶴見製作所	15,000	3,270.00	49,050,000	
日本ギア工業	900	520.00	468,000	貸付有価証券 100株 (100株)
酒井重工業	7,700	2,320.00	17,864,000	
荏原製作所	402,300	2,539.50	1,021,640,850	
西島製作所	16,900	2,425.00	40,982,500	貸付有価証券 2,900株
北越工業	19,700	1,796.00	35,381,200	貸付有価証券 100株
ダイキン工業	255,200	17,600.00	4,491,520,000	
オルガノ	30,300	8,130.00	246,339,000	貸付有価証券 1,400株
トーヨーカネツ	7,200	4,195.00	30,204,000	
栗田工業	109,600	5,505.00	603,348,000	貸付有価証券 2,100株 (2,100株)
椿本チエイン	88,800	1,893.00	168,098,400	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
大同工業	1,000	760.00	760,000	貸付有価証券 100株 (100株)
木村化工機	14,900	911.00	13,573,900	貸付有価証券 800株
アネスト岩田	33,300	1,426.00	47,485,800	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
ダイフク	330,700	3,319.00	1,097,593,300	
サムコ	4,700	3,235.00	15,204,500	貸付有価証券 200株
加藤製作所	1,300	1,405.00	1,826,500	
油研工業	400	2,618.00	1,047,200	
タダノ	112,800	1,132.50	127,746,000	
フジテック	63,000	6,160.00	388,080,000	
C K D	54,200	2,509.00	135,987,800	
平和	65,200	2,343.00	152,763,600	
理想科学工業	15,700	3,155.00	49,533,500	貸付有価証券 100株
SANKYO	226,400	2,082.50	471,478,000	貸付有価証券 900株
日本金銭機械	23,700	1,003.00	23,771,100	貸付有価証券 8,500株 (1,700株)

マースグループホールディングス	13,200	3,275.00	43,230,000	貸付有価証券 500株
フクシマガリレイ	14,400	5,280.00	76,032,000	貸付有価証券 100株 (100株)
オーイズミ	800	323.00	258,400	貸付有価証券 300株 (300株)
ダイコク電機	8,600	2,865.00	24,639,000	貸付有価証券 1,400株
竹内製作所	35,600	4,850.00	172,660,000	貸付有価証券 13,500株
アマノ	55,600	4,312.00	239,747,200	
JUKI	30,300	356.00	10,786,800	貸付有価証券 3,400株 (1,700株)
ジャノメ	17,000	971.00	16,507,000	貸付有価証券 1,200株
マックス	24,100	3,445.00	83,024,500	貸付有価証券 100株
グローリー	51,300	2,599.50	133,354,350	貸付有価証券 2,600株 (2,100株)
新晃工業	59,200	1,254.00	74,236,800	貸付有価証券 7,900株 (5,700株)
大和冷機工業	30,000	1,502.00	45,060,000	貸付有価証券 100株 (100株)
セガサミーホールディングス	175,000	2,652.00	464,100,000	貸付有価証券 5,500株
TPR	24,900	2,385.00	59,386,500	貸付有価証券 500株
ツバキ・ナカシマ	48,300	463.00	22,362,900	貸付有価証券 19,100株 (600株)
ホシザキ	126,200	6,300.00	795,060,000	貸付有価証券 7,100株
大豊工業	16,900	579.00	9,785,100	貸付有価証券 1,000株 (800株)
日本精工	362,800	665.70	241,515,960	貸付有価証券 900株
NTN	463,600	251.30	116,502,680	貸付有価証券 39,100株 (1,200株)
ジェイテクト	174,400	1,146.50	199,949,600	貸付有価証券 700株
不二越	14,500	3,050.00	44,225,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
日本トムソン	53,300	499.00	26,596,700	貸付有価証券 1,100株 (1,000株)
THK	113,100	3,653.00	413,154,300	貸付有価証券 2,200株
ユーシン精機	18,100	653.00	11,819,300	
前澤給装工業	14,000	1,296.00	18,144,000	
イーグル工業	21,700	1,990.00	43,183,000	

前澤工業	1,400	1,241.00	1,737,400	
P I L L A R	18,200	4,150.00	75,530,000	貸付有価証券 800株 (100株)
キッツ	65,600	1,112.00	72,947,200	貸付有価証券 1,000株 (100株)
マキタ	243,800	4,745.00	1,156,831,000	
三井E & S	104,700	1,722.00	180,293,400	貸付有価証券 49,200株 (200株)
カナデビア	160,600	939.00	150,803,400	貸付有価証券 6,500株 (3,900株)
三菱重工業	3,427,100	2,226.50	7,630,438,150	
I H I	157,100	8,709.00	1,368,183,900	貸付有価証券 4,000株 (1,300株)
サノヤスホールディングス	3,200	155.00	496,000	
スター精密	33,000	1,871.00	61,743,000	貸付有価証券 700株 (500株)
日清紡ホールディングス	147,400	874.10	128,842,340	貸付有価証券 11,800株
イビデン	112,400	4,537.00	509,958,800	貸付有価証券 700株
コニカミノルタ	437,700	676.80	296,235,360	貸付有価証券 2,100株
ブラザー工業	261,800	2,738.00	716,808,400	貸付有価証券 2,600株 (1,300株)
ミネベアミツミ	340,900	2,533.00	863,499,700	貸付有価証券 2,200株
日立製作所	5,046,500	3,871.00	19,535,001,500	
三菱電機	1,993,400	2,660.00	5,302,444,000	貸付有価証券 600株 (600株)
富士電機	119,200	8,545.00	1,018,564,000	貸付有価証券 2,400株 (800株)
東洋電機製造	800	1,114.00	891,200	
安川電機	212,900	3,927.00	836,058,300	貸付有価証券 900株 (600株)
シンフォニアテクノロジー	19,500	6,840.00	133,380,000	貸付有価証券 100株
明電舎	33,000	4,340.00	143,220,000	
オリジン	400	1,130.00	452,000	
山洋電気	8,500	8,630.00	73,355,000	貸付有価証券 100株
デンヨー	14,900	2,826.00	42,107,400	
PHCホールディングス	36,700	923.00	33,874,100	貸付有価証券 5,700株
KOKUSAI ELECTRIC	137,200	2,134.00	292,784,800	貸付有価証券 21,700株
ソシオネクスト	195,300	2,697.00	526,724,100	貸付有価証券

				7,100株 (5,700株)
東芝テック	29,300	3,545.00	103,868,500	
芝浦メカトロニクス	14,200	8,080.00	114,736,000	貸付有価証券 2,100株
マブチモーター	86,000	2,255.00	193,930,000	貸付有価証券 1,100株
ニデック	865,300	2,742.50	2,373,085,250	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	276.00	3,394,800	貸付有価証券 2,600株 (1,700株)
トレックス・セミコンダクター	9,200	1,190.00	10,948,000	貸付有価証券 200株 (200株)
東光高岳	10,600	2,096.00	22,217,600	貸付有価証券 200株
ダブル・スコープ	60,100	246.00	14,784,600	貸付有価証券 27,600株 (19,200株)
ダイヘン	18,600	7,810.00	145,266,000	貸付有価証券 500株 (300株)
ヤーマン	38,100	689.00	26,250,900	貸付有価証券 18,000株 (6,900株)
JVCケンウッド	154,700	1,717.50	265,697,250	貸付有価証券 6,500株
ミマキエンジニアリング	16,300	1,640.00	26,732,000	貸付有価証券 1,100株 (800株)
IPEX	10,900	2,936.00	32,002,400	貸付有価証券 800株 (600株)
大崎電気工業	42,000	815.00	34,230,000	貸付有価証券 400株
オムロン	179,600	5,174.00	929,250,400	
日東工業	26,400	2,802.00	73,972,800	貸付有価証券 1,900株 (1,800株)
IDEC	28,900	2,357.00	68,117,300	
正興電機製作所	800	1,176.00	940,800	貸付有価証券 300株 (100株)
不二電機工業	500	1,098.00	549,000	貸付有価証券 200株
ジーエス・ユアサコーポレーション	87,500	2,554.00	223,475,000	貸付有価証券 3,100株 (1,300株)
サクサ	500	2,788.00	1,394,000	
メルコホールディングス	4,400	2,156.00	9,486,400	
テクノメディカ	3,800	1,780.00	6,764,000	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	8,000	488.00	3,904,000	貸付有価証券 900株 (500株)
日本電気	277,200	13,710.00	3,800,412,000	貸付有価証券 300株 (300株)
富士通	1,803,400	2,809.00	5,065,750,600	
沖電気工業	94,900	1,064.00	100,973,600	貸付有価証券

				5,500株(1,600株)
電気興業	7,900	1,611.00	12,726,900	
サンケン電気	20,000	5,911.00	118,220,000	貸付有価証券 4,300株(600株)
ナカヨ	300	1,132.00	339,600	
アイホン	11,900	2,678.00	31,868,200	
ルネサスエレクトロニクス	1,493,100	2,050.50	3,061,601,550	
セイコーエプソン	251,400	2,856.00	717,998,400	貸付有価証券 100株
ワコム	137,700	760.00	104,652,000	貸付有価証券 400株
アルバック	43,000	6,077.00	261,311,000	
アクセル	9,800	1,237.00	12,122,600	
E I Z O	25,500	2,179.00	55,564,500	貸付有価証券 100株
日本信号	44,600	903.00	40,273,800	貸付有価証券 400株
京三製作所	45,600	517.00	23,575,200	貸付有価証券 200株
能美防災	26,500	3,365.00	89,172,500	
ホーチキ	12,500	2,623.00	32,787,500	
星和電機	1,000	536.00	536,000	
エレコム	46,800	1,485.00	69,498,000	貸付有価証券 300株(300株)
パナソニック ホールディングス	2,315,300	1,619.00	3,748,470,700	
シャープ	283,200	976.30	276,488,160	貸付有価証券 23,600株
アンリツ	138,000	1,351.00	186,438,000	貸付有価証券 400株(400株)
富士通ゼネラル	55,600	2,321.00	129,047,600	貸付有価証券 100株
ソニーグループ	6,795,100	3,301.00	22,430,625,100	
T D K	1,692,600	2,037.50	3,448,672,500	
帝国通信工業	8,600	2,546.00	21,895,600	貸付有価証券 100株(100株)
タムラ製作所	78,100	493.00	38,503,300	貸付有価証券 1,900株(100株)
アルプスアルパイン	159,100	1,604.00	255,196,400	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
池上通信機	700	642.00	449,400	
日本電波工業	18,500	853.00	15,780,500	貸付有価証券 300株(200株)
鈴木	10,500	1,768.00	18,564,000	

メイコー	19,400	9,180.00	178,092,000	貸付有価証券 200株（200株）
日本トリム	4,400	3,840.00	16,896,000	
フォスター電機	20,000	1,537.00	30,740,000	貸付有価証券 300株
SMK	4,700	2,447.00	11,500,900	
ヨコオ	17,300	1,747.00	30,223,100	
ティアック	3,400	79.00	268,600	貸付有価証券 600株（300株）
ホシデン	49,000	2,241.00	109,809,000	貸付有価証券 7,200株
ヒロセ電機	28,500	18,810.00	536,085,000	
日本航空電子工業	51,000	2,823.00	143,973,000	貸付有価証券 200株
TOA	19,800	984.00	19,483,200	貸付有価証券 100株
マクセル	39,700	1,757.00	69,752,900	貸付有価証券 100株
古野電気	23,100	2,726.00	62,970,600	貸付有価証券 900株
スミダコーポレーション	26,400	873.00	23,047,200	貸付有価証券 700株
アイコム	7,500	2,650.00	19,875,000	
リオン	8,100	2,635.00	21,343,500	
横河電機	214,400	3,473.00	744,611,200	貸付有価証券 800株（800株）
新電元工業	7,500	2,334.00	17,505,000	貸付有価証券 1,200株（200株）
アズビル	533,900	1,266.00	675,917,400	
東亜ディーケーケー	1,000	748.00	748,000	貸付有価証券 300株
日本光電工業	173,700	2,174.50	377,710,650	貸付有価証券 7,200株（2,400株）
チノー	8,100	2,180.00	17,658,000	貸付有価証券 1,700株（300株）
共和電業	2,200	428.00	941,600	
日本電子材料	11,900	2,113.00	25,144,700	貸付有価証券 2,100株（1,200株）
堀場製作所	36,800	9,098.00	334,806,400	
アドバンテスト	611,500	9,000.00	5,503,500,000	貸付有価証券 1,000株
小野測器	1,000	615.00	615,000	貸付有価証券 400株（400株）
エスベック	17,300	2,668.00	46,156,400	貸付有価証券 100株（100株）
キーエンス	194,100	63,980.00	12,418,518,000	

日置電機	10,200	7,550.00	77,010,000	貸付有価証券 1,500株
シスメックス	502,400	2,932.00	1,473,036,800	
日本マイクロニクス	31,900	3,935.00	125,526,500	
メガチップス	15,000	6,330.00	94,950,000	
OBARA GROUP	12,100	4,080.00	49,368,000	貸付有価証券 5,600株 (5,600株)
澤藤電機	300	900.00	270,000	貸付有価証券 100株
原田工業	1,100	509.00	559,900	貸付有価証券 200株
コーセル	20,700	1,059.00	21,921,300	貸付有価証券 1,500株 (1,300株)
イリソ電子工業	19,600	2,648.00	51,900,800	
オブテックスグループ	35,600	1,706.00	60,733,600	
千代田インテグレ	6,800	3,475.00	23,630,000	
レーザーテック	88,900	15,045.00	1,337,500,500	貸付有価証券 6,800株 (300株)
スタンレー電気	121,500	2,561.50	311,222,250	貸付有価証券 3,800株
ウシオ電機	85,800	2,088.00	179,150,400	貸付有価証券 4,000株
岡谷電機産業	1,700	220.00	374,000	貸付有価証券 600株
ヘリオス テクノ ホールディング	2,300	970.00	2,231,000	
エノモト	700	1,441.00	1,008,700	貸付有価証券 100株
日本セラミック	17,800	2,576.00	45,852,800	貸付有価証券 3,400株
遠藤照明	1,100	1,455.00	1,600,500	
古河電池	14,300	1,371.00	19,605,300	貸付有価証券 2,700株
山一電機	15,800	2,293.00	36,229,400	貸付有価証券 1,700株 (1,700株)
図研	17,800	4,380.00	77,964,000	
日本電子	44,900	5,600.00	251,440,000	貸付有価証券 3,800株 (3,200株)
カシオ計算機	155,200	1,295.00	200,984,000	貸付有価証券 800株
ファナック	939,000	4,044.00	3,797,316,000	貸付有価証券 700株 (700株)
日本シイエムケイ	56,900	404.00	22,987,600	貸付有価証券 5,200株 (2,500株)
エンプラス	5,600	4,885.00	27,356,000	貸付有価証券 1,800株 (1,100株)
大真空	23,600	541.00	12,767,600	貸付有価証券

				5,200株 (4,200株)
ローム	351,600	1,424.50	500,854,200	貸付有価証券 21,300株
浜松ホトニクス	311,400	1,733.00	539,656,200	貸付有価証券 11,400株
三井ハイテック	85,900	839.00	72,070,100	貸付有価証券 14,400株 (300株)
新光電気工業	68,700	5,636.00	387,193,200	
京セラ	1,205,600	1,531.00	1,845,773,600	貸付有価証券 700株
太陽誘電	85,000	2,210.00	187,850,000	貸付有価証券 6,100株
村田製作所	1,733,300	2,480.00	4,298,584,000	
双葉電子工業	36,900	498.00	18,376,200	貸付有価証券 1,200株 (100株)
北陸電気工業	800	1,575.00	1,260,000	
ニチコン	50,900	1,032.00	52,528,800	貸付有価証券 14,600株 (8,000株)
日本ケミコン	23,900	945.00	22,585,500	貸付有価証券 5,700株 (500株)
K O A	32,300	958.00	30,943,400	貸付有価証券 2,300株
市光工業	35,000	391.00	13,685,000	貸付有価証券 400株
小糸製作所	201,000	2,016.50	405,316,500	貸付有価証券 24,700株 (9,200株)
ミツバ	36,400	901.00	32,796,400	貸付有価証券 4,600株 (2,000株)
S C R E E Nホールディングス	81,100	9,327.00	756,419,700	貸付有価証券 300株 (200株)
キャノン電子	18,400	2,450.00	45,080,000	
キャノン	967,800	5,193.00	5,025,785,400	
リコー	511,100	1,796.50	918,191,150	貸付有価証券 5,100株 (4,900株)
象印マホービン	57,900	1,813.00	104,972,700	貸付有価証券 1,900株
M U T O Hホールディングス	300	2,441.00	732,300	貸付有価証券 100株 (100株)
東京エレクトロン	410,700	23,605.00	9,694,573,500	
イノテック	13,900	1,354.00	18,820,600	貸付有価証券 200株
トヨタ紡織	81,700	1,995.00	162,991,500	貸付有価証券 1,900株
芦森工業	400	2,641.00	1,056,400	貸付有価証券 100株
ユニプレス	34,800	1,066.00	37,096,800	貸付有価証券 7,100株

豊田自動織機	165,500	11,770.00	1,947,935,000	貸付有価証券 3,400株 (3,400株)
モリタホールディングス	30,600	2,154.00	65,912,400	
三櫻工業	26,900	707.00	19,018,300	貸付有価証券 4,900株 (400株)
デンソー	2,058,300	2,069.00	4,258,622,700	貸付有価証券 15,700株 (15,700株)
東海理化電機製作所	54,700	2,204.00	120,558,800	貸付有価証券 100株
川崎重工業	146,200	6,791.00	992,844,200	貸付有価証券 5,100株
名村造船所	55,400	1,713.00	94,900,200	貸付有価証券 23,900株 (20,100株)
日本車輛製造	7,500	2,194.00	16,455,000	貸付有価証券 100株
三菱ロジスネクスト	31,000	1,914.00	59,334,000	貸付有価証券 500株
近畿車輛	400	1,403.00	561,200	貸付有価証券 100株
日産自動車	2,425,400	450.00	1,091,430,000	貸付有価証券 1,138,300株
いすゞ自動車	599,300	2,101.00	1,259,129,300	
トヨタ自動車	10,314,900	2,837.00	29,263,371,300	貸付有価証券 31,300株 (31,300株)
日野自動車	291,800	503.60	146,950,480	貸付有価証券 85,500株 (3,600株)
三菱自動車工業	757,000	491.10	371,762,700	貸付有価証券 130,600株 (16,300株)
エフテック	1,600	496.00	793,600	貸付有価証券 600株
レシップホールディングス	1,200	462.00	554,400	貸付有価証券 400株 (300株)
GMB	500	986.00	493,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ファルテック	300	415.00	124,500	
武蔵精密工業	47,600	3,650.00	173,740,000	貸付有価証券 200株
日産車体	29,500	1,034.00	30,503,000	貸付有価証券 13,800株
新明和工業	55,900	1,370.00	76,583,000	貸付有価証券 800株 (600株)
極東開発工業	26,200	2,480.00	64,976,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
トビー工業	15,700	1,893.00	29,720,100	貸付有価証券 100株 (100株)
ティラド	4,300	3,610.00	15,523,000	

タチエス	35,800	1,660.00	59,428,000	貸付有価証券 200株
NOK	75,400	2,435.00	183,599,000	貸付有価証券 700株
フタバ産業	58,500	701.00	41,008,500	貸付有価証券 4,200株 (2,800株)
カヤバ	33,000	2,868.00	94,644,000	貸付有価証券 500株 (300株)
大同メタル工業	37,900	494.00	18,722,600	貸付有価証券 700株 (700株)
プレス工業	75,900	533.00	40,454,700	貸付有価証券 4,600株
ミクニ	2,700	312.00	842,400	貸付有価証券 300株
太平洋工業	44,500	1,315.00	58,517,500	貸付有価証券 4,500株 (800株)
アイシン	410,900	1,749.50	718,869,550	貸付有価証券 300株
マツダ	596,000	1,004.50	598,682,000	貸付有価証券 1,600株
今仙電機製作所	1,400	502.00	702,800	貸付有価証券 600株 (600株)
本田技研工業	4,597,500	1,276.50	5,868,708,750	貸付有価証券 55,100株
スズキ	1,568,100	1,764.00	2,766,128,400	貸付有価証券 41,500株 (9,700株)
S U B A R U	585,100	2,641.50	1,545,541,650	
安永	1,000	451.00	451,000	貸付有価証券 500株 (500株)
ヤマハ発動機	819,200	1,415.50	1,159,577,600	
T B K	2,600	262.00	681,200	
エクセディ	31,700	4,430.00	140,431,000	貸付有価証券 800株
豊田合成	55,600	2,721.00	151,287,600	貸付有価証券 7,400株 (5,600株)
愛三工業	36,800	1,661.00	61,124,800	貸付有価証券 2,300株 (2,200株)
盟和産業	300	1,283.00	384,900	貸付有価証券 100株
日本プラスト	1,800	336.00	604,800	
ヨロズ	20,000	1,203.00	24,060,000	貸付有価証券 400株 (400株)
エフ・シー・シー	34,000	3,115.00	105,910,000	貸付有価証券 700株
シマノ	84,300	21,185.00	1,785,895,500	
テイ・エス テック	78,900	1,752.50	138,272,250	貸付有価証券 5,300株 (3,200株)
ジャムコ	11,700	1,488.00	17,409,600	貸付有価証券

				1,100株 (500株)
リガク・ホールディングス	98,100	903.00	88,584,300	
テルモ	1,298,000	3,059.00	3,970,582,000	貸付有価証券 6,600株 (5,600株)
クリエートメディック	700	934.00	653,800	
日機装	50,200	947.00	47,539,400	貸付有価証券 500株 (500株)
日本エム・ディ・エム	15,400	574.00	8,839,600	貸付有価証券 2,200株 (1,700株)
島津製作所	279,300	4,478.00	1,250,705,400	
JMS	17,900	432.00	7,732,800	
クボテック	600	208.00	124,800	貸付有価証券 200株 (200株)
長野計器	12,700	2,530.00	32,131,000	貸付有価証券 500株
ブイ・テクノロジー	9,500	2,407.00	22,866,500	貸付有価証券 200株 (200株)
東京計器	13,600	3,340.00	45,424,000	貸付有価証券 5,600株 (1,300株)
愛知時計電機	9,200	1,968.00	18,105,600	
インターアクション	11,700	978.00	11,442,600	貸付有価証券 300株
オーバル	2,100	356.00	747,600	貸付有価証券 400株 (400株)
東京精密	39,800	7,231.00	287,793,800	
マニー	77,600	1,794.50	139,253,200	貸付有価証券 14,200株 (12,200株)
ニコン	306,000	1,640.50	501,993,000	貸付有価証券 5,500株 (3,200株)
トプコン	110,100	2,831.50	311,748,150	貸付有価証券 1,900株
オリンパス	1,110,900	2,374.00	2,637,276,600	
理研計器	27,500	3,805.00	104,637,500	貸付有価証券 4,000株
タムロン	26,700	4,460.00	119,082,000	貸付有価証券 100株
HOYA	379,100	19,815.00	7,511,866,500	
シード	1,800	535.00	963,000	貸付有価証券 800株 (800株)
ノーリツ鋼機	18,400	5,000.00	92,000,000	貸付有価証券 100株
A&Dホロンホールディングス	24,200	1,974.00	47,770,800	
朝日インテック	236,500	2,554.00	604,021,000	貸付有価証券 9,700株 (3,200株)

シチズン時計	178,500	912.00	162,792,000	貸付有価証券 5,700株
リズム	400	3,770.00	1,508,000	
大研医器	1,800	510.00	918,000	
メニコン	72,300	1,427.00	103,172,100	貸付有価証券 12,800株 (7,100株)
シンシア	200	523.00	104,600	
松風	19,500	2,151.00	41,944,500	貸付有価証券 400株 (200株)
セイコーグループ	30,000	4,795.00	143,850,000	貸付有価証券 200株
ニプロ	161,700	1,457.50	235,677,750	貸付有価証券 20,000株 (9,400株)
三井松島ホールディングス	13,300	3,375.00	44,887,500	貸付有価証券 100株 (100株)
KYORITSU	3,200	163.00	521,600	貸付有価証券 700株
中本パックス	800	1,778.00	1,422,400	
パラマウントベッドホールディングス	44,800	2,697.00	120,825,600	貸付有価証券 600株
トランザクション	12,800	2,112.00	27,033,600	
粧美堂	600	522.00	313,200	
ニホンフラッシュ	16,400	785.00	12,874,000	貸付有価証券 1,000株 (900株)
前田工織	34,600	1,937.00	67,020,200	
永大産業	2,500	207.00	517,500	貸付有価証券 100株
アートネイチャー	20,000	810.00	16,200,000	貸付有価証券 500株 (300株)
フルヤ金属	18,400	3,545.00	65,228,000	貸付有価証券 1,400株
バンダイナムコホールディングス	526,800	3,720.00	1,959,696,000	貸付有価証券 900株
アイフィスジャパン	600	562.00	337,200	貸付有価証券 200株
SHOEI	54,600	2,241.00	122,358,600	貸付有価証券 3,800株 (2,500株)
フランスベッドホールディングス	27,900	1,290.00	35,991,000	貸付有価証券 3,600株 (3,000株)
パイロットコーポレーション	30,300	4,735.00	143,470,500	
萩原工業	13,000	1,640.00	21,320,000	貸付有価証券 3,500株
フジシールインターナショナル	43,700	2,496.00	109,075,200	貸付有価証券 100株
タカラトミー	81,500	4,541.00	370,091,500	貸付有価証券 400株

広済堂ホールディングス	73,200	507.00	37,112,400	貸付有価証券 30,300株
エステールホールディングス	500	601.00	300,500	貸付有価証券 200株
タカノ	800	692.00	553,600	貸付有価証券 300株
プロネクサス	20,100	1,307.00	26,270,700	
ホクシン	1,600	112.00	179,200	貸付有価証券 800株
ウッドワン	800	851.00	680,800	貸付有価証券 300株 (300株)
TOPPANホールディングス	254,400	3,961.00	1,007,678,400	
大日本印刷	402,300	2,263.50	910,606,050	貸付有価証券 500株 (500株)
共同印刷	5,500	3,955.00	21,752,500	
NISSHA	33,200	1,623.00	53,883,600	貸付有価証券 7,000株 (2,700株)
光村印刷	200	1,393.00	278,600	
TAKARA & COMPANY	11,500	2,980.00	34,270,000	
アシックス	716,400	3,100.00	2,220,840,000	貸付有価証券 3,500株 (3,500株)
ツツミ	4,500	2,100.00	9,450,000	
ローランド	14,300	3,890.00	55,627,000	貸付有価証券 200株
小松ウオール工業	14,200	1,515.00	21,513,000	貸付有価証券 100株
ヤマハ	354,600	1,119.50	396,974,700	貸付有価証券 300株
河合楽器製作所	5,900	2,906.00	17,145,400	貸付有価証券 100株
クリナップ	19,000	651.00	12,369,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ピジョン	123,600	1,470.00	181,692,000	貸付有価証券 2,300株
キングジム	17,100	857.00	14,654,700	貸付有価証券 8,000株 (200株)
リンテック	39,000	3,030.00	118,170,000	貸付有価証券 100株
イトーキ	38,700	1,685.00	65,209,500	
任天堂	1,225,000	9,171.00	11,234,475,000	
三菱鉛筆	26,900	2,392.00	64,344,800	貸付有価証券 4,700株
タカラスタンダード	44,600	1,687.00	75,240,200	
コクヨ	97,000	2,782.50	269,902,500	貸付有価証券 18,300株 (11,800株)

ナカバヤシ	20,900	508.00	10,617,200	貸付有価証券 100株 (100株)
グローブライド	19,200	1,871.00	35,923,200	
オカムラ	58,400	2,039.00	119,077,600	貸付有価証券 2,100株
美津濃	19,300	9,300.00	179,490,000	貸付有価証券 400株
グリムス	8,600	2,601.00	22,368,600	
東京電力ホールディング ス	1,632,500	452.70	739,032,750	貸付有価証券 70,000株 (32,600 株)
中部電力	715,000	1,582.50	1,131,487,500	
関西電力	946,500	1,679.50	1,589,646,750	貸付有価証券 9,900株
中国電力	337,100	867.20	292,333,120	貸付有価証券 18,600株
北陸電力	198,400	849.90	168,620,160	貸付有価証券 7,000株
東北電力	510,900	1,149.50	587,279,550	貸付有価証券 3,200株 (1,900株)
四国電力	180,700	1,199.50	216,749,650	貸付有価証券 6,200株 (6,100株)
九州電力	447,300	1,367.50	611,682,750	貸付有価証券 100株
北海道電力	203,100	813.00	165,120,300	貸付有価証券 86,800株
沖縄電力	49,600	920.00	45,632,000	貸付有価証券 8,000株 (500株)
電源開発	146,100	2,507.00	366,272,700	貸付有価証券 600株 (400株)
エフオン	14,100	372.00	5,245,200	
イーレックス	37,800	586.00	22,150,800	貸付有価証券 7,200株
レノバ	52,900	706.00	37,347,400	貸付有価証券 18,700株 (1,100株)
東京瓦斯	366,800	4,335.00	1,590,078,000	貸付有価証券 600株
大阪瓦斯	381,200	3,314.00	1,263,296,800	貸付有価証券 6,800株 (5,300株)
東邦瓦斯	76,400	4,083.00	311,941,200	貸付有価証券 7,300株 (3,200株)
北海道瓦斯	57,900	538.00	31,150,200	貸付有価証券 400株 (300株)
広島ガス	41,100	374.00	15,371,400	貸付有価証券 500株 (500株)
西部ガスホールディング ス	20,200	1,697.00	34,279,400	貸付有価証券 1,100株 (1,000株)
静岡ガス	44,200	1,020.00	45,084,000	貸付有価証券 20,700株

メタウォーター	26,600	1,795.00	47,747,000	貸付有価証券 300株 (300株)
SBSホールディングス	17,300	2,371.00	41,018,300	貸付有価証券 7,000株
東武鉄道	204,400	2,514.00	513,861,600	
相鉄ホールディングス	64,100	2,457.50	157,525,750	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
東急	544,100	1,669.00	908,102,900	貸付有価証券 32,100株 (32,100株)
京浜急行電鉄	240,100	1,290.00	309,729,000	貸付有価証券 87,300株 (20,600株)
小田急電鉄	320,900	1,422.00	456,319,800	貸付有価証券 13,400株 (5,800株)
京王電鉄	102,600	3,802.00	390,085,200	貸付有価証券 200株
京成電鉄	112,600	4,229.00	476,185,400	貸付有価証券 8,500株
富士急行	23,900	2,207.00	52,747,300	貸付有価証券 3,200株 (100株)
東日本旅客鉄道	1,070,100	2,752.50	2,945,450,250	
西日本旅客鉄道	495,700	2,729.50	1,353,013,150	貸付有価証券 12,200株
東海旅客鉄道	747,400	2,885.00	2,156,249,000	貸付有価証券 1,400株
東京地下鉄	324,400	1,572.00	509,956,800	貸付有価証券 9,100株
西武ホールディングス	211,200	3,219.00	679,852,800	
鴻池運輸	33,100	3,030.00	100,293,000	貸付有価証券 100株
西日本鉄道	56,100	2,191.50	122,943,150	貸付有価証券 6,100株 (6,000株)
ハマキョウレックス	66,200	1,326.00	87,781,200	貸付有価証券 400株 (200株)
サカイ引越センター	24,600	2,424.00	59,630,400	
近鉄グループホールディングス	207,500	3,215.00	667,112,500	貸付有価証券 500株
阪急阪神ホールディングス	258,300	4,065.00	1,049,989,500	貸付有価証券 700株 (700株)
南海電気鉄道	86,400	2,407.00	207,964,800	貸付有価証券 2,600株 (1,200株)
京阪ホールディングス	106,800	3,286.00	350,944,800	貸付有価証券 4,300株 (100株)
神戸電鉄	5,300	2,220.00	11,766,000	貸付有価証券 2,400株
名古屋鉄道	214,100	1,697.00	363,327,700	貸付有価証券 21,300株 (13,900株)

山陽電気鉄道	14,600	2,008.00	29,316,800	貸付有価証券 5,900株
ヤマトホールディングス	235,400	1,764.50	415,363,300	貸付有価証券 11,300株 (9,500株)
山九	46,800	5,475.00	256,230,000	貸付有価証券 900株
丸運	1,300	426.00	553,800	貸付有価証券 600株
丸全昭和運輸	12,000	5,900.00	70,800,000	貸付有価証券 100株 (100株)
センコーグループホール ディングス	114,000	1,512.00	172,368,000	貸付有価証券 36,000株 (400株)
トナミホールディングス	4,200	5,790.00	24,318,000	
ニッコンホールディング ス	110,100	2,009.50	221,245,950	貸付有価証券 35,400株 (31,800 株)
日本石油輸送	200	2,772.00	554,400	
福山通運	20,700	3,680.00	76,176,000	貸付有価証券 2,600株 (1,200株)
セイノーホールディング ス	95,300	2,390.50	227,814,650	貸付有価証券 37,300株 (18,400 株)
神奈川中央交通	5,500	3,760.00	20,680,000	
A Z - C O M 丸和ホール ディングス	60,100	1,099.00	66,049,900	貸付有価証券 26,200株
九州旅客鉄道	148,400	3,861.00	572,972,400	
S G ホールディングス	325,300	1,475.50	479,980,150	貸付有価証券 4,100株
N I P P O N E X P R E S S ホールディン	69,400	7,271.00	504,607,400	
日本郵船	401,400	4,997.00	2,005,795,800	貸付有価証券 700株
商船三井	368,300	5,208.00	1,918,106,400	貸付有価証券 9,200株 (5,700株)
川崎汽船	440,900	2,102.50	926,992,250	貸付有価証券 198,600株 (187,800 株)
N S ユナイテッド海運	12,200	3,860.00	47,092,000	貸付有価証券 2,800株 (1,100株)
明海グループ	2,400	665.00	1,596,000	貸付有価証券 1,100株 (800株)
飯野海運	71,100	1,133.00	80,556,300	貸付有価証券 15,600株 (12,300 株)
共栄タンカー	400	1,025.00	410,000	貸付有価証券 100株 (100株)
乾汽船	24,600	1,644.00	40,442,400	貸付有価証券 200株 (200株)
日本航空	444,100	2,486.00	1,104,032,600	

ANAホールディングス	527,100	2,846.00	1,500,126,600	貸付有価証券 11,700株
トランコム	2,200	10,250.00	22,550,000	貸付有価証券 300株 (300株)
日新	13,200	4,455.00	58,806,000	
三菱倉庫	202,100	1,163.00	235,042,300	貸付有価証券 3,600株 (2,900株)
三井倉庫ホールディングス	19,900	7,350.00	146,265,000	貸付有価証券 400株
住友倉庫	57,500	2,768.00	159,160,000	貸付有価証券 300株
澁澤倉庫	8,800	3,030.00	26,664,000	
東陽倉庫	600	1,440.00	864,000	
日本トランスシティ	39,000	1,054.00	41,106,000	貸付有価証券 400株 (400株)
ケイヒン	400	1,981.00	792,400	
中央倉庫	11,400	1,534.00	17,487,600	
川西倉庫	400	1,048.00	419,200	貸付有価証券 100株
安田倉庫	13,200	1,771.00	23,377,200	貸付有価証券 1,200株
ファイズホールディングス	400	919.00	367,600	
東洋埠頭	600	1,255.00	753,000	貸付有価証券 100株
上組	89,500	3,436.00	307,522,000	貸付有価証券 600株
サンリツ	600	784.00	470,400	
キムラユニティー	1,000	1,434.00	1,434,000	貸付有価証券 200株 (200株)
キューソー流通システム	12,900	2,172.00	28,018,800	貸付有価証券 4,400株 (1,300株)
東海運	1,300	338.00	439,400	貸付有価証券 200株 (200株)
エーアイティー	12,100	1,650.00	19,965,000	貸付有価証券 300株 (200株)
内外トランスライン	7,800	2,670.00	20,826,000	貸付有価証券 3,600株
日本コンセプト	7,000	1,844.00	12,908,000	貸付有価証券 200株 (200株)
NECネットエスアイ	75,800	3,290.00	249,382,000	貸付有価証券 35,600株 (100株)
クロスキャット	11,100	1,029.00	11,421,900	貸付有価証券 100株
システナ	278,100	374.00	104,009,400	貸付有価証券 5,000株
デジタルアーツ	12,300	6,000.00	73,800,000	貸付有価証券 1,100株 (400株)

日鉄ソリューションズ	66,400	4,150.00	275,560,000	貸付有価証券 3,700株
キューブシステム	10,300	1,054.00	10,856,200	貸付有価証券 200株 (100株)
コア	8,600	1,849.00	15,901,400	
手間いらず	3,300	3,220.00	10,626,000	
ラクーンホールディングス	14,500	734.00	10,643,000	貸付有価証券 700株 (600株)
ソリトンシステムズ	10,000	1,155.00	11,550,000	貸付有価証券 100株
ソフトクリエイトホールディングス	14,000	2,283.00	31,962,000	
T I S	205,700	3,839.00	789,682,300	貸付有価証券 20,800株 (20,800株)
テクミラホールディングス	1,100	324.00	356,400	貸付有価証券 500株 (200株)
グリー	65,200	459.00	29,926,800	貸付有価証券 1,300株
GMOペパボ	2,400	1,562.00	3,748,800	
コーエーテクモホールディングス	146,300	1,836.00	268,606,800	貸付有価証券 40,900株
三菱総合研究所	9,500	4,755.00	45,172,500	
ボルテージ	600	223.00	133,800	貸付有価証券 200株
電算	300	1,436.00	430,800	
A G S	900	808.00	727,200	貸付有価証券 400株
ファインデックス	15,400	802.00	12,350,800	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
ブレインパッド	16,200	1,169.00	18,937,800	貸付有価証券 2,500株 (200株)
K L a b	49,000	171.00	8,379,000	貸付有価証券 16,700株
ポールトゥウィンホールディングス	27,700	445.00	12,326,500	貸付有価証券 3,200株 (2,300株)
ネクソン	427,600	2,310.50	987,969,800	貸付有価証券 1,200株
アイスタイル	65,000	466.00	30,290,000	貸付有価証券 24,000株
エムアップホールディングス	23,800	1,621.00	38,579,800	貸付有価証券 200株
エイチーム	12,900	996.00	12,848,400	貸付有価証券 6,000株
セルシス	27,600	1,383.00	38,170,800	貸付有価証券 1,400株
エニグモ	21,700	290.00	6,293,000	貸付有価証券 3,800株 (900株)

テクノスジャパン	1,900	764.00	1,451,600	
e n i s h	2,900	144.00	417,600	貸付有価証券 1,300株
コロプラ	66,100	467.00	30,868,700	貸付有価証券 16,900株 (7,000株)
オルトプラス	2,100	73.00	153,300	貸付有価証券 1,000株
ブロードリーフ	78,100	683.00	53,342,300	貸付有価証券 7,900株 (3,500株)
クロス・マーケティング グループ	1,000	775.00	775,000	貸付有価証券 400株 (400株)
デジタルハーツホールデ ィングス	13,900	818.00	11,370,200	貸付有価証券 800株 (600株)
メディアドウ	8,800	1,409.00	12,399,200	貸付有価証券 300株 (300株)
じげん	48,600	482.00	23,425,200	貸付有価証券 9,200株 (8,200株)
ブイキューブ	26,800	184.00	4,931,200	貸付有価証券 2,000株
エンカレッジ・テクノロ ジ	500	575.00	287,500	
サイバーリンクス	800	794.00	635,200	貸付有価証券 100株
ディー・エル・イー	1,900	126.00	239,400	貸付有価証券 700株
フィックスターズ	19,500	1,831.00	35,704,500	貸付有価証券 9,100株 (2,800株)
C A R T A H O L D I N G S	11,000	1,431.00	15,741,000	貸付有価証券 5,100株
オブティム	20,000	700.00	14,000,000	貸付有価証券 9,400株 (6,000株)
セレス	8,800	3,470.00	30,536,000	貸付有価証券 4,100株 (100株)
S H I F T	12,900	17,390.00	224,331,000	貸付有価証券 3,800株 (1,700株)
ティーガイア	16,300	2,660.00	43,358,000	貸付有価証券 4,000株 (300株)
セック	3,300	4,285.00	14,140,500	貸付有価証券 100株 (100株)
テクマトリックス	42,000	2,435.00	102,270,000	貸付有価証券 100株
プロシップ	8,500	1,577.00	13,404,500	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	48,300	3,280.00	158,424,000	貸付有価証券 1,500株
GMOペイメントゲート ウェイ	44,400	8,180.00	363,192,000	貸付有価証券 1,100株
ザッパラス	500	351.00	175,500	貸付有価証券 200株 (100株)
システムリサーチ	13,300	1,484.00	19,737,200	貸付有価証券

				200 株 (200 株)
インターネットイニシアティブ	106,300	3,008.00	319,750,400	貸付有価証券 1,000 株 (900 株)
さくらインターネット	30,400	4,285.00	130,264,000	貸付有価証券 14,100 株
GMO グローバルサイン・ホールディングス	5,900	2,380.00	14,042,000	貸付有価証券 100 株 (100 株)
SRA ホールディングス	11,100	4,250.00	47,175,000	
システムインテグレータ	700	302.00	211,400	貸付有価証券 100 株 (100 株)
朝日ネット	20,900	659.00	13,773,100	貸付有価証券 100 株
eBASE	27,400	642.00	17,590,800	貸付有価証券 2,000 株 (1,000 株)
アバントグループ	24,600	2,027.00	49,864,200	
アドソル日進	8,200	2,034.00	16,678,800	
ODK ソリューションズ	500	561.00	280,500	貸付有価証券 100 株
フリービット	8,500	1,511.00	12,843,500	
コムチュア	25,700	2,300.00	59,110,000	
アステリア	15,200	521.00	7,919,200	貸付有価証券 3,600 株 (2,400 株)
アイル	10,900	2,740.00	29,866,000	貸付有価証券 400 株 (400 株)
マークラインズ	11,500	2,159.00	24,828,500	貸付有価証券 200 株
メディカル・データ・ビジョン	23,200	370.00	8,584,000	貸付有価証券 7,000 株 (800 株)
gumi	31,600	432.00	13,651,200	貸付有価証券 7,200 株 (2,500 株)
ショーケース	500	336.00	168,000	貸付有価証券 200 株 (100 株)
モバイルファクトリー	500	944.00	472,000	貸付有価証券 200 株 (200 株)
テラスカイ	7,500	2,187.00	16,402,500	貸付有価証券 2,700 株 (2,500 株)
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	10,100	2,175.00	21,967,500	
PCI ホールディングス	700	844.00	590,800	貸付有価証券 300 株 (300 株)
アイビーシー	300	694.00	208,200	貸付有価証券 100 株
ネオジャパン	5,100	1,804.00	9,200,400	
PR TIMES	3,900	1,705.00	6,649,500	貸付有価証券 300 株
ラクス	92,000	1,902.50	175,030,000	貸付有価証券 5,600 株 (4,100 株)

ランドコンピュータ	1,000	638.00	638,000	
ダブルスタンダード	6,900	1,568.00	10,819,200	
オープンドア	13,600	603.00	8,200,800	貸付有価証券 6,300株 (900株)
マイネット	700	316.00	221,200	
アカツキ	9,500	2,797.00	26,571,500	
ベネフィットジャパン	100	1,057.00	105,700	
U b i c o mホールディングス	6,200	1,253.00	7,768,600	貸付有価証券 1,200株
カナミックネットワーク	24,400	503.00	12,273,200	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
ノムラシステムコーポレーション	2,400	123.00	295,200	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
チェンジホールディングス	48,200	1,213.00	58,466,600	貸付有価証券 22,600株 (5,400株)
シンクロ・フード	1,400	350.00	490,000	貸付有価証券 400株 (200株)
オークネット	9,000	2,697.00	24,273,000	貸付有価証券 4,200株
キャピタル・アセット・プランニング	400	754.00	301,600	貸付有価証券 100株 (100株)
セグエグループ	2,000	632.00	1,264,000	貸付有価証券 900株 (200株)
エイトレッド	400	1,511.00	604,400	貸付有価証券 100株 (100株)
マクロミル	38,300	1,187.00	45,462,100	貸付有価証券 500株 (400株)
ビーグリー	400	1,670.00	668,000	貸付有価証券 100株 (100株)
オロ	8,200	2,397.00	19,655,400	貸付有価証券 3,800株
ユーザーローカル	8,200	1,860.00	15,252,000	貸付有価証券 200株
テモナ	500	179.00	89,500	貸付有価証券 200株 (200株)
ニーズウェル	2,400	391.00	938,400	貸付有価証券 300株 (100株)
P K S H A T e c h n o l o g y	15,600	3,775.00	58,890,000	貸付有価証券 7,300株
マネーフォワード	47,700	5,000.00	238,500,000	貸付有価証券 8,100株 (1,400株)
サインポスト	1,000	397.00	397,000	貸付有価証券 500株 (500株)
S u n A s t e r i s k	13,900	684.00	9,507,600	貸付有価証券 6,500株 (3,000株)
プラスアルファ・コンサルティング	24,700	1,900.00	46,930,000	貸付有価証券 3,200株
電算システムホールディングス	8,600	2,375.00	20,425,000	貸付有価証券

ングス				200 株
A p p i e r G r o u p	59,300	1,513.00	89,720,900	貸付有価証券 27,800 株 (8,900 株)
ビジョナル	23,000	8,320.00	191,360,000	貸付有価証券 1,700 株 (100 株)
ソルクシーズ	1,800	327.00	588,600	
フェイス	600	1,217.00	730,200	貸付有価証券 200 株
ハイマックス	6,100	1,384.00	8,442,400	
野村総合研究所	421,800	4,679.00	1,973,602,200	貸付有価証券 31,600 株
C E ホールディングス	1,000	541.00	541,000	貸付有価証券 100 株
日本システム技術	18,000	2,160.00	38,880,000	貸付有価証券 1,200 株 (1,000 株)
インテージホールディングス	22,000	1,618.00	35,596,000	貸付有価証券 9,900 株
東邦システムサイエンス	9,100	1,416.00	12,885,600	
ソースネクスト	98,900	161.00	15,922,900	貸付有価証券 46,400 株 (6,900 株)
シンプレクス・ホールディングス	38,100	2,539.00	96,735,900	貸付有価証券 1,500 株 (700 株)
HEROZ	7,600	911.00	6,923,600	貸付有価証券 3,500 株 (3,100 株)
ラクスル	47,100	1,342.00	63,208,200	貸付有価証券 5,800 株
メルカリ	95,100	1,830.00	174,033,000	貸付有価証券 26,000 株 (700 株)
I P S	5,600	2,499.00	13,994,400	貸付有価証券 2,500 株
F I G	2,500	301.00	752,500	貸付有価証券 1,200 株 (100 株)
システムサポート	7,500	1,774.00	13,305,000	
イーソル	13,100	598.00	7,833,800	貸付有価証券 1,200 株
東海ソフト	400	1,370.00	548,000	
ウイングアーク 1 s t	20,300	3,660.00	74,298,000	貸付有価証券 3,400 株 (1,500 株)
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	6,500	829.00	5,388,500	貸付有価証券 2,900 株
サーバーワークス	3,400	2,343.00	7,966,200	
東名	400	2,393.00	957,200	
ヴィッツ	200	929.00	185,800	
トビラシステムズ	600	812.00	487,200	
S a n s a n	64,100	2,380.00	152,558,000	貸付有価証券 5,400 株 (1,300 株)

L i n k－Uグループ	400	389.00	155,600	貸付有価証券 100株
ギフトィ	17,100	1,348.00	23,050,800	貸付有価証券 1,400株
メドレー	21,400	3,835.00	82,069,000	貸付有価証券 6,100株
ベース	9,500	2,893.00	27,483,500	
J M D C	23,700	3,912.00	92,714,400	貸付有価証券 8,500株（3,000株）
フォーカスシステムズ	13,000	1,115.00	14,495,000	
クレスコ	31,900	1,213.00	38,694,700	
フジ・メディア・ホール ディングス	186,900	1,853.00	346,325,700	貸付有価証券 900株
オービック	361,400	4,732.00	1,710,144,800	貸付有価証券 1,000株
ジャストシステム	28,000	3,575.00	100,100,000	
T D C ソフト	32,800	1,537.00	50,413,600	貸付有価証券 1,000株（900株）
L I N E ヤフー	3,113,300	422.00	1,313,812,600	貸付有価証券 8,300株
トレンドマイクロ	102,200	8,477.00	866,349,400	
I D ホールディングス	13,100	1,560.00	20,436,000	
日本オラクル	37,200	14,650.00	544,980,000	貸付有価証券 300株（200株）
アルファシステムズ	6,100	3,355.00	20,465,500	
フューチャー	48,400	1,888.00	91,379,200	
C A C H o l d i n g s	11,900	1,675.00	19,932,500	貸付有価証券 100株（100株）
トーセ	600	610.00	366,000	
オービックビジネスコン サルタント	32,800	7,103.00	232,978,400	貸付有価証券 200株
アイティフォー	22,800	1,444.00	32,923,200	
東計電算	5,400	4,210.00	22,734,000	貸付有価証券 2,500株
エックスネット	300	1,475.00	442,500	貸付有価証券 100株（100株）
大塚商会	220,600	3,631.00	800,998,600	貸付有価証券 1,400株
サイボウズ	26,800	2,900.00	77,720,000	貸付有価証券 7,800株
電通総研	18,900	5,870.00	110,943,000	
A C C E S S	20,300	867.00	17,600,100	貸付有価証券 9,500株
デジタルガレージ	31,100	3,805.00	118,335,500	
EMシステムズ	32,400	807.00	26,146,800	

ウェザーニューズ	12,000	3,285.00	39,420,000	貸付有価証券 200株 (200株)
C I J	48,500	461.00	22,358,500	貸付有価証券 6,800株 (1,300株)
ビジネスエンジニアリング	4,600	3,595.00	16,537,000	
日本エンタープライズ	2,200	125.00	275,000	貸付有価証券 1,000株
WOWOW	14,700	990.00	14,553,000	貸付有価証券 200株
スカラ	18,000	383.00	6,894,000	貸付有価証券 8,400株 (200株)
インテリジェント ウェイブ	1,100	1,105.00	1,215,500	
ANYCOLOR	26,400	2,918.00	77,035,200	貸付有価証券 12,400株 (11,300株)
I M A G I C A G R O U P	19,500	541.00	10,549,500	貸付有価証券 500株 (300株)
システムソフト	67,700	55.00	3,723,500	貸付有価証券 27,600株 (2,000株)
アルゴグラフィックス	17,800	5,030.00	89,534,000	貸付有価証券 100株
マーベラス	36,100	567.00	20,468,700	貸付有価証券 2,800株 (700株)
エイベックス	36,600	1,483.00	54,277,800	貸付有価証券 100株
B I P R O G Y	65,700	4,708.00	309,315,600	
都築電気	11,700	2,906.00	34,000,200	貸付有価証券 600株
T B S ホールディングス	97,900	4,164.00	407,655,600	貸付有価証券 3,200株
日本テレビホールディングス	172,300	2,829.50	487,522,850	貸付有価証券 4,600株 (1,900株)
朝日放送グループホールディングス	18,200	625.00	11,375,000	貸付有価証券 300株
テレビ朝日ホールディングス	47,200	2,343.00	110,589,600	貸付有価証券 100株
スカパー J S A T ホールディングス	151,200	908.00	137,289,600	貸付有価証券 400株
テレビ東京ホールディングス	12,000	3,155.00	37,860,000	貸付有価証券 800株
日本BS放送	800	883.00	706,400	貸付有価証券 300株 (300株)
ビジョン	29,100	1,295.00	37,684,500	貸付有価証券 13,600株
スマートバリュー	600	312.00	187,200	貸付有価証券 200株
U-NEXT HOLDINGS	65,400	1,716.00	112,226,400	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)

ワイヤレスゲート	1,000	218.00	218,000	貸付有価証券 100株
日本通信	156,500	124.00	19,406,000	貸付有価証券 52,700株 (45,600株)
クロップス	300	1,009.00	302,700	
日本電信電話	57,887,100	155.40	8,995,655,340	貸付有価証券 762,100株
KDDI	1,431,400	4,996.00	7,151,274,400	
ソフトバンク	31,140,800	197.90	6,162,764,320	
光通信	22,500	34,710.00	780,975,000	貸付有価証券 500株
エムティーアイ	13,400	1,269.00	17,004,600	貸付有価証券 1,500株 (1,200株)
GMOインターネットグループ	63,400	2,664.00	168,897,600	貸付有価証券 1,200株 (1,000株)
ファイバーゲート	10,500	900.00	9,450,000	貸付有価証券 2,000株
アイドママーケティング コミュニケーション	600	233.00	139,800	
KADOKAWA	102,900	3,114.00	320,430,600	貸付有価証券 9,000株 (3,700株)
学研ホールディングス	35,600	1,059.00	37,700,400	
ゼンリン	33,300	811.00	27,006,300	貸付有価証券 400株
昭文社ホールディングス	900	391.00	351,900	貸付有価証券 300株
インプレスホールディングス	2,200	149.00	327,800	
アイネット	11,800	1,555.00	18,349,000	貸付有価証券 1,800株 (1,700株)
松竹	11,100	11,050.00	122,655,000	
東宝	121,800	6,627.00	807,168,600	貸付有価証券 700株
東映	32,100	6,290.00	201,909,000	貸付有価証券 200株
NTTデータグループ	508,800	3,019.00	1,536,067,200	
ピー・シー・エー	12,800	2,092.00	26,777,600	貸付有価証券 1,000株 (500株)
ビジネスブレイン太田昭和	8,300	2,103.00	17,454,900	貸付有価証券 100株
DTS	35,200	4,295.00	151,184,000	
スクウェア・エニックス ・ホールディングス	97,800	6,267.00	612,912,600	貸付有価証券 200株
シーイーシー	24,600	1,946.00	47,871,600	
カブコン	386,800	3,415.00	1,320,922,000	
アイ・エス・ビー	9,100	1,370.00	12,467,000	貸付有価証券

				100 株 (100 株)
S C S K	158,900	3,310.00	525,959,000	貸付有価証券 1,200 株 (1,200 株)
N S W	8,600	3,080.00	26,488,000	貸付有価証券 200 株
アイネス	15,200	1,812.00	27,542,400	
T K C	34,700	3,845.00	133,421,500	
富士ソフト	53,800	9,810.00	527,778,000	貸付有価証券 25,200 株 (17,900 株)
N S D	74,900	3,431.00	256,981,900	
コナミグループ	72,900	14,910.00	1,086,939,000	
福井コンピュータホールディングス	13,500	3,070.00	41,445,000	
J B C Cホールディングス	12,900	4,705.00	60,694,500	
ミロク情報サービス	17,700	1,961.00	34,709,700	貸付有価証券 1,800 株
ソフトバンクグループ	960,000	8,936.00	8,578,560,000	貸付有価証券 7,800 株 (7,300 株)
リョーサン菱洋ホールディングス	34,700	2,262.00	78,491,400	貸付有価証券 9,200 株 (300 株)
高千穂交易	8,100	3,820.00	30,942,000	貸付有価証券 3,800 株 (100 株)
オルパヘルスケアホールディングス	400	2,027.00	810,800	貸付有価証券 100 株
伊藤忠食品	4,600	7,130.00	32,798,000	
エレマテック	18,400	2,393.00	44,031,200	貸付有価証券 3,000 株 (200 株)
あらた	31,400	3,110.00	97,654,000	
トーメンデバイス	3,000	6,610.00	19,830,000	
東京エレクトロン デバイス	20,500	2,900.00	59,450,000	貸付有価証券 4,300 株 (100 株)
円谷フィールズホールディングス	33,200	1,773.00	58,863,600	貸付有価証券 15,600 株
双日	228,600	3,070.00	701,802,000	貸付有価証券 600 株
アルフレッサ ホールディングス	191,300	2,156.00	412,442,800	貸付有価証券 1,800 株
横浜冷凍	51,600	835.00	43,086,000	貸付有価証券 1,100 株
神栄	300	1,638.00	491,400	
ラサ商事	11,300	1,419.00	16,034,700	
アルコニックス	29,300	1,467.00	42,983,100	貸付有価証券 600 株 (500 株)
神戸物産	158,800	3,428.00	544,366,400	貸付有価証券 23,700 株 (3,300 株)

ハイパー	500	297.00	148,500	貸付有価証券 200株
あいホールディングス	32,900	2,104.00	69,221,600	
ディーブイエックス	500	911.00	455,500	
ダイワボウホールディングス	90,900	3,089.00	280,790,100	
マクニカホールディングス	159,000	1,755.50	279,124,500	貸付有価証券 800株 (700株)
ラクト・ジャパン	8,700	2,675.00	23,272,500	貸付有価証券 3,200株
パイタルケーエスケー・ホールディングス	28,200	1,144.00	32,260,800	貸付有価証券 500株 (500株)
八洲電機	16,600	1,685.00	27,971,000	貸付有価証券 5,400株
メディアスホールディングス	11,900	842.00	10,019,800	貸付有価証券 5,500株
レスター	17,500	2,554.00	44,695,000	貸付有価証券 300株 (300株)
ジオリープグループ	500	1,073.00	536,500	
大光	1,200	581.00	697,200	貸付有価証券 500株
OCHIホールディングス	600	1,311.00	786,600	
TOKAIホールディングス	111,500	959.00	106,928,500	貸付有価証券 2,600株
黒谷	600	543.00	325,800	貸付有価証券 100株
C o m i n i x	400	899.00	359,600	
三洋貿易	21,000	1,542.00	32,382,000	
ビューティガレージ	6,500	1,310.00	8,515,000	貸付有価証券 1,300株 (500株)
ウイン・パートナーズ	14,900	1,285.00	19,146,500	貸付有価証券 5,100株 (200株)
ミタチ産業	600	1,216.00	729,600	貸付有価証券 300株 (300株)
シップヘルスケアホールディングス	81,100	2,207.50	179,028,250	貸付有価証券 100株
明治電機工業	7,600	1,399.00	10,632,400	
デリカフーズホールディングス	1,000	514.00	514,000	貸付有価証券 300株
スターティアホールディングス	700	2,266.00	1,586,200	
コメダホールディングス	53,700	2,838.00	152,400,600	貸付有価証券 1,800株 (1,200株)
ピーバンドットコム	300	374.00	112,200	貸付有価証券 100株
アセンテック	7,900	1,025.00	8,097,500	貸付有価証券 3,300株 (800株)

富士興産	600	1,395.00	837,000	貸付有価証券 200株 (100株)
協栄産業	300	2,235.00	670,500	貸付有価証券 100株
フルサト・マルカホールディングス	16,400	2,490.00	40,836,000	貸付有価証券 7,700株
ヤマエグループホールディングス	22,100	1,872.00	41,371,200	貸付有価証券 400株
小野建	22,500	1,459.00	32,827,500	貸付有価証券 700株 (400株)
南陽	900	1,104.00	993,600	
佐島電機	14,300	1,721.00	24,610,300	貸付有価証券 3,200株
エコートレーディング	500	913.00	456,500	貸付有価証券 100株 (100株)
伯東	11,800	4,120.00	48,616,000	貸付有価証券 4,000株
コンドーテック	15,800	1,361.00	21,503,800	
中山福	1,300	358.00	465,400	
ナガイレーベン	25,900	2,234.00	57,860,600	貸付有価証券 1,100株 (500株)
三菱食品	19,000	4,985.00	94,715,000	貸付有価証券 1,300株
松田産業	15,600	3,195.00	49,842,000	
第一興商	79,400	1,870.00	148,478,000	貸付有価証券 1,800株
メディパルホールディングス	222,700	2,386.00	531,362,200	
S P K	8,300	2,088.00	17,330,400	
萩原電気ホールディングス	8,800	3,230.00	28,424,000	
アズワン	63,700	2,690.00	171,353,000	貸付有価証券 2,400株
スズデン	8,800	1,842.00	16,209,600	
尾家産業	600	2,024.00	1,214,400	
シモジマ	13,700	1,308.00	17,919,600	貸付有価証券 300株
ドウシシャ	19,000	2,155.00	40,945,000	
小津産業	500	1,650.00	825,000	貸付有価証券 200株 (100株)
高速	12,200	2,416.00	29,475,200	
たけびし	8,700	2,011.00	17,495,700	貸付有価証券 500株
リックス	4,700	2,867.00	13,474,900	
丸文	18,300	1,030.00	18,849,000	貸付有価証券 300株 (200株)

ハビネット	15,700	4,955.00	77,793,500	貸付有価証券 900株
橋本総業ホールディングス	8,100	1,283.00	10,392,300	貸付有価証券 3,400株
日本ライフライン	55,000	1,349.00	74,195,000	貸付有価証券 100株
タカショー	16,600	445.00	7,387,000	貸付有価証券 7,800株 (1,200株)
I DOM	69,800	1,113.00	77,687,400	
進和	12,600	2,917.00	36,754,200	
エスケイジャパン	500	730.00	365,000	
ダイトロン	8,900	2,748.00	24,457,200	
シークス	29,300	1,165.00	34,134,500	貸付有価証券 13,700株 (1,200株)
田中商事	600	667.00	400,200	
オーハシテクニカ	9,800	1,978.00	19,384,400	
白銅	5,800	2,350.00	13,630,000	貸付有価証券 2,700株
ダイコー通産	200	1,307.00	261,400	
伊藤忠商事	1,380,000	7,612.00	10,504,560,000	貸付有価証券 900株
丸紅	1,687,100	2,284.00	3,853,336,400	
高島	1,600	1,261.00	2,017,600	
長瀬産業	91,700	3,158.00	289,588,600	貸付有価証券 400株
蝶理	11,000	3,855.00	42,405,000	貸付有価証券 100株
豊田通商	616,600	2,680.50	1,652,796,300	貸付有価証券 200株
三共生興	26,700	603.00	16,100,100	貸付有価証券 400株 (300株)
兼松	85,800	2,593.00	222,479,400	貸付有価証券 500株
ツカモトコーポレーション	300	1,061.00	318,300	
三井物産	3,016,400	3,217.00	9,703,758,800	貸付有価証券 34,700株
日本紙パルプ商事	98,100	665.00	65,236,500	貸付有価証券 5,300株 (5,300株)
カメイ	21,800	1,838.00	40,068,400	
東都水産	100	5,520.00	552,000	
OUGホールディングス	300	2,611.00	783,300	貸付有価証券 100株
スターゼン	14,200	2,889.00	41,023,800	
山善	69,200	1,390.00	96,188,000	貸付有価証券 30,800株 (29,600)

				株)
椿本興業	11,300	2,085.00	23,560,500	
住友商事	1,230,300	3,297.00	4,056,299,100	貸付有価証券 2,000株
内田洋行	8,300	6,670.00	55,361,000	
三菱商事	3,794,300	2,512.00	9,531,281,600	
第一実業	19,300	2,797.00	53,982,100	
キャノンマーケティング ジャパン	40,300	5,122.00	206,416,600	
西華産業	9,800	4,900.00	48,020,000	貸付有価証券 500株 (500株)
佐藤商事	14,200	1,452.00	20,618,400	貸付有価証券 100株 (100株)
東京産業	20,800	715.00	14,872,000	貸付有価証券 500株
ユアサ商事	17,600	4,310.00	75,856,000	
神鋼商事	4,500	6,020.00	27,090,000	
トルク	1,600	232.00	371,200	貸付有価証券 300株 (100株)
阪和興業	33,800	4,845.00	163,761,000	貸付有価証券 800株 (100株)
正栄食品工業	13,600	3,915.00	53,244,000	貸付有価証券 1,000株 (300株)
カナデン	15,400	1,487.00	22,899,800	貸付有価証券 100株
R Y O D E N	16,600	2,361.00	39,192,600	貸付有価証券 100株
岩谷産業	204,000	1,751.00	357,204,000	貸付有価証券 700株
ナイス	600	1,642.00	985,200	
ニチモウ	700	1,936.00	1,355,200	
極東貿易	12,300	1,538.00	18,917,400	貸付有価証券 700株 (200株)
アステナホールディング ス	38,700	465.00	17,995,500	貸付有価証券 3,400株 (1,900株)
三愛オブリ	47,900	1,879.00	90,004,100	
稲畑産業	55,600	3,235.00	179,866,000	貸付有価証券 800株
G S I クレオス	11,000	2,213.00	24,343,000	貸付有価証券 100株
明和産業	29,300	627.00	18,371,100	貸付有価証券 800株
クワザワホールディング ス	800	655.00	524,000	貸付有価証券 300株
ワキタ	30,200	1,632.00	49,286,400	貸付有価証券 7,500株

東邦ホールディングス	55,500	4,232.00	234,876,000	貸付有価証券 18,300株 (800株)
サンゲツ	51,500	2,868.00	147,702,000	貸付有価証券 400株
ミツウロコグループホールディングス	26,200	1,794.00	47,002,800	貸付有価証券 200株 (100株)
シナネンホールディングス	5,700	6,390.00	36,423,000	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	50,900	1,606.00	81,745,400	貸付有価証券 2,600株
サンリオ	166,800	5,106.00	851,680,800	貸付有価証券 23,700株 (23,600株)
サンワテクノス	9,300	2,205.00	20,506,500	貸付有価証券 100株 (100株)
新光商事	27,600	962.00	26,551,200	貸付有価証券 100株 (100株)
トーヨー	8,800	2,913.00	25,634,400	貸付有価証券 4,100株
三信電気	8,300	1,896.00	15,736,800	
東陽テクニカ	18,900	1,436.00	27,140,400	貸付有価証券 900株
モスフードサービス	30,200	3,710.00	112,042,000	
加賀電子	41,700	2,917.00	121,638,900	貸付有価証券 1,400株 (300株)
ソーダニッカ	20,000	1,166.00	23,320,000	
立花エレクトック	12,300	2,669.00	32,828,700	
フォーバル	8,000	1,377.00	11,016,000	貸付有価証券 3,700株
PAL TAC	32,000	4,367.00	139,744,000	貸付有価証券 300株 (200株)
三谷産業	35,900	322.00	11,559,800	貸付有価証券 600株 (300株)
太平洋興発	800	709.00	567,200	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	12,500	1,920.00	24,000,000	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
ヤマシタヘルスケアホールディングス	200	2,435.00	487,000	
コア商事ホールディングス	15,200	617.00	9,378,400	
K P P グループホールディングス	42,500	626.00	26,605,000	貸付有価証券 2,200株 (2,000株)
ヤマタネ	8,200	3,760.00	30,832,000	
丸紅建材リース	200	3,095.00	619,000	
泉州電業	14,100	5,020.00	70,782,000	貸付有価証券 2,600株 (2,600株)
トラスコ中山	43,100	2,386.00	102,836,600	貸付有価証券 500株 (300株)

オートバックスセブン	71,400	1,427.00	101,887,800	貸付有価証券 1,000株（800株）
モリト	16,300	1,523.00	24,824,900	貸付有価証券 3,300株
加藤産業	25,400	4,540.00	115,316,000	
北恵	600	791.00	474,600	貸付有価証券 200株（200株）
イエローハット	36,200	2,632.00	95,278,400	貸付有価証券 1,200株（100株）
J Kホールディングス	15,800	1,043.00	16,479,400	
日伝	11,800	3,105.00	36,639,000	貸付有価証券 5,500株（600株）
北沢産業	1,600	354.00	566,400	貸付有価証券 100株
杉本商事	18,200	1,380.00	25,116,000	貸付有価証券 1,500株（400株）
因幡電機産業	57,300	3,923.00	224,787,900	貸付有価証券 200株（100株）
東テク	20,600	2,686.00	55,331,600	貸付有価証券 900株（200株）
ミスミグループ本社	310,200	2,450.00	759,990,000	貸付有価証券 2,500株
アルテック	1,200	208.00	249,600	貸付有価証券 400株（400株）
タキヒヨー	600	1,579.00	947,400	貸付有価証券 200株（100株）
蔵王産業	400	2,435.00	974,000	
スズケン	67,700	4,731.00	320,288,700	
ジェコス	12,300	1,001.00	12,312,300	
インターメスティック	11,700	2,507.00	29,331,900	
サンエー	34,800	2,811.00	97,822,800	貸付有価証券 100株
カワチ薬品	16,100	2,477.00	39,879,700	貸付有価証券 300株（300株）
エービーシー・マート	89,800	3,222.00	289,335,600	貸付有価証券 200株（200株）
ハードオフコーポレーション	8,100	1,856.00	15,033,600	
アスクル	48,600	1,711.00	83,154,600	貸付有価証券 12,400株（4,500株）
ゲオホールディングス	23,100	1,595.00	36,844,500	貸付有価証券 2,200株（2,100株）
アダストリア	28,300	3,615.00	102,304,500	貸付有価証券 100株（100株）
ジーフット	1,900	282.00	535,800	貸付有価証券 400株（300株）
シー・ヴィ・エス・ペイ エリア	300	519.00	155,700	貸付有価証券 100株

くら寿司	24,000	3,035.00	72,840,000	貸付有価証券 11,200株(4,000株)
キャンドウ	7,300	3,385.00	24,710,500	貸付有価証券 500株(400株)
I Kホールディングス	800	403.00	322,400	貸付有価証券 300株
パルグループホールディングス	47,000	3,185.00	149,695,000	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
エディオン	89,400	1,783.00	159,400,200	貸付有価証券 600株
サーラコーポレーション	43,100	883.00	38,057,300	貸付有価証券 100株
ワッツ	1,000	662.00	662,000	貸付有価証券 100株
ハローズ	8,200	3,975.00	32,595,000	
フジオフードグループ本社	25,600	1,175.00	30,080,000	貸付有価証券 12,000株
あみやき亭	14,900	1,633.00	24,331,700	貸付有価証券 5,900株
ひらまつ	5,400	167.00	901,800	貸付有価証券 1,400株(700株)
大黒天物産	6,300	9,650.00	60,795,000	貸付有価証券 300株
ハニーズホールディングス	18,200	1,623.00	29,538,600	貸付有価証券 6,900株
ファーマライズホールディングス	500	552.00	276,000	貸付有価証券 200株
アルペン	16,900	2,071.00	34,999,900	貸付有価証券 7,900株
ハブ	800	745.00	596,000	貸付有価証券 300株(200株)
クオールホールディングス	25,400	1,440.00	36,576,000	貸付有価証券 300株(200株)
ジンズホールディングス	15,700	6,650.00	104,405,000	
ビックカメラ	122,900	1,706.50	209,728,850	貸付有価証券 2,900株
D C Mホールディングス	106,300	1,417.00	150,627,100	貸付有価証券 700株(700株)
M o n o t a R O	291,000	2,730.50	794,575,500	貸付有価証券 5,700株
東京一番フーズ	700	492.00	344,400	貸付有価証券 300株
DDグループ	1,500	1,412.00	2,118,000	貸付有価証券 700株
きちりホールディングス	600	898.00	538,800	貸付有価証券 300株(100株)
J．フロント リテイリング	235,600	1,990.00	468,844,000	貸付有価証券 6,100株(1,000株)
ドトール・日レスホール	36,400	2,312.00	84,156,800	

ディングス				
マツキヨココカラ&カンパニー	361,900	2,205.00	797,989,500	貸付有価証券 38,400株 (15,300株)
ブロンコビリー	12,000	3,710.00	44,520,000	貸付有価証券 5,600株
Z O Z O	152,600	4,854.00	740,720,400	貸付有価証券 300株
トレジャー・ファクトリー	14,100	1,406.00	19,824,600	貸付有価証券 400株 (400株)
物語コーポレーション	36,600	3,550.00	129,930,000	貸付有価証券 17,200株
三越伊勢丹ホールディングス	311,500	2,499.00	778,438,500	貸付有価証券 14,000株
H a m e e	8,300	1,319.00	10,947,700	
マーケットエンタープライズ	200	1,114.00	222,800	
ウエルシアホールディングス	106,500	1,881.50	200,379,750	貸付有価証券 8,800株 (8,400株)
クリエイトSDホールディングス	29,100	2,759.00	80,286,900	貸付有価証券 6,300株 (400株)
丸善CH I ホールディングス	3,400	320.00	1,088,000	貸付有価証券 1,500株
ミサワ	500	703.00	351,500	貸付有価証券 200株
ティーライフ	300	1,109.00	332,700	貸付有価証券 100株 (100株)
エー・ピーホールディングス	700	946.00	662,200	貸付有価証券 300株
チムニー	800	1,230.00	984,000	貸付有価証券 400株
シュッピン	20,200	1,029.00	20,785,800	貸付有価証券 8,500株
オイシックス・ラ・大地	33,100	1,273.00	42,136,300	貸付有価証券 15,500株 (7,100株)
ネクステージ	46,900	1,330.00	62,377,000	貸付有価証券 6,200株 (2,900株)
ジョイフル本田	57,000	1,848.00	105,336,000	貸付有価証券 4,000株
エターナルホスピタリティグループ	7,600	2,831.00	21,515,600	貸付有価証券 3,500株 (500株)
ホットランド	15,700	2,231.00	35,026,700	貸付有価証券 7,300株
すかいらくホールディングス	280,600	2,421.50	679,472,900	貸付有価証券 131,800株
S F P ホールディングス	11,600	1,934.00	22,434,400	貸付有価証券 5,400株 (100株)
綿半ホールディングス	15,900	1,535.00	24,406,500	
ヨシックスホールディング	6,800	3,280.00	22,304,000	

グス				
ユナイテッド・スーパー マーケット・ホール	87,686	727.00	63,747,722	貸付有価証券 29,500株 (800株)
ゴルフダイジェスト・オ ンライン	11,900	351.00	4,176,900	貸付有価証券 5,500株 (2,200株)
B E E N O S	12,800	3,980.00	50,944,000	貸付有価証券 3,900株 (3,200株)
あさひ	17,100	1,620.00	27,702,000	
日本調剤	13,500	1,389.00	18,751,500	
コスモス薬品	34,800	6,580.00	228,984,000	貸付有価証券 100株 (100株)
トーエル	1,000	755.00	755,000	貸付有価証券 400株
セブン&アイ・ホールデ ィングス	2,267,900	2,419.50	5,487,184,050	貸付有価証券 5,800株
クリエイト・レストラン ツ・ホールディング	154,400	1,164.00	179,721,600	貸付有価証券 72,500株
ツルハホールディングス	43,100	8,059.00	347,342,900	貸付有価証券 1,900株
サンマルクホールディン グス	16,500	2,568.00	42,372,000	
フェリシモ	600	827.00	496,200	
トリドールホールディン グス	57,700	3,838.00	221,452,600	貸付有価証券 22,000株
T O K Y O B A S E	21,900	316.00	6,920,400	貸付有価証券 4,800株
ウイルプラスホールディ ングス	500	996.00	498,000	貸付有価証券 200株 (200株)
J Mホールディングス	14,800	2,451.00	36,274,800	
サツドラホールディン グス	900	839.00	755,100	貸付有価証券 400株 (400株)
アレンザホールディン グス	15,300	1,096.00	16,768,800	貸付有価証券 7,100株
串カツ田中ホールディ ングス	6,200	1,392.00	8,630,400	貸付有価証券 2,900株
バロックジャパンリミ テッド	24,000	787.00	18,888,000	貸付有価証券 9,700株 (1,700株)
クスリのアオキホール ディングス	68,600	3,227.00	221,372,200	貸付有価証券 1,000株
力の源ホールディング ス	15,400	992.00	15,276,800	貸付有価証券 5,900株 (1,700株)
F O O D & L I F E C O M P A N I E	109,500	3,482.00	381,279,000	
メディカルシステムネッ トワーク	20,000	418.00	8,360,000	
一家ホールディングス	600	662.00	397,200	貸付有価証券 200株
ジャパングラフトホール	1,800	140.00	252,000	貸付有価証券

ディングス				800 株 (100 株)
はるやまホールディングス	1, 100	614. 00	675, 400	貸付有価証券 500 株
ノジマ	67, 000	2, 306. 00	154, 502, 000	貸付有価証券 400 株
カップ・クリエイト	32, 300	1, 571. 00	50, 743, 300	貸付有価証券 3, 500 株
ライトオン	1, 700	169. 00	287, 300	貸付有価証券 800 株
良品計画	244, 500	3, 437. 00	840, 346, 500	貸付有価証券 500 株
パリミキホールディングス	3, 300	292. 00	963, 600	貸付有価証券 1, 500 株 (700 株)
アドヴァングループ	17, 500	963. 00	16, 852, 500	貸付有価証券 300 株 (300 株)
アルビス	6, 700	2, 602. 00	17, 433, 400	
コナカ	2, 700	218. 00	588, 600	貸付有価証券 1, 200 株
ハウス オブ ローゼ	300	1, 426. 00	427, 800	
G－7ホールディングス	22, 400	1, 468. 00	32, 883, 200	貸付有価証券 100 株 (100 株)
イオン北海道	50, 600	880. 00	44, 528, 000	貸付有価証券 1, 300 株 (1, 000 株)
コジマ	39, 600	1, 042. 00	41, 263, 200	貸付有価証券 12, 200 株
ヒマラヤ	800	842. 00	673, 600	貸付有価証券 300 株
コーナン商事	22, 600	3, 540. 00	80, 004, 000	
エコス	7, 600	2, 026. 00	15, 397, 600	
ワタミ	24, 800	953. 00	23, 634, 400	貸付有価証券 1, 300 株 (300 株)
マルシェ	800	200. 00	160, 000	貸付有価証券 300 株
パン・パシフィック・インターナショナルホ	414, 700	4, 144. 00	1, 718, 516, 800	貸付有価証券 20, 500 株
西松屋チェーン	45, 400	2, 257. 00	102, 467, 800	貸付有価証券 18, 500 株 (1, 500 株)
ゼンショーホールディングス	116, 600	9, 176. 00	1, 069, 921, 600	
幸楽苑	15, 200	1, 078. 00	16, 385, 600	貸付有価証券 7, 100 株
ハークスレイ	800	682. 00	545, 600	貸付有価証券 300 株 (300 株)
サイゼリヤ	30, 300	5, 380. 00	163, 014, 000	貸付有価証券 900 株
V Tホールディングス	80, 100	487. 00	39, 008, 700	貸付有価証券 3, 000 株 (700 株)
魚力	7, 200	2, 470. 00	17, 784, 000	

ポプラ	700	208.00	145,600	貸付有価証券 300株
フジ・コーポレーション	9,300	2,061.00	19,167,300	
ユナイテッドアローズ	21,900	2,692.00	58,954,800	
ハイデイ日高	33,200	2,769.00	91,930,800	貸付有価証券 11,600株 (200株)
京都きもの友禅ホールディングス	1,400	85.00	119,000	貸付有価証券 600株 (500株)
コロワイド	115,900	1,643.00	190,423,700	貸付有価証券 40,600株 (700株)
壱番屋	81,100	1,000.00	81,100,000	貸付有価証券 3,000株 (1,200株)
トップカルチャー	800	130.00	104,000	貸付有価証券 300株 (100株)
P L A N T	500	1,592.00	796,000	貸付有価証券 200株 (200株)
スギホールディングス	110,300	2,438.00	268,911,400	貸付有価証券 16,600株 (16,400株)
薬王堂ホールディングス	10,000	1,949.00	19,490,000	
ダブルエー	4,100	1,395.00	5,719,500	貸付有価証券 1,900株 (1,900株)
スクロール	30,600	1,083.00	33,139,800	貸付有価証券 500株 (500株)
ヨンドシーホールディングス	19,400	1,855.00	35,987,000	貸付有価証券 1,800株 (100株)
木曽路	31,100	2,085.00	64,843,500	貸付有価証券 14,600株 (1,300株)
S R S ホールディングス	33,900	1,166.00	39,527,400	貸付有価証券 15,800株
千趣会	41,600	298.00	12,396,800	貸付有価証券 19,500株
リテールパートナーズ	30,500	1,240.00	37,820,000	
上新電機	20,300	2,248.00	45,634,400	貸付有価証券 200株
日本瓦斯	98,200	2,173.50	213,437,700	貸付有価証券 1,900株
ロイヤルホールディングス	36,200	2,410.00	87,242,000	貸付有価証券 17,300株
東天紅	200	880.00	176,000	
チヨダ	19,600	1,332.00	26,107,200	
ライフコーポレーション	21,500	3,450.00	74,175,000	
リンガーハット	26,500	2,159.00	57,213,500	貸付有価証券 12,300株
M r M a x H D	25,900	718.00	18,596,200	貸付有価証券 200株 (200株)
テンアライド	3,600	271.00	975,600	貸付有価証券 1,600株 (600株)

AOKIホールディングス	44,000	1,283.00	56,452,000	
オークワ	32,800	872.00	28,601,600	貸付有価証券 15,000株(200株)
コメリ	27,600	3,285.00	90,666,000	貸付有価証券 600株
青山商事	43,900	2,281.00	100,135,900	貸付有価証券 300株
しまむら	48,200	8,621.00	415,532,200	貸付有価証券 2,100株(1,500株)
はせがわ	1,200	306.00	367,200	貸付有価証券 100株
高島屋	285,300	1,271.00	362,616,300	貸付有価証券 48,700株(36,700株)
松屋	34,800	982.00	34,173,600	貸付有価証券 6,600株(1,100株)
エイチ・ツー・オー リテイリング	99,900	2,222.00	221,977,800	貸付有価証券 46,100株
近鉄百貨店	11,700	2,093.00	24,488,100	貸付有価証券 200株
丸井グループ	136,300	2,514.50	342,726,350	貸付有価証券 300株
アクシアル リテイリング	56,000	909.00	50,904,000	
井筒屋	1,000	417.00	417,000	貸付有価証券 400株(300株)
イオン	759,200	3,644.00	2,766,524,800	貸付有価証券 4,700株(300株)
イズミ	31,200	3,177.00	99,122,400	貸付有価証券 400株
平和堂	33,700	2,286.00	77,038,200	貸付有価証券 15,600株
フジ	37,800	2,037.00	76,998,600	貸付有価証券 17,700株
ヤオコー	24,300	9,132.00	221,907,600	貸付有価証券 100株
ゼビオホールディングス	27,800	1,141.00	31,719,800	貸付有価証券 400株
ケーズホールディングス	137,900	1,397.50	192,715,250	貸付有価証券 15,800株
Olympicグループ	1,000	457.00	457,000	
日産東京販売ホールディングス	3,400	493.00	1,676,200	貸付有価証券 1,500株(300株)
シルバーライフ	5,500	688.00	3,784,000	
Genky Drug Stores	18,000	3,075.00	55,350,000	貸付有価証券 600株(600株)
ナルミヤ・インターナショナル	400	1,329.00	531,600	貸付有価証券 100株

ブックオフグループホールディングス	14,900	1,482.00	22,081,800	貸付有価証券 200 株
ギフトホールディングス	10,100	3,555.00	35,905,500	貸付有価証券 1,500 株 (900 株)
アインホールディングス	28,300	4,258.00	120,501,400	貸付有価証券 6,500 株
Genki Global Dining	11,600	3,445.00	39,962,000	貸付有価証券 600 株 (200 株)
ヤマダホールディングス	631,400	447.10	282,298,940	貸付有価証券 2,500 株
アークランズ	61,100	1,659.00	101,364,900	貸付有価証券 28,700 株 (300 株)
ニトリホールディングス	74,700	18,380.00	1,372,986,000	貸付有価証券 100 株
グルメ杵屋	16,600	1,045.00	17,347,000	
愛眼	1,700	140.00	238,000	貸付有価証券 700 株
ケーユーホールディングス	12,000	1,087.00	13,044,000	貸付有価証券 100 株 (100 株)
吉野家ホールディングス	80,300	3,100.00	248,930,000	貸付有価証券 37,700 株
松屋フーズホールディングス	9,700	6,660.00	64,602,000	
サガミホールディングス	33,000	1,769.00	58,377,000	貸付有価証券 600 株
王将フードサービス	40,600	3,045.00	123,627,000	貸付有価証券 300 株
ミニストップ	17,100	1,670.00	28,557,000	貸付有価証券 7,900 株
アークス	34,500	2,548.00	87,906,000	貸付有価証券 100 株
バローホールディングス	39,200	2,145.00	84,084,000	
ベルク	10,200	6,560.00	66,912,000	
大庄	12,300	1,068.00	13,136,400	貸付有価証券 2,400 株
ファーストリテイリング	115,500	53,180.00	6,142,290,000	貸付有価証券 100 株
サンドラッグ	69,300	3,941.00	273,111,300	貸付有価証券 3,200 株 (3,000 株)
サックスパーホールディングス	19,500	965.00	18,817,500	貸付有価証券 400 株 (300 株)
ヤマザワ	500	1,185.00	592,500	貸付有価証券 100 株 (100 株)
やまや	500	2,851.00	1,425,500	
ベルーナ	49,400	775.00	38,285,000	貸付有価証券 700 株 (300 株)
いよぎんホールディングス	250,200	1,535.00	384,057,000	貸付有価証券 500 株 (500 株)

しずおかフィナンシャルグループ	420,900	1,277.00	537,489,300	貸付有価証券 2,100株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	160,900	1,630.00	262,267,000	
楽天銀行	88,600	4,468.00	395,864,800	貸付有価証券 200株
京都フィナンシャルグループ	240,500	2,258.50	543,169,250	
島根銀行	600	499.00	299,400	貸付有価証券 200株
じもとホールディングス	1,900	290.00	551,000	貸付有価証券 900株 (200株)
めぶきフィナンシャルグループ	959,400	636.30	610,466,220	貸付有価証券 17,900株 (14,400株)
東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,500	4,500.00	110,250,000	
九州フィナンシャルグループ	336,200	696.00	233,995,200	貸付有価証券 2,300株
ゆうちょ銀行	1,575,000	1,461.00	2,301,075,000	貸付有価証券 115,200株
富山第一銀行	60,700	1,080.00	65,556,000	貸付有価証券 11,800株 (500株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,016,700	869.10	883,613,970	貸付有価証券 8,100株
西日本フィナンシャルホールディングス	117,600	1,998.00	234,964,800	貸付有価証券 2,200株
三十三フィナンシャルグループ	17,100	2,221.00	37,979,100	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	60,000	2,891.00	173,460,000	貸付有価証券 500株
ひろぎんホールディングス	268,900	1,156.00	310,848,400	貸付有価証券 7,400株
おきなわフィナンシャルグループ	15,000	2,615.00	39,225,000	貸付有価証券 300株
十六フィナンシャルグループ	26,800	4,270.00	114,436,000	貸付有価証券 100株 (100株)
北國フィナンシャルホールディングス	18,700	5,290.00	98,923,000	貸付有価証券 3,500株 (3,400株)
プロクレアホールディングス	21,800	1,724.00	37,583,200	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
あいちフィナンシャルグループ	35,600	2,434.00	86,650,400	貸付有価証券 300株
あおぞら銀行	131,900	2,422.50	319,527,750	貸付有価証券 20,500株
三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,533,300	1,800.00	22,559,940,000	貸付有価証券 3,200株
りそなホールディングス	2,360,200	1,127.50	2,661,125,500	貸付有価証券 45,500株
三井住友トラストグループ	680,500	3,678.00	2,502,879,000	

プ				
三井住友フィナンシャルグループ	3,986,800	3,694.00	14,727,239,200	
千葉銀行	591,800	1,217.50	720,516,500	貸付有価証券 10,100株
群馬銀行	332,000	1,076.00	357,232,000	貸付有価証券 24,600株 (20,500株)
武蔵野銀行	29,100	2,976.00	86,601,600	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
千葉興業銀行	45,100	1,447.00	65,259,700	貸付有価証券 200株
筑波銀行	83,900	242.00	20,303,800	貸付有価証券 15,200株 (3,600株)
七十七銀行	61,200	4,513.00	276,195,600	貸付有価証券 100株
秋田銀行	12,800	2,224.00	28,467,200	貸付有価証券 100株
山形銀行	21,200	975.00	20,670,000	貸付有価証券 800株 (600株)
岩手銀行	12,100	2,720.00	32,912,000	
東邦銀行	164,900	294.00	48,480,600	貸付有価証券 15,600株 (7,000株)
東北銀行	1,100	1,136.00	1,249,600	貸付有価証券 200株
ふくおかフィナンシャルグループ	166,400	3,920.00	652,288,000	貸付有価証券 100株
スルガ銀行	128,700	1,160.00	149,292,000	貸付有価証券 7,400株
八十二銀行	447,400	1,008.50	451,202,900	貸付有価証券 13,900株 (13,900株)
山梨中央銀行	21,400	1,840.00	39,376,000	貸付有価証券 500株 (500株)
大垣共立銀行	36,400	1,871.00	68,104,400	貸付有価証券 2,000株 (1,400株)
福井銀行	17,100	1,815.00	31,036,500	
清水銀行	7,600	1,434.00	10,898,400	貸付有価証券 100株
富山銀行	400	1,515.00	606,000	貸付有価証券 100株
滋賀銀行	28,900	3,885.00	112,276,500	
南都銀行	28,800	3,195.00	92,016,000	
百五銀行	179,800	625.00	112,375,000	貸付有価証券 38,700株 (31,600株)
紀陽銀行	68,400	2,218.00	151,711,200	貸付有価証券 2,400株 (1,000株)
ほくほくフィナンシャル	107,500	1,943.50	208,926,250	貸付有価証券

グループ				4,500株（500株）
山陰合同銀行	119,600	1,250.00	149,500,000	貸付有価証券 5,600株（2,100株）
鳥取銀行	800	1,204.00	963,200	貸付有価証券 300株
百十四銀行	18,700	3,240.00	60,588,000	
四国銀行	28,000	1,122.00	31,416,000	
阿波銀行	26,800	2,731.00	73,190,800	
大分銀行	11,500	3,140.00	36,110,000	貸付有価証券 200株
宮崎銀行	12,500	3,040.00	38,000,000	
佐賀銀行	11,200	2,168.00	24,281,600	貸付有価証券 200株（200株）
琉球銀行	43,800	1,055.00	46,209,000	貸付有価証券 500株（400株）
セブン銀行	684,600	309.00	211,541,400	貸付有価証券 34,700株（30,200株）
みずほフィナンシャルグループ	2,579,500	3,788.00	9,771,146,000	
高知銀行	700	815.00	570,500	
山口フィナンシャルグループ	187,400	1,627.00	304,899,800	貸付有価証券 800株
名古屋銀行	11,900	6,290.00	74,851,000	
北洋銀行	260,600	459.00	119,615,400	貸付有価証券 2,400株
大光銀行	700	1,443.00	1,010,100	
愛媛銀行	27,900	1,090.00	30,411,000	貸付有価証券 700株
トマト銀行	800	1,216.00	972,800	
京葉銀行	85,800	793.00	68,039,400	貸付有価証券 18,600株（18,200株）
栃木銀行	87,500	280.00	24,500,000	貸付有価証券 4,700株（2,600株）
北日本銀行	6,700	2,879.00	19,289,300	
東和銀行	35,100	634.00	22,253,400	貸付有価証券 500株
福島銀行	2,300	220.00	506,000	貸付有価証券 1,100株（700株）
大東銀行	1,000	728.00	728,000	貸付有価証券 400株
トモニホールディングス	182,600	448.00	81,804,800	貸付有価証券 6,500株
フィデアホールディングス	19,700	1,373.00	27,048,100	貸付有価証券 800株（300株）
池田泉州ホールディング	265,100	391.00	103,654,100	貸付有価証券

ス				1,000株
F P G	68,200	2,780.00	189,596,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	31,000	1,055.00	32,705,000	貸付有価証券 4,300株 (800株)
マーキュリアホールディングス	900	812.00	730,800	貸付有価証券 400株
S B I ホールディングス	307,500	3,999.00	1,229,692,500	貸付有価証券 4,000株
日本アジア投資	1,500	204.00	306,000	貸付有価証券 300株
ジャフコ グループ	56,900	2,161.00	122,960,900	貸付有価証券 6,400株 (5,900株)
大和証券グループ本社	1,366,500	1,020.00	1,393,830,000	貸付有価証券 40,800株
野村ホールディングス	3,213,700	902.80	2,901,328,360	
岡三証券グループ	151,000	629.00	94,979,000	貸付有価証券 26,100株 (20,700株)
丸三証券	63,600	974.00	61,946,400	貸付有価証券 1,700株 (900株)
東洋証券	57,000	553.00	31,521,000	貸付有価証券 15,100株 (8,200株)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	226,900	482.00	109,365,800	貸付有価証券 3,900株
光世証券	600	433.00	259,800	貸付有価証券 200株 (100株)
水戸証券	52,400	554.00	29,029,600	貸付有価証券 500株 (100株)
いちよし証券	38,500	962.00	37,037,000	貸付有価証券 3,900株 (3,600株)
松井証券	131,700	807.00	106,281,900	
マネックスグループ	187,200	980.00	183,456,000	貸付有価証券 10,800株 (3,400株)
極東証券	23,800	1,429.00	34,010,200	貸付有価証券 3,500株 (600株)
岩井コスモホールディングス	21,800	2,285.00	49,813,000	
アイザワ証券グループ	27,600	1,740.00	48,024,000	貸付有価証券 11,300株 (1,200株)
マネーパートナーズグループ	2,200	473.00	1,040,600	
スパークス・グループ	21,300	1,496.00	31,864,800	貸付有価証券 2,100株 (1,800株)
小林洋行	900	274.00	246,600	貸付有価証券 400株
かんぽ生命保険	222,400	2,901.50	645,293,600	貸付有価証券 1,900株
F P パートナー	8,300	2,054.00	17,048,200	貸付有価証券 3,700株 (1,000株)

SOMPOホールディングス	934,300	4,157.00	3,883,885,100	
アニコムホールディングス	64,900	649.00	42,120,100	貸付有価証券 200株
MS&ADインシュアランスグループホール	1,400,500	3,389.00	4,746,294,500	
第一生命ホールディングス	898,700	4,198.00	3,772,742,600	
東京海上ホールディングス	1,865,800	5,579.00	10,409,298,200	
T&Dホールディングス	513,200	2,823.00	1,448,763,600	
アドバンスクリエイト	15,000	454.00	6,810,000	貸付有価証券 7,000株 (100株)
NEXYZ. Group	700	731.00	511,700	貸付有価証券 200株 (200株)
全国保証	50,000	5,452.00	272,600,000	貸付有価証券 100株
あんしん保証	900	146.00	131,400	
ジェイリース	14,300	1,250.00	17,875,000	
イントラスト	800	820.00	656,000	
日本モーゲージサービス	1,300	414.00	538,200	貸付有価証券 300株 (200株)
Casa	800	827.00	661,600	
SBIアルヒ	19,500	801.00	15,619,500	貸付有価証券 100株
プレミアグループ	32,300	2,542.00	82,106,600	
ネットプロテクションズホールディングス	63,700	517.00	32,932,900	貸付有価証券 27,300株 (5,900株)
クレディセゾン	121,100	3,668.00	444,194,800	貸付有価証券 2,300株 (500株)
芙蓉総合リース	17,600	11,510.00	202,576,000	貸付有価証券 300株
みずほリース	143,600	1,010.00	145,036,000	貸付有価証券 100株
東京センチュリー	142,800	1,552.00	221,625,600	貸付有価証券 4,600株
日本証券金融	70,200	2,071.00	145,384,200	貸付有価証券 300株 (300株)
アイフル	316,500	322.00	101,913,000	貸付有価証券 400株
リコーリース	18,100	5,040.00	91,224,000	貸付有価証券 1,200株
イオンフィナンシャルサービス	109,700	1,251.50	137,289,550	貸付有価証券 3,700株
アコム	454,700	382.00	173,695,400	貸付有価証券 11,000株 (6,600株)
ジャックス	22,900	3,655.00	83,699,500	貸付有価証券 200株 (200株)

オリエントコーポレーション	62,400	814.00	50,793,600	貸付有価証券 7,200株
オリックス	1,146,100	3,315.00	3,799,321,500	
三菱HCキャピタル	958,000	1,010.00	967,580,000	貸付有価証券 1,900株 (800株)
九州リースサービス	800	1,023.00	818,400	貸付有価証券 100株
日本取引所グループ	1,136,900	1,782.00	2,025,955,800	貸付有価証券 1,000株
イー・ギャランティ	31,200	1,764.00	55,036,800	貸付有価証券 1,200株
アサックス	700	702.00	491,400	
NECキャピタルソリューション	9,400	3,755.00	35,297,000	貸付有価証券 100株
r o b o t h o m e	52,900	134.00	7,088,600	貸付有価証券 16,700株 (4,700株)
大東建託	65,000	17,805.00	1,157,325,000	
いちご	161,700	366.00	59,182,200	貸付有価証券 1,100株
日本駐車場開発	227,500	215.00	48,912,500	貸付有価証券 38,900株 (5,300株)
スター・マイカ・ホールディングス	19,700	761.00	14,991,700	
S R E ホールディングス	7,100	3,050.00	21,655,000	貸付有価証券 3,200株 (1,400株)
ADワークスグループ	5,400	211.00	1,139,400	貸付有価証券 2,600株 (2,300株)
ヒューリック	445,800	1,368.00	609,854,400	貸付有価証券 48,900株 (4,900株)
野村不動産ホールディングス	119,800	3,784.00	453,323,200	貸付有価証券 3,900株
三重交通グループホールディングス	40,900	489.00	20,000,100	貸付有価証券 18,800株 (2,300株)
ディア・ライフ	32,600	1,037.00	33,806,200	貸付有価証券 100株
コーセーアールイー	700	719.00	503,300	貸付有価証券 300株 (300株)
地主	16,900	2,116.00	35,760,400	貸付有価証券 1,200株
プレサンスコーポレーション	25,400	1,933.00	49,098,200	貸付有価証券 1,100株
ハウスコム	300	1,413.00	423,900	
J P M C	11,000	1,128.00	12,408,000	
サンセイランディック	700	956.00	669,200	
エストラスト	300	687.00	206,100	
フージャースホールディングス	29,500	999.00	29,470,500	貸付有価証券 800株 (300株)

オープンハウスグループ	70,100	5,380.00	377,138,000	貸付有価証券 3,200株
東急不動産ホールディングス	574,500	944.20	542,442,900	貸付有価証券 7,100株
飯田グループホールディングス	183,100	2,372.50	434,404,750	貸付有価証券 300株
イーランド	400	1,376.00	550,400	
ムゲンエステート	1,600	1,938.00	3,100,800	貸付有価証券 700株 (700株)
ビーロッド	1,300	1,335.00	1,735,500	貸付有価証券 600株 (600株)
ファーストブラザーズ	500	1,052.00	526,000	貸付有価証券 200株
A n d D o ホールディングス	11,600	1,171.00	13,583,600	貸付有価証券 5,400株
シーアールイー	8,500	1,205.00	10,242,500	貸付有価証券 1,000株
ケイアイスター不動産	10,400	4,175.00	43,420,000	
アグレ都市デザイン	400	1,630.00	652,000	貸付有価証券 100株
グッドコムアセット	15,500	859.00	13,314,500	貸付有価証券 3,900株
ジェイ・エス・ビー	8,000	2,608.00	20,864,000	貸付有価証券 300株
ロードスターキャピタル	10,900	2,529.00	27,566,100	
イノベーションホールディングス	800	923.00	738,400	貸付有価証券 300株
グローバル・リンク・マネジメント	400	2,828.00	1,131,200	貸付有価証券 100株 (100株)
フェイスネットワーク	700	1,652.00	1,156,400	
霞ヶ関キャピタル	7,800	12,300.00	95,940,000	貸付有価証券 3,600株
パーク24	148,900	2,261.00	336,662,900	貸付有価証券 27,500株 (13,000株)
パラカ	6,000	1,828.00	10,968,000	
ミガロホールディングス	600	1,998.00	1,198,800	貸付有価証券 200株
三井不動産	2,652,300	1,249.00	3,312,722,700	貸付有価証券 600株
三菱地所	1,106,900	2,157.00	2,387,583,300	貸付有価証券 3,600株
平和不動産	31,000	4,230.00	131,130,000	
東京建物	167,000	2,579.00	430,693,000	貸付有価証券 6,800株
京阪神ビルディング	32,100	1,641.00	52,676,100	貸付有価証券 200株
住友不動産	310,900	4,831.00	1,501,957,900	貸付有価証券

				500 株
デーオーシー	34,000	638.00	21,692,000	貸付有価証券 300 株
レオパレス 2 1	167,300	583.00	97,535,900	貸付有価証券 2,700 株
スターツコーポレーショ ン	31,300	3,715.00	116,279,500	貸付有価証券 1,500 株 (1,000 株)
フジ住宅	24,100	790.00	19,039,000	貸付有価証券 400 株 (400 株)
空港施設	26,900	570.00	15,333,000	
明和地所	15,300	991.00	15,162,300	貸付有価証券 1,000 株
ゴールドクレスト	13,000	3,185.00	41,405,000	貸付有価証券 200 株
エスリード	9,000	4,450.00	40,050,000	
日神グループホールディ ングス	30,700	523.00	16,056,100	貸付有価証券 100 株
日本エスコン	50,100	938.00	46,993,800	貸付有価証券 7,800 株 (900 株)
M I R A R T H ホールデ ィングス	112,000	499.00	55,888,000	
A V A N T I A	1,200	781.00	937,200	貸付有価証券 200 株 (200 株)
イオンモール	115,600	2,001.00	231,315,600	貸付有価証券 800 株
毎日コムネット	800	714.00	571,200	貸付有価証券 100 株 (100 株)
ファースト住建	900	995.00	895,500	貸付有価証券 400 株 (400 株)
カチタス	51,400	2,200.00	113,080,000	貸付有価証券 6,200 株 (5,700 株)
トーセイ	31,800	2,470.00	78,546,000	貸付有価証券 1,000 株
穴吹興産	500	1,995.00	997,500	貸付有価証券 100 株 (100 株)
サンフロンティア不動産	31,800	1,869.00	59,434,200	貸付有価証券 900 株
F J ネクストホールディ ングス	20,100	1,167.00	23,456,700	貸付有価証券 600 株 (400 株)
インテリックス	500	812.00	406,000	貸付有価証券 200 株
ランドビジネス	800	221.00	176,800	貸付有価証券 300 株
サンネクスタグループ	700	1,017.00	711,900	貸付有価証券 300 株
グランディハウス	17,900	570.00	10,203,000	貸付有価証券 700 株
日本空港ビルデング	67,600	4,897.00	331,037,200	貸付有価証券 600 株 (600 株)

明豊ファシリティワークス	1,200	889.00	1,066,800	
L I F U L L	48,700	204.00	9,934,800	貸付有価証券 4,500株
M I X I	37,400	3,080.00	115,192,000	貸付有価証券 700株
ジェイエイシーリクルートメント	72,100	737.00	53,137,700	貸付有価証券 800株 (200株)
日本M&Aセンターホールディングス	293,400	650.60	190,886,040	貸付有価証券 4,400株
メンバーズ	7,800	1,046.00	8,158,800	貸付有価証券 1,000株
中広	400	439.00	175,600	
U T グループ	26,000	2,138.00	55,588,000	貸付有価証券 2,300株
アイティメディア	10,700	1,524.00	16,306,800	貸付有価証券 100株
ケアネット	40,800	552.00	22,521,600	貸付有価証券 6,000株 (2,400株)
E・Jホールディングス	11,700	1,694.00	19,819,800	
オープンアップグループ	59,900	1,815.00	108,718,500	
コシダカホールディングス	60,400	1,155.00	69,762,000	貸付有価証券 22,500株 (400株)
アルトナー	900	2,045.00	1,840,500	貸付有価証券 200株
パソナグループ	24,200	1,951.00	47,214,200	貸付有価証券 3,300株 (100株)
C D S	700	1,832.00	1,282,400	
リンクアンドモチベーション	49,200	586.00	28,831,200	貸付有価証券 4,400株 (500株)
エス・エム・エス	76,200	1,585.50	120,815,100	貸付有価証券 1,400株 (1,100株)
サニーサイドアップグループ	800	543.00	434,400	貸付有価証券 300株 (300株)
パーソルホールディングス	1,861,300	238.80	444,478,440	貸付有価証券 600株
リニカル	1,600	330.00	528,000	貸付有価証券 800株
クックパッド	54,600	148.00	8,080,800	貸付有価証券 21,700株 (8,100株)
エスクリ	900	177.00	159,300	貸付有価証券 400株 (100株)
アイ・ケイ・ケイホールディングス	1,500	740.00	1,110,000	貸付有価証券 700株
学情	10,200	2,269.00	23,143,800	貸付有価証券 900株 (900株)
スタジオアリス	10,000	2,100.00	21,000,000	貸付有価証券 4,600株 (500株)

エプコ	600	789.00	473,400	
N J S	4,900	3,720.00	18,228,000	貸付有価証券 2,300株
総合警備保障	333,200	1,084.50	361,355,400	貸付有価証券 1,900株
カカコム	143,800	2,452.50	352,669,500	貸付有価証券 9,900株 (3,300株)
アイロムグループ	8,100	2,783.00	22,542,300	貸付有価証券 200株
セントケア・ホールディング	12,700	740.00	9,398,000	貸付有価証券 5,200株
サイネックス	400	759.00	303,600	
ルネサンス	15,500	1,006.00	15,593,000	貸付有価証券 7,200株
ディップ	34,900	2,428.00	84,737,200	貸付有価証券 15,700株 (9,100株)
デジタルホールディングス	10,100	1,290.00	13,029,000	
新日本科学	21,100	1,678.00	35,405,800	貸付有価証券 5,600株 (300株)
キャリアデザインセンター	400	1,813.00	725,200	
エムスリー	394,200	1,375.50	542,222,100	貸付有価証券 9,300株
ツカダ・グローバルホールディング	1,800	430.00	774,000	貸付有価証券 300株
プラス	300	546.00	163,800	貸付有価証券 100株 (100株)
ウェルネット	2,000	825.00	1,650,000	貸付有価証券 500株
ワールドホールディングス	7,800	2,004.00	15,631,200	
ディー・エヌ・エー	79,800	2,728.00	217,694,400	貸付有価証券 19,100株
博報堂D Yホールディングス	226,100	1,238.50	280,024,850	貸付有価証券 2,500株
ぐるなび	37,200	275.00	10,230,000	貸付有価証券 8,500株 (3,000株)
タカミヤ	27,000	409.00	11,043,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ファンコミュニケーションズ	27,900	417.00	11,634,300	貸付有価証券 4,300株
ライク	7,400	1,356.00	10,034,400	貸付有価証券 3,400株
A o b a - B B T	900	319.00	287,100	貸付有価証券 400株
エスプール	63,100	313.00	19,750,300	貸付有価証券 200株
W D Bホールディングス	10,200	1,654.00	16,870,800	

ティア	1,500	428.00	642,000	貸付有価証券 100株
アドウェイズ	24,400	291.00	7,100,400	貸付有価証券 1,000株 (200株)
バリューコマース	17,500	1,187.00	20,772,500	貸付有価証券 100株 (100株)
インフォマート	188,200	305.00	57,401,000	貸付有価証券 22,900株
J Pホールディングス	51,000	674.00	34,374,000	貸付有価証券 2,100株
C Lホールディングス	4,800	677.00	3,249,600	貸付有価証券 2,200株 (100株)
プレステージ・インター ナショナル	93,400	695.00	64,913,000	貸付有価証券 2,100株 (1,200株)
プロトコーポレーション	21,300	1,288.00	27,434,400	
アミューズ	12,200	1,424.00	17,372,800	
ドリームインキュベータ	4,800	3,340.00	16,032,000	貸付有価証券 1,900株 (200株)
クイック	13,900	2,311.00	32,122,900	
T A C	1,100	194.00	213,400	
電通グループ	212,200	3,905.00	828,641,000	貸付有価証券 14,100株
テイクアンドギヴ・ニーズ	9,500	941.00	8,939,500	
ぴあ	6,800	3,095.00	21,046,000	貸付有価証券 100株
イオンファンタジー	8,600	2,994.00	25,748,400	貸付有価証券 4,000株
シーティーエス	27,400	938.00	25,701,200	貸付有価証券 100株
H. U. グループホール ディングス	58,400	2,542.00	148,452,800	貸付有価証券 6,000株
アルプス技研	17,400	2,640.00	45,936,000	貸付有価証券 700株
日本空調サービス	21,400	1,011.00	21,635,400	貸付有価証券 400株
オリエンタルランド	1,187,500	3,363.00	3,993,562,500	貸付有価証券 11,700株 (6,300株)
ダスキン	43,500	3,627.00	157,774,500	貸付有価証券 200株
明光ネットワークジャパ ン	24,200	718.00	17,375,600	貸付有価証券 7,100株 (1,700株)
ファルコホールディング ス	8,000	2,345.00	18,760,000	
秀英予備校	500	258.00	129,000	
ラウンドワン	188,200	1,341.00	252,376,200	
リゾートトラスト	78,700	3,092.00	243,340,400	

ビー・エム・エル	24,600	2,909.00	71,561,400	貸付有価証券 800株
リソー教育	124,700	298.00	37,160,600	貸付有価証券 8,000株
早稲田アカデミー	11,000	1,866.00	20,526,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ユー・エス・エス	410,300	1,383.00	567,444,900	
東京個別指導学院	23,600	347.00	8,189,200	貸付有価証券 200株 (200株)
サイバーエージェント	440,900	1,106.50	487,855,850	貸付有価証券 13,400株 (13,400株)
楽天グループ	1,405,400	906.50	1,273,995,100	貸付有価証券 109,800株
クリーク・アンド・リバー社	10,000	1,512.00	15,120,000	貸付有価証券 100株
SBIグローバルアセット マネジメント	39,000	654.00	25,506,000	貸付有価証券 4,400株
テー・オー・ダブリュー	39,100	315.00	12,316,500	貸付有価証券 400株 (400株)
山田コンサルティンググループ	10,100	1,906.00	19,250,600	
セントラルスポーツ	7,500	2,409.00	18,067,500	貸付有価証券 3,500株
フルキャストホールディングス	16,300	1,452.00	23,667,600	
エン・ジャパン	32,500	2,116.00	68,770,000	貸付有価証券 100株
リソルホールディングス	300	5,160.00	1,548,000	
テクノプロ・ホールディングス	115,800	2,947.00	341,262,600	
アトラグループ	800	140.00	112,000	貸付有価証券 300株
アイ・アールジャパンホールディングス	10,400	714.00	7,425,600	貸付有価証券 700株 (700株)
KeePer 技研	12,300	4,715.00	57,994,500	貸付有価証券 5,700株 (1,200株)
楽待	600	660.00	396,000	
三機サービス	400	966.00	386,400	貸付有価証券 100株 (100株)
Gunosy	15,800	661.00	10,443,800	貸付有価証券 1,600株
デザインワン・ジャパン	700	111.00	77,700	貸付有価証券 100株 (100株)
イー・ガーディアン	9,500	1,914.00	18,183,000	貸付有価証券 200株
リブセンス	1,200	138.00	165,600	
ジャパンマテリアル	61,000	1,667.00	101,687,000	貸付有価証券 18,200株 (100株)

ベクトル	27,200	1,031.00	28,043,200	貸付有価証券 5,300株 (3,000株)
ウチヤマホールディングス	1,100	306.00	336,600	貸付有価証券 500株
チャーム・ケア・コーポレーション	16,600	1,309.00	21,729,400	貸付有価証券 1,500株
キャリアリンク	7,300	2,420.00	17,666,000	
I B J	15,200	613.00	9,317,600	貸付有価証券 100株
アサンテ	9,900	1,639.00	16,226,100	貸付有価証券 100株
バリューHR	17,900	1,845.00	33,025,500	貸付有価証券 8,400株
M&Aキャピタルパートナーズ	16,100	2,719.00	43,775,900	貸付有価証券 100株
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,900	998.00	7,884,200	
E R I ホールディングス	600	2,112.00	1,267,200	貸付有価証券 200株
アビスト	300	3,010.00	903,000	貸付有価証券 100株
シグマクシス・ホールディングス	58,100	920.00	53,452,000	貸付有価証券 1,100株 (1,000株)
ウィルグループ	16,700	990.00	16,533,000	貸付有価証券 200株
エスクロー・エージェン ト・ジャパン	2,700	140.00	378,000	
メドピア	16,000	458.00	7,328,000	貸付有価証券 1,000株
レアジョブ	600	361.00	216,600	貸付有価証券 200株
リクルートホールディングス	1,556,300	11,230.00	17,477,249,000	
エラン	26,400	746.00	19,694,400	貸付有価証券 3,200株 (1,200株)
土木管理総合試験所	1,000	306.00	306,000	
日本郵政	2,234,000	1,509.00	3,371,106,000	貸付有価証券 9,700株
ベルシステム24ホール ディングス	21,400	1,253.00	26,814,200	
鎌倉新書	17,000	519.00	8,823,000	貸付有価証券 5,900株
SMN	500	462.00	231,000	貸付有価証券 200株
一蔵	300	380.00	114,000	貸付有価証券 100株
グローバルキッズCOM PANY	400	678.00	271,200	
エアトリ	14,600	1,159.00	16,921,400	貸付有価証券

				6,500株(200株)
アトラエ	14,000	793.00	11,102,000	貸付有価証券 6,500株(6,500株)
ストライク	9,800	3,600.00	35,280,000	
ソラスト	55,000	464.00	25,520,000	貸付有価証券 300株
セラク	6,000	1,390.00	8,340,000	貸付有価証券 100株
インソース	43,300	1,137.00	49,232,100	貸付有価証券 3,300株(3,300株)
ベイカレント	146,600	5,369.00	787,095,400	
Orchestra Holdings	4,400	789.00	3,471,600	貸付有価証券 600株(600株)
アイモバイル	25,300	522.00	13,206,600	貸付有価証券 900株
ディスラプターズ	1,100	151.00	166,100	貸付有価証券 400株(400株)
MS-Japan	10,900	1,072.00	11,684,800	
船場	500	1,406.00	703,000	貸付有価証券 200株
ジャパンエレベーターサー ビスホールディング	77,600	2,943.00	228,376,800	貸付有価証券 7,200株(2,500株)
フルテック	300	1,185.00	355,500	貸付有価証券 100株
グリーンズ	800	1,858.00	1,486,400	貸付有価証券 300株
ツナググループ・ホール ディングス	600	590.00	354,000	貸付有価証券 200株(100株)
GameWith	900	211.00	189,900	貸付有価証券 400株(100株)
MS&Consulting	200	410.00	82,000	
エル・ティー・エス	2,700	2,315.00	6,250,500	
ミダックホールディング ス	12,100	1,546.00	18,706,600	貸付有価証券 300株
キュービーネットホール ディングス	11,400	992.00	11,308,800	貸付有価証券 1,500株
オープングループ	31,600	181.00	5,719,600	貸付有価証券 5,800株(5,300株)
スプリックス	600	917.00	550,200	
マネジメントソリューションズ	9,800	1,715.00	16,807,000	貸付有価証券 600株
プロレド・パートナーズ	4,900	407.00	1,994,300	貸付有価証券 500株(300株)
and factory	700	212.00	148,400	貸付有価証券 300株
テノ.ホールディングス	300	466.00	139,800	貸付有価証券 100株(100株)

フロンティア・マネジメ ント	6,000	745.00	4,470,000	貸付有価証券 2,800株（100株）
ピアラ	400	222.00	88,800	貸付有価証券 100株（100株）
コプロ・ホールディング ス	900	1,648.00	1,483,200	貸付有価証券 100株
ギークス	400	368.00	147,200	
アンビスホールディング ス	42,700	718.00	30,658,600	貸付有価証券 10,700株
カーブスホールディング ス	54,500	802.00	43,709,000	貸付有価証券 100株
フォーラムエンジニアリ ング	23,300	1,058.00	24,651,400	貸付有価証券 1,000株
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,800	1,356.00	9,220,800	
M a c b e e P l a n e t	5,600	3,030.00	16,968,000	貸付有価証券 1,700株（1,600株）
ダイレクトマーケティング ミックス	24,100	274.00	6,603,400	貸付有価証券 8,200株（7,800株）
ポピンズ	3,700	1,234.00	4,565,800	貸付有価証券 100株
L I T A L I C O	18,100	890.00	16,109,000	貸付有価証券 2,400株
コンフィデンス・インタ ーワークス	300	1,561.00	468,300	
アドバンテッジリスクマ ネジメント	1,100	623.00	685,300	
リログループ	111,000	1,935.00	214,785,000	貸付有価証券 2,300株
東祥	16,700	629.00	10,504,300	貸付有価証券 300株
I D & E ホールディング ス	12,000	6,480.00	77,760,000	貸付有価証券 800株（600株）
ビーウィズ	4,100	1,460.00	5,986,000	貸付有価証券 1,700株（400株）
サンウェルズ	7,700	706.00	5,436,200	貸付有価証券 3,500株（100株）
T R E ホールディングス	45,800	1,495.00	68,471,000	
人・夢・技術グループ	8,200	1,418.00	11,627,600	貸付有価証券 100株（100株）
N I S S O ホールディン グス	17,300	761.00	13,165,300	貸付有価証券 8,100株
大栄環境	43,500	2,884.00	125,454,000	貸付有価証券 500株（500株）
G E N O V A	6,800	1,286.00	8,744,800	貸付有価証券 2,200株
日本管財ホールディング ス	20,900	2,630.00	54,967,000	
M & A 総研ホールディン	21,500	1,872.00	40,248,000	貸付有価証券

グス				10,100株 (1,200株)
エイチ・アイ・エス	63,700	1,514.00	96,441,800	貸付有価証券 9,000株 (900株)
ラックランド	8,300	1,704.00	14,143,200	貸付有価証券 1,300株 (100株)
共立メンテナンス	62,600	2,841.00	177,846,600	貸付有価証券 23,400株 (10,600株)
イチネンホールディングス	19,400	1,858.00	36,045,200	貸付有価証券 100株 (100株)
建設技術研究所	10,300	5,100.00	52,530,000	
スペース	14,500	1,147.00	16,631,500	貸付有価証券 100株 (100株)
燦ホールディングス	16,700	1,172.00	19,572,400	貸付有価証券 300株
スバル興業	7,700	3,210.00	24,717,000	貸付有価証券 400株
東京テアトル	800	1,074.00	859,200	貸付有価証券 300株
タナベコンサルティンググループ	8,600	1,220.00	10,492,000	
ナガワ	5,300	6,890.00	36,517,000	貸付有価証券 2,500株
東京都競馬	14,600	4,390.00	64,094,000	貸付有価証券 6,800株
常磐興産	200	1,642.00	328,400	
カナモト	30,900	3,270.00	101,043,000	貸付有価証券 1,800株
ニシオホールディングス	16,500	4,465.00	73,672,500	
トランス・コスモス	25,500	3,310.00	84,405,000	貸付有価証券 600株 (600株)
乃村工藝社	87,000	852.00	74,124,000	貸付有価証券 200株
藤田観光	8,900	7,780.00	69,242,000	貸付有価証券 900株
KNT-CTホールディングス	11,900	1,162.00	13,827,800	貸付有価証券 300株 (100株)
トーカイ	17,700	2,314.00	40,957,800	
白洋舎	300	2,173.00	651,900	貸付有価証券 100株
セコム	406,300	5,323.00	2,162,734,900	
セントラル警備保障	10,800	2,927.00	31,611,600	
丹青社	42,200	970.00	40,934,000	貸付有価証券 300株
メイテックグループホールディングス	73,600	2,929.00	215,574,400	
応用地質	18,600	2,512.00	46,723,200	

	船井総研ホールディングス	39,900	2,407.00	96,039,300	貸付有価証券 1,400株（400株）
	進学会ホールディングス	700	201.00	140,700	貸付有価証券 300株
	オオバ	1,500	978.00	1,467,000	貸付有価証券 700株
	いであ	600	2,471.00	1,482,600	
	学究社	8,000	2,075.00	16,600,000	
	イオンディライト	21,400	4,390.00	93,946,000	
	ナック	20,300	580.00	11,774,000	貸付有価証券 100株
	ダイセキ	48,100	3,690.00	177,489,000	貸付有価証券 4,800株
	ステップ	7,300	2,131.00	15,556,300	
	小計	銘柄数：2,104 組入時価比率：99.2%		757,417,798,052 100.0%	
合計				757,417,798,052	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注 2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 12 月 23 日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	6,466,141,000	—	6,438,080,000	△28,177,820
合計	6,466,141,000	—	6,438,080,000	△28,177,820

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

 国内先物取引について

 先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式MSC I－KOKUSA I マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 12 月 23 日現在)

資産の部

流動資産	
預金	8,431,038,507
コール・ローン	1,072,459,927
株式	2,730,595,675,577
投資証券	49,321,144,278
派生商品評価勘定	8,648,008
未収入金	19,469,955
未収配当金	1,709,251,873
未収利息	6,974
差入委託証拠金	31,533,308,572
流動資産合計	2,822,691,003,671
資産合計	2,822,691,003,671
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	940,368,573
未払解約金	938,113,704
その他未払費用	7,312,000
流動負債合計	1,885,794,277
負債合計	1,885,794,277
純資産の部	
元本等	
元本	364,721,938,147
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,456,083,271,247
元本等合計	2,820,805,209,394
純資産合計	2,820,805,209,394
負債純資産合計	2,822,691,003,671

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	7. 7341 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(77, 341 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	
新株予約権証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 23 日現在	
期首	2024 年 6 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	346,855,119,508 円
同期中における追加設定元本額	34,046,462,974 円
同期中における一部解約元本額	16,179,644,335 円
期末元本額	364,721,938,147 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	17,520,064 円
バランスセレクト50	56,037,642 円
バランスセレクト70	80,127,470 円
野村外国株式インデックスファンド	442,982,065 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,826,642,938 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,718,678,129 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,125,724,218 円
野村資産設計ファンド2015	5,224,291 円
野村資産設計ファンド2020	5,877,129 円
野村資産設計ファンド2025	8,358,003 円
野村資産設計ファンド2030	15,206,551 円
野村資産設計ファンド2035	16,313,949 円
野村資産設計ファンド2040	29,200,451 円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	34,142,897,145 円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,244,805,262 円
のむラップ・ファンド(普通型)	17,754,207,940 円
のむラップ・ファンド(積極型)	24,009,746,274 円
野村資産設計ファンド2045	6,843,383 円
野村インデックスファンド・外国株式	9,795,048,774 円
マイ・ロード	1,352,758,008 円
ネクストコア	4,449,675 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	154,306,735 円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	4,286,348,007 円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	267,889,815 円
野村資産設計ファンド2050	7,825,136 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,370,753 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,065,554 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	995,000 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	959,882 円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	455,343,222 円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	3,121,814,715 円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	2,877,098 円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	2,947,867 円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	30,540,102 円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	16,579,599 円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	53,359,906 円
野村6資産均等バランス	2,192,636,279 円
野村つみたて外国株投信	20,079,671,644 円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	5,195,543,302 円
世界6資産分散ファンド	41,508,286 円
野村資産設計ファンド2060	8,002,405 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,196,720,344 円

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	4,891,932,971 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,258,133,870 円
ファンドラップ（ウェルス・スクエア）外国株式	7,083,971,003 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	55,446,871 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	37,243,271 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	227,772,075 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	183,584,341 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	548,901 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	1,601,524 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	401,640 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,692,119 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	238,733,946 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,178,222 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	16,960,331 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	46,100,547 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,487,989,693 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	6,437,585 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	932,334,121 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,789,105,801 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	469,212 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	726,016,044 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,000,604 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	6,640,507 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,031,073 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）	117,529,610,584 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,380,723,042 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	5,998,724,594 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,998,884,677 円
マイバランスDC30	637,800,264 円
マイバランスDC50	1,633,660,765 円
マイバランスDC70	1,731,055,684 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	52,591,164,891 円
野村DC運用戦略ファンド	274,260,039 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	16,030,214 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	560,894,873 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	419,448,187 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	527,197,598 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	21,861,370 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	11,283,433 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	76,169,188 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	14,000,114 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	15,667,395 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	12,091,016 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	310,822,433 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	261,008,883 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	189,422,013 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	265,036,103 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	11,972,070 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	109,740,717 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	88,457,326 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	60,052,147 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	83,901,935 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	2,049,228 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	107,666,080 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年12月23日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	263,000	40.32	10,604,160.00	
		HALLIBURTON CO	239,000	25.97	6,206,830.00	
		SCHLUMBERGER LTD	381,000	36.83	14,032,230.00	
		APA CORPORATION	92,000	21.04	1,935,680.00	
		CHENIERE ENERGY INC	61,300	208.89	12,804,957.00	
		CHEVRON CORP	463,300	142.85	66,182,405.00	
		CONOCOPHILLIPS	346,585	95.12	32,967,165.20	
		COTERRA ENERGY INC	200,000	23.68	4,736,000.00	
		DEVON ENERGY CORP	167,000	30.77	5,138,590.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	51,600	154.94	7,994,904.00	
		EOG RESOURCES INC	151,600	119.04	18,046,464.00	
		EQT CORP	146,000	42.99	6,276,540.00	
		EXPAND ENERGY CORP	55,400	94.87	5,255,798.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,184,789	105.87	125,433,611.43	
		HESS CORP	73,700	128.19	9,447,603.00	
		HF SINCLAIR CORP	40,000	33.76	1,350,400.00	
		KINDER MORGAN INC	530,000	26.85	14,230,500.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	89,300	133.38	11,910,834.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	169,000	47.13	7,964,970.00	
		ONEOK INC	154,500	100.08	15,462,360.00	
		OVINTIV INC	67,000	37.78	2,531,260.00	
		PHILLIPS 66	112,100	110.37	12,372,477.00	
		TARGA RESOURCES CORP	55,700	176.79	9,847,203.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,230	1,133.12	5,926,217.60	
		VALERO ENERGY CORP	85,400	118.59	10,127,586.00	
		WILLIAMS COS	322,000	53.49	17,223,780.00	
		AIR PRODUCTS	59,200	294.99	17,463,408.00	
		ALBEMARLE CORP	29,900	88.65	2,650,635.00	
		CELANESE CORP-SERIES A	27,800	68.25	1,897,350.00	

CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	84.98	4,249,000.00	
CORTEVA INC	188,000	57.48	10,806,240.00	
DOW INC	185,000	39.94	7,388,900.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	113,100	77.28	8,740,368.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	91.76	2,771,152.00	
ECOLAB INC	69,100	238.29	16,465,839.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	68,300	85.74	5,856,042.00	
LINDE PLC	127,300	424.31	54,014,663.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	70,900	73.50	5,211,150.00	
MOSAIC CO/THE	85,000	24.07	2,045,950.00	
PPG INDUSTRIES	62,100	120.21	7,465,041.00	
RPM INTERNATIONAL INC	32,900	125.29	4,122,041.00	
SHERWIN-WILLIAMS	63,900	345.47	22,075,533.00	
WESTLAKE CORPORATION	9,400	113.23	1,064,362.00	
CRH PLC	182,100	93.64	17,051,844.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	16,600	533.69	8,859,254.00	
VULCAN MATERIALS CO	35,200	263.13	9,262,176.00	
AMCOR PLC	369,000	9.40	3,468,600.00	
AVERY DENNISON CORP	22,100	188.13	4,157,673.00	
BALL CORP	84,000	55.80	4,687,200.00	
CROWN HOLDINGS INC	33,700	83.05	2,798,785.00	
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	86,000	54.45	4,682,700.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	23,600	227.98	5,380,328.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	135,000	53.28	7,192,800.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	380,000	38.86	14,766,800.00	
NEWMONT CORP	305,000	38.28	11,675,400.00	
NUCOR CORP	63,300	116.58	7,379,514.00	
RELIANCE INC	14,700	269.02	3,954,594.00	
STEEL DYNAMICS	38,500	115.69	4,454,065.00	
AXON ENTERPRISE INC	19,100	631.69	12,065,279.00	
BOEING CO	194,100	177.35	34,423,635.00	
GENERAL DYNAMICS	61,600	263.64	16,240,224.00	
GENERAL ELECTRIC CO	289,200	168.37	48,692,604.00	
HEICO CORP	12,000	238.94	2,867,280.00	
HEICO CORP-CLASS A	20,600	187.07	3,853,642.00	
HOWMET AEROSPACE INC	101,900	110.83	11,293,577.00	

HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	10,600	190.45	2,018,770.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	50,300	213.55	10,741,565.00
LOCKHEED MARTIN	57,300	489.02	28,020,846.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	37,400	469.54	17,560,796.00
RTX CORP	354,500	116.48	41,292,160.00
TEXTRON INC	49,600	76.85	3,811,760.00
TRANSDIGM GROUP INC	15,020	1,276.15	19,167,773.00
ALLEGION PLC	24,300	132.18	3,211,974.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	31,100	150.50	4,680,550.00
CARLISLE COS INC	12,300	378.27	4,652,721.00
CARRIER GLOBAL CORP	215,000	68.49	14,725,350.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	69.67	2,438,450.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	178,000	80.64	14,353,920.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	8,300	628.28	5,214,724.00
MASCO CORP	58,000	74.39	4,314,620.00
OWENS CORNING INC	22,800	169.41	3,862,548.00
SMITH (A.O.) CORP	31,200	68.72	2,144,064.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	60,700	377.11	22,890,577.00
AECOM	34,500	107.99	3,725,655.00
EMCOR GROUP INC	12,600	465.82	5,869,332.00
QUANTA SERVICES INC	39,300	328.41	12,906,513.00
AMETEK INC	61,500	183.36	11,276,640.00
EATON CORP PLC	106,600	338.12	36,043,592.00
EMERSON ELEC	153,800	124.09	19,085,042.00
GE VERNOVA INC	72,600	342.66	24,877,116.00
HUBBELL INC	14,600	426.80	6,231,280.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	30,900	289.79	8,954,511.00
VERTIV HOLDINGS CO	96,000	120.04	11,523,840.00
3M CORP	147,000	129.28	19,004,160.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	173,600	228.32	39,636,352.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	40.23	1,850,580.00
CATERPILLAR INC DEL	129,300	366.04	47,328,972.00
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	11.14	2,751,580.00
CUMMINS INC	36,300	351.38	12,755,094.00
DEERE & COMPANY	69,300	432.49	29,971,557.00

DOVER CORP	36,800	189.27	6,965,136.00
FORTIVE CORP	96,000	74.45	7,147,200.00
GRACO INC	47,000	84.71	3,981,370.00
IDEX CORP	20,000	212.38	4,247,600.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	79,400	258.82	20,550,308.00
INGERSOLL-RAND INC	108,200	92.28	9,984,696.00
NORDSON CORP	14,900	209.73	3,124,977.00
OTIS WORLDWIDE CORP	106,800	93.56	9,992,208.00
PACCAR	140,000	105.32	14,744,800.00
PARKER HANNIFIN CORP	34,500	647.20	22,328,400.00
PENTAIR PLC	45,100	101.95	4,597,945.00
SNAP-ON INC	14,500	343.65	4,982,925.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	82.00	3,444,000.00
TORO CO	29,000	81.48	2,362,920.00
WABTEC CORP	47,800	193.03	9,226,834.00
XYLEM INC	64,600	117.14	7,567,244.00
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	94.53	4,953,372.00
FASTENAL CO	152,000	74.82	11,372,640.00
FERGUSON ENTERPRISES INC	53,100	178.17	9,460,827.00
GRAINGER(W.W.) INC	11,720	1,092.96	12,809,491.20
UNITED RENTALS INC	17,900	722.64	12,935,256.00
WATSCO INC	9,400	484.33	4,552,702.00
CINTAS CORP	97,200	186.94	18,170,568.00
COPART INC	230,000	58.22	13,390,600.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	58,500	203.73	11,918,205.00
ROLLINS INC	74,000	46.92	3,472,080.00
VERALTO CORP	65,100	104.25	6,786,675.00
WASTE CONNECTIONS INC	68,900	174.28	12,007,892.00
WASTE MANAGEMENT INC	106,700	205.83	21,962,061.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	104.34	3,391,050.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	111.48	4,147,056.00
FEDEX CORPORATION	61,800	275.73	17,040,114.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	195,500	125.68	24,570,440.00
DELTA AIR LINES INC	42,000	60.93	2,559,060.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	33.28	1,131,520.00
CSX CORP	517,000	31.85	16,466,450.00

GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	4.90	2,695,000.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	170.23	3,813,152.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	44,000	51.95	2,285,800.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	59,800	234.15	14,002,170.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	51,400	181.37	9,322,418.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	65.41	1,569,840.00
UBER TECHNOLOGIES INC	501,000	60.73	30,425,730.00
UNION PAC CORP	162,700	226.32	36,822,264.00
APTIV HOLDINGS LTD	72,000	58.86	4,237,920.00
FORD MOTOR COMPANY	1,059,000	9.88	10,462,920.00
GENERAL MOTORS CO	302,000	51.81	15,646,620.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	206,000	13.83	2,848,980.00
TESLA INC	766,500	421.06	322,742,490.00
DR HORTON INC	79,100	139.61	11,043,151.00
GARMIN LTD	41,400	208.99	8,652,186.00
LENNAR CORP-A	63,700	138.08	8,795,696.00
NVR INC	830	8,276.78	6,869,727.40
PULTEGROUP INC	56,000	110.52	6,189,120.00
DECKERS OUTDOOR CORP	41,500	210.97	8,755,255.00
LULULEMON ATHLETICA INC	29,900	379.42	11,344,658.00
NIKE INC-B	318,000	76.94	24,466,920.00
AIRBNB INC-CLASS A	116,900	134.21	15,689,149.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,940	5,048.59	45,134,394.60
CARNIVAL CORP	277,000	26.80	7,423,600.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	365,000	61.87	22,582,550.00
DARDEN RESTAURANTS INC	31,800	187.59	5,965,362.00
DOMINOS PIZZA INC	9,300	426.18	3,963,474.00
DOORDASH INC-A	81,100	171.00	13,868,100.00
DRAFTKINGS INC	120,000	40.35	4,842,000.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	184.75	6,244,550.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	48,000	264.78	12,709,440.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	66,200	249.42	16,511,604.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	159.84	2,061,936.00
LAS VEGAS SANDS CORP	99,000	52.25	5,172,750.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	63,800	283.96	18,116,648.00

MCDONALD'S CORP	191,300	292.68	55,989,684.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	34.16	2,220,400.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	64,900	238.43	15,474,107.00
STARBUCKS CORP	303,500	87.97	26,698,895.00
WYNN RESORTS LTD	28,400	88.95	2,526,180.00
YUM BRANDS INC	74,800	132.36	9,900,528.00
GENUINE PARTS CO	38,100	115.73	4,409,313.00
LKQ CORP	68,000	36.88	2,507,840.00
POOL CORP	10,500	349.04	3,664,920.00
AMAZON.COM INC	2,518,600	224.92	566,483,512.00
EBAY INC	132,000	65.01	8,581,320.00
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	54.78	1,533,840.00
MERCADOLIBRE INC	12,130	1,720.36	20,867,966.80
AUTOZONE	4,530	3,253.47	14,738,219.10
BEST BUY COMPANY INC	55,100	85.55	4,713,805.00
BURLINGTON STORES INC	17,200	285.25	4,906,300.00
CARMAX INC	40,000	84.27	3,370,800.00
CARVANA CO	30,400	224.46	6,823,584.00
DICK'S SPORTING GOODS INC	15,400	218.76	3,368,904.00
HOME DEPOT	264,400	392.60	103,803,440.00
LOWES COS INC	151,900	247.72	37,628,668.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	15,470	1,219.11	18,859,631.70
ROSS STORES INC	88,300	149.15	13,169,945.00
TJX COS INC	301,300	122.00	36,758,600.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	140,500	53.92	7,575,760.00
ULTA BEAUTY INC	13,000	430.01	5,590,130.00
WILLIAMS SONOMA INC	34,700	183.68	6,373,696.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	19.52	2,049,600.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	118,210	954.07	112,780,614.70
DOLLAR GENERAL CORP	57,300	76.40	4,377,720.00
DOLLAR TREE INC	55,100	72.94	4,018,994.00
KROGER CO	182,000	61.85	11,256,700.00
SYSCO CORP	132,000	76.97	10,160,040.00
TARGET CORP	123,200	131.48	16,198,336.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	9.55	1,919,550.00
WALMART INC	1,179,800	92.24	108,824,752.00

BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	41.28	1,857,600.00
COCA COLA CO	1,091,200	62.55	68,254,560.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	54,000	75.17	4,059,180.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	43,200	227.63	9,833,616.00
KEURIG DR PEPPER INC	305,000	32.37	9,872,850.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	59.34	3,085,680.00
MONSTER BEVERAGE CORP	197,000	51.72	10,188,840.00
PEPSICO INC	366,200	152.79	55,951,698.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	130,000	50.49	6,563,700.00
BUNGE GLOBAL SA	36,200	79.10	2,863,420.00
CONAGRA BRANDS INC	122,000	27.11	3,307,420.00
GENERAL MILLS	148,000	63.61	9,414,280.00
HERSHEY CO/THE	39,400	170.26	6,708,244.00
HORMEL FOODS CORP	75,000	31.68	2,376,000.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	29,300	109.89	3,219,777.00
KELLANOVA	73,000	80.50	5,876,500.00
KRAFT HEINZ CO/THE	247,000	30.52	7,538,440.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	40,000	62.09	2,483,600.00
MCCORMICK & CO INC.	66,000	78.86	5,204,760.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	356,000	59.39	21,142,840.00
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	41.50	2,158,000.00
TYSON FOODS INC-CL A	78,000	58.02	4,525,560.00
ALTRIA GROUP INC	457,000	53.84	24,604,880.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	414,500	124.22	51,489,190.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	66,600	106.10	7,066,260.00
CLOROX CO	32,700	164.44	5,377,188.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	207,300	92.03	19,077,819.00
KIMBERLY-CLARK CORP	90,000	131.32	11,818,800.00
PROCTER & GAMBLE CO	626,600	168.06	105,306,396.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	62,600	74.36	4,654,936.00
KENVUE INC	512,000	21.77	11,146,240.00
ABBOTT LABORATORIES	463,800	114.23	52,979,874.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	19,100	211.06	4,031,246.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	132,000	29.50	3,894,000.00
BECTON, DICKINSON	76,300	227.68	17,371,984.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	394,000	88.95	35,046,300.00

COOPER COS INC/THE	53,500	93.44	4,999,040.00
DEXCOM INC	106,000	80.04	8,484,240.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	160,000	74.81	11,969,600.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	121,200	78.91	9,563,892.00
HOLOGIC INC	62,400	71.65	4,470,960.00
IDEXX LABORATORIES INC	22,100	412.26	9,110,946.00
INSULET CORP	18,600	266.57	4,958,202.00
INTUITIVE SURGICAL INC	94,600	524.43	49,611,078.00
MEDTRONIC PLC	343,500	81.03	27,833,805.00
RESMED INC	39,100	237.27	9,277,257.00
SOLVENTUM CORP	39,000	66.83	2,606,370.00
STERIS PLC	26,200	207.49	5,436,238.00
STRYKER CORP	91,800	364.60	33,470,280.00
TELEFLEX INC	12,800	178.16	2,280,448.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	53,700	107.12	5,752,344.00
CARDINAL HEALTH INC	64,300	118.28	7,605,404.00
CENCORA INC	47,600	227.69	10,838,044.00
CENTENE CORP	140,000	59.58	8,341,200.00
CVS HEALTH CORP	334,000	44.36	14,816,240.00
DAVITA INC	12,300	151.85	1,867,755.00
ELEVANCE HEALTH INC	61,700	365.96	22,579,732.00
HCA HEALTHCARE INC	51,600	303.62	15,666,792.00
HENRY SCHEIN INC	34,000	69.82	2,373,880.00
HUMANA INC	32,000	247.10	7,907,200.00
LABCORP HOLDINGS INC	22,700	228.61	5,189,447.00
MCKESSON CORP	34,300	579.74	19,885,082.00
MOLINA HEALTHCARE INC	15,600	294.73	4,597,788.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	29,200	153.10	4,470,520.00
THE CIGNA GROUP	74,500	276.92	20,630,540.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	246,170	500.13	123,117,002.10
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	180.11	2,863,749.00
ABBVIE INC	470,800	175.58	82,663,064.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	33,900	245.44	8,320,416.00
AMGEN INC	143,000	263.38	37,663,340.00
BIOGEN INC	38,800	146.47	5,683,036.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,600	65.66	3,256,736.00

EXACT SCIENCES CORP	49,000	59.40	2,910,600.00
GILEAD SCIENCES INC	331,000	92.57	30,640,670.00
INCYTE CORP	42,000	68.84	2,891,280.00
MODERNA INC	89,000	39.39	3,505,710.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	27,700	135.42	3,751,134.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	28,770	701.85	20,192,224.50
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	359.58	4,027,296.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	69,100	397.27	27,451,357.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	539,000	57.33	30,900,870.00
ELI LILLY & CO.	215,400	767.76	165,375,504.00
JOHNSON & JOHNSON	641,746	144.47	92,713,044.62
MERCK & CO INC	675,300	98.05	66,213,165.00
PFIZER INC	1,510,500	26.36	39,816,780.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	96,000	24.92	2,392,320.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	295,000	22.09	6,516,550.00
VIATRIS INC	324,000	12.52	4,056,480.00
ZOETIS INC	120,800	164.84	19,912,672.00
BANK OF AMERICA CORP	1,862,000	44.17	82,244,540.00
CITIGROUP	507,000	69.19	35,079,330.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	117,000	43.45	5,083,650.00
FIFTH THIRD BANCORP	178,000	42.93	7,641,540.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,690	2,130.51	5,731,071.90
HUNTINGTON BANCSHARES INC	387,000	16.32	6,315,840.00
JPMORGAN CHASE & CO	758,700	237.60	180,267,120.00
KEYCORP	260,000	17.09	4,443,400.00
M & T BANK CORP	44,000	189.48	8,337,120.00
PNC FINANCIAL	105,100	192.76	20,259,076.00
REGIONS FINANCIAL CORP	238,000	23.77	5,657,260.00
TRUIST FINANCIAL CORP	357,000	43.32	15,465,240.00
US BANCORP	412,000	47.92	19,743,040.00
WELLS FARGO CO	908,000	70.34	63,868,720.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	107,300	171.03	18,351,519.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	353,100	453.20	160,024,920.00
BLOCK INC	149,000	89.65	13,357,850.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	29.66	2,254,160.00
CORPAY INC	18,100	343.83	6,223,323.00

EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	46.52	3,907,680.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	81.46	12,056,080.00
FISERV INC	153,500	206.05	31,628,675.00
GLOBAL PAYMENTS INC	69,500	112.03	7,786,085.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	19,400	176.74	3,428,756.00
MASTERCARD INC	220,000	528.03	116,166,600.00
PAYPAL HOLDINGS INC	259,000	87.13	22,566,670.00
TOAST INC-CLASS A	100,000	37.58	3,758,000.00
VISA INC-CLASS A SHARES	445,200	317.71	141,444,492.00
AFLAC INC	141,900	102.69	14,571,711.00
ALLSTATE CORP	70,500	193.56	13,645,980.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	136.98	2,739,600.00
AMERICAN INTL GROUP	172,000	72.69	12,502,680.00
AON PLC	51,800	358.47	18,568,746.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	99,600	90.99	9,062,604.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	66,500	283.10	18,826,150.00
ASSURANT INC	14,600	212.27	3,099,142.00
BROWN & BROWN INC	63,000	102.93	6,484,590.00
CHUBB LTD	102,400	273.20	27,975,680.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	41,200	144.57	5,956,284.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	416.48	2,873,712.00
EVEREST GROUP LTD	11,400	356.64	4,065,696.00
FNF GROUP	69,000	56.11	3,871,590.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	77,400	109.47	8,472,978.00
LOEWS CORP	49,000	83.19	4,076,310.00
MARKEL GROUP INC	3,520	1,727.20	6,079,744.00
MARSH & MCLENNAN COS	131,100	211.74	27,759,114.00
METLIFE INC	159,000	81.36	12,936,240.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	77.30	4,699,840.00
PROGRESSIVE CO	156,200	239.97	37,483,314.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	95,200	117.83	11,217,416.00
TRAVELERS COS INC/THE	61,100	240.76	14,710,436.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,700	317.57	8,796,689.00
WR BERKLEY CORP	83,000	58.57	4,861,310.00
ACCENTURE PLC-CL A	167,000	366.37	61,183,790.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	95.89	3,989,024.00

CLOUDFLARE INC - CLASS A	81,000	112.69	9,127,890.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	133,000	79.23	10,537,590.00
EPAM SYSTEMS INC	15,400	248.26	3,823,204.00
GARTNER INC	20,400	491.25	10,021,500.00
GODADDY INC - CLASS A	37,800	205.41	7,764,498.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	244,900	223.36	54,700,864.00
MONGODB INC	19,400	245.63	4,765,222.00
OKTA INC	42,900	83.28	3,572,712.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	81,600	166.29	13,569,264.00
TWILIO INC - A	40,700	107.93	4,392,751.00
VERISIGN INC	23,700	198.84	4,712,508.00
WIX.COM LTD	14,100	221.37	3,121,317.00
ADOBE INC	117,400	447.17	52,497,758.00
ANSYS INC	23,000	338.38	7,782,740.00
APPROVIN CORP-CLASS A	55,000	340.99	18,754,450.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	250.72	1,805,184.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	42,900	257.26	11,036,454.00
AUTODESK INC.	57,000	298.12	16,992,840.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	48.14	1,925,600.00
CADENCE DESIGN SYS INC	73,000	301.47	22,007,310.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	23,400	188.05	4,400,370.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	62,100	362.29	22,498,209.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	11,800	319.15	3,765,970.00
DATADOG INC - CLASS A	74,000	149.46	11,060,040.00
DOCUSIGN INC	56,000	94.41	5,286,960.00
DYNATRACE INC	77,000	54.64	4,207,280.00
FAIR ISAAC CORP	6,510	2,090.98	13,612,279.80
FORTINET INC	175,000	97.19	17,008,250.00
GEN DIGITAL INC	154,000	27.83	4,285,820.00
HUBSPOT INC	13,000	719.00	9,347,000.00
INTUIT INC	74,500	643.39	47,932,555.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	16,500	280.26	4,624,290.00
MICROSOFT CORP	1,882,600	436.60	821,943,160.00
MICROSTRATEGY INC-CL A	48,600	364.20	17,700,120.00
MONDAY.COM LTD	10,100	242.49	2,449,149.00

NUTANIX INC - A	67,000	65.07	4,359,690.00
ORACLE CORPORATION	443,400	169.66	75,227,244.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	542,000	80.55	43,658,100.00
PALO ALTO NETWORKS INC	173,600	186.78	32,425,008.00
PTC INC	32,200	187.58	6,040,076.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	28,300	525.40	14,868,820.00
SALESFORCE INC	254,940	343.65	87,610,131.00
SAMSARA INC-CL A	55,000	44.32	2,437,600.00
SERVICENOW INC	54,930	1,091.25	59,942,362.50
SYNOPSYS INC	41,100	492.18	20,228,598.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	11,200	605.42	6,780,704.00
WORKDAY INC-CLASS A	56,100	273.04	15,317,544.00
ZOOM COMMUNICATIONS INC	68,000	85.60	5,820,800.00
ZSCALER INC	24,500	187.38	4,590,810.00
ARISTA NETWORKS INC	285,600	112.81	32,218,536.00
CISCO SYSTEMS	1,063,900	58.52	62,259,428.00
F5 INC	15,300	252.25	3,859,425.00
JUNIPER NETWORKS INC	89,000	37.24	3,314,360.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	44,400	469.94	20,865,336.00
APPLE INC	4,054,500	254.49	1,031,829,705.00
DELL TECHNOLOGIES-C	84,000	115.77	9,724,680.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	353,000	21.61	7,628,330.00
HP INC	257,000	32.94	8,465,580.00
NETAPP INC	54,500	118.45	6,455,525.00
PURE STORAGE INC - CLASS A	82,000	64.40	5,280,800.00
SEAGATE TECHNOLOGY	54,500	87.31	4,758,395.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	142,000	31.59	4,485,780.00
WESTERN DIGITAL CORP	89,000	60.24	5,361,360.00
AMPHENOL CORP-CL A	322,000	70.58	22,726,760.00
CDW CORPORATION	35,400	174.53	6,178,362.00
CORNING INC	217,000	47.31	10,266,270.00
JABIL INC	31,000	145.00	4,495,000.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	46,200	163.22	7,540,764.00
TE CONNECTIVITY PLC	81,700	143.67	11,737,839.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12,500	467.25	5,840,625.00
TRIMBLE INC	63,000	71.64	4,513,320.00

ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	13,600	393.04	5,345,344.00
ADVANCED MICRO DEVICES	430,948	119.21	51,373,311.08
ANALOG DEVICES INC	132,900	211.78	28,145,562.00
APPLIED MATERIALS	220,800	163.59	36,120,672.00
BROADCOM INC	1,183,070	220.79	261,210,025.30
ENPHASE ENERGY INC	35,100	71.45	2,507,895.00
ENTEGRIS INC	41,100	99.46	4,087,806.00
FIRST SOLAR INC	27,500	182.39	5,015,725.00
INTEL CORP	1,132,000	19.52	22,096,640.00
KLA CORP	35,800	629.37	22,531,446.00
LAM RESEARCH CORP	347,000	71.79	24,911,130.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	229,000	111.90	25,625,100.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	142,000	55.51	7,882,420.00
MICRON TECHNOLOGY	296,900	90.12	26,756,628.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	12,910	593.22	7,658,470.20
NVIDIA CORP	6,541,500	134.70	881,140,050.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	68,800	210.24	14,464,512.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	115,000	65.50	7,532,500.00
QORVO INC	24,800	70.85	1,757,080.00
QUALCOMM INC	297,600	152.89	45,500,064.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	88.75	3,922,750.00
TERADYNE INC	41,900	125.95	5,277,305.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	242,800	186.87	45,372,036.00
AT & T INC	1,912,000	22.75	43,498,000.00
VERIZON COMMUNICATIONS	1,122,000	39.93	44,801,460.00
T-MOBILE US INC	140,000	220.31	30,843,400.00
ALLIANT ENERGY CORP	66,000	58.95	3,890,700.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	139,600	92.75	12,947,900.00
CONSTELLATION ENERGY	83,400	227.02	18,933,468.00
DUKE ENERGY CORP	205,200	108.28	22,219,056.00
EDISON INTERNATIONAL	101,300	79.52	8,055,376.00
ENTERGY CORP	112,800	75.13	8,474,664.00
EVERGY INC	63,000	61.43	3,870,090.00
EVERSOURCE ENERGY	93,000	56.95	5,296,350.00
EXELON CORPORATION	266,000	37.02	9,847,320.00
FIRSTENERGY CORP	149,000	39.79	5,928,710.00

NEXTERA ENERGY INC	548,000	71.67	39,275,160.00
NRG ENERGY INC	55,000	90.45	4,974,750.00
PG&E CORP	539,000	19.82	10,682,980.00
PPL CORPORATION	195,000	32.43	6,323,850.00
SOUTHERN CO.	293,100	82.86	24,286,266.00
XCEL ENERGY INC	148,000	67.40	9,975,200.00
ATMOS ENERGY CORP	41,400	139.69	5,783,166.00
AMEREN CORPORATION	69,000	89.29	6,161,010.00
CENTERPOINT ENERGY INC	174,000	32.54	5,661,960.00
CMS ENERGY CORP	78,000	66.61	5,195,580.00
CONSOLIDATED EDISON INC	92,700	90.03	8,345,781.00
DOMINION ENERGY INC	224,000	53.66	12,019,840.00
DTE ENERGY COMPANY	54,700	120.18	6,573,846.00
NISOURCE INC	124,000	36.17	4,485,080.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	131,000	85.06	11,142,860.00
SEMPRA	169,000	86.81	14,670,890.00
WEC ENERGY GROUP INC	82,400	94.50	7,786,800.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	52,900	125.92	6,661,168.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	36.36	2,399,760.00
ALLY FINANCIAL INC	73,000	34.86	2,544,780.00
AMERICAN EXPRESS CO	151,700	298.65	45,305,205.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	102,800	178.65	18,365,220.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	67,300	173.16	11,653,668.00
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	65.45	6,872,250.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	26,300	532.12	13,994,756.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	49,700	176.04	8,749,188.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	198,000	77.62	15,368,760.00
BLACKROCK INC	39,620	1,028.69	40,756,697.80
BLACKSTONE INC	192,000	170.84	32,801,280.00
CARLYLE GROUP INC/THE	59,000	50.22	2,962,980.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	27,500	191.61	5,269,275.00
CME GROUP INC	96,600	238.53	23,041,998.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	51,400	278.71	14,325,694.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	10,500	483.52	5,076,960.00
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	20.49	1,536,750.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	84.04	1,092,520.00

GOLDMAN SACHS GROUP	84,200	566.10	47,665,620.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	153,800	150.31	23,117,678.00
KKR & CO INC-A	165,300	147.58	24,394,974.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	20,200	327.93	6,624,186.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	230.15	2,255,470.00
MOODYS CORP	44,100	466.35	20,566,035.00
MORGAN STANLEY	323,600	123.44	39,945,184.00
MSCI INC	21,200	604.80	12,821,760.00
NASDAQ INC	116,000	77.70	9,013,200.00
NORTHERN TRUST CORP	55,600	102.48	5,697,888.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	52,000	155.05	8,062,600.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	146,000	38.33	5,596,180.00
S&P GLOBAL INC	85,395	491.81	41,998,114.95
SCHWAB (CHARLES) CORP	426,000	74.31	31,656,060.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	82.75	2,648,000.00
STATE STREET CORP	78,800	98.20	7,738,160.00
T ROWE PRICE GROUP INC	60,800	116.12	7,060,096.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	30,300	132.73	4,021,719.00
AES CORP	195,000	13.00	2,535,000.00
VISTRA CORP	91,600	139.95	12,819,420.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	41,200	224.15	9,234,980.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	76,900	134.51	10,343,819.00
AVANTOR INC	185,000	21.21	3,923,850.00
BIO TECHNE CORP	42,000	73.17	3,073,140.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	327.47	1,670,097.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	14,300	185.77	2,656,511.00
DANAHER CORP	173,300	228.55	39,607,715.00
ILLUMINA INC	41,800	136.02	5,685,636.00
IQVIA HOLDINGS INC	49,200	197.27	9,705,684.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,740	1,230.74	7,064,447.60
REVVITY INC	32,500	112.56	3,658,200.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	101,740	524.05	53,316,847.00
WATERS CORP	15,700	368.16	5,780,112.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	19,400	331.40	6,429,160.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	108,700	294.02	31,959,974.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	35,100	131.19	4,604,769.00

BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	31,200	226.01	7,051,512.00
DAYFORCE INC	40,000	74.84	2,993,600.00
EQUIFAX INC	33,100	258.43	8,554,033.00
JACOBS SOLUTIONS INC	33,500	135.75	4,547,625.00
LEIDOS HOLDINGS INC	34,500	144.81	4,995,945.00
PAYCHEX INC	86,700	139.54	12,098,118.00
PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	207.23	2,901,220.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	59,000	75.82	4,473,380.00
TRUNSON	53,100	95.11	5,050,341.00
VERISK ANALYTICS INC	38,200	276.86	10,576,052.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,700	351.50	8,682,050.00
COMCAST CORP-CL A	1,030,100	38.22	39,370,422.00
FOX CORP-CLASS A	61,000	49.53	3,021,330.00
FOX CORP-CLASS B	39,000	46.65	1,819,350.00
INTERPUBLIC GROUP	104,000	29.07	3,023,280.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	96,000	27.86	2,674,560.00
OMNICOM GROUP	52,100	88.86	4,629,606.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	119,000	125.01	14,876,190.00
DISNEY (WALT) CO	483,600	112.03	54,177,708.00
ELECTRONIC ARTS	67,100	147.80	9,917,380.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	56,000	94.23	5,276,880.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	44,200	133.28	5,890,976.00
NETFLIX INC	114,400	909.05	103,995,320.00
ROBLOX CORP -CLASS A	126,000	60.11	7,573,860.00
ROKU INC	35,000	80.59	2,820,650.00
SEA LTD-ADR	100,200	110.64	11,086,128.00
SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	40,900	460.88	18,849,992.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	46,700	181.97	8,497,999.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	631,000	10.69	6,745,390.00
ALPHABET INC-CL A	1,562,400	191.41	299,058,984.00
ALPHABET INC-CL C	1,340,400	192.96	258,643,584.00
MATCH GROUP INC	68,000	33.76	2,295,680.00
META PLATFORMS INC-CLASS A	582,800	585.25	341,083,700.00
PINTEREST INC- CLASS A	164,000	29.49	4,836,360.00
SNAP INC-A	266,000	11.40	3,032,400.00

		CBRE GROUP INC	82,900	129.16	10,707,364.00	
		COSTAR GROUP INC	110,000	71.44	7,858,400.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	4.32	1,123,200.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	41,000	77.09	3,160,690.00	
	小計	銘柄数：569 組入時価比率：76.1%			13,689,569,996.08 (2,145,429,409,785) 78.7%	
カナダドル		ARC RESOURCES LTD	162,000	24.31	3,938,220.00	
		CAMECO CORP	119,000	75.48	8,982,120.00	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	572,000	42.50	24,310,000.00	
		CENOVUS ENERGY INC	369,000	20.71	7,641,990.00	
		ENBRIDGE INC	584,000	59.43	34,707,120.00	
		IMPERIAL OIL	48,000	88.61	4,253,280.00	
		KEYERA CORP	57,000	42.81	2,440,170.00	
		MEG ENERGY CORP	67,000	22.18	1,486,060.00	
		PARKLAND CORP	36,000	32.42	1,167,120.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	154,000	52.36	8,063,440.00	
		SUNCOR ENERGY INC	344,000	49.60	17,062,400.00	
		TC ENERGY CORP	280,000	65.79	18,421,200.00	
		TOURMALINE OIL CORP	89,000	61.25	5,451,250.00	
		NUTRIEN LTD	131,000	64.11	8,398,410.00	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	73.56	3,089,520.00	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	131,000	112.41	14,725,710.00	
		BARRICK GOLD	471,000	22.22	10,465,620.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	18.81	3,479,850.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	50,800	166.92	8,479,536.00	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	189,000	17.35	3,279,150.00	
		KINROSS GOLD CORP	332,000	13.28	4,408,960.00	
		LUNDIN MINING CORP	169,000	12.35	2,087,150.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	29.55	2,836,800.00	
		TECK RESOURCES LTD-CLS B	123,000	58.84	7,237,320.00	
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	122,000	82.12	10,018,640.00	
		WEST FRASER TIMBER	14,200	122.95	1,745,890.00	
		CAE INC	76,000	34.18	2,597,680.00	
		STANTEC INC	29,100	113.86	3,313,326.00	

WSP GLOBAL INC	34,800	250.57	8,719,836.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	114.06	2,589,162.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	28.90	3,236,800.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	64.48	3,997,760.00
RB GLOBAL INC	47,000	130.06	6,112,820.00
AIR CANADA	43,000	21.96	944,280.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	143,200	145.34	20,812,688.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	248,100	103.80	25,752,780.00
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	198.94	4,157,846.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	69,000	60.69	4,187,610.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	67.19	2,889,170.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	78,000	95.97	7,485,660.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	153.58	2,180,836.00
DOLLARAMA INC	75,800	138.51	10,499,058.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	205,000	80.79	16,561,950.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	43.22	1,685,580.00
LOBLAW COMPANIES LTD	40,700	190.62	7,758,234.00
METRO INC/CN	58,000	90.43	5,244,940.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	226.67	3,445,384.00
SAPUTO INC	70,000	25.20	1,764,000.00
BANK OF MONTREAL	193,000	138.84	26,796,120.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	328,000	77.09	25,285,520.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	252,000	92.50	23,310,000.00
NATIONAL BANK OF CANADA	91,900	131.91	12,122,529.00
ROYAL BANK OF CANADA	377,300	173.40	65,423,820.00
TORONTO DOMINION BANK	468,000	75.03	35,114,040.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,500	1,997.96	10,988,780.00
GREAT-WEST LIFE CO INC	73,000	47.14	3,441,220.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	132.33	3,189,153.00
INTACT FINANCIAL CORP	47,500	262.06	12,447,850.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	469,000	43.53	20,415,570.00
POWER CORPORATION OF CANADA	152,000	45.10	6,855,200.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	157,000	84.65	13,290,050.00
CGI INC	54,100	157.48	8,519,668.00
SHOPIFY INC - CLASS A	322,000	156.72	50,463,840.00

小計	CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,360	4,452.56	23,865,721.60	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	23,900	164.50	3,931,550.00	
	OPEN TEXT CORP	70,000	39.62	2,773,400.00	
	BCE INC	20,000	33.28	665,600.00	
	QUEBECOR INC-CL B	47,000	31.17	1,464,990.00	
	TELUS CORP	118,600	19.92	2,362,512.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	92,000	44.19	4,065,480.00	
	EMERA INC	76,000	53.65	4,077,400.00	
	FORTIS INC	132,000	60.01	7,921,320.00	
	HYDRO ONE LTD	88,000	44.21	3,890,480.00	
	ALTAGAS LTD	84,000	32.57	2,735,880.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	34.47	1,344,330.00	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	94,000	78.25	7,355,500.00	
	BROOKFIELD CORP	360,000	80.60	29,016,000.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	46.25	971,250.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	110.41	1,865,929.00	
	TMX GROUP LTD	76,000	43.82	3,330,320.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	38,000	40.63	1,543,940.00	
	THOMSON REUTERS CORP	42,100	233.16	9,816,036.00	
	FIRSTSERVICE CORP	10,000	264.50	2,645,000.00	
	小計銘柄数：83			797,420,324.60	
	組入時価比率：3.1%			(87,030,454,226)	
				3.2%	
ユーロ	TENARIS SA	109,000	17.95	1,956,550.00	
	ENI SPA	611,000	12.72	7,774,364.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	16.51	1,997,710.00	
	NESTE OYJ	116,000	11.22	1,302,100.00	
	OMV AG	38,000	36.36	1,381,680.00	
	REPSOL SA	314,000	11.01	3,458,710.00	
	TOTALENERGIES SE	575,000	51.89	29,836,750.00	
	AIR LIQUIDE SA	154,900	155.38	24,068,362.00	
	AKZO NOBEL	48,000	55.84	2,680,320.00	
	ARKEMA	16,800	70.90	1,191,120.00	
	BASF SE	239,000	42.54	10,167,060.00	
	COVESTRO AG TEND	52,000	57.50	2,990,000.00	
	DSM-FIRMENICH AG	49,200	97.88	4,815,696.00	

EVONIK INDUSTRIES AG	74, 000	16. 44	1, 216, 560. 00
SYENSQO SA	19, 300	69. 70	1, 345, 210. 00
SYMRISE AG	36, 100	101. 65	3, 669, 565. 00
HEIDELBERG MATERIALS AG	36, 700	119. 20	4, 374, 640. 00
ARCELORMITTAL	128, 000	22. 26	2, 849, 280. 00
STORA ENSO OYJ-R	163, 000	9. 35	1, 524, 050. 00
UPM-KYMMENE OYJ	140, 000	25. 66	3, 592, 400. 00
AIRBUS SE	159, 400	154. 78	24, 671, 932. 00
DASSAULT AVIATION SA	4, 700	191. 30	899, 110. 00
LEONARDO SPA	102, 000	25. 55	2, 606, 100. 00
MTU AERO ENGINES AG	14, 600	322. 60	4, 709, 960. 00
RHEINMETALL AG	11, 500	611. 60	7, 033, 400. 00
SAFRAN SA	96, 800	210. 00	20, 328, 000. 00
THALES SA	25, 000	137. 45	3, 436, 250. 00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	120, 500	85. 26	10, 273, 830. 00
KINGSPAN GROUP PLC	40, 000	70. 00	2, 800, 000. 00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	47, 337	47. 46	2, 246, 614. 02
BOUYGUES	49, 000	28. 19	1, 381, 310. 00
EIFFAGE SA	18, 100	82. 06	1, 485, 286. 00
FERROVIAL SE	126, 743	39. 84	5, 049, 441. 12
VINCI	133, 400	97. 98	13, 070, 532. 00
LEGRAND SA	70, 500	94. 04	6, 629, 820. 00
PRYSMIAN SPA	74, 000	61. 08	4, 519, 920. 00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	145, 800	239. 75	34, 955, 550. 00
SIEMENS ENERGY AG	172, 000	50. 70	8, 720, 400. 00
SIEMENS AG	202, 600	189. 26	38, 344, 076. 00
ALSTOM	85, 200	21. 92	1, 867, 584. 00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	133, 000	36. 98	4, 918, 340. 00
GEA GROUP AG	41, 000	48. 30	1, 980, 300. 00
KNORR-BREMSE AG	18, 600	69. 05	1, 284, 330. 00
KONE OYJ	92, 000	47. 15	4, 337, 800. 00
METSO CORPORATION	163, 000	8. 96	1, 460, 806. 00
RATIONAL AG	1, 360	832. 50	1, 132, 200. 00
WARTSILA OYJ	132, 000	17. 05	2, 250, 600. 00
BRENTAG SE	34, 100	57. 34	1, 955, 294. 00
IMCD NV	14, 600	140. 55	2, 052, 030. 00

REXEL SA	65,000	23.96	1,557,400.00
DHL GROUP	271,000	33.64	9,116,440.00
INPOST SA	57,000	16.16	921,120.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	6.20	850,222.00
ADP	9,000	110.90	998,100.00
AENA SME SA	20,500	199.00	4,079,500.00
GETLINK	87,000	15.33	1,333,710.00
CONTINENTAL AG	31,000	64.22	1,990,820.00
MICHELIN (CGDE)	179,000	31.95	5,719,050.00
BAYER MOTOREN WERK	77,000	77.58	5,973,660.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	71.30	1,069,500.00
DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	58.62	1,875,840.00
FERRARI NV	33,300	411.60	13,706,280.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	198,000	53.45	10,583,100.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	35.76	1,466,160.00
RENAULT SA	52,000	46.82	2,434,640.00
STELLANTIS NV	524,000	12.37	6,486,072.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	53,400	88.80	4,741,920.00
SEB SA	5,400	86.80	468,720.00
ADIDAS AG	43,400	236.40	10,259,760.00
HERMES INTERNATIONAL	8,500	2,304.00	19,584,000.00
KERING SA	19,700	234.20	4,613,740.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	73,300	628.10	46,039,730.00
MONCLER SPA	65,000	50.40	3,276,000.00
PUMA SE	30,000	45.53	1,365,900.00
ACCOR SA	54,000	46.60	2,516,400.00
AMADEUS IT GROUP SA	122,000	68.20	8,320,400.00
DELIVERY HERO SE	47,000	28.50	1,339,500.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	36.92	886,080.00
SODEXO	23,500	77.85	1,829,475.00
D'IETEREN GROUP	5,400	161.90	874,260.00
PROSUS NV	365,000	39.86	14,550,725.00
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	293,000	50.06	14,667,580.00
ZALANDO SE	60,000	32.99	1,979,400.00
CARREFOUR SUPERMARCHÉ	143,000	13.47	1,926,925.00

JERONIMO MARTINS	82,000	18.15	1,488,300.00
KESKO OYJ-B SHS	70,000	18.10	1,267,350.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	249,000	31.29	7,791,210.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	240,000	48.14	11,553,600.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	6.01	949,896.00
HEINEKEN HOLDING NV	35,000	57.60	2,016,000.00
HEINEKEN NV	75,100	68.32	5,130,832.00
PERNOD RICARD SA	53,300	108.05	5,759,065.00
DANONE	173,000	64.08	11,085,840.00
JDE PEET'S BV	31,000	16.35	506,850.00
KERRY GROUP PLC-A	41,900	92.00	3,854,800.00
LOTUS BAKERIES	110	10,840.00	1,192,400.00
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	74.10	1,956,240.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	44,300	84.10	3,725,630.00
BEIERSDORF AG	26,400	122.85	3,243,240.00
LOREAL-ORD	64,500	336.95	21,733,275.00
BIOMERIEUX	11,000	102.20	1,124,200.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	45.80	494,640.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	100.25	601,500.00
ESSILORLUXOTTICA	79,900	231.20	18,472,880.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	216,352	24.17	5,229,227.84
SIEMENS HEALTHINEERS AG	77,000	52.10	4,011,700.00
AMPLIFON SPA	30,000	24.80	744,000.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	43.88	2,237,880.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	109,000	33.20	3,618,800.00
ARGENX SE	15,500	604.60	9,371,300.00
GRIFOLS SA	89,000	9.26	824,852.00
BAYER AG-REG	259,000	18.93	4,904,424.00
IPSEN	9,000	108.00	972,000.00
MERCK KGAA	35,200	138.20	4,864,640.00
ORION OYJ	30,000	42.78	1,283,400.00
RECORDATI SPA	29,000	50.40	1,461,600.00
SANOFI	305,100	91.28	27,849,528.00
UCB SA	33,500	186.60	6,251,100.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	14.62	1,754,400.00
AIB GROUP PLC	510,000	5.16	2,631,600.00

BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1, 526, 000	9. 30	14, 194, 852. 00
BANCO BPM SPA	340, 000	7. 68	2, 612, 560. 00
BANCO DE SABADELL SA	1, 360, 000	1. 84	2, 508, 520. 00
BANCO SANTANDER SA	4, 130, 000	4. 35	17, 992, 345. 00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265, 000	8. 66	2, 296, 490. 00
BNP PARIBAS	271, 000	57. 48	15, 577, 080. 00
BPER BANCA	290, 000	6. 01	1, 744, 640. 00
CAIXABANK	1, 060, 000	5. 08	5, 391, 160. 00
COMMERZBANK AG	253, 000	15. 24	3, 856, 985. 00
CREDIT AGRICOLE SA	289, 000	13. 01	3, 759, 890. 00
ERSTE GROUP BANK AG	90, 000	58. 88	5, 299, 200. 00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157, 000	16. 62	2, 610, 125. 00
ING GROEP NV	874, 000	14. 71	12, 861, 784. 00
INTESA SANPAOLO	3, 900, 000	3. 83	14, 952, 600. 00
KBC GROEP NV	64, 000	73. 32	4, 692, 480. 00
MEDIOBANCA S. P. A.	141, 000	13. 76	1, 940, 160. 00
NORDEA BANK ABP	819, 000	10. 24	8, 390, 655. 00
SOCIETE GENERALE	197, 000	26. 68	5, 256, 945. 00
UNICREDIT SPA	391, 000	37. 65	14, 721, 150. 00
ADYEN NV	5, 840	1, 441. 00	8, 415, 440. 00
EDENRED	68, 000	30. 44	2, 069, 920. 00
EURAZEO SE	10, 700	69. 20	740, 440. 00
EXOR NV	27, 500	88. 35	2, 429, 625. 00
GROUPE BRUXELLES LAM	21, 400	64. 55	1, 381, 370. 00
NEXI SPA	180, 000	5. 25	946, 080. 00
SOFINA SA	3, 700	215. 40	796, 980. 00
AEGON LTD	340, 000	5. 61	1, 909, 440. 00
AGEAS	43, 000	46. 02	1, 978, 860. 00
ALLIANZ SE-REG	104, 900	294. 60	30, 903, 540. 00
ASR NEDERLAND NV	43, 000	44. 48	1, 912, 640. 00
AXA SA	470, 000	33. 51	15, 749, 700. 00
GENERALI	251, 000	27. 06	6, 792, 060. 00
HANNOVER RUECK SE	16, 300	244. 40	3, 983, 720. 00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	35, 600	494. 00	17, 586, 400. 00
NN GROUP NV	73, 000	41. 38	3, 020, 740. 00

POSTE ITALIANE SPA	120,000	13.54	1,625,400.00
SAMPO OYJ-A SHS	136,000	39.01	5,305,360.00
TALANX AG	17,700	79.90	1,414,230.00
UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	11.72	1,371,240.00
BECHTLE AG	20,000	30.72	614,400.00
CAPGEMINI SA	40,900	155.25	6,349,725.00
DASSAULT SYSTEMES SE	180,000	33.15	5,967,000.00
NEMETSCHEK SE	14,200	93.25	1,324,150.00
SAP SE	278,400	236.75	65,911,200.00
NOKIA OYJ	1,450,000	4.22	6,124,800.00
ASM INTERNATIONAL NV	12,500	564.20	7,052,500.00
ASML HOLDING NV	106,560	686.10	73,110,816.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	19,300	130.60	2,520,580.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	346,000	31.39	10,860,940.00
STMICROELECTRONICS NV	179,000	23.67	4,236,930.00
CELLNEX TELECOM SA	139,000	30.30	4,211,700.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	935,000	28.92	27,040,200.00
ELISA OYJ	36,000	41.56	1,496,160.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	9.58	929,260.00
KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.50	3,579,180.00
ORANGE SA	484,000	9.44	4,570,896.00
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.24	652,860.00
TELEFONICA SA	1,070,000	3.92	4,202,960.00
ACCIONA S. A.	5,800	108.90	631,620.00
ELIA GROUP SA/NV	8,726	73.40	640,488.40
ENDESA S. A.	91,000	20.41	1,857,310.00
ENEL SPA	2,170,000	6.80	14,769,020.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	3.10	2,480,000.00
FORTUM OYJ	119,000	13.13	1,562,470.00
IBERDROLA SA	1,624,000	13.05	21,193,200.00
REDEIA CORP SA	107,000	16.43	1,758,010.00
TERNA SPA	365,000	7.61	2,777,650.00
VERBUND AG	16,900	69.55	1,175,395.00
SNAM SPA	510,000	4.23	2,161,380.00
E.ON SE	591,000	11.12	6,571,920.00
ENGIE	481,000	14.91	7,171,710.00

	VEOLIA ENVIRONNEMENT	181,000	26.80	4,850,800.00	
	AMUNDI SA	17,000	63.85	1,085,450.00	
	CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	21.00	1,197,000.00	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	513,000	16.25	8,336,250.00	
	DEUTSCHE BOERSE AG	50,800	223.80	11,369,040.00	
	EURONEXT NV	21,200	107.20	2,272,640.00	
	EDP RENOVAVEIS SA	87,941	9.50	835,439.50	
	RWE AG	165,000	28.25	4,661,250.00	
	EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	47.96	1,678,600.00	
	QIAGEN N.V.	57,000	42.90	2,445,300.00	
	SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	215.60	1,552,320.00	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	185.20	1,574,200.00	
	BUREAU VERITAS SA	82,000	28.78	2,359,960.00	
	RANDSTAD NV	32,000	39.49	1,263,680.00	
	TELEPERFORMANCE	13,300	82.44	1,096,452.00	
	WOLTERS KLUWER	63,600	161.10	10,245,960.00	
	PUBLICIS GROUPE	61,200	102.85	6,294,420.00	
	BOLLORE SE	210,000	5.76	1,209,600.00	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	82.15	1,281,540.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	221,000	24.37	5,385,770.00	
	SCOUT24 SE	22,000	84.55	1,860,100.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	20,000	81.34	1,626,800.00	
	VONOVIA SE	198,000	29.43	5,827,140.00	
	小計 銘柄数：214			1,346,762,218.88	
	組入時価比率：7.8%			(220,114,817,053)	
				8.1%	
英ポンド	BP PLC	4,310,000	3.79	16,337,055.00	
	SHELL PLC-NEW	1,654,000	23.94	39,605,030.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	33.44	1,170,400.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	343,000	23.33	8,003,905.00	
	ANTOFAGASTA PLC	100,000	16.13	1,613,500.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	53,000	14.46	766,380.00	
	GLENCORE PLC	2,790,000	3.52	9,845,910.00	
	RIO TINTO PLC-REG	303,000	46.68	14,144,040.00	
	MONDI PLC	115,727	11.46	1,326,231.42	
	BAE SYSTEMS PLC	816,000	11.56	9,432,960.00	

MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	5.47	1,860,480.00
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,250,000	5.75	12,946,500.00
DCC PLC	25,000	51.60	1,290,000.00
SMITHS GROUP PLC	93,000	17.30	1,608,900.00
SPIRAX GROUP PLC	18,900	69.50	1,313,550.00
ASHTED GROUP PLC	115,000	50.30	5,784,500.00
BUNZLE	91,000	32.68	2,973,880.00
RENTOKIL INITIAL PLC	680,000	3.99	2,717,280.00
BARRATT REDROW PLC	360,000	4.32	1,558,440.00
BERKELEY GROUP HOLDINGS	27,982	38.98	1,090,738.36
PERSIMMON PLC	91,000	12.11	1,102,465.00
TAYLOR WIMPEY PLC	980,000	1.22	1,197,070.00
COMPASS GROUP PLC	458,000	26.48	12,127,840.00
ENTAIN PLC	162,000	7.07	1,146,312.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	42,500	99.56	4,231,300.00
WHITBREAD PLC	46,000	29.14	1,340,440.00
NEXT PLC	31,000	98.06	3,039,860.00
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.95	579,500.00
KINGFISHER PLC	520,000	2.50	1,303,640.00
MARKS & SPENCER GROUP PLC	510,000	3.79	1,934,940.00
SAINSBURY	400,000	2.70	1,080,800.00
TESCO PLC	1,830,000	3.66	6,705,120.00
COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	26.94	1,454,760.00
DIAGEO PLC	592,000	25.04	14,826,640.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	20.54	1,807,520.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	536,000	28.79	15,431,440.00
IMPERIAL BRANDS PLC	217,000	25.73	5,583,410.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	184,000	48.08	8,846,720.00
HALEON PLC	2,070,000	3.81	7,888,770.00
UNILEVER PLC	665,000	45.59	30,317,350.00
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	9.72	2,334,720.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	413,400	102.56	42,398,304.00
GSK PLC	1,112,000	13.20	14,678,400.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	19.53	937,440.00
BARCLAYS PLC	3,890,000	2.60	10,123,725.00

	HSBC HOLDINGS PLC	4,855,000	7.60	36,936,840.00	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,400,000	0.54	8,888,800.00	
	NATWEST GROUP PLC	1,860,000	3.95	7,356,300.00	
	STANDARD CHARTERED PLC	560,000	9.72	5,443,200.00	
	M&G PLC	590,000	1.92	1,137,520.00	
	WISE PLC - A	159,000	10.37	1,648,830.00	
	ADMIRAL GROUP PLC	69,000	25.97	1,791,930.00	
	AVIVA PLC	700,000	4.57	3,200,400.00	
	LEGAL & GENERAL	1,620,000	2.23	3,627,180.00	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.00	850,850.00	
	PRUDENTIAL PLC	735,000	6.28	4,618,740.00	
	SAGE GROUP PLC (THE)	257,000	12.90	3,315,300.00	
	HALMA PLC	100,000	27.25	2,725,000.00	
	BT GROUP PLC	1,680,000	1.45	2,436,000.00	
	VODAFONE GROUP PLC	6,040,000	0.66	4,016,600.00	
	SSE PLC	289,000	16.06	4,641,340.00	
	CENTRICA PLC	1,430,000	1.24	1,786,785.00	
	NATIONAL GRID PLC	1,282,000	9.28	11,904,652.00	
	SEVERN TRENT PLC	75,000	25.16	1,887,000.00	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	10.45	1,986,450.00	
	3I GROUP PLC	258,000	35.48	9,153,840.00	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	103,000	10.95	1,128,365.00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	126,400	113.20	14,308,480.00	
	SCHRODERS PLC	189,176	3.12	590,607.47	
	PEARSON	164,000	12.69	2,081,160.00	
	EXPERIAN PLC	246,000	35.08	8,629,680.00	
	INTERTEK GROUP PLC	43,000	46.60	2,003,800.00	
	RELX PLC	496,000	36.29	17,999,840.00	
	INFORMA PLC	360,000	8.03	2,891,520.00	
	WPP PLC	287,000	8.33	2,391,284.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	7.86	1,974,868.00	
	小計銘柄数：77			501,161,327.25	
				(98,783,909,214)	
	組入時価比率：3.5%			3.6%	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	9.87	523,110.00	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	608.50	1,198,745.00	

GIVAUDAN-REG	2, 470	3, 917. 00	9, 674, 990. 00
SIKA AG-REG	40, 400	213. 20	8, 613, 280. 00
HOLCIM LTD	138, 100	86. 10	11, 890, 410. 00
SIG GROUP AG	88, 000	17. 52	1, 541, 760. 00
GEBERIT AG-REG	8, 800	514. 20	4, 524, 960. 00
ABB LTD	421, 000	48. 86	20, 570, 060. 00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	5, 900	245. 00	1, 445, 500. 00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	11, 300	249. 60	2, 820, 480. 00
VAT GROUP AG	7, 200	341. 90	2, 461, 680. 00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13, 000	202. 50	2, 632, 500. 00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	144, 200	134. 80	19, 438, 160. 00
THE SWATCH GROUP AG-B	8, 400	161. 55	1, 357, 020. 00
AVOLTA AG	22, 000	36. 16	795, 520. 00
BARRY CALLEBAUT AG	960	1, 205. 00	1, 156, 800. 00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	9, 915. 00	2, 706, 795. 00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	28	97, 400. 00	2, 727, 200. 00
NESTLE SA-REG	698, 600	73. 98	51, 682, 428. 00
ALCON INC	132, 400	76. 02	10, 065, 048. 00
SONOVA HOLDING AG-REG	13, 400	295. 60	3, 961, 040. 00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	29, 000	113. 85	3, 301, 650. 00
GALDERMA GROUP AG	22, 200	97. 00	2, 153, 400. 00
NOVARTIS AG-REG	525, 500	86. 72	45, 571, 360. 00
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	187, 300	247. 40	46, 338, 020. 00
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8, 300	261. 20	2, 167, 960. 00
SANDOZ GROUP AG	108, 000	37. 14	4, 011, 120. 00
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9, 000	82. 15	739, 350. 00
BALOISE HOLDING AG	11, 300	162. 20	1, 832, 860. 00
HELVETIA HOLDING AG-REG	9, 900	145. 50	1, 440, 450. 00
SWISS LIFE HOLDING AG	7, 800	688. 40	5, 369, 520. 00
SWISS RE LTD	81, 400	128. 50	10, 459, 900. 00
ZURICH INSURANCE GROUP AG	38, 900	533. 00	20, 733, 700. 00
TEMENOS AG-REG	16, 400	63. 65	1, 043, 860. 00
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40, 500	73. 18	2, 963, 790. 00
SWISSCOM AG-REG	7, 000	498. 40	3, 488, 800. 00
BKW AG	6, 200	147. 40	913, 880. 00
JULIUS BAER GROUP LTD	54, 000	57. 62	3, 111, 480. 00

スウェーデン ローナ	PARTNERS GROUP HOLDING AG	6, 040	1, 211. 00	7, 314, 440. 00	
	UBS GROUP AG	874, 000	26. 71	23, 344, 540. 00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7, 900	57. 10	451, 090. 00	
	LONZA AG-REG	19, 100	531. 00	10, 142, 100. 00	
	ADECCO GROUP AG-REG	46, 000	21. 92	1, 008, 320. 00	
	SGS SA-REG	41, 500	90. 24	3, 744, 960. 00	
	SWISS PRIME SITE-REG	20, 000	97. 30	1, 946, 000. 00	
	小計 銘柄数 : 45			365, 380, 036. 00	
				(64, 080, 350, 713)	
	組入時価比率 : 2. 3%			2. 3%	
	BOLIDEN AB	76, 000	306. 00	23, 256, 000. 00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24, 000	400. 60	9, 614, 400. 00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	156, 000	135. 40	21, 122, 400. 00	
	SAAB AB-B	84, 800	226. 30	19, 190, 240. 00	
	ASSA ABLOY AB-B	267, 000	325. 80	86, 988, 600. 00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374, 000	42. 17	15, 771, 580. 00	
	SKANSKA AB-B SHS	93, 000	229. 50	21, 343, 500. 00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43, 000	274. 10	11, 786, 300. 00	
	LIFCO AB-B SHS	62, 000	320. 40	19, 864, 800. 00	
	ALFA LAVAL AB	76, 000	465. 50	35, 378, 000. 00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	723, 000	170. 10	122, 982, 300. 00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	413, 000	149. 80	61, 867, 400. 00	
	EPIROC AB - A	181, 000	195. 35	35, 358, 350. 00	
	EPIROC AB - B	103, 000	174. 60	17, 983, 800. 00	
	INDUTRADE AB	74, 000	277. 20	20, 512, 800. 00	
	SANDVIK AB	279, 000	199. 00	55, 521, 000. 00	
	SKF AB-B SHARES	88, 000	208. 20	18, 321, 600. 00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	54, 000	379. 20	20, 476, 800. 00	
	VOLVO AB-A SHS	50, 000	268. 80	13, 440, 000. 00	
	VOLVO AB-B SHS	417, 000	267. 70	111, 630, 900. 00	
	ADDTECH AB-B SHARES	68, 000	303. 00	20, 604, 000. 00	
	BEIJER REF AB	94, 000	165. 90	15, 594, 600. 00	
	SECURITAS AB-B SHS	138, 857	137. 50	19, 092, 837. 50	
	EVOLUTION AB	47, 800	915. 20	43, 746, 560. 00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	155, 000	150. 90	23, 389, 500. 00	

		ESSITY AKTIEBOLAG-B	164,000	293.50	48,134,000.00	
		GETINGE AB-B SHS	53,000	174.05	9,224,650.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	310.40	15,564,387.20	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	428,000	148.70	63,643,600.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	399,000	112.05	44,707,950.00	
		SWEDBANK AB	226,000	213.20	48,183,200.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	347.00	10,757,000.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	346.80	13,872,000.00	
		INVESTOR AB-B SHS	466,000	290.65	135,442,900.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	498.80	9,976,000.00	
		ERICSSON LM-B	760,000	89.10	67,716,000.00	
		HEXAGON AB-B SHS	557,000	105.55	58,791,350.00	
		TELIA CO AB	580,000	30.18	17,504,400.00	
		TELE 2 AB-B SHS	146,000	108.75	15,877,500.00	
		EQT AB	101,000	304.80	30,784,800.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	76.16	13,708,800.00	
		SAGAX AB-B	62,000	227.40	14,098,800.00	
	小計	銘柄数：42			1,482,825,604.70	
					(21,085,780,098)	
		組入時価比率：0.7%			0.8%	
ノルウェークローネ		AKER BP ASA	82,000	213.10	17,474,200.00	
		EQUINOR ASA	225,000	254.45	57,251,250.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	299.60	14,081,200.00	
		NORSK HYDRO	400,000	62.36	24,944,000.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,100	1,269.00	30,582,900.00	
		MOWI ASA	124,000	195.45	24,235,800.00	
		ORKLA ASA	180,000	98.00	17,640,000.00	
		SALMAR ASA	16,000	539.50	8,632,000.00	
		DNB BANK ASA	241,000	224.20	54,032,200.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	201.00	10,452,000.00	
		TELENOR ASA	165,000	125.30	20,674,500.00	
	小計	銘柄数：11			280,000,050.00	
					(3,878,000,692)	
		組入時価比率：0.1%			0.1%	
デンマーククローネ		NOVONESIS (NOVOZYMES) B	94,016	404.80	38,057,676.80	

豪ドル	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,562.00	6,661,200.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	273,000	94.38	25,765,740.00
	DSV A/S	54,600	1,507.00	82,282,200.00
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	11,050.00	7,956,000.00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	11,460.00	13,981,200.00
	PANDORA A/S	22,000	1,274.50	28,039,000.00
	CARLSBERG B	23,400	681.80	15,954,120.00
	COLOPLAST-B	34,300	797.20	27,343,960.00
	DEMANT A/S	25,000	263.40	6,585,000.00
	GENMAB A/S	16,900	1,462.00	24,707,800.00
	ZEALAND PHARMA A/S	16,800	728.00	12,230,400.00
	NOVO NORDISK A/S-B	858,700	589.20	505,946,040.00
	DANSKE BANK AS	189,000	195.85	37,015,650.00
	TRYG A/S	94,000	149.40	14,043,600.00
	ORSTED A/S	49,000	332.60	16,297,400.00
	小計 銘柄数：16			862,866,986.80
	組入時価比率：0.7%			(18,905,415,680) 0.7%
	SANTOS LTD.	890,000	6.40	5,696,000.00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	505,000	23.55	11,892,750.00
	ORICA LTD	127,000	16.80	2,133,600.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	116,000	50.84	5,897,440.00
	BHP GROUP LIMITED	1,352,000	39.59	53,525,680.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	19.21	2,343,620.00
	FORTESCUE LTD	443,000	18.20	8,062,600.00
	MINERAL RESOURCES LTD	42,000	32.88	1,380,960.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	317,000	15.25	4,834,250.00
	RIO TINTO LTD	99,000	116.74	11,557,260.00
	SOUTH32 LTD	1,250,000	3.34	4,175,000.00
	REECE LTD	65,000	22.78	1,480,700.00
	SGH LTD	55,000	44.91	2,470,050.00
	BRAMBLES LTD	374,000	19.07	7,132,180.00
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	8.72	1,918,400.00
	TRANSURBAN GROUP	816,000	13.47	10,991,520.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	152,000	68.00	10,336,000.00
	LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	5.00	3,150,000.00

小計	WESFARMERS LIMITED	300,000	69.56	20,868,000.00	
	COLES GROUP LTD	345,000	18.68	6,444,600.00	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420,000	4.19	1,759,800.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	329,000	30.18	9,929,220.00	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	11.40	2,302,800.00	
	COCHLEAR LTD	16,700	289.08	4,827,636.00	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	34.40	1,651,200.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	27.17	3,477,760.00	
	CSL LIMITED	129,600	276.57	35,843,472.00	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	796,000	27.94	22,240,240.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	446,200	150.26	67,046,012.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	820,000	36.37	29,823,400.00	
	WESTPAC BANKING CORP	922,000	31.67	29,199,740.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	34.06	1,941,420.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	660,000	8.28	5,464,800.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.76	2,594,400.00	
	QBE INSURANCE	407,000	19.13	7,785,910.00	
	SUNCORP GROUP LTD	340,000	18.70	6,358,000.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	49,000	121.33	5,945,170.00	
	XERO LIMITED	37,900	166.04	6,292,916.00	
	TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	3.98	4,497,400.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	450,000	10.54	4,743,000.00	
	APA GROUP	350,000	7.15	2,502,500.00	
	ASX LTD	53,000	64.30	3,407,900.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	97,600	218.90	21,364,640.00	
	PRO MEDICUS LTD	14,300	248.65	3,555,695.00	
	COMPUTERSHARE LTD	137,000	33.58	4,600,460.00	
	CAR GROUP LTD	90,000	37.40	3,366,000.00	
	REA GROUP LTD	14,500	232.92	3,377,340.00	
	SEEK LTD	87,000	22.34	1,943,580.00	
	銘柄数 : 48			474,133,021.00	
				(46,465,036,058)	
	組入時価比率 : 1.6%			1.7%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	360,000	8.30	2,988,000.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	160,000	37.95	6,072,000.00	

	小計	INFRATIL LTD	240,000	12.70	3,048,000.00	
		MERCURY NZ LTD	190,000	6.04	1,147,600.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.88	2,116,800.00	
		銘柄数：5			15,372,400.00	
		組入時価比率：0.0%			(1,359,996,228)	0.0%
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	730,040	40.60	29,639,624.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	69.00	7,176,000.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	366,000	102.50	37,515,000.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	19.34	7,349,200.00	
		MTR CORP	390,000	26.60	10,374,000.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	590,000	34.30	20,237,000.00	
		SANDS CHINA LTD	664,000	21.30	14,143,200.00	
		WH GROUP LIMITED	2,099,806	6.00	12,598,836.00	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,020,000	24.65	25,143,000.00	
		HANG SENG BANK	191,000	91.35	17,447,850.00	
		AIA GROUP LTD	2,920,000	54.80	160,016,000.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	9.40	10,054,240.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	54.20	9,214,000.00	
		CLP HLDGS	428,000	63.80	27,306,400.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	51.75	18,112,500.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	6.07	17,787,424.81	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	323,000	296.00	95,608,000.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	30.50	14,641,220.00	
		HENDERSON LAND	390,443	23.25	9,077,799.75	
		SINO LAND CO. LTD	1,170,000	7.54	8,821,800.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	396,000	72.60	28,749,600.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	20.75	5,187,500.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	19.50	9,360,000.00	
	小計	銘柄数：23			595,560,194.56	
		組入時価比率：0.4%			(12,006,493,522)	0.4%
	シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	4.53	1,721,400.00	
		KEPPEL LTD	360,000	6.70	2,412,000.00	
		YANGZIJANG SHIPBUILDING	690,000	2.85	1,966,500.00	

		SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.38	2,679,600.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.75	1,057,500.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.00	1,560,000.00	
		DBS GROUP HLDGS	531,000	42.82	22,737,420.00	
		OCBC-ORD	888,000	16.39	14,554,320.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	343,000	35.84	12,293,120.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,010,000	3.12	6,271,200.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.34	1,068,000.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	12.35	2,840,500.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.55	1,836,000.00	
		小計銘柄数：13			72,997,560.00	
		組入時価比率：0.3%			(8,442,897,789)	0.3%
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	17.96	3,412,400.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	949.90	6,934,270.00	
		BANK HAPOLIM BM	320,000	43.05	13,776,000.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,000	43.04	17,302,080.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	24.71	8,648,500.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	159.50	6,220,500.00	
		NICE LTD	16,000	640.40	10,246,400.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	293.80	3,525,600.00	
		小計銘柄数：8			70,065,750.00	
		組入時価比率：0.1%			(3,013,114,519)	0.1%
合計				2,730,595,675,577	(2,730,595,675,577)	

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2024 年 12 月 23 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
		組入時価比率：0.0%		(0)	0.0%

	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	41,900	4,155,223.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	83,000	3,031,160.00	
		AMERICAN TOWER CORP	124,000	22,782,520.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	131,000	2,491,620.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	38,200	8,486,894.00	
		BXP INC	38,000	2,836,320.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	3,160,025.00	
		CROWN CASTLE INC	116,000	10,516,560.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	86,000	15,357,020.00	
		EQUINIX INC	25,240	23,403,032.80	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45,000	2,997,450.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	89,000	6,350,150.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	16,500	4,682,040.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	55,600	8,173,200.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	73,000	3,436,840.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	185,000	3,722,200.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	3,494,400.00	
		INVITATION HOMES INC	160,000	5,142,400.00	
		IRON MOUNTAIN INC	77,200	8,113,720.00	
		KIMCO REALTY CORP	179,000	4,192,180.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	30,800	4,724,720.00	
		PROLOGIS INC	248,000	25,623,360.00	
		PUBLIC STORAGE	41,900	12,465,250.00	
		REALTY INCOME CORP	230,000	12,141,700.00	
		REGENCY CENTERS CORP	46,000	3,394,800.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	28,300	5,761,031.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	86,300	14,809,943.00	
		SUN COMMUNITIES INC	33,900	4,192,752.00	
		UDR INC	80,000	3,476,800.00	
		VENTAS INC	109,000	6,404,840.00	
		VICI PROPERTIES INC	280,000	8,061,200.00	
		WELLTOWER INC	164,500	20,503,280.00	
		WEYERHAEUSER CO	196,000	5,390,000.00	
		WP CAREY INC	61,000	3,309,250.00	

	小計	銘柄数：34 組入時価比率：1.5%	3,418,840	276,783,880.80 (43,377,569,798) 87.9%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	893,760.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	21,000	893,760.00 (97,544,966) 0.2%	
	ユーロ	COVIVIO	17,000	830,960.00	
		GECINA SA	11,700	1,046,565.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,647,280.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,192,796.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	856,800.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	163,300	6,574,401.00 (1,074,520,099) 2.2%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,018,800.00	
		SEGRO PLC	351,000	2,441,556.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	531,000	3,460,356.00 (682,070,771) 1.4%	
	豪ドル	GOODMAN GROUP	458,000	16,451,360.00	
		GPT GROUP	530,000	2,379,700.00	
		MIRVAC GROUP	1,090,000	2,060,100.00	
		SCENTRE GROUP	1,350,000	4,617,000.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	2,994,600.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	2,028,600.00	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.1%	5,028,000	30,531,360.00 (2,992,073,280) 6.1%	
	香港ドル	LINK REIT	690,000	22,183,500.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	690,000	22,183,500.00 (447,219,360) 0.9%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,595,700.80	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,584,022	3,025,482.02	
	小計	銘柄数：2	2,614,062	5,621,182.82	

			(650, 146, 004)	
		組入時価比率：0.0%	1.3%	
	合計		49, 321, 144, 278	
			(49, 321, 144, 278)	
	合計		49, 321, 144, 278	
			(49, 321, 144, 278)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 12 月 23 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	40, 206, 599, 562	—	39, 269, 075, 457	△937, 524, 105
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	333, 553, 760	—	338, 803, 500	5, 249, 740
ユーロ	161, 089, 420	—	163, 425, 800	2, 336, 380
スイスフラン	172, 464, 340	—	175, 377, 700	2, 913, 360
売建	470, 652, 000	—	470, 098, 200	553, 800
米ドル	470, 652, 000	—	470, 098, 200	553, 800
合計	—	—	—	△931, 720, 565

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 12 月 23 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3, 119, 723, 997
コール・ローン	566, 374, 289
株式	134, 616, 826, 682
投資信託受益証券	5, 504, 861, 025
投資証券	112, 407, 232
派生商品評価勘定	2, 535, 689
未収配当金	159, 457, 671
未収利息	3, 683
差入委託証拠金	3, 507, 417, 472
流動資産合計	147, 589, 607, 740
資産合計	147, 589, 607, 740
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	96, 588, 469
未払金	91, 920, 882
未払解約金	83, 029, 210
その他未払費用	4, 647, 200
流動負債合計	276, 185, 761
負債合計	276, 185, 761
純資産の部	
元本等	
元本	70, 563, 722, 890
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	76, 749, 699, 089
元本等合計	147, 313, 421, 979
純資産合計	147, 313, 421, 979
負債純資産合計	147, 589, 607, 740

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
--------------------	--

	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 0877 円
(10,000 口当たり純資産額)	(20,877 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 23 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法
株式
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月23日現在	
期首	2024年6月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	65,123,195,390円
同期中における追加設定元本額	10,372,653,514円
同期中における一部解約元本額	4,932,126,014円
期末元本額	70,563,722,890円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	13,598,929円
野村資産設計ファンド2020	15,310,513円
野村資産設計ファンド2025	21,666,106円
野村資産設計ファンド2030	38,977,290円
野村資産設計ファンド2035	42,405,172円
野村資産設計ファンド2040	75,631,089円
野村資産設計ファンド2045	17,658,313円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,614,098,940円
ネクストコア	6,506,579円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	578,343,476円
野村資産設計ファンド2050	20,074,664円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	3,519,759円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,778,718円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,553,755円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,477,780円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	637,104円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	1,032,543円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	10,937,263円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	5,581,188円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	16,909,079円
野村つみたて外国株投信	8,560,008,962円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	653,898,293円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	2,216,893,301円
世界6資産分散ファンド	155,464,789円
野村資産設計ファンド2060	20,714,113円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)	2,087,346,095円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	1,071,296,547円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,294,984,235円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	2,792,443,162円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	2,719,589円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	2,267,343,324円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	439,221円

野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221 円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	43,894,790,113 円
野村DC運用戦略ファンド	392,767,727 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	23,217,860 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	35,870,378 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	40,591,570 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	31,050,988 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	30,989,452 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	66,321,760 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	45,892,930 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年12月23日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	1.94	301,320.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	16,280	37.28	606,918.40	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	12.69	274,104.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	9,381	93.01	872,526.81	
		H WORLD GROUP LTD-ADR	23,300	33.47	779,851.00	
		YUM CHINA HOLDINGS INC	45,900	48.58	2,229,822.00	
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
		PDD HOLDINGS INC ADR	81,370	99.51	8,097,128.70	
		VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39,400	13.58	535,052.00	

	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	7,400	34.08	252,192.00	
	BANCO DE CHILE-ADR	27,700	22.87	633,499.00	
	BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	18.94	371,224.00	
	BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	10,030	32.19	322,865.70	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.52	395,254.72	
	CREDICORP LTD	8,360	182.13	1,522,606.80	
	INTER & CO INC - CL A	27,100	4.36	118,156.00	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	345,200	10.38	3,583,176.00	
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
	STATE BANK OF INDIA-GDR	21,390	96.70	2,068,413.00	
	TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
	VTB BANK JSC	35,156	0.00	0.00	
	STONECO LTD-A	28,200	8.20	231,240.00	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54,288	1.58	86,263.63	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	73,000	2.94	214,620.00	
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	13,400	38.25	512,550.00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
	XP INC - CLASS A	41,700	12.18	507,906.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	9.78	489,000.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	82,700	11.95	988,265.00	
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	26.36	197,700.00	
	KANZHUN LTD	32,700	13.62	445,374.00	
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	KE HOLDINGS INC ADR	73,400	18.38	1,349,092.00	
	小計 銘柄数：50			27,986,120.76	
				(4,385,984,845)	
	組入時価比率：3.0%			3.3%	
メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	11.30	21,153,430.50	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	380,983	99.28	37,823,992.24	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	281.42	7,404,160.20	
	ALFA S. A. B. -A	367,968	15.46	5,688,785.28	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	110.72	7,196,800.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	527.50	9,969,750.00	

小計	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	29,000	180.18	5,225,220.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	363.37	16,460,661.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	175.91	3,271,926.00	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	128.79	5,537,970.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	603,000	57.36	34,588,080.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	175.26	10,165,080.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	159.41	10,680,470.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	211,600	174.82	36,991,912.00	
	GRUMA S. A. B. -B	21,900	335.48	7,347,012.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	55.47	8,708,790.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	29.49	4,217,070.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	298,000	137.29	40,912,420.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	44.03	9,202,270.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	13.03	1,446,330.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,281,000	14.35	32,732,350.00	
	小計銘柄数：21			316,724,479.22	
	組入時価比率：1.7%			(2,473,871,562)	
				1.8%	
リアル	COSAN SA	136,000	8.52	1,158,720.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	436,000	39.72	17,317,920.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	529,000	36.85	19,493,650.00	
	PRIO SA	85,700	40.27	3,451,139.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	16.46	1,415,560.00	
	KLABIN SA-UNIT	83,600	23.37	1,953,732.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	9.30	753,300.00	
	GERDAU SA PFD NPV	141,120	19.25	2,716,560.00	
	VALE SA	391,252	54.62	21,370,184.24	
	SUZANO SA	87,960	59.62	5,244,175.20	
	EMBRAER SA	79,000	54.96	4,341,840.00	
	WEG SA	191,448	55.54	10,633,021.92	
	LOCALIZA RENT A CAR	106,595	33.68	3,590,119.60	
	RUMO SA	164,000	18.65	3,058,600.00	
	CCR SA	121,000	10.43	1,262,030.00	
	VIBRA ENERGIA SA	138,000	18.76	2,588,880.00	
	RAIA DROGASIL SA	153,980	22.75	3,503,045.00	
	AMBEV SA	593,956	12.23	7,264,081.88	

	BRF SA	77,000	26.35	2,028,950.00	
	JBS SA	98,100	37.51	3,679,731.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	92,500	13.54	1,252,450.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515,987	2.38	1,228,049.06	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	26.91	2,865,915.00	
	HYPERA SA	33,000	18.05	595,650.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	209,953	10.78	2,263,293.34	
	BANCO BRADESCO SA - PREF	652,042	11.76	7,668,013.92	
	BANCO DO BRASIL SA	208,000	24.08	5,008,640.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	556,991	31.50	17,545,216.50	
	ITAUSA SA	698,268	8.92	6,228,550.56	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	36.53	3,178,110.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	15.13	1,225,530.00	
	TOTVS SA	61,000	27.51	1,678,110.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	41,005	49.65	2,035,898.25	
	TIM SA	82,952	15.00	1,244,280.00	
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	39.89	1,156,810.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	137,400	35.23	4,840,602.00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	11.54	2,965,583.82	
	COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	95,000	9.33	886,350.00	
	CPFL ENERGIA SA	18,400	32.51	598,184.00	
	ENERGISA SA-UNITS	35,700	38.82	1,385,874.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	29.12	4,309,760.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	54,100	86.62	4,686,142.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	10.27	6,983,589.73	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	129,000	28.73	3,706,170.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	36.82	611,212.00	
	小計 銘柄数：45			202,973,224.02	
				(5,225,626,841)	
	組入時価比率：3.5%			3.9%	
チリペン	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,531.00	182,189,000.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	13.78	249,638,480.00	
	S.A.C.I. FALABELLA	94,000	3,461.00	325,334,000.00	
	EMPRESAS COPEC SA	57,000	5,940.00	338,580,000.00	
	CENCOSUD SA	126,000	2,150.00	270,900,000.00	

	小計	BANCO DE CREDITO E INVERSION	8,134	28,390.00	230,924,260.00	
		ENEL AMERICAS SA	2,325,000	87.87	204,297,750.00	
		銘柄数：7			1,801,863,490.00	
					(284,966,512)	
		組入時価比率：0.2%			0.2%	
	小計	BANCOLOMBIA SA	28,900	38,000.00	1,098,200,000.00	
		INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	16,200.00	972,000,000.00	
		銘柄数：2			2,070,200,000.00	
					(73,885,438)	
		組入時価比率：0.1%			0.1%	
	小計	METLEN ENERGY & METALS SA	12,000	33.40	400,800.00	
		FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
		OPAP SA	20,200	15.69	316,938.00	
		JUMBO SA	15,932	25.18	401,167.76	
		ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	1.57	446,998.50	
		EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.25	663,750.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	7.84	878,080.00	
		PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	3.89	470,811.00	
		HELLENIC TELECOM	18,000	14.85	267,300.00	
		PUBLIC POWER CORP	20,000	11.60	232,000.00	
		銘柄数：10			4,077,845.26	
					(666,483,029)	
		組入時価比率：0.5%			0.5%	
	小計	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	145.50	16,979,850.00	
		SASA POLYESTER SANAYI	1,533,598	4.04	6,195,735.92	
		EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	25.10	10,491,800.00	
		ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	124,920	69.80	8,719,416.00	
		KOC HLDGS	85,000	182.00	15,470,000.00	
		TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	43.60	6,540,000.00	
		PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	221.30	6,489,622.50	
		TURK HAVA YOLLARI AO	64,000	289.75	18,544,000.00	
		FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	949.50	5,886,900.00	
		BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	494.75	27,458,625.00	
		ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII	23,300	234.60	5,466,180.00	
		COCA-COLA ICECEK AS	83,600	58.35	4,878,060.00	

		AKBANK T. A. S	411, 000	60. 70	24, 947, 700. 00	
		HACI OMER SABANCI HOLDING	132, 000	94. 00	12, 408, 000. 00	
		TURKIYE IS BANKASI AS-C	959, 980	13. 15	12, 623, 737. 00	
		YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	417, 000	28. 60	11, 926, 200. 00	
		TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117, 000	91. 45	10, 699, 650. 00	
		小計 銘柄数：17			205, 725, 476. 42	
		組入時価比率：0. 6%			(917, 021, 311)	0. 7%
	チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9, 050	848. 00	7, 674, 400. 00	
		MONETA MONEY BANK AS	42, 000	124. 20	5, 216, 400. 00	
		CEZ AS	15, 500	959. 50	14, 872, 250. 00	
		小計 銘柄数：3			27, 763, 050. 00	
	フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59, 800	2, 684. 00	160, 503, 200. 00	
		RICHTER GEDEON NYRT	16, 200	10, 480. 00	169, 776, 000. 00	
		OTP BANK NYRT	25, 700	21, 470. 00	551, 779, 000. 00	
		小計 銘柄数：3			882, 058, 200. 00	
	ズロチ	組入時価比率：0. 1%			(180, 698, 587)	0. 1%
		組入時価比率：0. 2%			0. 3%	
		ORLEN SA	64, 387	46. 86	3, 017, 496. 75	
		KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	18, 100	116. 45	2, 107, 745. 00	
		BUDIMEX	1, 800	463. 00	833, 400. 00	
		LPP SA	130	15, 750. 00	2, 047, 500. 00	
		ALLEGRO. EU SA	62, 200	27. 89	1, 734, 758. 00	
		DINO POLSKA SA	6, 650	395. 60	2, 630, 740. 00	
		ALIOR BANK SA	10, 300	86. 64	892, 392. 00	
		BANK PEKAO SA	20, 600	138. 70	2, 857, 220. 00	
		MBANK	2, 040	546. 80	1, 115, 472. 00	
		PKO BANK POLSKI SA	97, 200	59. 64	5, 797, 008. 00	
		SANTANDER BANK POLSKA SA	4, 180	461. 70	1, 929, 906. 00	
		POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76, 900	46. 10	3, 545, 090. 00	
		POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73, 000	5. 88	429, 824. 00	
		CD PROJEKT RED SA	8, 000	187. 30	1, 498, 400. 00	
		小計 銘柄数：14			30, 436, 951. 75	
					(1, 168, 358, 917)	

	組入時価比率：0.8%			0.9%
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	6.56	1,338,240.00
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	8.97	2,421,900.00
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,750,900	4.25	11,691,325.00
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	413,000	32.05	13,236,650.00
	COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	5.87	739,620.00
	PETROCHINA CO LTD-H	2,530,000	5.78	14,623,400.00
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	336,700	8.68	2,922,556.00
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	19.44	2,682,720.00
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	3.57	1,403,010.00
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.30	2,107,000.00
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	11.58	4,134,060.00
	CMOC GROUP LTD-H	405,000	5.31	2,150,550.00
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	12.24	1,199,520.00
	MMG LTD	464,800	2.45	1,138,760.00
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	12.64	758,400.00
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	10.28	1,737,320.00
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	703,000	14.06	9,884,180.00
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	3.65	737,300.00
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	4.36	760,384.00
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.88	1,629,600.00
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	11.90	2,704,275.00
	CITIC LTD	688,000	8.79	6,047,520.00
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.55	1,028,027.00
	CRRC CORP LTD-H	550,000	4.59	2,524,500.00
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	19.88	1,133,160.00
	SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	22.30	1,516,400.00
	WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	11.34	2,435,832.00
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	30.75	1,697,400.00
	BOC AVIATION LTD	28,100	59.60	1,674,760.00
	JD LOGISTICS INC	279,400	13.42	3,749,548.00
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	153.20	8,242,160.00
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	368,000	11.94	4,393,920.00

ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	101.40	1,368,900.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	12.84	2,336,880.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	8.36	1,237,280.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	5.38	846,381.60
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	54.50	4,534,400.00
BYD CO LTD-H	122,000	267.00	32,574,000.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	685,000	15.32	10,494,200.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	13.92	3,800,160.00
LI AUTO INC	142,000	93.25	13,241,500.00
NIO INC.	166,400	35.30	5,873,920.00
XPENG INC	152,300	48.60	7,401,780.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	13.40	1,795,600.00
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	32.05	1,634,550.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	272,000	26.80	7,289,600.00
HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	24.10	915,800.00
MIDEA GROUP CO LTD	42,900	74.65	3,202,485.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	144,200	80.40	11,593,680.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	4.09	1,431,500.00
LI NING CO LTD	276,000	16.74	4,620,240.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	96,100	60.45	5,809,245.00
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	17.02	3,233,800.00
MEITUAN-CLASS B	580,240	158.60	92,026,064.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	19.48	3,568,736.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	10.48	1,142,320.00
TRIP.COM GROUP LTD	72,500	555.00	40,237,500.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,908,280	80.10	152,853,228.00
JD.COM, INC.	288,467	137.40	39,635,365.80
MINISO GROUP HOLDING LTD	36,800	45.10	1,659,680.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	6.61	1,162,038.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	94.35	6,585,630.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	14.84	1,068,480.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	484,000	3.41	1,650,440.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	28.20	4,311,780.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	111.80	1,375,140.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209,333	25.45	5,327,524.85

NONGFU SPRING LTD	221,000	34.50	7,624,500.00
TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	53.40	4,165,200.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	5.50	2,227,500.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	365,000	17.66	6,445,900.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	278,000	9.93	2,760,540.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.51	2,494,030.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	10.38	2,761,080.00
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	51.35	2,054,000.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	21.80	1,308,000.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	4.52	1,120,960.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	12.94	1,281,060.00
SINOPHARM GROUP CO-H	190,000	21.45	4,075,500.00
AKESO INC	66,000	60.85	4,016,100.00
BEIGENE LTD	82,020	104.70	8,587,494.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	151,000	35.20	5,315,200.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.43	974,685.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	4.81	5,038,571.20
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	17.94	2,332,200.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	3.21	4,322,265.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3,340,000	4.18	13,961,200.00
BANK OF CHINA LTD-H	8,330,000	3.79	31,570,700.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	5.96	5,607,108.40
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	4.99	5,139,700.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	11,269,000	6.22	70,093,180.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.80	719,600.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	456,192	38.50	17,563,392.00
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	3.18	1,875,564.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	8,140,000	4.84	39,397,600.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	4.52	3,855,560.00
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	5.43	836,220.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	836,000	14.52	12,138,720.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	23.90	7,528,500.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	11.64	2,503,438.08
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	23.30	3,098,900.00

PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	840,000	3.69	3,099,600.00
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	832,420	12.00	9,989,040.00
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	785,500	45.45	35,700,975.00
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	9.03	3,304,980.00
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	39.15	4,228,200.00
ZTE CORP-H	76,052	21.80	1,657,933.60
LENOVO GROUP LTD	992,000	9.47	9,394,240.00
XIAOMI CORPORATION	1,796,000	31.65	56,843,400.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	37.00	3,404,000.00
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	71.65	6,828,245.00
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	1.10	2,975,500.00
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	21.45	1,501,500.00
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	2.99	1,399,320.00
CHINA TOWER CORP LTD	5,380,000	1.12	6,025,600.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	25.70	1,259,300.00
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	6.50	2,067,000.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	29.75	3,689,000.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	91,600	54.50	4,992,200.00
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	8.04	3,601,920.00
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.38	963,900.00
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.36	2,149,680.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	7.05	3,243,000.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	13.10	2,258,440.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	21.50	4,086,075.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	6.83	1,830,440.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	12.88	1,622,880.00
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	46.75	8,695,500.00
CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.78	3,586,200.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.77	2,477,820.00
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.02	1,479,800.00
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	19.22	4,574,360.00
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.24	1,738,400.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	9.74	1,090,880.00

		WUXI APPTEC CO LTD	36,200	55.10	1,994,620.00	
		WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	407,000	17.02	6,927,140.00	
		CHINA LITERATURE LTD	49,800	27.30	1,359,540.00	
		CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.50	1,940,000.00	
		KINGSOFT CORP LTD	91,000	34.00	3,094,000.00	
		NETEASE, INC.	226,650	142.90	32,388,285.00	
		BAIDU INC-CLASS A	263,360	81.95	21,582,352.00	
		BILIBILI INC	30,120	150.00	4,518,000.00	
		KUAISHOU TECHNOLOGY	328,100	42.75	14,026,275.00	
		TENCENT HOLDINGS LTD	761,100	426.40	324,533,040.00	
		C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	12.36	902,280.00	
		CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	12.34	5,565,340.00	
		CHINA RESOURCES LAND LTD	364,444	22.25	8,108,879.00	
		CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	28.25	2,005,750.00	
		CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	5.59	1,358,370.00	
		LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	10.08	2,741,760.00	
	小計	銘柄数：152			1,511,882,952.53	
		組入時価比率：20.7%			(30,479,560,323)	
					22.6%	
リンギ		PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	19.02	570,600.00	
		PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	4.65	1,534,500.00	
		PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	4.71	1,879,290.00	
		GAMUDA BERHAD	532,000	4.78	2,542,960.00	
		SIME DARBY BERHAD	220,000	2.27	499,400.00	
		SUNWAY BHD	256,000	4.71	1,205,760.00	
		MISC BHD	125,960	7.35	925,806.00	
		MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	10.50	1,275,330.00	
		GENTING BHD	187,000	3.59	671,330.00	
		GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.13	487,770.00	
		MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.82	657,930.00	
		IOI CORP	247,000	3.76	928,720.00	
		KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	21.50	1,569,500.00	
		NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	97.00	708,100.00	
		PPB GROUP BERHAD	90,740	12.14	1,101,583.60	
		QL RESOURCES BHD	178,500	4.77	851,445.00	

		SD GUTHRIE BHD	238,000	4.82	1,147,160.00	
		IHH HEALTHCARE BHD	260,000	7.03	1,827,800.00	
		AMMB HOLDING	313,000	5.32	1,665,160.00	
		CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	821,000	7.95	6,526,950.00	
		HONG LEONG BANK	92,960	20.00	1,859,200.00	
		MALAYAN BANKING	627,000	9.96	6,244,920.00	
		PUBLIC BANK BHD	1,702,000	4.46	7,590,920.00	
		RHB BANK BHD	228,023	6.30	1,436,544.90	
		INARI AMERTRON BHD	271,000	3.03	821,130.00	
		TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.72	866,880.00	
		AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.34	809,640.00	
		CELCOMDIGI BHD	429,000	3.54	1,518,660.00	
		MAXIS BHD	265,000	3.57	946,050.00	
		TENAGA NASIONAL	368,000	13.94	5,129,920.00	
		PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.58	1,599,780.00	
		YTL CORPORATION BERHAD	400,000	2.58	1,032,000.00	
		YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	4.14	1,242,000.00	
	小計	銘柄数：33			59,674,739.50	
					(2,078,310,054)	
		組入時価比率：1.4%			1.5%	
	パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	117.50	19,270,000.00	
		PTT PCL-NVDR	1,134,000	31.00	35,154,000.00	
		THAI OIL PCL-NVDR	157,000	27.25	4,278,250.00	
		PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	22.60	5,152,664.40	
		SIAM CEMENT PCL-NVDR	100,700	163.50	16,464,450.00	
		AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544,000	58.25	31,688,000.00	
		BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	6.85	5,548,500.00	
		MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	25.50	10,581,939.00	
		CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	34.25	5,309,606.25	
		HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	9.25	5,364,972.25	
		PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	13.10	3,379,800.00	
		CP ALL PCL-NVDR	650,000	53.50	34,775,000.00	
		CP AXTRA PCL-NVDR	204,013	25.25	5,151,328.25	
		CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	22.60	9,627,600.00	
		BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,214,000	23.50	28,529,000.00	
		BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	193.50	11,416,500.00	

		KASIKORNBANK PCL-NVDR	83,000	152.50	12,657,500.00	
		KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	20.40	10,282,620.00	
		SCB X PCL-NVDR	81,000	116.50	9,436,500.00	
		TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.80	4,271,400.00	
		DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	384,200	149.50	57,437,900.00	
		TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	10.60	12,401,639.60	
		ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	136,000	274.00	37,264,000.00	
		INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	125,000	94.25	11,781,250.00	
		KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	47.00	6,298,000.00	
		GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	385,000	59.25	22,811,250.00	
		CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	54.50	14,224,500.00	
	小計	銘柄数：27			430,558,169.75	
					(1,967,650,835)	
		組入時価比率：1.3%			1.5%	
	フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28,302	593.50	16,797,237.00	
		JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	21.00	5,355,105.00	
		SM INVESTMENTS CORP	30,500	883.00	26,931,500.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	119,000	390.00	46,410,000.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	256.40	11,025,200.00	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	74.90	8,014,300.00	
		BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207,040	121.50	25,155,360.00	
		BDO UNIBANK INC	300,997	144.60	43,524,166.20	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	73.10	14,992,444.50	
		PLDT INC	7,000	1,252.00	8,764,000.00	
		MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	452.00	16,859,600.00	
		AYALA LAND INC	768,000	24.80	19,046,400.00	
		SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	24.80	26,436,180.00	
	小計	銘柄数：13			269,311,492.70	
					(717,768,990)	
		組入時価比率：0.5%			0.5%	
	ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TB	2,110,000	2,550.00	5,380,500,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	25,675.00	3,775,508,750.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	820.00	2,372,587,180.00	
		CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984,000	7,300.00	7,183,200,000.00	
		AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	900,000	9,000.00	8,100,000,000.00	
		MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	1,595.00	1,779,721,735.00	

		INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	6,600.00	1,584,000,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,360,000	4,870.00	11,493,200,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	69.00	7,253,280,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,780.00	5,476,600,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	11,250.00	3,476,250,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	7,625.00	3,202,500,000.00	
		PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	4,660.00	3,262,000,000.00	
		UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	1,750.00	1,435,000,000.00	
		KALBE FARMA PT	2,300,000	1,275.00	2,932,500,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	6,490,000	9,650.00	62,628,500,000.00	
		BANK MANDIRI	4,340,000	5,675.00	24,629,500,000.00	
		BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	4,260.00	6,901,200,000.00	
		BANK RAKYAT INDONESIA	8,070,028	4,060.00	32,764,313,680.00	
		TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,210,000	2,550.00	15,835,500,000.00	
	小計	銘柄数：20			211,465,861,345.00	
					(2,051,218,855)	
		組入時価比率：1.4%			1.5%	
ウォン		HD HYUNDAI CO LTD	5,100	79,000.00	402,900,000.00	
		S-OIL CORPORATION	3,930	55,800.00	219,294,000.00	
		SK INNOVATION CO LTD	6,870	116,300.00	798,981,000.00	
		ENCHEM CO LTD	1,220	126,200.00	153,964,000.00	
		KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	94,000.00	140,060,000.00	
		LG CHEM LTD - PREFERRED	630	162,500.00	102,375,000.00	
		LG CHEMICALS LTD	5,464	257,500.00	1,406,980,000.00	
		LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	62,600.00	120,943,200.00	
		SKC CO LTD	2,610	105,500.00	275,355,000.00	
		KOREA ZINC CO LTD	710	991,000.00	703,610,000.00	
		POSCO HOLDINGS INC	8,670	259,500.00	2,249,865,000.00	
		HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,970	305,000.00	1,210,850,000.00	
		KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	54,100.00	378,700,000.00	
		SAMSUNG E&A CO LTD	21,500	16,990.00	365,285,000.00	
		DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	17,570.00	860,930,000.00	
		ECOPRO BM CO LTD	5,590	114,100.00	637,819,000.00	
		ECOPRO CO., LTD.	12,070	63,700.00	768,859,000.00	
		ECOPRO MATERIALS CO LTD	2,580	70,500.00	181,890,000.00	
		HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3,050	366,000.00	1,116,300,000.00	

L&F CO LTD	3,390	90,700.00	307,473,000.00
LG ENERGY SOLUTION	5,650	357,500.00	2,019,875,000.00
LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	152,400.00	257,556,000.00
POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	145,800.00	498,636,000.00
GS HOLDINGS CORP	3,600	40,350.00	145,260,000.00
LG CORP	11,750	73,100.00	858,925,000.00
SAMSUNG C&T CORP	10,220	116,900.00	1,194,718,000.00
SK INC	4,570	133,700.00	611,009,000.00
SK SQUARE CO LTD	11,100	78,900.00	875,790,000.00
DOOSAN BOBCAT INC	6,550	47,200.00	309,160,000.00
HANWHA OCEAN CO LTD	10,300	33,400.00	344,020,000.00
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	260,500.00	724,190,000.00
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	212,500.00	1,043,375,000.00
HYUNDAI ROTEM CO LTD	7,100	48,350.00	343,285,000.00
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81,000	11,180.00	905,580,000.00
POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	38,300.00	199,160,000.00
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	3,620	116,700.00	422,454,000.00
KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	23,500.00	622,750,000.00
HMM COMPANY LIMITED	27,100	18,400.00	498,640,000.00
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	37,800.00	351,540,000.00
HYUNDAI MOBIS	6,860	244,000.00	1,673,840,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD	15,710	210,500.00	3,306,955,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	155,000.00	640,150,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	150,800.00	437,320,000.00
KIA CORP	29,860	101,200.00	3,021,832,000.00
COWAY CO LTD	7,930	67,600.00	536,068,000.00
LG ELECTRONICS INC	12,030	86,200.00	1,036,986,000.00
HANJIN KAL CORP	1,900	73,800.00	140,220,000.00
CJ CHEILJEDANG CORP	820	260,500.00	213,610,000.00
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	103,500.00	299,115,000.00
KT & G CORP	13,000	107,600.00	1,398,800,000.00
AMOREPACIFIC CORP	3,730	109,400.00	408,062,000.00
LG H&H	1,002	311,500.00	312,123,000.00
HLB INC	13,125	69,600.00	913,500,000.00
ALTEOGEN INC	5,050	277,000.00	1,398,850,000.00

CELLTRION INC	18,010	192,500.00	3,466,925,000.00
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	55,500.00	108,225,000.00
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	518	266,500.00	138,047,000.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	102,100.00	338,972,000.00
YUHAN CORPORATION	7,100	110,300.00	783,130,000.00
HANA FINANCIAL HOLDINGS	33,200	56,800.00	1,885,760,000.00
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	14,290.00	372,969,000.00
KAKAOBANK CORP	19,300	22,100.00	426,530,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	45,200	85,800.00	3,878,160,000.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP	49,300	48,250.00	2,378,725,000.00
WOORI FINANCIAL GROUP INC	67,000	15,580.00	1,043,860,000.00
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	10,200	98,400.00	1,003,680,000.00
DB INSURANCE CO LTD	5,600	100,300.00	561,680,000.00
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	361,000.00	1,314,040,000.00
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	98,500.00	1,044,100,000.00
POSCO DX CO LTD	5,300	19,510.00	103,403,000.00
SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	134,000.00	628,460,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS	559,600	53,000.00	29,658,800,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	94,580	43,050.00	4,071,669,000.00
LG INNOTEK CO LTD	1,970	160,900.00	316,973,000.00
LG.DISPLAY CO LTD	30,970	9,060.00	280,588,200.00
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	128,700.00	903,474,000.00
SAMSUNG SDI CO,LTD	6,497	248,000.00	1,611,256,000.00
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	79,800.00	430,920,000.00
SK HYNIX INC	63,750	168,500.00	10,741,875,000.00
LG UPLUS CORP	17,400	10,890.00	189,486,000.00
SK TELECOM CO LTD	5,500	56,000.00	308,000,000.00
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	20,300.00	539,980,000.00
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	72,000.00	384,480,000.00
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	8,050.00	199,132,850.00
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	13,650.00	255,255,000.00
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2,151	939,000.00	2,019,789,000.00
HYBE CO LTD	3,330	196,700.00	655,011,000.00
KRAFTON INC	3,630	311,500.00	1,130,745,000.00
NCSOFT CORPORATION	1,631	204,500.00	333,539,500.00
NETMARBLE CORP	4,270	52,900.00	225,883,000.00

小計	KAKAO CORP	34,190	40,800.00	1,394,952,000.00	
	NAVER CORP	16,960	210,000.00	3,561,600,000.00	
	銘柄数：92			119,055,861,750.00	
	組入時価比率：8.8%			(12,917,560,999)	9.6%
新台湾ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	28.75	11,844,942.50	
	FORMOSA PLASTIC	492,424	36.70	18,071,960.80	
	NAN YA PLASTICS CORP	633,726	31.05	19,677,192.30	
	ASIA CEMENT	314,980	41.45	13,055,921.00	
	TCC GROUP HOLDINGS	771,888	31.85	24,584,632.80	
	CHINA STEEL	1,478,544	19.90	29,423,025.60	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	14,300	544.00	7,779,200.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8,000	1,865.00	14,920,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	268,429	24.40	6,549,667.60	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	32.05	10,046,200.70	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	788.00	12,185,632.00	
	CHINA AIRLINES LTD	375,000	25.90	9,712,500.00	
	EVA AIRWAYS CORP	303,000	44.60	13,513,800.00	
	EVERGREEN MARINE	122,950	230.50	28,339,975.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86,335	82.30	7,105,370.50	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	79.70	15,222,700.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	27.50	6,792,500.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	49.55	11,001,883.80	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	372.50	8,940,000.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	501.00	12,245,943.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	132.00	9,186,144.00	
	POU CHEN CORP	267,468	38.70	10,351,011.60	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	33,580	594.00	19,946,520.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64,816	262.00	16,981,792.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	552,836	81.00	44,779,716.00	
	PHARMAESSENTIA CORPORATION	24,000	566.00	13,584,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	578,196	17.65	10,205,159.40	
	CTBC FINANCIAL HOLDING	2,022,212	38.50	77,855,162.00	
	E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,603,798	26.85	43,061,976.30	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,271,015	27.00	34,317,405.00	

HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1, 036, 977	25. 55	26, 494, 762. 35
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1, 429, 626	38. 60	55, 183, 563. 60
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1, 240, 619	23. 00	28, 534, 237. 00
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1, 524, 154	17. 10	26, 063, 033. 40
TAIWAN BUSINESS BANK	741, 002	14. 70	10, 892, 729. 40
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1, 327, 442	24. 30	32, 256, 840. 60
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466, 906	40. 15	18, 746, 275. 90
CHAILEASE HOLDING CO LTD	186, 689	111. 00	20, 722, 479. 00
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1, 273, 007	33. 60	42, 773, 035. 20
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1, 111, 293	67. 30	74, 790, 018. 90
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1, 757, 789	17. 25	30, 321, 860. 25
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	943, 830	90. 40	85, 322, 232. 00
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1, 889, 656	11. 60	21, 920, 009. 60
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	59, 000	757. 00	44, 663, 000. 00
ACER INC	348, 767	37. 20	12, 974, 132. 40
ADVANTECH CO. , LTD.	60, 620	339. 00	20, 550, 180. 00
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	36, 000	634. 00	22, 824, 000. 00
ASUSTEK COMPUTER INC	79, 805	600. 00	47, 883, 000. 00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76, 840	180. 00	13, 831, 200. 00
COMPAL ELECTRONICS	412, 590	37. 40	15, 430, 866. 00
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73, 000	271. 00	19, 783, 000. 00
INVENTEC CO. , LTD	331, 911	49. 45	16, 412, 998. 95
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	233, 897	99. 50	23, 272, 751. 50
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74, 000	178. 50	13, 209, 000. 00
PEGATRON CORP	242, 692	90. 30	21, 915, 087. 60
QUANTA COMPUTER INC	312, 684	277. 50	86, 769, 810. 00
WISTRON CORP	348, 000	106. 00	36, 888, 000. 00
WIWYNN CORP	13, 000	2, 640. 00	34, 320, 000. 00
AUO CORP	802, 606	14. 40	11, 557, 526. 40
DELTA ELECTRONICS INC	227, 681	412. 00	93, 804, 572. 00
E INK HOLDINGS INC	96, 000	267. 00	25, 632, 000. 00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1, 462, 649	181. 00	264, 739, 469. 00
INNOLUX CORP	866, 744	14. 30	12, 394, 439. 20
LARGAN PRECISION CO LTD	12, 040	2, 515. 00	30, 280, 600. 00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122, 566	70. 90	8, 689, 929. 40

	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158,000	141.00	22,278,000.00	
	WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	66.00	11,245,542.00	
	YAGEO CORPORATION	47,982	525.00	25,190,550.00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	123.00	7,922,430.00	
	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10,000	3,235.00	32,350,000.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	372,658	157.50	58,693,635.00	
	EMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	3,350.00	26,800,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,350.00	13,500,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	369.00	11,439,000.00	
	JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	10,000	1,425.00	14,250,000.00	
	MEDIATEK INC	178,538	1,390.00	248,167,820.00	
	NANYA TECHNOLOGY CO	151,000	30.40	4,590,400.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	68,058	486.50	33,110,217.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	58,417	529.00	30,902,593.00	
	SILERGY CORP	35,000	398.00	13,930,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,887,000	1,035.00	2,988,045,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,386,500	42.35	58,718,275.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	111,335	97.30	10,832,895.50	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	458,065	123.00	56,341,995.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	89.50	18,079,000.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	192,200	113.00	21,718,600.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	28,000	982.00	27,496,000.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	42.20	6,443,982.20	
	小計 銘柄数 : 88			5,655,174,508.25	
				(27,090,547,964)	
	組入時価比率 : 18.4%			20.1%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	164,000	289.05	47,404,200.00	
	COAL INDIA LTD	208,000	382.00	79,456,000.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	96,570	399.50	38,579,715.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	137.08	47,018,440.00	
	OIL INDIA LTD	54,800	421.80	23,114,640.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392,000	237.10	92,943,200.00	
	PETRONET LNG LTD	77,000	336.45	25,906,650.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	713,500	1,205.30	859,981,550.00	
	ASIAN PAINTS LTD	47,900	2,282.35	109,324,565.00	

PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,813.75	38,518,875.00
PIDILITE INDUSTRIES LTD	19,700	2,976.80	58,642,960.00
SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,960	9,787.60	28,971,296.00
SRF LTD	14,200	2,277.60	32,341,920.00
SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	4,839.80	38,234,420.00
UPL LTD	43,200	504.50	21,794,400.00
AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	548.80	31,281,600.00
GRASIM INDUSTRIES LIMITED	30,200	2,488.70	75,158,740.00
SHREE CEMENT LIMITED	1,080	27,063.50	29,228,580.00
ULTRATECH CEMENT LTD	13,390	11,422.80	152,951,292.00
APL APOLLO TUBES LTD	16,600	1,559.00	25,879,400.00
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	151,700	622.65	94,456,005.00
JINDAL STAINLESS LTD	35,920	719.80	25,855,216.00
JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	908.05	41,770,300.00
JSW STEEL LTD	66,000	917.35	60,545,100.00
NMDC LTD	125,000	213.15	26,643,750.00
TATA STEEL LIMITED	865,900	140.68	121,814,812.00
VEDANTA LTD	169,000	477.25	80,655,250.00
BHARAT ELECTRONICS LTD	450,000	290.85	130,882,500.00
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	22,400	4,190.20	93,860,480.00
ASTRAL LTD	16,300	1,734.60	28,273,980.00
LARSEN&TOUBRO LIMITED	79,300	3,629.85	287,847,105.00
RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	433.25	25,388,450.00
VOLTAS LIMITED	29,100	1,686.50	49,077,150.00
ABB INDIA LTD	6,600	6,921.25	45,680,250.00
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	235.30	29,883,100.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78,000	730.05	56,943,900.00
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,657.40	52,373,840.00
POLYCAB INDIA LTD	6,630	7,178.25	47,591,797.50
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	64.13	75,288,620.00
SIEMENS LIMITED	10,200	6,868.90	70,062,780.00
ASHOK LEYLAND LIMITED	184,200	217.28	40,022,976.00
CUMMINS INDIA LTD	16,100	3,312.90	53,337,690.00
THERMAX LTD	4,500	4,653.35	20,940,075.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,344.95	38,691,675.00

INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22, 200	784. 25	17, 410, 350. 00
INTERGLOBE AVIATION LTD	23, 800	4, 395. 60	104, 615, 280. 00
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22, 400	767. 95	17, 202, 080. 00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63, 000	1, 182. 45	74, 494, 350. 00
GMR AIRPORTS LTD	301, 000	78. 82	23, 724, 820. 00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7, 000	2, 790. 05	19, 530, 350. 00
BHARAT FORGE LIMITED	30, 400	1, 278. 90	38, 878, 560. 00
BOSCH LTD	800	34, 576. 95	27, 661, 560. 00
MRF LTD	300	128, 057. 90	38, 417, 370. 00
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	338, 000	156. 06	52, 748, 280. 00
SONA BLW PRECISION FORGINGS	59, 000	588. 45	34, 718, 550. 00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12, 200	3, 619. 10	44, 153, 020. 00
BAJAJ AUTO LIMITED	8, 000	8, 787. 25	70, 298, 000. 00
EICHER MOTORS LTD	17, 400	4, 734. 50	82, 380, 300. 00
HERO MOTOCORP LTD	14, 900	4, 339. 95	64, 665, 255. 00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	107, 200	2, 906. 35	311, 560, 720. 00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15, 360	10, 901. 05	167, 440, 128. 00
TATA MOTORS LTD	230, 245	724. 05	166, 708, 892. 25
TVS MOTOR CO LTD	27, 400	2, 391. 65	65, 531, 210. 00
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	3, 700	17, 944. 90	66, 396, 130. 00
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57, 500	719. 20	41, 354, 000. 00
PAGE INDUSTRIES LTD	840	48, 856. 35	41, 039, 334. 00
TITAN CO LTD	40, 300	3, 356. 25	135, 256, 875. 00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	96, 000	854. 10	81, 993, 600. 00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36, 000	672. 70	24, 217, 200. 00
ZOMATO LTD	768, 000	282. 10	216, 652, 800. 00
TRENT LTD	22, 100	6, 831. 55	150, 977, 255. 00
AVENUE SUPERMARTS LTD	18, 040	3, 408. 30	61, 485, 732. 00
UNITED SPIRITS LTD	32, 700	1, 544. 80	50, 514, 960. 00
VARUN BEVERAGES LTD	126, 750	612. 55	77, 640, 712. 50
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13, 200	4, 698. 10	62, 014, 920. 00
MARICO LIMITED	67, 800	627. 95	42, 575, 010. 00
NESTLE INDIA LTD	38, 910	2, 163. 50	84, 181, 785. 00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	65, 800	889. 45	58, 525, 810. 00
ITC LTD	337, 000	464. 65	156, 587, 050. 00

COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	15,900	2,750.85	43,738,515.00
DABUR INDIA LTD	59,800	502.55	30,052,490.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	1,069.60	46,527,600.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	96,900	2,333.90	226,154,910.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12,750	7,251.70	92,459,175.00
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	92,000	1,165.20	107,198,400.00
ALKEM LABORATORIES LTD	6,200	5,427.50	33,650,500.00
AUROBINDO PHARMA LTD	35,600	1,241.70	44,204,520.00
CIPLA LIMITED	61,400	1,472.05	90,383,870.00
DR. REDDY'S LABORATORIES	66,300	1,343.65	89,083,995.00
LUPIN LTD	25,700	2,150.70	55,272,990.00
MANKIND PHARMA LTD	10,900	2,805.20	30,576,680.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	114,000	1,808.85	206,208,900.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	3,437.00	39,662,980.00
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28,300	973.50	27,550,050.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	537.60	26,557,440.00
AXIS BANK LIMITED	262,900	1,071.85	281,789,365.00
BANK OF BARODA	100,000	240.59	24,059,000.00
CANARA BANK	198,000	99.61	19,722,780.00
HDFC BANK LIMITED	661,700	1,771.50	1,172,201,550.00
ICICI BANK LTD	611,000	1,288.40	787,212,400.00
IDFC FIRST BANK LTD	425,300	61.68	26,232,504.00
INDUSIND BANK LTD	28,700	929.45	26,675,215.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	126,400	1,743.55	220,384,720.00
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	100.77	26,300,970.00
UNION BANK OF INDIA	184,000	116.78	21,487,520.00
YES BANK LTD	1,840,000	19.83	36,487,200.00
BAJAJ FINSERV LTD	45,270	1,569.65	71,058,055.50
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,460	10,746.75	26,437,005.00
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	348,200	304.30	105,957,260.00
POWER FINANCE CORPORATION	177,600	453.30	80,506,080.00
REC LTD	159,100	513.25	81,658,075.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112,900	623.80	70,427,020.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	27,800	1,902.15	52,879,770.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	653.90	21,709,480.00

PB FINTECH LTD	40,700	2,092.15	85,150,505.00
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	51,600	1,400.60	72,270,960.00
HCL TECHNOLOGIES LTD	113,100	1,911.35	216,173,685.00
INFOSYS LTD	389,200	1,922.15	748,100,780.00
LTIMINDTREE LTD	9,680	5,824.30	56,379,224.00
MPHASIS LTD	10,500	2,950.60	30,981,300.00
PERSISTENT SYSTEMS LTD	12,570	6,368.70	80,054,559.00
TATA CONSULTANCY SVS LTD	107,600	4,170.30	448,724,280.00
TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,686.05	113,471,165.00
WIPRO LTD	301,600	305.20	92,048,320.00
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	12,247.55	29,884,022.00
TATA ELXSI LTD	4,000	6,921.60	27,686,400.00
INDUS TOWERS LTD	148,500	337.10	50,059,350.00
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,710.45	19,499,130.00
BHARTI AIRTEL LIMITED	299,100	1,578.10	472,009,710.00
VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	7.40	19,758,000.00
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	536,000	315.80	169,268,800.00
TATA POWER COMPANY LIMITED	170,000	401.10	68,187,000.00
TORRENT POWER LTD	18,300	1,479.20	27,069,360.00
GAIL INDIA LTD	273,000	192.42	52,530,660.00
BAJAJ FINANCE LTD	31,800	6,848.25	217,774,350.00
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,189.55	59,715,410.00
MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,075.65	28,021,275.00
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	687.00	29,197,500.00
SHRIRAM FINANCE LTD	35,300	2,877.25	101,566,925.00
SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	4,277.40	31,225,020.00
BSE LTD	9,000	5,542.85	49,885,650.00
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	4,262.80	43,480,560.00
ADANI GREEN ENERGY LTD	19,200	1,034.35	19,859,520.00
ADANI POWER LIMITED	66,000	497.90	32,861,400.00
JSW ENERGY LTD	61,400	669.80	41,125,720.00
NHPC LTD	328,600	81.47	26,771,042.00
NTPC LIMITED	517,000	333.25	172,290,250.00
DIVIS LABORATORIES LTD	13,870	5,846.75	81,094,422.50
INFO EDGE INDIA LTD	8,740	8,494.95	74,245,863.00
DLF LIMITED	95,000	830.70	78,916,500.00

		GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	2,855.95	57,119,000.00	
		MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,400.70	51,965,970.00	
		OBEROI REALTY LTD	11,300	2,247.80	25,400,140.00	
		PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,591.05	34,048,470.00	
		PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,794.50	42,350,200.00	
		小計 銘柄数：155			14,748,862,875.25	
		組入時価比率：18.5%			(27,285,396,319)	20.3%
	カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	15.15	969,600.00	
		QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.17	1,538,730.00	
		MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.53	1,080,765.00	
		INDUSTRIES QATAR	192,000	13.01	2,497,920.00	
		COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	4.34	1,916,145.00	
		DUKHAN BANK	233,000	3.61	842,295.00	
		MASRAF AL RAYAN	585,000	2.47	1,447,290.00	
		QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.79	927,940.00	
		QATAR ISLAMIC BANK	192,000	21.20	4,070,400.00	
		QATAR NATIONAL BANK	558,000	17.35	9,681,300.00	
		OOEDOO QSC	100,000	11.70	1,170,000.00	
		QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	15.84	940,896.00	
		BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.83	551,850.00	
		小計 銘柄数：13			27,635,131.00	
		組入時価比率：0.8%			(1,189,692,389)	0.9%
	エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	29.27	2,028,879.32	
		T M G HOLDING	101,000	55.54	5,609,540.00	
		小計 銘柄数：2			7,638,419.32	
		組入時価比率：0.0%			(23,499,597)	0.0%
	ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	158.97	4,482,954.00	
		SASOL LTD	57,900	83.33	4,824,807.00	
		ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	9,140	590.00	5,392,600.00	
		ANGLOGOLD ASHANTI PLC	57,800	432.76	25,013,528.00	
		GOLD FIELDS LTD	104,100	257.15	26,769,315.00	
		HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	157.72	10,724,960.00	
		IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	93.27	10,418,259.00	

		KUMBA IRON ORE LTD	7,600	320.00	2,432,000.00	
		SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	16.85	4,600,050.00	
		BIDVEST GROUP LTD	35,700	274.52	9,800,364.00	
		NASPERS LTD-N SHS	20,180	4,220.00	85,159,600.00	
		WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	62.64	5,888,160.00	
		PEPKOR HOLDINGS LTD	334,000	29.78	9,946,520.00	
		BID CORP LTD	39,400	440.54	17,357,276.00	
		CLICKS GROUP LTD	31,000	385.83	11,960,730.00	
		SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	302.32	17,655,488.00	
		ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	173.78	7,437,784.00	
		ABSA GROUP LTD	107,100	193.69	20,744,199.00	
		CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	10,480	3,176.39	33,288,567.20	
		NEDBANK GROUP LTD	56,279	284.63	16,018,691.77	
		STANDARD BANK GROUP LTD	159,600	225.44	35,980,224.00	
		FIRSTRAND LTD	582,000	77.09	44,866,380.00	
		REMGRO LTD	67,200	154.14	10,358,208.00	
		DISCOVERY LTD	68,307	195.83	13,376,559.81	
		OLD MUTUAL LTD	434,000	12.44	5,398,960.00	
		OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	68.07	5,513,670.00	
		SANLAM LIMITED	227,000	85.73	19,460,710.00	
		MTN GROUP LTD	206,300	82.52	17,023,876.00	
		VODACOM GROUP	68,100	100.79	6,863,799.00	
		REINET INVESTMENTS SCA	14,200	442.00	6,276,400.00	
		NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	140.00	10,206,000.00	
	小計	銘柄数：31			505,240,639.78	
					(4,319,807,470)	
		組入時価比率：2.9%			3.2%	
UAEディールハム		ADNOC DRILLING COMPANY P. J. S. C.	424,000	5.30	2,247,200.00	
		MULTIPLY GROUP	391,000	1.96	766,360.00	
		AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.28	688,560.00	
		ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.38	1,007,240.00	
		ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	10.22	3,677,687.44	
		ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	13.80	2,387,400.00	
		DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	7.03	2,010,783.87	
		EMIRATES NBD PJSC	227,000	20.40	4,630,800.00	

		FIRST ABU DHABI BANK PJSC	499,925	13.28	6,639,004.00	
		EMIRATES TELECOM GROUP CO	415,900	15.90	6,612,810.00	
		ALDAR PROPERTIES PJSC	427,000	7.50	3,202,500.00	
		EMAAR PROPERTIES PJSC	811,000	12.90	10,461,900.00	
		小計 銘柄数：12			44,332,245.31	
		組入時価比率：1.3%			(1,894,760,164)	1.4%
	クウェートディ ナール	BOUBAYAN BANK K.S.C	143,765	0.55	80,220.87	
		GULF BANK	271,561	0.33	90,701.37	
		KUWAIT FINANCE HOUSE	1,232,060	0.74	915,420.58	
		NATIONAL BANK OF KUWAIT	914,972	0.87	800,600.50	
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.47	89,586.00	
		MABANEE CO SAKC	85,335	0.77	66,305.29	
		小計 銘柄数：6			2,042,834.61	
		組入時価比率：0.7%			(1,041,477,940)	0.8%
	サウジアラビ ア リヤル	ADES HOLDING CO	33,800	17.28	584,064.00	
		SAUDI ARABIAN OIL CO	692,940	28.45	19,714,143.00	
		ADVANCED PETROCHEMICALS CO	21,833	32.15	701,930.95	
		SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29,500	111.40	3,286,300.00	
		SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	24.02	975,212.00	
		SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	110.80	709,120.00	
		SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	110,600	66.70	7,377,020.00	
		SAUDI IND INVESTMENT GROUP	52,168	16.98	885,812.64	
		SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	6.88	460,960.00	
		YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	36.95	1,067,855.00	
		SAUDI ARABIAN MINING CO	149,600	49.10	7,345,360.00	
		SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,600	253.40	658,840.00	
		JARIR MARKETING CO	61,000	12.68	773,480.00	
		NAHDI MEDICAL CO	3,400	116.00	394,400.00	
		ALMARAI CO	63,200	57.80	3,652,960.00	
		DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	151.60	485,120.00	
		DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	9,700	286.60	2,780,020.00	
		MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	84.30	843,000.00	
		AL RAJHI BANK	233,400	90.30	21,076,020.00	

		ALINMA BANK	137,775	28.20	3,885,255.00	
		ARAB NATIONAL BANK	104,533	20.00	2,090,660.00	
		BANK AL - JAZIRA	72,625	17.90	1,299,987.50	
		BANK ALBILAD	66,582	36.85	2,453,546.70	
		BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	32.90	2,059,540.00	
		RIYAD BANK	176,600	27.90	4,927,140.00	
		SAUDI AWWAL BANK	124,500	32.20	4,008,900.00	
		SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	14.06	1,212,675.00	
		THE SAUDI NATIONAL BANK	338,484	32.75	11,085,351.00	
		AL RAJHI COMPANY FOR CO-OPERATIVE INSURA	4,500	163.40	735,300.00	
		BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	202.00	1,959,400.00	
		CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7,200	141.00	1,015,200.00	
		ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	274.60	576,660.00	
		ELM CO	2,700	1,128.00	3,045,600.00	
		SAUDI TELECOM CO	243,000	40.25	9,780,750.00	
		ETIHAD ETISALAT CO	44,900	52.00	2,334,800.00	
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57,000	10.20	581,400.00	
		SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	16.88	1,772,400.00	
		POWER&WATER UTILITY CO FOR	14,100	51.90	731,790.00	
		SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	217.00	1,193,500.00	
		ACWA POWER CO	17,721	386.40	6,847,394.40	
		SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	285.40	1,427,000.00	
		DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	14.12	748,360.00	
	小計	銘柄数：42			139,544,227.19	
					(5,834,344,138)	
		組入時価比率：4.0%			4.3%	
合計					134,616,826,682	
					(134,616,826,682)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年12月23日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	7,616,100	35,125,453.20	
	小計	銘柄数：1	7,616,100	35,125,453.20	

				(5, 504, 861, 025)	
		組入時価比率：3.7%		98.0%	
	合計			5, 504, 861, 025	
				(5, 504, 861, 025)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319, 000	6, 568, 210. 00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131, 990	7, 823, 047. 30	
	小計	銘柄数：2	450, 990	14, 391, 257. 30	
				(112, 407, 232)	
		組入時価比率：0. 1%		2. 0%	
	合計			112, 407, 232	
				(112, 407, 232)	
合計				5, 617, 268, 257	
				(5, 617, 268, 257)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 12 月 23 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7, 022, 152, 256	—	6, 926, 536, 600	△95, 615, 656
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	437, 133, 494	—	438, 696, 370	1, 562, 876
米ドル	437, 133, 494	—	438, 696, 370	1, 562, 876
合計	—	—	—	△94, 052, 780

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧

客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J－R E I T インデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 12 月 23 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,317,186,248
投資証券	56,238,375,500
派生商品評価勘定	2,881,390
未収入金	254,634,627
未収配当金	358,198,926
未収利息	8,566
差入委託証拠金	83,040,817
流動資産合計	58,254,326,074
資産合計	58,254,326,074
負債の部	
流動負債	
未払解約金	352,839,194
流動負債合計	352,839,194
負債合計	352,839,194
純資産の部	
元本等	
元本	23,394,674,797
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	34,506,812,083
元本等合計	57,901,486,880
純資産合計	57,901,486,880
負債純資産合計	58,254,326,074

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 4750 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(24, 750 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、REIT の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT 指数先物取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 23 日現在	
期首	2024 年 6 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	21, 999, 969, 094 円

同期中における追加設定元本額	5, 701, 142, 295 円
同期中における一部解約元本額	4, 306, 436, 592 円
期末元本額	23, 394, 674, 797 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界 6 資産分散投信（安定コース）	1, 829, 804, 286 円
野村世界 6 資産分散投信（分配コース）	2, 723, 214, 067 円
野村世界 6 資産分散投信（成長コース）	2, 200, 546, 689 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5	13, 304, 079 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0	14, 967, 706 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5	19, 319, 858 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0	24, 051, 763 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5	22, 284, 546 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0	48, 392, 205 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 5	9, 347, 932 円
野村インデックスファンド・ J－R E I T	2, 565, 789, 692 円
ネクストコア	12, 853, 882 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	1, 057, 339, 542 円
野村 J－R E I T インデックス（野村 S M A・E W 向け）	1, 424, 860, 603 円
野村世界 6 資産分散投信（配分変更コース）	308, 329, 742 円
野村資産設計ファンド 2 0 5 0	6, 495, 902 円
野村 6 資産均等バランス	6, 589, 195, 288 円
野村世界 R E I T インデックス A コース（野村投資一任口座向け）	80, 280, 184 円
野村資産設計ファンド 2 0 6 0	5, 808, 837 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア） R E I T	197, 953, 658 円
ノムラ F O F s 用インデックスファンド・ J－R E I T（適格機関投資家専用）	1, 413, 090, 713 円
野村国内外マルチアセット（6 資産）ファンド（適格機関投資家専用）	11, 178, 255 円
J－R E I T インデックスファンド（適格機関投資家専用）	1, 658, 221, 935 円
野村国内外マルチアセット（6 資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	102, 838, 726 円
野村 F O F s 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス（2 % コース向け）（適格機関投資家専用）	352, 493 円
野村 D C 運用戦略ファンド	794, 134, 630 円
野村 D C 運用戦略ファンド（マイルド）	74, 814, 440 円
野村世界 6 資産分散投信（D C）安定コース	21, 897, 840 円
野村世界 6 資産分散投信（D C）インカムコース	11, 302, 962 円
野村世界 6 資産分散投信（D C）成長コース	32, 699, 833 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたて N I S A）2 0 3 0	22, 143, 210 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたて N I S A）2 0 4 0	25, 964, 989 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたて N I S A）2 0 5 0	10, 037, 508 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたて N I S A）2 0 6 0	8, 690, 429 円
多資産分散投資ファンド（バランス 1 0）（確定拠出年金向け）	53, 166, 373 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1, 312	143, 008, 000	
		サンケイリアルエステート投資法人	1, 899	140, 905, 800	

		投資証券			
		S O S i L A物流リート投資法人 投資証券	2,958	305,561,400	
		東海道リート投資法人 投資証券	1,013	104,237,700	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	2,047	1,187,260,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	6,972	858,253,200	
		産業ファンド投資法人 投資証券	10,855	1,211,418,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,827	1,689,830,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,882	923,681,000	
		G L P 投資法人 投資証券	19,914	2,419,551,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	3,002	818,945,600	
		日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	10,328	2,277,324,000	
		星野リゾート・リート投資法人 投 資証券	2,507	554,297,700	
		O n e リート投資法人 投資証券	1,034	232,546,600	
		イオンリート投資法人 投資証券	7,272	905,364,000	
		ヒューリックリート投資法人 投資 証券	5,239	711,456,200	
		日本リート投資法人 投資証券	1,926	590,319,000	
		積水ハウス・リート投資法人 投資 証券	17,815	1,352,158,500	
		トーセイ・リート投資法人 投資証 券	1,289	158,031,400	
		ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,462	151,609,400	
		サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,615	144,381,000	
		野村不動産マスターファンド投資法 人 投資証券	18,978	2,582,905,800	
		いちごホテルリート投資法人 投資 証券	981	150,681,600	
		ラサールロジポート投資法人 投資 証券	7,590	1,051,215,000	
		スターアジア不動産投資法人 投資 証券	10,925	554,990,000	
		マリモ地方創生リート投資法人 投 資証券	1,076	113,195,200	
		三井不動産ロジスティクスパーク投 資法人 投資証券	12,923	1,269,038,600	
		日本ホテル&レジデンシャル投資法 人 投資証券	1,250	79,375,000	
		投資法人みらい 投資証券	8,164	321,661,600	

	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	2,047	693,933,000	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,552	350,644,800	
	ザイマックス・リート投資法人 投資証券	1,015	111,954,500	
	タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	3,872	327,184,000	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	34,581	4,294,960,200	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	6,090	3,312,960,000	
	日本都市ファンド投資法人 投資証券	30,742	2,696,073,400	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	11,813	1,913,706,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	4,054	1,287,145,000	
	N T T 都市開発リート投資法人	6,026	717,094,000	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	3,975	619,702,500	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	4,293	416,421,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	13,262	1,830,156,000	
	森トラストリート投資法人 投資証券	11,427	693,618,900	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	32,664	2,159,090,400	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	2,200	856,900,000	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	4,347	508,599,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,983	1,034,385,100	
	福岡リート投資法人 投資証券	3,345	478,669,500	
	K D X 不動産投資法人 投資証券	16,586	2,414,921,600	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	4,326	342,186,600	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	2,456	707,328,000	
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	2,827	342,349,700	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	1,028	177,741,200	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	8,891	2,030,704,400	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	21,780	1,559,448,000	

	小計	大和証券リビング投資法人 投資証券	8,756	768,776,800	
		ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	5,091	588,519,600	
		銘柄数：57	425,084	56,238,375,500	
		組入時価比率：97.1%		100.0%	
合計				56,238,375,500	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 12 月 23 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	1,432,964,380	—	1,435,944,000	2,881,390
合計	1,432,964,380	—	1,435,944,000	2,881,390

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引
- 国内先物取引について
- 先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024 年 12 月 23 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	805,851,525
コール・ローン	89,228,234
投資証券	85,212,741,636
派生商品評価勘定	121,962
未収入金	21,852,585
未収配当金	285,743,725
未収利息	580
差入委託証拠金	141,465,394
流動資産合計	86,557,005,641
資産合計	86,557,005,641
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	19,064,988
未払金	711,382,650

未払解約金	23,087,021
その他未払費用	324,500
流動負債合計	753,859,159
負債合計	753,859,159
純資産の部	
元本等	
元本	21,122,117,215
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	64,681,029,267
元本等合計	85,803,146,482
純資産合計	85,803,146,482
負債純資産合計	86,557,005,641

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	4.0622 円
(10,000 口当たり純資産額)	(40,622 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT 指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 23 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 23 日現在	
期首	2024 年 6 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	21,467,883,520 円
同期中における追加設定元本額	2,365,604,614 円
同期中における一部解約元本額	2,711,370,919 円
期末元本額	21,122,117,215 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1,077,170,244 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	1,603,062,947 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	1,295,415,708 円
野村資産設計ファンド 2015	7,831,308 円
野村資産設計ファンド 2020	8,811,202 円
野村資産設計ファンド 2025	11,372,951 円
野村資産設計ファンド 2030	14,158,790 円
野村資産設計ファンド 2035	13,118,389 円
野村資産設計ファンド 2040	28,487,296 円
野村資産設計ファンド 2045	5,503,006 円
野村インデックスファンド・外国 REIT	1,427,773,791 円
ネクストコア	3,160,613 円

野村インデックスファンド・海外5資産バランス	545,965,808 円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	566,247,201 円
野村資産設計ファンド2050	3,823,954 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	487,266 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	528,466 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	7,348,440 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	3,942,585 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	11,783,551 円
野村6資産均等バランス	3,878,902,312 円
野村資産設計ファンド2060	3,419,547 円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,344,912,423 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）REIT	2,755,635,368 円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	1,130,603,240 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT（適格機関投資家専用）	73,230,857 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2％コース向け）（適格機関投資家専用）	207,502 円
野村DC運用戦略ファンド	189,482,405 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	10,726,076 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	12,890,511 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	6,653,833 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	19,249,592 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	13,035,157 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	15,284,990 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	5,908,871 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	5,115,720 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	20,865,295 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 12 月 23 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 12 月 23 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	45,100	1,077,439.00	
		AGREE REALTY CORP	39,430	2,766,803.10	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	27,100	473,437.00	
		ALEXANDERS INC	800	162,312.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	59,150	5,865,905.50	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,000	65,560.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	18,700	486,200.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	58,500	1,623,375.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	121,000	4,418,920.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	99,300	2,132,964.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	48,800	403,576.00	

	APPLE HOSPITALITY REIT INC	86,100	1,344,021.00	
	ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	30,900	316,725.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	54,140	12,028,283.80	
	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	64,800.00	
	BRANDYWINE REALTY TRUST	65,000	350,350.00	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	114,500	3,137,300.00	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	71,600	1,150,612.00	
	BRT APARTMENTS CORP	4,200	74,340.00	
	BPX INC	55,200	4,120,128.00	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	40,510	4,655,004.10	
	CARETRUST REIT INC	71,600	1,958,976.00	
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	5,200	153,764.00	
	CENTERSPACE	6,400	422,464.00	
	CHATHAM LODGING TRUST	19,000	174,230.00	
	CITY OFFICE REIT INC	14,500	79,025.00	
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	9,100	166,712.00	
	COPT DEFENSE PROPERTIES	42,700	1,328,397.00	
	COUSINS PROPERTIES INC	60,300	1,823,472.00	
	CTO REALTY GROWTH INC	10,300	200,541.00	
	CUBESMART	86,300	3,681,558.00	
	CURBLINE PROPERTIES CORP	35,800	805,858.00	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	80,500	750,260.00	
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	350,000	201,250.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	118,820	21,217,687.40	
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	186,960.00	
	DOUGLAS EMMETT INC	64,500	1,166,160.00	
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	38,200	426,694.00	
	EASTGROUP PROPERTIES	18,860	3,044,758.40	
	ELME COMMUNITIES	33,200	497,336.00	
	EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	52,600	533,890.00	
	EPR PROPERTIES	29,100	1,268,469.00	
	EQUINIX INC	36,770	34,093,879.40	
	EQUITY COMMONWEALTH	40,500	71,685.00	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	72,870	4,853,870.70	

	EQUITY RESIDENTIAL	130,150	9,286,202.50	
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	66,600	2,099,898.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	24,500	6,952,120.00	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	80,800	11,877,600.00	
	FARMLAND PARTNERS INC	16,500	203,280.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	29,180	3,265,825.60	
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	50,300	2,551,719.00	
	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	37,100	1,007,636.00	
	FRANKLIN STREET PROPERTIES C	27,000	51,570.00	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	104,700	4,929,276.00	
	GETTY REALTY CORP	18,900	577,395.00	
	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	16,300	261,452.00	
	GLADSTONE LAND CORP	11,900	125,426.00	
	GLOBAL MEDICAL REIT INC	23,500	184,710.00	
	GLOBAL NET LEASE INC	75,000	536,250.00	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	135,300	2,283,864.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	267,400	5,380,088.00	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	40,300	1,212,224.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	266,900	4,857,580.00	
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	51,000	149,430.00	
	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	85,400	1,724,226.00	
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	20,000	65,000.00	
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	10,930	805,103.80	
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	29,400	876,120.00	
	INVITATION HOMES INC	217,200	6,980,808.00	
	IRON MOUNTAIN INC	111,860	11,756,486.00	
	JBG SMITH PROPERTIES	32,900	505,344.00	
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	350,000	71,750.00	
	KILROY REALTY CORP	40,100	1,624,050.00	
	KIMCO REALTY CORP	257,000	6,018,940.00	
	KITE REALTY GROUP TRUST	83,500	2,097,520.00	
	LAMAR ADVERTISING CO-A	33,390	4,106,636.10	
	LINEAGE INC	22,560	1,321,339.20	
	LTC PROPERTIES INC	17,400	610,392.00	
	LXP INDUSTRIAL TRUST	110,800	921,856.00	

		MACERICH CO /THE	93,800	1,900,388.00	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	53,146.35	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	232,000	895,520.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	44,570	6,837,038.00	
		MODIV INDUSTRIAL INC	2,900	45,849.00	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	26,500	1,002,760.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	17,380	1,213,993.00	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,700	176,244.00	
		NETSTREIT CORP	31,500	446,040.00	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	13,024	92,079.68	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,300	352,916.00	
		NNN REIT INC	71,600	2,889,060.00	
		OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	18,156.00	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	103,000	3,896,490.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,600	153,832.00	
		ORION OFFICE REIT INC	20,800	80,080.00	
		OUTFRONT MEDIA INC	51,900	943,542.00	
		PARAMOUNT GROUP INC	70,000	336,700.00	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	79,400	1,179,090.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	13,800	157,044.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	45,700	619,235.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	46,500	1,771,650.00	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	46,500	407,340.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	15,000	270,000.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	7,900	102,147.00	
		PRIME US REIT	233,200	39,644.00	
		PROLOGIS INC	352,910	36,462,661.20	
		PUBLIC STORAGE	60,060	17,867,850.00	
		REALTY INCOME CORP	333,500	17,605,465.00	
		REGENCY CENTERS CORP	62,060	4,580,028.00	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	48,100	832,611.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	84,700	3,220,294.00	
		RLJ LODGING TRUST	58,300	599,907.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	22,760	2,408,008.00	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	90,500	1,534,880.00	

		SAFEHOLD INC	17,000	331,670.00	
		SAUL CENTERS INC	4,500	173,970.00	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	64,000	158,720.00	
		SILA REALTY TRUST INC	21,200	518,552.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	116,880	20,057,776.80	
		SITE CENTERS CORP	17,450	269,777.00	
		SL GREEN REALTY CORP	27,010	1,836,950.10	
		STAG INDUSTRIAL INC	69,200	2,348,648.00	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	41,200	280,984.00	
		SUN COMMUNITIES INC	45,670	5,648,465.60	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	76,800	922,368.00	
		TANGER INC	42,300	1,452,582.00	
		TERRENO REALTY CORP	38,090	2,246,929.10	
		UDR INC	114,500	4,976,170.00	
		UMH PROPERTIES INC	28,200	537,774.00	
		UNITI GROUP INC	95,500	544,350.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,700	174,699.00	
		URBAN EDGE PROPERTIES	47,800	1,031,046.00	
		VENTAS INC	159,920	9,396,899.20	
		VERIS RESIDENTIAL INC	30,600	502,146.00	
		VICI PROPERTIES INC	401,800	11,567,822.00	
		VORNADO REALTY TRUST	63,000	2,615,130.00	
		WELLTOWER INC	225,420	28,096,348.80	
		WHITESTONE REIT	16,100	229,586.00	
		WP CAREY INC	83,180	4,512,515.00	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	38,200	578,348.00	
	小計	銘柄数：142	10,336,919	435,106,984.43	
				(68,189,966,599)	
		組入時価比率：79.5%		80.0%	
カナダドル		ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	25,100	439,501.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	134,946.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	9,100	581,763.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	31,700	1,349,152.00	
		CHOICE PROPERTIES REIT	62,800	838,380.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	19,700	271,860.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	18,900	274,995.00	

	小計	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	51,700	618,332.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,000	54,300.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	39,700	678,870.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	11,440	816,930.40	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	49,800	466,128.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	27,700	278,385.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	22,400	384,608.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	109,552.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	126,071.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	95,886.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	48,000	216,480.00	
		PRIMARIS REIT	17,600	278,784.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	55,300	1,020,285.00	
		SLATE GROCERY REIT	10,800	151,740.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	27,100	676,416.00	
		銘柄数：22	578,840	9,863,364.40	
				(1,076,487,590)	
		組入時価比率：1.3%		1.3%	
	ユーロ	AEDIFICA	17,930	990,632.50	
		ALTAREA	2,000	189,800.00	
		CARE PROPERTY INVEST	13,800	154,008.00	
		CARMILA	19,800	312,444.00	
		COFINIMMO	14,320	763,256.00	
		COVIVIO	20,300	992,264.00	
		CROMWELL REIT EUR	127,000	198,120.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	17,000	380,800.00	
		GECINA SA	19,920	1,781,844.00	
		HAMBORNER REIT AG	26,400	165,792.00	
		ICADE	12,000	258,240.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	44,190.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	129,500	664,982.50	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	210,000	188,580.00	
		KLEPIERRE	84,500	2,359,240.00	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	17,200	136,052.00	
		MERCIALYS	32,400	324,972.00	

小計	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	150,900	1,501,455.00	
	MONTEA	8,110	510,119.00	
	NSI NV	6,400	121,472.00	
	RETAIL ESTATES	5,090	296,747.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	11,700	417,105.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	38,340	2,747,444.40	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	68,200	1,298,528.00	
	WERELDHAVE NV	14,200	196,244.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	12,800	366,080.00	
	銘柄数：26	1,097,810	17,360,411.40	
			(2,837,385,639)	
	組入時価比率：3.3%		3.3%	
英債券	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	9,142.00	
	AEW UK REIT PLC	64,000	63,488.00	
	ASSURA PLC	1,150,000	432,170.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	76,000	726,560.00	
	BRITISH LAND	382,000	1,356,100.00	
	CARE REIT PLC	160,000	127,840.00	
	CLS HOLDINGS PLC	46,000	35,926.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	121,440.00	
	DERWENT LONDON PLC	43,300	853,876.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	258,000	213,108.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	153,000	446,760.00	
	HAMMERSON PLC	177,000	493,476.00	
	HELICAL PLC	38,000	65,132.00	
	HOME REIT PLC	267,000	50,796.75	
	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	285,300	1,614,798.00	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	47,864.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	783,000	1,396,872.00	
	NEWRIVER REIT PLC	149,000	106,982.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	128,270.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	502,000	459,581.00	
	PRS REIT PLC/THE	191,000	204,370.00	
	REGIONAL REIT LTD	70,700	82,012.00	

	小計	SAFESTORE HOLDINGS PLC	81,800	533,745.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	200,000	97,000.00	
		SEGRO PLC	515,600	3,586,513.60	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	737,000	917,565.00	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	471,000	318,396.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	242,000	201,828.00	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	69,480.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	952,000	1,234,744.00	
		UNITE GROUP PLC	156,700	1,257,517.50	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	170,000	173,400.00	
		WAREHOUSE REIT PLC	155,000	119,815.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	51,800	257,705.00	
		銘柄数：35	9,458,200	17,804,272.85	
				(3,509,400,221)	
		組入時価比率：4.1%		4.1%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	174,000	201,840.00	
		ABACUS STORAGE KING	190,000	218,500.00	
		ARENA REIT	155,000	598,300.00	
		BWP TRUST	215,000	724,550.00	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	322,000	587,650.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	195,000	551,850.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	161,000	177,905.00	
		CHARTER HALL GROUP	180,800	2,587,248.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	250,000	932,500.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	196,000	635,040.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	124,000	321,160.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	197,600.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	80,000	208,000.00	
		DEXUS/AU	411,000	2,729,040.00	
		GOODMAN GROUP	728,500	26,167,720.00	
		GPT GROUP	734,000	3,295,660.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	256,470.00	
		HEALTHCO REIT	176,000	176,000.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	664,000	763,600.00	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	78,000	294,840.00	

小計	INGENIA COMMUNITIES GROUP	138,000	637,560.00	
	MIRVAC GROUP	1,512,000	2,857,680.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	530,000	1,245,500.00	
	REGION RE LTD	436,000	928,680.00	
	RURAL FUNDS GROUP	140,000	240,100.00	
	SCENTRE GROUP	1,981,000	6,775,020.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	912,000	4,404,960.00	
	VICINITY CENTRES	1,478,000	3,059,460.00	
	WAYPOINT REIT	256,000	609,280.00	
	銘柄数：29	13,040,300	62,383,713.00	(6,113,603,874)
ニュージーランド ドル	組入時価比率：7.1%		7.2%	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	403,000	806,000.00	
	銘柄数：1	403,000	806,000.00	(71,306,820)
小計	組入時価比率：0.1%		0.1%	
	CHAMPION REIT	700,000	1,162,000.00	
	FORTUNE REIT	580,000	2,267,800.00	
香港ドル	LINK REIT	983,000	31,603,450.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	310,000	561,100.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	819,800	770,612.00	
小計	銘柄数：5	3,392,800	36,364,962.00	(733,117,633)
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	261,650	324,446.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,344,762	3,388,800.24	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	977,956	841,042.16	
	CAPITALAND CHINA TRUST	451,279	315,895.30	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,113,796	4,037,350.36	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	268,000	225,120.00	
	EC WORLD REIT	60,000	8,400.00	
	ESR-REIT	2,430,272	607,568.00	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	420,000	249,900.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	453,838	948,521.42	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	1,098,746	939,427.83	

	小計	TRUST				
		KEPPEL DC REIT	683,659	1,449,357.08		
		KEPPEL REIT	879,000	738,360.00		
		LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL	620,000	331,700.00		
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	794,000	1,730,920.00		
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,298,980	1,623,725.00		
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	864,716	1,037,659.20		
		QUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	840,000	226,800.00		
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	161,000	584,430.00		
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	190,000	129,200.00		
		STARHILL GLOBAL REIT	520,000	252,200.00		
		SUNTEC REIT	850,000	994,500.00		
		銘柄数：22	17,581,654	20,985,322.59		
				(2,427,162,410)		
	組入時価比率：2.8%		2.8%			
	ウォン	小計	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	60,000	255,600,000.00	
			IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	19,000	81,510,000.00	
			JR REIT XXVII	70,000	201,950,000.00	
			KORAMCO LIFE INFRA REIT	20,888	83,447,560.00	
			LOTTE REIT CO LTD	53,519	168,049,660.00	
			SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	40,983	231,553,950.00	
			SK REITS CO LTD	54,000	235,710,000.00	
			銘柄数：7	318,390	1,257,821,170.00	
					(136,473,596)	
			組入時価比率：0.2%		0.2%	
	新シェケル	小計	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	260,000	526,500.00	
			REIT 1 LTD	74,000	1,443,000.00	
			SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	770,640.00	
			銘柄数：3	414,000	2,740,140.00	
					(117,837,254)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%		
合計				85,212,741,636		
				(85,212,741,636)		

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 12 月 23 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	521,760,060	—	502,695,072	△19,064,988
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	35,314,100	—	35,436,062	121,962
英ポンド	7,836,800	—	7,883,292	46,492
ニュージーランドドル	4,415,500	—	4,422,970	7,470
シンガポールドル	23,061,800	—	23,129,800	68,000
合計	—	—	—	△18,943,026

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について
先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村資産設計ファンド 2015

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	669,048,561円
II 負債総額	143,739円
III 純資産総額（I－II）	668,904,822円
IV 発行済口数	566,039,799口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1817円

野村資産設計ファンド２０２０

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	755, 182, 785円
II 負債総額	392, 115円
III 純資産総額（I－II）	754, 790, 670円
IV 発行済口数	616, 022, 571口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 2253円

野村資産設計ファンド２０２５

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	973, 536, 042円
II 負債総額	1, 131, 983円
III 純資産総額（I－II）	972, 404, 059円
IV 発行済口数	693, 691, 620口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 4018円

野村資産設計ファンド２０３０

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	1, 221, 903, 724円
II 負債総額	1, 273, 363円
III 純資産総額（I－II）	1, 220, 630, 361円
IV 発行済口数	774, 437, 009口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 5762円

野村資産設計ファンド２０３５

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	1, 028, 749, 230円
II 負債総額	2, 620, 447円
III 純資産総額（I－II）	1, 026, 128, 783円
IV 発行済口数	609, 833, 680口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 6826円

野村資産設計ファンド２０４０

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	1, 626, 534, 430円
II 負債総額	1, 859, 640円
III 純資産総額（I－II）	1, 624, 674, 790円
IV 発行済口数	924, 341, 760口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 7577円

野村資産設計ファンド2045

2025年1月31日現在

I 資産総額	340,259,502円
II 負債総額	439,191円
III 純資産総額（I－II）	339,820,311円
IV 発行済口数	103,022,820口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.2985円

野村資産設計ファンド2050

2025年1月31日現在

I 資産総額	318,258,198円
II 負債総額	331,960円
III 純資産総額（I－II）	317,926,238円
IV 発行済口数	164,926,411口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9277円

野村資産設計ファンド2060

2025年1月31日現在

I 資産総額	291,902,425円
II 負債総額	2,365,156円
III 純資産総額（I－II）	289,537,269円
IV 発行済口数	169,211,368口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7111円

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

2025年1月31日現在

I 資産総額	1,228,873,081,714円
II 負債総額	10,103,608,103円
III 純資産総額（I－II）	1,218,769,473,611円
IV 発行済口数	998,735,576,723口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2203円

（参考）外国債券マザーファンド

2025年1月31日現在

I 資産総額	987,813,733,018円
II 負債総額	856,560,286円
III 純資産総額（I－II）	986,957,172,732円
IV 発行済口数	326,521,207,539口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.0226円

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	16,026,266,253円
II 負債総額	17,595,474円
III 純資産総額（I－II）	16,008,670,779円
IV 発行済口数	8,622,659,297口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8566円

(参考) 国内株式マザーファンド

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	838,000,326,834円
II 負債総額	53,612,382,549円
III 純資産総額（I－II）	784,387,944,285円
IV 発行済口数	246,637,663,218口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.1803円

(参考) 外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	2,931,518,123,195円
II 負債総額	7,173,139,944円
III 純資産総額（I－II）	2,924,344,983,251円
IV 発行済口数	371,199,855,918口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.8781円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	150,742,628,707円
II 負債総額	373,194,416円
III 純資産総額（I－II）	150,369,434,291円
IV 発行済口数	71,580,219,448口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1007円

(参考) J－REITインデックス マザーファンド

2025 年 1 月 31 日現在

I 資産総額	65,684,753,129円
II 負債総額	1,895,433,412円
III 純資産総額（I－II）	63,789,319,717円
IV 発行済口数	24,491,469,034口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6046円

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

2025年1月31日現在

I 資産総額	90,279,080,020円
II 負債総額	285,572,310円
III 純資産総額 (I - II)	89,993,507,710円
IV 発行済口数	22,025,281,976口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	4.0859円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

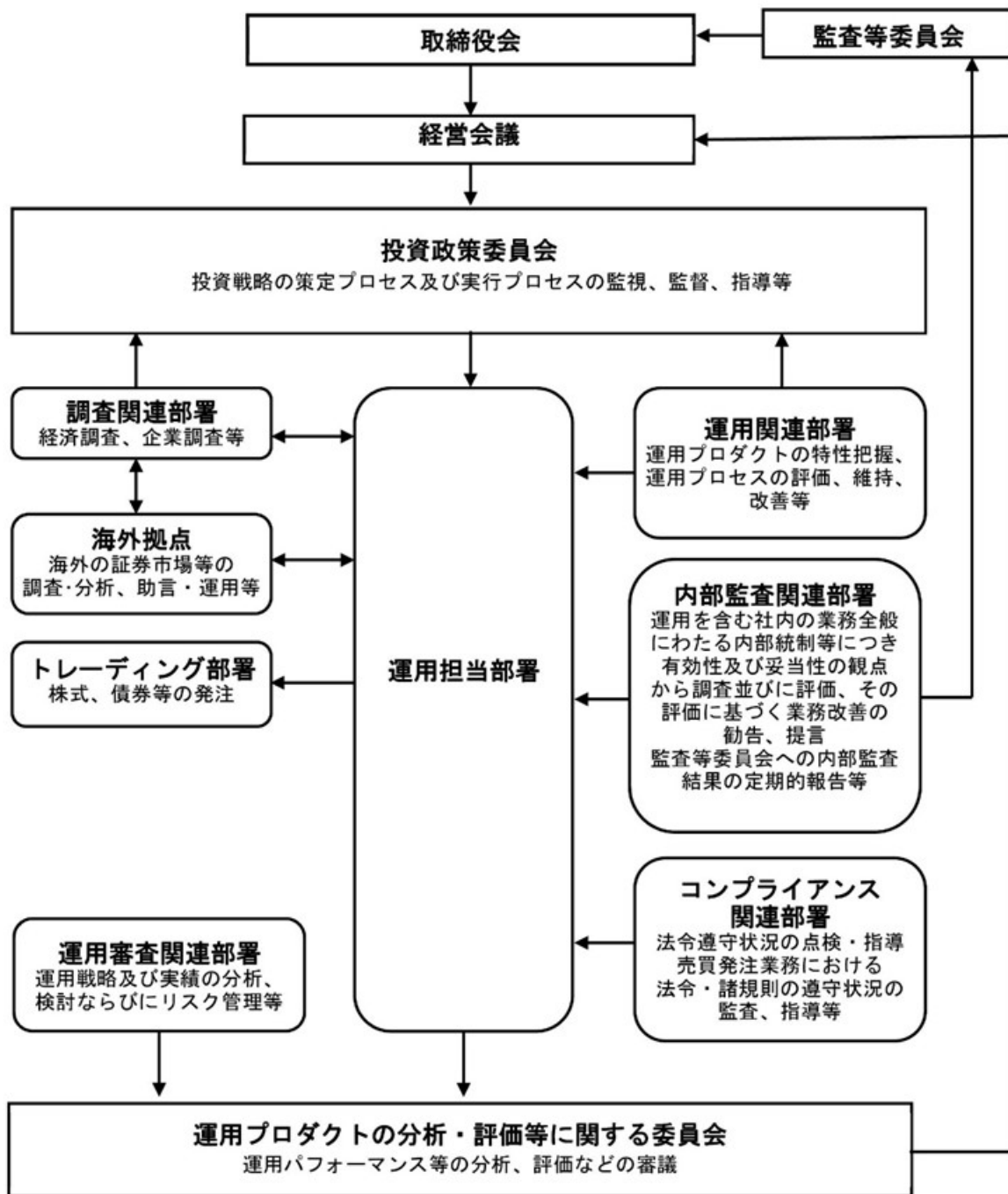
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2024 年 12 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	917	56,554,843
単位型株式投資信託	157	657,242
追加型公社債投資信託	14	6,997,164
単位型公社債投資信託	421	763,427
合計	1,509	64,972,676

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原	尚
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永	真太郎
--------------------	-------	-----	-----

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		
(負債の部)						
流動負債	※ 1					
関係会社短期借入金			-		13,700	
預り金			124		123	
未払金			17,378		11,404	
未払収益分配金		0		1		
未払償還金		57		39		
未払手数料		8,409		10,312		
関係会社未払金		8,911		1,052		
未払費用			9,682		12,507	
未払法人税等			1,024		8,095	
未払消費税等			500		1,590	
前受収益			22		15	
賞与引当金			3,635		4,543	
その他			46		24	
流動負債計				32,414		52,005
固定負債						
退職給付引当金				2,940		2,759
時効後支払損引当金				595		602
資産除去債務				1,123		1,123
固定負債計				4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490	
(純資産の部)						
株主資本			87,419		59,820	
資本金			17,180		17,180	
資本剰余金			13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		2,000		2,000		
利益剰余金			56,509		28,910	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		55,823		28,225		
別途積立金		24,606		-		
繰越利益剰余金		31,217		28,225		
評価・換算差額等			229		327	
その他有価証券評価差額金			229		327	
純資産合計			87,648		60,147	
負債・純資産合計			124,722		116,638	

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※ 2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	-	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,877 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 4,830 円

基準日 2022 年 3 月 31 日

効力発生日 2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 55,782 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 10,830 円

基準日 2023 年 3 月 31 日

効力発生日 2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
- 2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 55,782 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 10,830 円 |
| 基準日 | 2023 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2023 年 6 月 30 日 |
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
- 2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 5,470 円 |
| 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2024 年 6 月 28 日 |

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
期末残高		1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	17,016 円 74 銭	1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭
1株当たり当期純利益	5,060 円 34 銭	1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円		損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円	
普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円		普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産	※ 1	
有形固定資産		761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※ 2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※ 1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※ 2	6,924
営業外費用	※ 3	285
経常利益		28,282
特別利益	※ 4	23
特別損失	※ 5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書
 当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 準備金	利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、						

7. 収益及び費用の計上基準	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)

1. 売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	10,222 円 13 銭
1 株当たり中間純利益	4,021 円 58 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	20,713 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	20,713 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：39%

外国債券マザーファンド受益証券：15%

国内株式マザーファンド受益証券：18%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：18%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2015年6月の決算日の翌日（第16計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ② デリバティブの直接利用は行ないません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2015
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2015年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第15計算期間まで・・・年10,000分の86
2. 第16計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：29%

外国債券マザーファンド受益証券：15%

国内株式マザーファンド受益証券：21.5%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：21.5%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：6.5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：6.5%

② 2020年6月の決算日の翌日（第26計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2020
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2020年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第25計算期間まで・・・年10,000分の86
2. 第26計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド 2025)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：22%

外国債券マザーファンド受益証券：15%

国内株式マザーファンド受益証券：24%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：24%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：7.5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：7.5%

② 2025 年 6 月の決算日の翌日（第 36 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2025
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混成寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、2025 年 6 月 22 日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年 6 月 23 日から 12 月 22 日までおよび 12 月 23 日から翌年 6 月 22 日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月 23 日から翌月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 20 年 6 月 23 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第 1 計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 35 計算期間まで・・・年 10,000 分の 86
2. 第 36 計算期間以降・・・年 10,000 分の 77

② 前項の信託報酬は、第 1 計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：17%

外国債券マザーファンド受益証券：15%

国内株式マザーファンド受益証券：28%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：28%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：6%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：6%

② 2030年6月の決算日の翌日（第46計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2030
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2030年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第45計算期間まで・・・年10,000分の86
2. 第46計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：13.5%

外国債券マザーファンド受益証券：13.5%

国内株式マザーファンド受益証券：31.5%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：31.5%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2035 年 6 月の決算日の翌日（第 56 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ② デリバティブの直接利用は行ないません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2035
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2035年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第55計算期間まで・・・年10,000分の86
2. 第56計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド 2040)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：11%

外国債券マザーファンド受益証券：11%

国内株式マザーファンド受益証券：34%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：34%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2040 年 6 月の決算日の翌日（第 66 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ② デリバティブの直接利用は行ないません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2040
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2040年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第65計算期間まで・・・年10,000分の86
2. 第66計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド 2045)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券 マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：10%

外国債券マザーファンド受益証券：8.4%

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券：1.6%

国内株式マザーファンド受益証券：35%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：24.3%

新興国株式マザーファンド受益証券：10.7%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2045 年 6 月の決算日の翌日（第 71 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の
合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第28条の規定に基づき、初回決算は平成22年12月22日とし、その後安定運用開始時期前は年2回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2045
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ、有価証券

- ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合

計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、2045年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年12月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第70計算期間まで・・・年10,000分の86

2. 第71計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同

じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、

当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 45 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 9 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド 2050)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券 マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：10%

外国債券マザーファンド受益証券：8.1%

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券：1.9%

国内株式マザーファンド受益証券：35%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：21.2%

新興国株式マザーファンド受益証券：13.8%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2050 年 6 月の決算日の翌日（第 71 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 28 条の規定に基づき、初回決算は平成 27 年 12 月 22 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2050
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、2050年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成27年12月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 70 計算期間まで・・・年 10,000 分の 86

2. 第 71 計算期間以降・・・年 10,000 分の 77

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間

終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替

機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 27 年 9 月 17 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2015
追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2020
追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2025
追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2030
追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2035
追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2040
追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2045
追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2050
追加型証券投資信託	野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド2060)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：10%

外国債券マザーファンド受益証券：8.2%

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券：1.8%

国内株式マザーファンド受益証券：35%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：20.3%

新興国株式マザーファンド受益証券：14.7%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2060年6月の決算日の翌日（第83計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ないリスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ② デリバティブの直接利用は行ないません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 28 条の規定に基づき、初回決算は 2019 年 12 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2060
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、2060年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2019年12月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれ

のない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 82 計算期間まで・・・年 10,000 分の 86

2. 第 83 計算期間以降・・・年 10,000 分の 77

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2019年9月13日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA・BPI 総合（NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA・BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りします。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

す。)

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第18条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第20条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。

ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、**FTSE 世界国債インデックス**（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、**FTSE 世界国債インデックス**（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本とし

て定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金3億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条第1項、第31条第2項、第34条第1項、第35条第1項および第37条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 29 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 30 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 31 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 33 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 34 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 38 条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第40条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第42条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第43条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外 REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 20 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 20 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社